

最終案（見え消し）

八戸市地域防災計画

【 風水害等災害対策編 】

令和8年3月
八戸市防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画の構成	2
第4節	各機関の実施責任	3
第5節	市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第6節	市の自然的・社会的条件	11
第7節	災害の記録	16
第8節	災害の想定	17

第2章 防災組織

第1節	八戸市防災会議	18
第2節	配備態勢	20
第3節	八戸市災害対策本部	21
第4節	災害対策本部に準じた組織	37

第3章 災害予防計画

第1節	調査研究	38
第2節	業務継続性の確保	39
第3節	防災業務施設・設備等の整備	40
第4節	青森県防災情報ネットワーク	45
第5節	防災事業	47
第6節	自主防災組織等の確立	53
第7節	防災教育及び防災思想の普及	55
第8節	企業防災の促進	58
第9節	防災訓練	59
第10節	避難対策	61
第11節	災害備蓄対策	67
第12節	要配慮者の安全確保対策	68
第13節	災害ボランティア活動対策	75
第14節	災害廃棄物対策	77
第15節	文教対策	78
第16節	警備対策	80
第17節	交通施設対策	81
第18節	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	82
第19節	水害予防対策	87
第20節	風害予防対策	94
第21節	土砂災害予防対策	95
第22節	火災予防対策	99
第23節	複合災害対策	101
第24節	八戸市水防センター	102
第25節	地域防災拠点施設	105
第26節	公共交通の維持・確保対策	106
第27節	孤立対策	107

第4章 災害応急対策計画

第1節	気象予報・警報等の収集及び伝達	108
第2節	情報収集及び被害等報告	152
第3節	通信連絡	165
第4節	災害広報・情報提供	171
第5節	避難	173
第6節	消防	182
第7節	水防	183
第8節	救出	185
第9節	食料供給	187
第10節	給水	191
第11節	応急住宅供給	193
第12節	遺体の捜索、処理、埋火葬	196
第13節	障害物除去	199
第14節	被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与	202
第15節	医療、助産及び保健	204
第16節	被災動物対策	209
第17節	輸送対策	210
第18節	労務供給	213
第19節	災害ボランティア受入れ・支援対策	217
第20節	防疫	219
第21節	廃棄物等処理及び環境汚染防止	221
第22節	被災宅地の危険度判定	224
第23節	金融機関対策	225
第24節	文教対策	226
第25節	警備対策	229
第26節	交通対策	230
第27節	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	232
第28節	石油燃料供給対策	236
第29節	広域応援	237
第30節	自衛隊災害派遣要請	239
第31節	航空機運用	244
第32節	公共交通の維持・確保	247

第5章 雪害対策、事故災害対策計画

第1節	雪害対策	249
第2節	海上災害対策	256
第3節	航空災害対策	264
第4節	鉄道災害対策	269
第5節	道路災害対策	272
第6節	危険物等災害対策	276
第7節	大規模な火事災害対策	285
第8節	大規模な林野火災対策	289

第6章 災害復旧対策計画

第1節	公共施設災害復旧	297
第2節	民生安定のための金融対策	299

第 3 節	被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	300
第 4 節	罹災証明書及び被害届出証明書の発行	303

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、風水害等の災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災対策事務又は業務の遂行により、八戸市の地域並びに市民（八戸市民を指す。場面により来訪者等を含むことがある。）の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、市民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなど、日常的に減災のための市民運動の展開を図るものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、風水害等の災害に係る八戸市の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。

なお、地震・津波防災計画は、別編とする。

- (1) 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
- (2) 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、八戸市の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部的事項については、八戸市災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
- (3) 風水害等の災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
- (4) 八戸市及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と連携して調査研究を行い、又は訓練の実施若しくはその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

○ 災害対策基本法による指定行政機関等（資料編 1－1）

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

1 防災組織（第2章）

防災対策の実施に万全を期するため、八戸市及び防災関係機関の防災組織、体制等について定める。

2 災害予防計画（第3章）

風水害等の災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、八戸市、防災関係機関等の施策、措置等について定める。

3 災害応急対策計画（第4章）

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の発生又は被害の拡大を防止するため、八戸市及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定める。

4 雪害対策、事故災害対策計画（第5章）

雪害、事故災害に係る八戸市及び防災関係機関等の予防対策及び応急対策について定める。

5 災害復旧対策計画（第6章）

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、八戸市及び防災関係機関等が講じるべき措置について定める。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等及び市民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進に当たっては、男女双方の視点に配慮し、施策の方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

1 市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

(1) 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、又は市町村間の連絡調整が必要なとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 県出先機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体等及び市民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から風水害等の災害に対する防災力向上に努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、市民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時より風水害等の災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、それぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

第5節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱及び関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
八戸市		<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関すること。 2 防災に関する組織の整備に関すること。 3 防災に関する調査、研究に関すること。 4 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること。 5 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関すること。 6 防災に関する物資等の備蓄に関すること。 7 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること。 8 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ）の安全確保に関すること。 9 避難行動要支援者に係る名簿の作成等避難支援に関すること。 10 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること。 11 水防活動、消防活動に関すること。 12 災害に関する広報に関すること。 13 避難指示等に関すること。 14 医療、助産及び保健に関すること。 15 避難所等における衛生指導及び衛生保持に関すること。 16 防疫に関すること。 17 災害救助法による救助及びそれに準じる救助に関すること。 18 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること。 19 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること。 20 罹災証明及び被害届出証明書の発行に関すること。 21 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること。 22 その他災害対策に必要な措置に関すること。
	市教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災教育に関すること。 2 文教施設の保全に関すること。 3 災害時における応急の教育に関すること。 4 その他災害対策に必要な措置に関すること。
消防機関	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部（以下「八戸消防本部」という。） 八戸消防署 八戸東消防署 八戸市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 風水害、火災、その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 人命の救助及び救急活動に関すること。 3 住民への情報伝達及び避難誘導に関すること。 4 防火対象物の防火管理の指導、監督に関すること。 5 危険物の規制及び高圧ガス等の安全指導に関すること。
八戸圏域水道企業団		<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の防災対策及び災害時における給水の確保 <u>並びに</u> <u>応急復旧</u>に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
八戸警察署	1 災害に関する予報・警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること。 2 災害時の警備に関すること。 3 災害広報に関すること。 4 被災者の救助、救出に関すること。 5 災害時の遺体の検視、死体調査、身元確認等に関すること。 6 災害時の交通規制に関すること。 7 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること。 8 避難等に関すること。 9 その他災害対策に必要な措置に関すること。
<u>青森県</u> 三八県税事務所	1 市町村支援（家屋被害調査）に関すること。
<u>青森県</u> 三八児童相談所	1 被災児童の対策に関すること。
<u>青森県</u> 三八地域連携事務所	1 青森県災害対策本部地方支部の設置に関すること。 2 市へのリエゾン派遣・支援に関すること。
<u>青森県</u> 八戸環境管理事務所	1 廃棄物処理施設に関すること。
青森県 三八地域県民局 地域健康福祉部 <u>青森県</u> <u>三戸保健所</u>	1 災害救助に関すること。 2 <u>1</u> 医療機関との連絡調整に関すること。 3 <u>2</u> 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること。 4 <u>3</u> 防疫に関すること。
<u>青森県</u> 三戸福祉事務所	1 災害救助に関すること。 2 被災母子世帯の対策に関すること。
三八地域県民局 地域農林水産部 <u>青森県三八農林水産事務所</u>	1 農業、畜産業、林業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 3 水産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧の助言に関すること。 4 漁港施設・漁港海岸施設・漁場施設・水産業共同利用施設等の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。
三八地域県民局 地域整備部 <u>青森県三八県土整備事務所</u>	1 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、海岸、急傾斜地、港湾、 <u>上下水道</u> 、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 2 水防活動に関すること。
三八教育事務所	1 文教関係の災害情報の収集に関すること。 2 災害時における応急の教育に係る助言及び援助に関すること。

	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 行 政 機 関	東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常通信協議会の育成、指導に関すること。 2 非常通信訓練に関すること。 3 防災行政無線局、防災相互通信用無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関すること。 4 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。
	青森労働局 (八戸労働基準監督署) (ハローワーク八戸)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する職業のあっせんに関すること。 2 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること。 3 被災労働者に対する労働災害補償に関すること。 4 災害時における労務供給に関すること。
	農林水産省 (東北農政局青森県拠点)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。 2 農地・農業用施設及び農地海岸施設等の防災対策並びに指導に関すること。 3 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。 4 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病虫害防除の指導に関すること。 5 土地改良機械の緊急貸付けに関すること。 6 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関すること。 7 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関すること。
	東北森林管理局 (三八上北森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林、治山による災害防止に関すること。 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること。 3 災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関すること。 4 林野火災防止対策等に関すること。 5 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
	東北地方整備局 青森河川国道事務所 (八戸出張所) (八戸国道出張所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設（直轄）の整備に関すること。 2 直轄河川の水防警報及び洪水情報（青森地方气象台との共同）の発表・伝達等水防に関すること。 3 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること。 4 その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること。
	東北地方整備局 (八戸港湾・空港整備事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設及び海岸保全施設等の整備に関すること。 2 港湾施設及び海岸保全施設等に係る災害情報の収集並びに災害対策の指導、協力に関すること。 3 港湾施設及び海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧対策に関すること。 4 海上災害の予防対策等に関すること。

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 行 政 機 関	東北運輸局 (青森運輸支局) (八戸海事事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。
	第二管区海上保安本部 (八戸海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害の防災思想の普及啓発及び訓練に関すること。 2 海難救助、海上消防、港則法に基づく船舶等に対する避難勧告等及び警戒区域の設定並びに救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること。 3 海上警備、海上における危険物の保安措置、流出油等の海上災害に対する防除活動及び海上交通の確保に関すること。 4 海上災害に係る自衛隊災害派遣要請に関すること。
	青森地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。
陸上自衛隊 <u>第5普通科連隊</u> <u>第4地对艦ミサイル連隊</u>		<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況等の情報収集及び通報に関すること。 2 災害時における人命及び財産の保護のための救援活動に関すること。 3 災害時における応急復旧の支援に関すること。
海上自衛隊 第2航空群		<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況等の情報収集及び通報に関すること。 2 海難救助及び海上漂流者等のための救難活動並びに応急復旧活動の支援等に関すること。 3 管制圏内における航空機の管制に関すること。
指 定 地 方 公 共 機 関 及 び	東日本旅客鉄道株式会社 (八戸駅)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道事業の整備及び管理に関すること。 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関すること。 3 その他災害対策に関すること。
	青い森鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道事業の整備及び管理に関すること。 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関すること。 3 その他災害対策に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
<p>指定公共機関及び指定地方公共機関</p>	<p><u>東日本電信電話</u> <u>NTT東日本</u>株式会社 青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ 東北支社 青森支店 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象警報等の八戸市への伝達に関する事。 2 災害時優先電話又は「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関する事。 3 災害対策機器等による通信の確保に関する事。 4 電気通信施設の早期復旧に関する事。 5 災害時における災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に関する事。
<p>日本郵便株式会社 (八戸郵便局)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱いに関する事。
<p>日本赤十字社青森県支部 (八戸赤十字病院)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療対策に関する事。 2 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関する事。 3 義援金品の募集及び配分に関する事。
<p>東北電力ネットワーク株式会社 (八戸電力センター)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の整備及び管理に関する事。 2 災害時における電力供給に関する事。
<p>日本放送協会青森放送局・八戸支局 青森放送株式会社八戸支社 株式会社青森テレビ八戸支社 青森朝日放送株式会社 株式会社エフエム青森</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 放送施設の整備及び管理に関する事。 2 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関する事。
<p>八戸ガス株式会社 一般社団法人青森県エルピーガス協会八戸支部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設の整備及び管理に関する事。 2 災害時におけるガス供給の安全確保に関する事。
<p>一般社団法人八戸市医師会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護に関する事。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指定公共機関及び指定地方公共機関	<p>公益社団法人青森県トラック協会三八支部 岩手県北自動車株式会社南部支社 十和田観光電鉄株式会社 日本通運株式会社八戸営業所 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社</p> <p>1 輸送施設の整備及び管理に関すること。 2 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること。</p>
	<p>東日本高速道路株式会社（八戸管理事務所）</p> <p>1 東北縦貫自動車道八戸線等の維持修繕その他防災管理等に関すること。</p>
公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	<p>八戸商工会議所等商工業関係団体</p> <p>1 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること。</p>
	<p>農林水産業関係協同組合 森林組合 土地改良区</p> <p>1 農林水産業に係る被害調査に関すること。 2 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 3 被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること。</p>
	<p>運輸業関係団体</p> <p>1 災害時における輸送等の協力に関すること。</p>
	<p>建設業関係団体</p> <p>1 災害時における応急復旧への協力に関すること。</p>
	<p>自主防災組織・町内会 その他NPO・ボランティア等の各種団体</p> <p>1 平時における防災活動に関すること。 2 災害時における被害状況の調査に対する協力に関すること。 3 災害応急対策及び避難所の開設・運営に対する協力に関すること。</p>

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	放送機関 株式会社八戸テレビ放送 株式会社ビーエフエム	1 放送施設の整備及び管理に関すること。 2 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送及び防災知識の普及に関すること。
	道の駅運営管理者	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること。 2 従業員に対する防災教育・訓練に関すること。
	独立行政法人労働者健康安全機構青森労災病院 病院等経営者	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること。 2 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること。 3 災害時における病人等の受入れに関すること。 4 災害時における負傷者の医療・助産及び保健措置に関すること。
	社会福祉施設経営者	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること。 2 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること。 3 災害時における入居者の保護に関すること。 4 避難計画の作成に関すること。
	金融機関	1 被災事業者に対する資金の融資に関すること。
	学校法人等	1 防災教育に関すること。 2 避難施設の整備、避難訓練の実施に関すること。 3 災害時における応急の教育に関すること。
	危険物・有毒物関係施設の管理者（八戸地区石油コンビナート等特別防災区域協議会等）	1 災害時における危険物の保安に関すること。
	多数の者が出入りする事業所等（病院・百貨店・工場等）	1 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること。 2 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること。 3 来場者等に対する避難誘導に関すること。

第6節 市の自然的・社会的条件

1 位 置

当市は、東経141度30分、北緯40度30分にあり、青森県の東南部に位置している。東は太平洋に面し、北は十和田湖から流れる奥入瀬川がおいらせ町との境界になっている。南は、階上町と岩手県軽米町に接し、西は、南部町及び五戸町に接している。

2 地 勢

市の総面積は約305km²で、馬淵川と新井田川が市域を大きく三つに分ける形で海へと注ぎ、海岸線は概ね緩やかな円形を描いている。両河川の河口を中心に平野部が広がり、市街地が形成されている。その周辺は台地で占められ、市域を縦走する新井田川沿いに集落や農地が点在している。

(1) 地形及び地質

内陸部の標高200～250mの台地は、更新世の軟弱なローム質火山灰及び更新世の粉状の黒色火山灰で厚く覆われている。その下部は、新井田川から東側の種差海岸にかけて、古生代の粘板岩、ホルンヘルス珪岩、石灰岩で節理や亀裂が発達している。新井田川から西側の馬淵川までの地帯は第三系の一部に変朽した安山岩で、ともに硬質である。

馬淵川北西の台地下部は、更新世の砂や鮮新世の砂岩となっている。砂は未固結、砂岩は半固結で、いずれも硬質ではない。

(2) 河川、湖沼及び山岳

市域を流れる河川は、一級河川馬淵川（支川：浅水川、坂牛川、盲堤沢、土橋川）、二級河川新井田川（支川：松館川、頃巻川、古里川）、五戸川、奥入瀬川のほか、準用河川の馬渡川、土橋川がある。これらの河川はおおむね平坦地を流れており、緩やかな流れとなっている。

市の南端には、新井田川の上流部に築造された世増ダムによるダム湖の青葉湖がある。

(3) 海岸

市域の海岸線約53kmのほぼ中央部に馬淵川と新井田川の河口が位置し、北部の海沿い一帯は港湾施設や海岸保全施設等が整備され、人造の海岸線となっている。一方、東南部の種差海岸は三陸復興国立公園として指定され、ほとんどが砂浜や岩礁からなる自然海岸となっている。

(4) 港湾及び漁港

当市の水産業の拠点である八戸港は、藩政時代から「鮫浦みなと」の名で知られ、漁港として、また、江戸方面との交易拠点、三陸沿岸の避難港として栄えてきた。

昭和に入ると商港としての港湾整備が始まり、昭和26年には重要港湾に指定された。また、昭和39年の新産業都市の指定を契機に飛躍的な発展を遂げた。

漁港としては、昭和35年の特定第3種漁港指定を契機に、魚市場の整備や背後施設の建設など、水産都市としての基盤整備が進められ、昭和41年から43年にかけて3年連続水揚げ日本一を記録するなど、日本有数の漁港となり、最も水揚げが多かった昭和63年には、81万9千トンを記録している。

(5) 交通

高速道路は、東北縦貫自動車道八戸線が市域の西側を縦走、八戸南環状道路、八戸南道路が南側を横断し、南郷、八戸、八戸西、八戸北、八戸是川、八戸南、種差海岸階上岳の7箇所のインターチェンジで一般道と連結している。一般道は、国道45号が岩手県久慈市方面の南東から十和田・青森市方面に、市内中心部を通り市域を横断している。また、国道104号、340号、454号が、岩手県盛岡市・遠野市方面、秋田県大館市方面に放射状に伸びている。これらの国道を軸に、県道、市道が市内を有機的に結んでいる。

鉄道は、東北新幹線八戸駅が平成14年12月に開業しているほか、八戸駅から久慈市まで沿岸部を縦貫するJR八戸線と、IGRいわて銀河鉄道線と県境で接続している旧東北本線青森

～目時間を運行する青い森鉄道線が通る。

フェリーは八戸～苫小牧間を結ぶ航路が八戸港より運航されている。

3 気 象

当市は太平洋側気候に属し、年間平均気温は10¹℃前後で、年間降水量は1,000mm程度と少ない。冬は西よりの風が吹き乾燥した晴天の日が多く、青森県の中では降雪量は少ない。春から夏にかけては、オホーツク海高気圧がもたらす冷たく湿った東よりの風「やませ」が吹き付け、曇天で多湿の日が多く冷涼となることがある。

当市の災害に関する気象要素としては、3月～5月にかけて空気が乾燥し一年のうちでもっとも湿度が低くなることがある。また、強風時の風向は西寄りが多い。6月～9月にかけては、梅雨前線及び台風等により年間降水量の半分を占める降水がある。1月～3月にかけては、日本の南岸から太平洋沿岸を北上する低気圧が発達し、湿った大雪と着雪、暴風と高波をもたらすことがある。

区分 年別	降水量(mm)		気 温(℃)			湿 度(%)		風 速(m/s)			最深 積雪 (cm)
	総量	日最大	平均	最高	最低	平均	最小	平均	最大	最大 瞬間	
平成・令和 西暦()											
<u>13(2001)</u>	<u>1049.5</u>	<u>148.0</u>	<u>9.6</u>	<u>32.8</u>	<u>-10.4</u>	<u>73</u>	<u>15</u>	<u>4.1</u>	<u>17.4</u>	<u>32.4</u>	<u>20</u>
<u>14(2002)</u>	<u>1417.0</u>	<u>114.5</u>	<u>10.4</u>	<u>34.0</u>	<u>-8.6</u>	<u>74</u>	<u>13</u>	<u>4.1</u>	<u>21.7</u>	<u>40.1</u>	<u>21</u>
15(2003)	853.5	39.5	9.9	31.5	-10.0	77	15	3.9	18.7	29.9	43
16(2004)	1223.0	139.0	11.4	35.9	-8.2	72	12	4.3	21.7	39.2	30
17(2005)	887.0	97.5	10.1	34.3	-8.5	75	11	4.2	18.9	35.2	34
18(2006)	1023.5	125.5	10.2	35.6	-10.0	73	22	4.1	20.4	35.7	41
19(2007)	1076.0	108.5	10.8	35.3	-6.0	73	21	4.6	20.2	34.7	5
20(2008)	910.5	120.5	10.4	34.3	-8.6	75	20	4.6	20.3	31.0	13
21(2009)	1205.0	109.5	10.5	33.1	-8.1	74	13	4.8	24.0	36.1	18
22(2010)	1179.0	57.0	10.9	36.7	-9.5	73	12	4.7	23.5	35.6	61
23(2011)	891.5	82.0	10.6	34.8	-8.1	73	15	5.0	24.0	32.8	12
24(2012)	897.0	81.5	10.3	35.7	-9.3	76	21	4.7	25.9	37.5	37
25(2013)	1023.5	104.0	10.3	35.0	-10.1	76	17	5.0	23.5	34.4	31
26(2014)	1128.5	77.0	10.4	34.9	-10.2	75	13	5.0	20.3	30.0	61
27(2015)	912.5	74.5	11.3	36.1	-7.4	75	13	5.1	22.2	34.9	9
28(2016)	1042.0	91.5	10.9	34.9	-8.1	74	12	5.0	25.9	36.4	9
29(2017)	1023.0	87.5	10.5	35.8	-8.9	75	16	5.0	28.9	41.7	26
30(2018)	1177.0	79.0	10.9	34.0	-9.6	75	15	5.1	24.1	34.9	20
元(2019)	967.0	115.5	11.1	34.8	-10.2	73	14	5.1	23.1	36.0	20
2(2020)	1229.0	74.0	11.3	35.5	-8.6	77	19	4.9	28.9	43.4	17
3(2021)	1012.5	73.0	11.3	33.7	-11.7	76	15	5.0	22.7	36.3	44
4(2022)	1200.5	120.5	11.2	34.4	-8.8	76	14	4.8	21.4	33.0	23
<u>5(2023)</u>	<u>1000.0</u>	<u>104.0</u>	<u>12.5</u>	<u>36.7</u>	<u>-10.1</u>	<u>76</u>	<u>13</u>	<u>4.9</u>	<u>21.6</u>	<u>32.0</u>	<u>26</u>

<u>6 (2024)</u>	<u>1009.0</u>	<u>70.5</u>	<u>12.2</u>	<u>34.7</u>	<u>-6.4</u>	<u>77</u>	<u>15</u>	<u>4.7</u>	<u>20.8</u>	<u>29.1</u>	<u>44</u>
-----------------	---------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----------	-----------	------------	-------------	-------------	-----------

資料：気象庁ホームページ
 ※八戸特別地域気象観測所の観測値による

4 人口及び世帯

年別	世帯数	人口			世帯増加率 (%)	人口増加率 (%)	1世帯当たり人員	人口密度 (1km ² 当たり)
		総数	男	女				
平 17	90,308	244,700	117,446	127,254	-	-	2.71	801.85
22	91,917	237,615	113,340	124,275	1.78	△ 2.90	2.59	778.00
27	93,750	231,257	110,493	120,764	1.99	△ 2.68	2.47	756.90
令 2	95,671	223,415	106,818	116,597	2.05	△ 3.39	2.34	731.20

資料：令和4年版八戸市統計書
 ※国勢調査による人口と世帯数の推移
 各年10月1日現在調査結果
 ※平成17年3月に旧南郷村と合併

5 土地利用状況

八戸市の地目別土地割合の現況は、次のとおりである。(各年1月1日現在 [単位：ha])

年別	総地積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
平 15	21,404	2,102	2,796	4,336	5,416	985	1,219	4,550
16	21,404	2,088	2,782	4,352	5,410	986	1,236	4,550
17	30,517	2,498	4,597	4,628	10,182	1,156	1,223	6,233
18	30,517	2,481	4,589	4,567	10,127	1,150	1,337	6,266
19	30,517	2,460	4,554	4,610	10,090	1,152	1,406	6,245
20	30,517	2,460	4,554	4,610	10,090	1,152	1,406	6,245
21	30,519	2,448	4,538	4,631	10,078	1,148	1,419	6,257
22	30,540	2,440	4,515	4,646	10,065	1,142	1,451	6,281
23	30,540	2,423	4,488	4,661	10,037	1,135	1,562	6,234
24	30,540	2,401	4,460	4,706	10,189	1,109	1,621	6,055
25	30,540	2,393	4,436	4,715	10,064	1,110	1,643	6,179
26	30,540	2,385	4,420	4,715	10,053	1,104	1,689	6,174
27	30,554	2,375	4,383	4,726	10,021	1,118	1,691	6,240
28	30,554	2,358	4,359	4,837	10,094	1,119	1,752	6,035
29	30,554	2,347	4,323	4,858	10,089	1,117	1,765	6,035
30	30,556	2,322	4,270	4,869	10,010	1,141	1,899	6,045
令 元	30,556	2,307	4,231	4,886	10,028	1,151	1,915	6,038
2	30,556	2,291	4,193	4,902	9,995	1,135	1,986	6,054
3	30,556	2,194	3,896	4,919	10,006	1,146	2,335	6,061
<u>4</u>	<u>30,556</u>	<u>2,186</u>	<u>3,867</u> 3,687	<u>4,940</u>	<u>9,987</u>	<u>1,152</u>	<u>2,349</u>	<u>6,075</u>

[風水害等災害対策編] 第1章 総則

<u>5</u>	<u>30,556</u>	<u>2,164</u>	<u>3,809</u>	<u>4,952</u>	<u>10,015</u>	<u>1,175</u>	<u>2,367</u>	<u>6,074</u>
----------	---------------	--------------	--------------	--------------	---------------	--------------	--------------	--------------

資料：令和46年版八戸市統計書
※各項目小数点以下を四捨五入し表示
※平成17年より旧南郷村と合併後の数値

6 産業及び産業構造の変化

産業（大分類）、男女別15歳以上就業者数は次のとおりである。

産業（大分類）	平27			令2		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	108,032	59,622	48,410	106,198	57,460	48,738
第1次産業	3,625	2,363	1,262	3,182	2,073	1,109
農業、林業	2,873	1,704	1,169	2,594	1,558	1,036
漁業	752	659	93	588	515	73
第2次産業	24,286	17,717	6,569	23,408	17,251	6,157
鉱業、採石業、砂利採取業	165	141	24	134	117	17
建設業	10,092	8,706	1,386	9,862	8,373	1,489
製造業	14,029	8,870	5,159	13,412	8,761	4,651
第3次産業	77,656	38,188	39,468	77,724	37,084	40,640
電気・ガス・熱供給・水道業	645	576	69	581	481	100
情報通信業	1,374	871	503	1,532	893	639
運輸業、郵便業	7,085	6,066	1,019	7,000	5,882	1,118
卸売業・小売業	19,305	9,380	9,925	18,447	8,880	9,567
金融業・保険業	2,495	1,020	1,475	2,316	889	1,427
不動産業、物品賃貸業	1,661	898	763	1,680	853	827
学術研究、専門・技術サービス業	2,358	1,517	841	2,382	1,518	864
宿泊業、飲食サービス業	5,786	1,839	3,947	5,546	1,688	3,858
生活関連サービス業、娯楽業	4,436	1,565	2,871	4,176	1,493	2,683
教育、学習支援業	5,254	2,250	3,004	5,597	2,263	3,334
医療、福祉	14,338	3,201	11,137	15,344	3,507	11,837
複合サービス業	636	397	239	596	373	223
サービス業（他に分類されないもの）	6,691	4,123	2,568	7,147	4,286	2,861
公務（他に分類されないものを除く）	5,592	4,485	1,107	5,380	4,078	1,302
分類不能の産業	2,465	1,354	1,111	1,884	1,052	832

資料：令和4年版八戸市統計書

※各年10月1日現在調査結果

第7節 災害の記録

1 水 害

当市の水害は、過去においてたびたび発生したが、河川の改修、都市下水路等の拡幅改修等により水害常襲地帯といわれる地域は解消されている。しかし、集中豪雨、長雨等による小規模な災害は発生している。なお、過去の災害では昭和42年9月の大雨による水害が当市の最大のものである。

2 風 害

当市では、台風による被害は比較的少ないが、小規模な被害は時々発生している。当地方の特色としては、春先の乾燥した強風があげられる。昭和36年5月の暴風は、白銀大火を誘発したほか、農作物及び農業施設等にも大きな被害をもたらしている。

3 火 災

当市の過去の大火火災（焼失600㎡以上）の発生状況を見ると4月、5月に多く発生している。この季節は空気が乾燥し、強風の日が多く、火災の起こりやすい気象状態となるためである。昭和36年5月の白銀大火は、過去の災害では当市最大の大火となった。

災 害 種 別	気象状況等	被 害 の 状 況
火災 (昭和36年の白銀大火)	日最大風速 21.7m/s 日最大瞬間風速 37.4m/s	1 焼失面積 26.38ha 2 被害人口、世帯数 ○人口 3,537人 ○世帯数 655世帯 3 建物被害 ○一般住家全焼 583棟 ○その他全焼 460棟
風害 (昭和36年の白銀大火時の暴風)	最大風速 21.7m/s 最大瞬間風速 37.4m/s	1 建物被害 ○一般住家全壊 2棟 ○一般住家半壊一部損失 10,665棟 ○その他全壊 90棟 ○その他半壊一部損失 5,466棟 2 農作物及び農業施設被害 ○農作物被害面積 7,690ha ○農業施設破損 556件 3 通信・電力施設被害 ○電柱、電話柱倒壊 908本 ○断線及び混線 2,614本
水害 (昭和42年9月の長雨)	総降水量 371.9mm (12日間連続) 日最大降水量の最大値 96.8mm	1 被災面積 ○居住地区の浸水 254ha ○農地の冠水 3,687ha 2 建物被害 ○全壊、半壊 4世帯 22人 ○床上浸水 705世帯 2,039人 ○床下浸水 3,893世帯 6,397人

○ 災害の記録 (資料編 1-2)

第8節 災害の想定

この計画の作成に当たっては、市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における風水害等の災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 台風による災害
- (2) 河川の氾濫による災害
- (3) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (4) 豪雪による災害
- (5) 海上における事故災害、航空機及び鉄道に係る事故災害、道路における事故災害、危険物等に係る事故災害並びに大規模な火事及び林野火災による事故災害
- (6) その他の異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害

第2章 防 災 組 織

第1節 八戸市防災会議

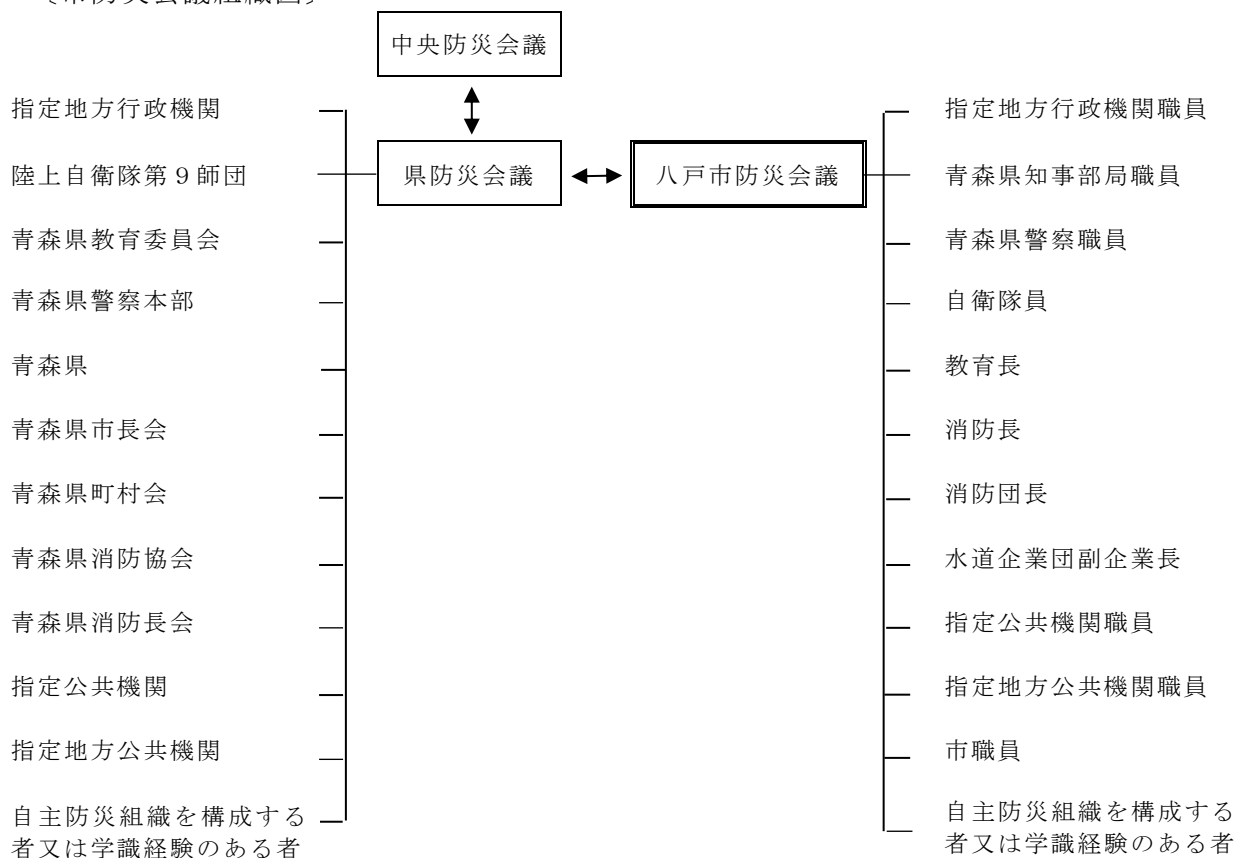
当市の地域内に係る防災に関し、市の業務及び市区域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等を通ずる総合的かつ計画的な実施を図るため、市長の附属機関として防災会議を設置するものとする。なお、防災会議の組織及び所掌事務は、八戸市防災会議条例（昭和38年条例第27号）で定めるものとする。

1 組 織

八戸市防災会議条例第3条の規定により、防災会議は、会長である市長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 八戸地域広域市町村圏事務組合の消防長
- (8) 八戸圏域水道企業団の副企業長
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (11) その他公共的団体の構成員のうちから市長が委嘱する者

〔市防災会議組織図〕



2 事務局

防災会議の事務局を危機管理課に置く。

3 所掌事務

八戸市防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

〈資料〉

- 八戸市防災会議条例 (資料編 2-1)
- 八戸市防災会議委員名簿 (資料編 2-2)

第2節 配備態勢

市の地域内に風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。

態勢	準備態勢	警戒配備	非常配備 1	非常配備 2
概要	災害情報等の収集・共有し、状況により警戒配備に円滑に移行できる態勢	災害情報を収集・共有し、状況に応じて避難所開設や応急対策を実施できる態勢	災害情報等を収集・共有し、避難所開設や応急対策を実施し、状況に応じて非常配備 2に移行できる態勢	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢
配備基準	<p>【地震・津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> 震度4の地震が観測された場合 <p>【風水害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの警報等が発表された場合 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 大雪警報 (6) 暴風雪警報 <p>・特に市長が指示したとき</p>	<p>【地震・津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波注意報が発表された場合 <p>【風水害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各河川の水位が避難判断水位に到達した場合又は到達が予想される場合 大雨警報（土砂災害）が発表された場合 夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 <p>警戒レベル3「高齢者等避難」発令段階</p> <p>・特に市長が指示したとき</p>	<p>【地震・津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> 震度5弱・5強の地震が観測された場合 津波警報が発表された場合 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合 <p>【風水害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各河川の水位が氾濫危険水位に到達した場合又は到達が予想される場合 土砂災害警戒情報が発表された場合 記録的短時間大雨情報が発表された場合 顕著な大雨に関する情報が発表された場合 近隣の市町村で特別警報が発表された場合や台風等が通過すると予想される場合で市内に甚大な被害が発生するとことが予想される場合 <p>警戒レベル4「避難指示」発令段階</p> <p>・特に市長が指示したとき</p>	<p>【地震・津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> 震度6弱以上の地震が観測された場合 大津波警報が発表された場合 <p>【風水害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各河川の水位が氾濫開始相当水位に到達した場合 洪水の危険度分布で氾濫発生情報（黒）や災害切迫（黒）が出現した場合 大雨特別警報が発表された場合 <p>警戒レベル5「緊急安全確保」発令段階</p> <p>・市内で大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合</p>
組織	災害連絡本部	災害連絡本部	災害警戒本部	災害対策本部
配備決定者	危機管理課長	危機管理部長	市長	市長
態勢責任者	危機管理課長	危機管理部長	本部長（市長）	本部長（市長）

第3節 八戸市災害対策本部

市の地域内に風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、市長は災害対策本部を設置し、市防災会議と緊密な連携のもとに災害予防対策及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）を実施する。

なお、八戸市災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

1 設置・廃止及び伝達（通知）

災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止する。

(1) 設置基準

第2章2節「配備態勢」の表中「非常配備2」の項に定めるとおり。

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

(3) 設置時及び廃止時の通知等

ア 災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を、災害対策本部を設置した庁舎の正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示する。

通知及び公表先	主な伝達方法	担当班
防災会議委員	電話	統括班
本部員及び各班等	庁内放送、電話、ほっとスルメール	〃
県（危機管理局）	青森県総合防災情報システム、電話（NTT、青森県防災情報ネットワーク）、NTT-FAX・青森県防災情報ネットワークによるデータ伝送	〃
警察・消防	電話、口頭、ほっとスルメール	〃
指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関	電話	〃
報道機関等	電話、プレスリリース	〃
市民	報道機関、 防災 広報車、 防災行政無線 、ホームページ、 SNS 、ほっとスルメール等	〃

イ 災害対策本部を廃止したときの通知及び公表については、設置の場合に準ずる。

○ 八戸市災害対策本部条例（資料編 2-3）

2 組織・編成及び業務分担

(1) 災害対策本部の組織・編成は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長並びに本部長を補佐し、本部長に事故

があった場合にその職務を代理する副本部長及び本部員をもって組織する。

イ 本部長の事務を分掌させるため、行政組織上の部長の職にある者等を本部員とし、本部員は、災害対策本部に設置された部及び班の事務を掌理する。

ウ 災害対策本部に、災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定する本部員会議及び本部の事務を処理する事務局を置く。

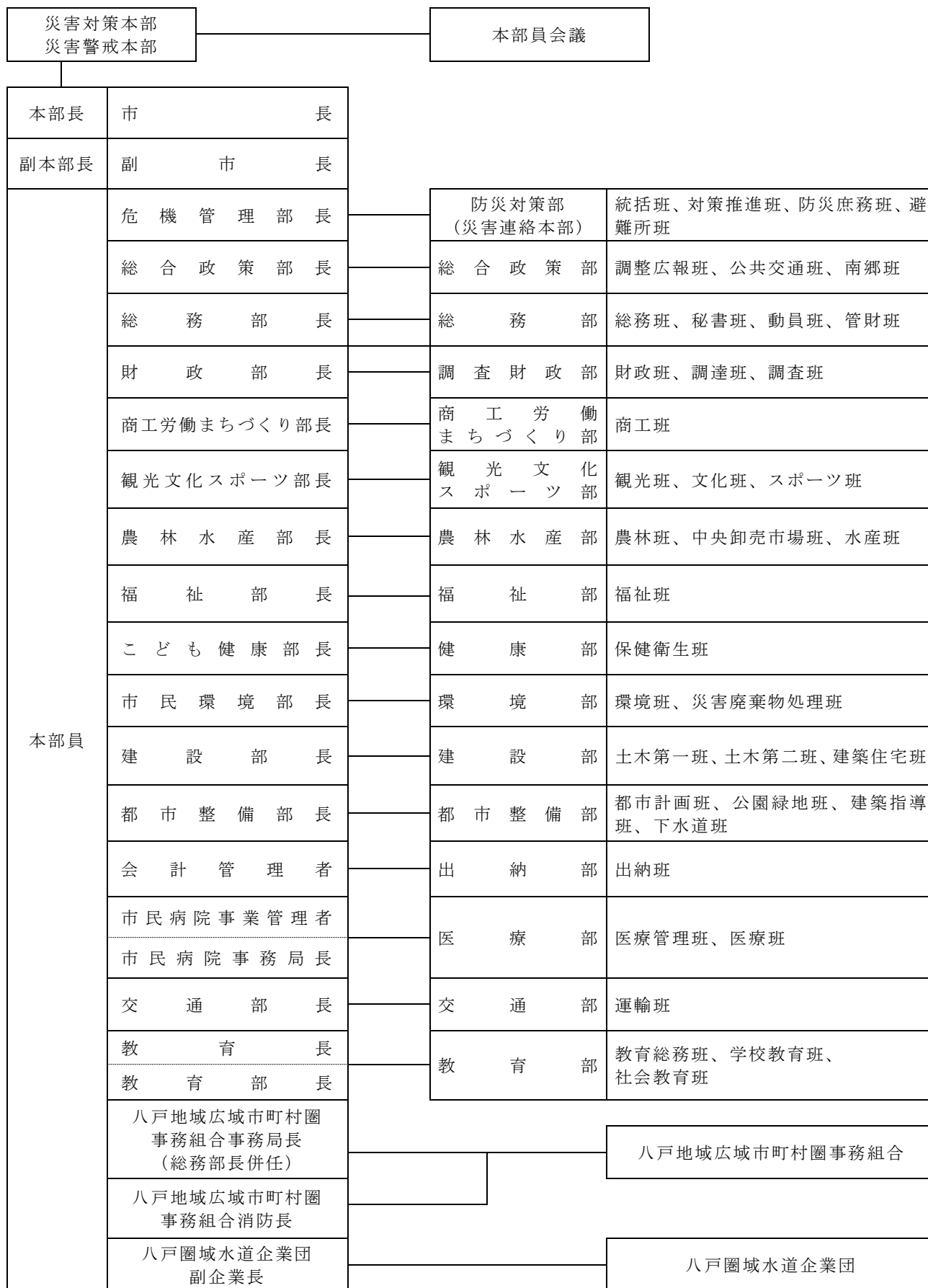
本部員会議は、災害対策の総合的基本方針の決定等を行う。

エ 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度開催する。

なお、各部の次長並びに総務班及び秘書班の班員は、必要に応じてこの会議に出席し、災害時情報の収集及び伝達に努める。

オ 必要に応じて現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てる。

カ 本部員及び各班長は、要員の行動マニュアル及び必要な資機材を整備するなどして、平時から災害対策本部の業務に備えるものとする。



○災害対策本部及び災害警戒本部は、本部員で対応する。

○災害連絡本部は、危機管理課及び災害対策課で対応する。

(2) 八戸市災害対策本部班別業務、八戸地域広域市町村圏事務組合災害対策本部班別業務及び八戸圏域水道企業団災害対策本部班別業務分担は、次のとおりとする。

ア 八戸市災害対策本部班別業務分担（風水害等対策編）

部名	部長	班名	班長	分担業務	要員	
防災対策部（本部事務局）	危機管理部長（次長）	統括班	危機管理課長（危機管理GL）	1 災害対策本部の運営及び統括に関すること。 2 被害状況の把握及び報告に関すること。 3 地震・津波情報等の総括に関すること。 4 八戸市防災行政無線等による気象警報等の伝達に関すること。 5 避難指示等の発令及び伝達に関すること。 6 防災会議に関すること。 7 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関すること。 8 知事への防災ヘリコプター応援要請に関すること。 9 自衛隊との連絡調整に関すること。 10 災害救助法関係の総括に関すること。 11 災害情報の総括に関すること。 12 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。 13 他市町村等への応援に関する県への要請及び連絡に関すること（給水等を除く）。 14 知事への応援要請に関すること（給水を除く）。 15 市民相談所に関すること。 16 受援に関する状況把握・取りまとめに関すること 17 庁内調整に関すること 18 調整会議の開催に関すること 19 応援職員の支援に関すること	危機管理課職員 災害対策課職員 くらし交通安全課職員	
		対策推進班	災害対策課長（地域防災GL）			
防災庶務班	くらし交通安全課長（防犯交通安全GL）					
	避難所班	市民課長（国保年金課長）	1 指定避難所の開設・運営に関すること。 2 炊き出しその他食品の供給に関すること。 3 避難者の把握（立退先等）に関すること。 4 埋火葬の証明に関すること。 5 避難所収容者名簿の作成に関すること。 6 市民サービスセンターの被害調査に関すること。 7 災害情報等についての災害対策本部への連絡に関すること。（対策推進班及び調査班） 8 管内関係団体との連絡に関すること。			市民課職員 国保年金課職員 介護保険課職員 市民サービスセンター職員 まちづくり推進課職員 文化創造推進課職員 スポーツ振興課職員 八戸ポータルミュージアム職員 農業経営振興センター職員 観光課職員 出納室職員 監査委員事務局職員 美術館職員 都市政策課職員 駅西区画整理事業所職員

総合政策部	総合政策部長 (次長)	調整広報班	広報統計課長 (市民連携推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係の陳情に関する事 2 通信(電話・郵便)、電力、ガス関係の被害調査に関する事 3 災害の取材(写真を含む)に関する事 4 災害の広報(マスコミ対応含む)に関する事 5 広聴活動に関する事 6 ボランティアに関する事 7 諸団体(自主防災組織・町内会・その他ボランティア団体等)への協力要請及びその動員に関する事 8 在住外国人支援団体等との連絡及び調整に関する事 	政策推進課職員 次世代エネルギー導入推進室職員 市民連携推進課職員 広報統計課職員
		公共交通班	政策推進課長 (交通政策 GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 旅客運送(鉄道・バス・フェリー以外の旅客船)関係の被害調査に関する事 2 公共交通の維持・確保に関する事。(交通部との連携に関する事・旅客運送の運行状況の広報に関する事) 	政策推進課職員
		南郷班	南郷事務所長 (副所長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本庁各部、関係機関との連携に関する事 2 事務所各グループの統括及び連絡調整に関する事 3 所管施設の被害調査及び応急対策の実施に関する事 	南郷事務所職員
総務部	総務部長 (次長)	総務班	総務課長 (総務選挙 GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会との連絡に関する事 2 国、県等からの視察者及び見舞者の応接に関する事。(危機管理課職員) 3 被災地の視察に関する事 4 庁内情報通信ネットワークに関する事 	総務課職員 情報政策課職員
		秘書班	秘書課長 (秘書 GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 	秘書課職員
		管財班	行政管理課長 (庁舎管理 GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市庁舎及び所管施設の被害調査に関する事 2 有線電話の確保及び臨時電話の架設に関する事 3 車両等の確保及び配車に関する事 4 市有財産の被害調査及び応急対策に関する事 	行政管理課職員
		動員班	人事課長 (人事研修 GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁内職員等避難者の整理誘導に関する事 2 職員の非常招集及び配置に関する事 3 応援職員の要請及び連絡調整に関する事 4 駅前、災害現場等の案内所の設置運営に関する事 	人事課職員 行政管理課職員
調査財政部	財政部長 (次長)	財政班	財政課長 (一般会計 GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査財政部内の連絡調整に関する事 2 災害応急対策関係予算の措置に関する事 	財政課職員
		調達班	契約検査課長 (物品調達 GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料品及び燃料等の調達に関する事 2 災害対策用物品、資機器材の調達に関する事 3 応急復旧工事の請負契約に関する事 	契約検査課職員

		調査班	住民税課長 (資産税課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民サービスセンター及び市民等からの被害情報の収集に関すること。 2 住家等の被害状況並びに被災者実態調査に関すること。 3 被災者名簿の作成に関すること。 4 被害届の受付及び罹災証明の発行に関すること。 5 災害に伴う市税の減免措置に関すること。 	住民税課職員 資産税課職員 収納課職員 建築指導課職員 (建築技術職員) 財政課職員
商工労働まちづくり部	商工労働まちづくり部長(次長)	商工班	商工課長 (産業労政課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工労働まちづくり部内の連絡調整に関すること。 2 備蓄物資(支援物資を除く)の搬入に関すること。 3 商工業の被害調査並びに応急対策に関すること。 4 商工業関係の被害証明及び商工業関係の被災者への融資のあっせんに関すること。 5 船舶(貨物船・フェリー)の被害調査に関すること。 6 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7 避難所班の応援に関すること。(まちづくり推進課、八戸ポータルミュージアム担当避難所) 	商工課職員 産業労政課職員 まちづくり推進課職員 八戸ポータルミュージアム職員
観光文化スポーツ部	観光文化スポーツ部長(次長)	観光班	観光課長 (施設 GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光文化スポーツ部内の連絡調整に関すること。 2 観光関係の被害調査並びに応急対策に関すること。 3 海水浴場及び観光施設等の安全対策に関すること。 4 <u>観光客輸送に関する被害調査に関すること。</u> 4.5 避難所班の応援に関すること。 	観光課職員
		文化班	文化創造推進課長(文化創造 GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 避難所班の応援に関すること。(文化創造推進課担当避難所) 	文化創造推進課職員 美術館職員
		スポーツ班	スポーツ振興課長(スポーツ振興 GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 避難所班の応援に関すること。(スポーツ振興課担当避難所) 3 <u>防災拠点施設(長根屋内スケート場)の管理に関すること。</u> 	スポーツ振興課職員 国スポ・障スポ推進室職員 長根屋内スケート場職員
		<u>長根屋内スケート場班</u>	<u>副館長(総務管理 GL)</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>長根屋内スケート場の被害調査及び応急対策に関すること。</u> 2 <u>防災拠点施設(長根屋内スケート場)の管理に関すること。</u> 	<u>長根屋内スケート場職員</u>
農林水産部	農林水産部長(次長)	農林班	農政課長 (農林畜産課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産部内の連絡調整に関すること。 2 農林業関係被害調査及び応急対策に関すること。 3 主要食料の確保及び応急供給に関すること。 4 災害用備蓄食料の搬入に関すること。 5 生鮮食料品等の確保に関すること。 6 農林業関係被災者への融資のあっせんに関すること。 7 農林業関係の被害証明に関すること。 8 農業経営振興センター施設の被害調査並びに応急対策に関すること。 	農政課職員 農林畜産課職員 農業経営振興センター職員

		中央卸売市場班	中央卸売市場長 (業務 GL)	1 中央卸売市場施設の被害調査並びに応急対策に関すること。	中央卸売市場職員
		水産班	水産事務所長 (副所長)	1 水産業関係施設及び水産物等の被害調査並びに応急対策に関すること。 2 船舶関係(漁船)の被害調査及び応急対策に関すること。 3 生鮮食料品等の確保に関すること。 4 水産業関係被災者への融資のあっせんに関すること。 5 水産業関係の被害証明に関すること。 6 漁港の被害調査及び応急対策に関すること。	水産事務所職員
福祉部	福祉部長 (次長)	福祉班	福祉政策課長 (生活福祉課長)	1 福祉部内の連絡調整に関すること。 2 福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(搬入)に関すること。 4 救援金及び支援物資(備蓄物資を除く)の受領、保管及び搬入(救援金の保管除く)並びに配分に関すること。 5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、並びに災害援護資金の貸付に関すること。 6 救援金の配分計画及び配分に関すること。 7 遺体の埋火葬に関すること。 8 要配慮者の安全確保対策に関すること。 9 被災者の生活再建までの長期的な支援の総括に関すること。 10 他市町村からの避難者の支援に関すること。 11 避難所班の応援に関すること。(介護保険課担当避難所)	福祉政策課職員 生活福祉課職員 こども未来課職員 子育て支援課職員 高齢福祉課職員 障がい福祉課職員 介護保険課職員
健康部	こども健康部長 (保健所長)	保健衛生班	保健所長 (副所長)	1 健康部内の連絡調整に関すること。 2 医療機関の被害調査に関すること。 3 医療、助産及び保健に関すること。 4 指定避難所等における衛生指導及び衛生保持に関すること。 5 防疫に関すること。 6 遺体の処理(埋葬を除く)に関すること。 7 負傷者の把握に関すること。 8 医療関係団体等との連絡調整に関すること。 9 毒物及び劇物による被害の防止に関すること。 10 愛護動物の保護・管理に関すること。	保健総務課職員 健康づくり推進課職員 すくすく親子健康課職員 保健予防課職員 衛生課職員 高等看護学院職員 こども家庭相談室職員
環境部	環境市民	環境班	環境政策課長 (環境保全課長)	1 環境部内の連絡調整に関すること。 2 環境汚染の防止に関すること。 3 し尿の汲み取り料金の支給に関すること。	環境政策課職員 環境保全課職員

		災害廃棄物処理班	清掃事務所長 (管理 GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設の被害調査に関する事。 2 災害廃棄物の処理に関する事。 3 清掃に関する事。 	清掃事務所職員 八戸清掃工場職員 八戸リサイクルプラザ職員 八戸環境クリーンセンター職員
建設部	建設部長 (次長)	土木第一班	港湾河川課長 (管理 GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設部内の連絡調整に関する事。 2 道路、橋りょう、港湾等（フェリーターミナル含む）の被害調査及び応急対策に関する事。 3 各河川の被害情報の収集及び応急対策に関する事。 4 水防に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 	港湾河川課職員 道路維持課職員 道路建設課職員 都市政策課職員 駅西区画整理事業所職員
		土木第二班	道路維持課長 (道路建設課長)		
		建築住宅班	建築住宅課長 (建築第一 GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共建築物の応急危険度判定及び応急処理に関する事。 2 指定避難施設の安全確認に関する事。 3 応急仮設住宅の設置に関する事。 4 市営住宅の被害調査に関する事。 5 応急仮設住宅の設置に必要な調査に関する事。 6 応急仮設住宅の入居者の選定及び入居に関する事。 7 災害公営住宅の建設及び既設公営住宅への特定入居に関する事。 8 住宅の応急修理の発注に関する事。 	建築住宅課職員
都市整備部	都市整備部長 (次長)	都市計画班	都市政策課長 (都市計画 GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市整備部内の連絡調整に関する事。 2 管理施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 施行中の土地区画整理事業に関する被害調査及び応急対策に関する事。 4 空き家所有者への情報提供・助言等及び、空き家等に関する相談受付に関する事。 5 避難所班の応援に関する事。(都市政策課、駅西区画整理事業所担当避難所) 	都市政策課職員 駅西区画整理事業所職員
		公園緑地班	公園緑地課長 (管理緑化 GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園施設の被害調査並びに応急対策に関する事。 	公園緑地課職員
		建築指導班	建築指導課長 (開発指導 GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資のあっせんに関する事。 2 被災建築物及び工作物等の現地確認、指導に関する事。 3 建築物及び工作物の被害状況の技術的事項に関する事。 4 建築物の応急危険度判定に関する事。 5 住宅の応急修理に必要な調査に関する事。 	建築指導課職員

	(都市整備部長 下水道事務所長)	下水道班	下水道業務課長 (下水道建設課長)	1 下水道施設(公共下水道・農業集落排水)被害調査及び応急対策に関すること。	下水道業務課職員 下水道建設課職員 下水道施設課職員
出納部	会計管理者 (次長)	出納班	出納室次長 (出納GL)	1 救援金の保管に関すること。 2 災害関係経費の経理に関すること。	出納室職員
医療部	市民病院事業管理者 (事務局長)	医療管理班	管理課長 (物流施設課長)	1 医療部内の庶務及び連絡調整に関すること。 2 市長部局との連絡調整に関すること。 3 市民病院の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 職員の非常招集及び配置に関すること。 5 収容患者の給食の確保に関すること。	管理課職員 物流施設課職員 医事課職員
		医療班	院長 (副院長)	1 傷病者等の医療救護及び看護に関すること。 2 医療薬剤及び資材の供給確保に関すること。 3 患者の避難誘導に関すること。 4 保健衛生班への応援に関すること。	診療局職員 医療技術局職員 救命救急センター職員 周産期センター職員 新生児集中治療センター職員 化学療法センター職員 血液浄化センター職員 薬局職員 看護局職員 臨床研修センター職員 患者サポートセンター職員 地域医療連携室職員 高度看護研修センター職員 医療安全管理室職員 感染対策室職員
交通部	交通部長 (次長)	運輸班	運輸管理課長 (管理GL)	1 交通部内の庶務及び連絡調整に関すること。 2 交通部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 職員の非常招集及び配置に関すること。 4 バス緊急輸送の確保に関すること。 5 バス運行路線の確保に関すること。 6 バス運行の広報に関すること。 7 緊急輸送車両の整備に関すること。 8 資機材及び燃料の確保に関すること。	運輸管理課職員

教育部	教育長 (教育部長)	教育総務班	教育総務課長 (学校財務 GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育部内の庶務及び連絡調整に関すること。 2 市立学校施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 職員の非常招集及び配置に関すること。 4 文教関係の被害記録に関すること。 	教育総務課職員
		学校教育班	学校教育課長 (教育指導課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災児童生徒等(幼児含む。以下同じ)の調査に関すること。 2 応急の教育に関すること。 3 学用品の調達、給与に関すること。 4 児童生徒等の保健及び環境衛生に関すること。 5 国立、公立、私立学校施設の被害調査に関すること。 6 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7 学校給食の確保に関すること。 	学校教育課職員 教育指導課職員 総合教育センター職員 こども支援センター職員
		社会教育班	社会教育課長 (社会教育 GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設及び文化財の被害調査並びに応急対策に関すること。 	社会教育課職員 是川縄文館職員 図書館職員 博物館職員
(備考) <ol style="list-style-type: none"> 1 部長の項中、括弧書きに規定する者は、当該部長が不在又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。 2 次長を2人以上置く部にあつては、当該部長があらかじめ指定する当該部の次長がその職務を代理するものとする。 3 班長の項中、括弧書きに規定する者は、当該班長が不在又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。 4 班長は、所属する要員を統括し、災害対策本部の事務に当たるものとする。 5 職員単位の動員については、動員班(人事課)が行うものとする。 6 専門技術を要する班に対しては、該当する職員の動員を行うものとする。 7 各班における分担事務が縮小・終了した場合でも、職務に影響のない範囲で他班に動員されるものとする。 					

イ 八戸地域広域市町村圏事務組合災害対策本部班別業務分担

(7) 事務局

機関名	総括	班名	班長	分担業務	要員
八戸地域広域市町村圏事務組合	八戸地域広域市町村圏事務組合事務局長(次長)	総務班	総務課長(総務 GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務局内の連絡調整に関すること。 	総務課職員
		災害廃棄物処理第一班	八戸環境クリーンセンター所長(副所長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設の被害調査に関すること。 2 廃棄物の処理に関すること。 	八戸環境クリーンセンター職員
		災害廃棄物処理第二班	八戸清掃工場工場長(副工場長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設の被害調査に関すること。 2 廃棄物の処理に関すること。 	八戸清掃工場職員
		災害廃棄物処理第三班	八戸リサイクルプラザ所長(副所長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設の被害調査に関すること。 2 廃棄物の処理に関すること。 	八戸リサイクルプラザ職員

(備考)

- 1 総括の項中、括弧書きに規定する者は、当該部長が不在又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。
- 2 次長を2人置く部にあつては、当該部長があらかじめ指定する当該部の次長がその職務を代理するものとする。
- 3 班長の項中、括弧書きに規定する者は、当該班長が不在又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。
- 4 班長は、所属する要員を統括し、災害対策本部の事務に当たるものとする。

(イ) 八戸消防本部

機関名	総括	班名	班長	分担業務	要員
八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸地域広域市町村圏事務組合	八戸地域広域市町村圏事務組合消防長（次長）	総務班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1—市災害対策本部との連絡調整に関すること。 2—八戸消防本部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3—職員の非常召集及び配置に関すること。 4—関係機関への連絡及び消防に関する応援要請に関すること。 5—緊急消防援助隊に関すること。1 資器材、非常電源、燃料及び食料等の調達に関すること。 2 市及び県部局との連絡調整に関すること。 3 報道機関等への対応に関すること。 4 消防財産の被害状況の確認に関すること。 5 職員の派遣調整に関すること。 6 広域応援に関すること。 7 職員の招集に関すること。 	総務課職員
		警防班	警防課長	<ol style="list-style-type: none"> 1—災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 2—救助、救急活動に関すること。 3—災害状況図及び警防活動図の作成に関すること。1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 消防団員の招集に関すること。 3 消防団の運用に関すること。 4 警防本部の設置及び運用に関すること。 5 災害経過及び活動状況の記録に関すること。 6 被害状況の集計に関すること。 7 部隊編成に関すること。 	警防課職員
		指令情報班	指令救急課長	<ol style="list-style-type: none"> 1—指令管制業務に関すること。 2—警報及び気象状況等の伝達に関すること。 3—八戸市防災行政無線による津波警報等の伝達に関すること。 4—通信の運用及び無線の統制に関すること。 5—消防指令システム及び無線設備の整備及び維持管理に関すること。1 消防通信および指令管制業務に関すること。 2 災害情報等の収集及び伝達に関すること。 3 気象情報の収集、伝達及び記録に関すること。 4 通信機器の維持管理に関すること。 5 医療機関への連絡及び調整に関すること。 6 八戸市防災行政無線による津波警報等の伝達に関すること。 	指令救急課職員
		予防班	予防課長	<ol style="list-style-type: none"> 1—危険物施設等に対する応急措置及び対策に関すること。 2—危険物施設等に関する災害情報の収集及び報告に関すること。 3—消防等の広報に関すること。 4—資器材の調達に関すること。 5—写真記録に関すること。1 消防対象物の資料に関すること。 2 危険物等の資料に関すること。 3 災害現場広報に関すること。 4 災害の状況の調査に関すること。 5 災害即報の作成及び報告に関すること。 	予防課職員

	消防署	八戸消防署長 八戸東消防署長	1 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること。 2 被災者の救出、救護及び捜索に関すること。 3 避難指示等及び誘導に関すること。 4 障害物の除去に関すること。 5 罹災証明（火災）に関すること。 <u>1 災害対応に関すること。</u> <u>2 消防署管内の部隊編成に関すること。</u> <u>3 出動部隊の活動に関すること。</u> <u>4 特別必要資器材の調達要請に関すること。</u> <u>5 被災者の救出、救護及び捜索に関すること。</u> <u>6 障害物の除去に関すること。</u> <u>7 避難の指示等及び誘導に関すること。</u> <u>8 職員の非常招集に関すること。</u> <u>9 罹災証明（火災）に関すること。</u>	八戸消防署員 八戸東消防署員
	八戸市消防団	八戸市消防団長	1 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること。 2 被災者の救出、救護及び捜索に関すること。 3 避難の誘導に関すること。 4 消防団員の非常召集及び配置に関すること。	八戸市消防団員
(備考) 1 総括の項中、括弧書きに規定する者は、当該総括者が不在又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。 2 次長を2人置く場合は、当該総括者があらかじめ指定する次長がその職務を代理するものとする。				

ウ 八戸圏域水道企業団災害対策本部班別業務分担

本部長	副本部長	危機管理監等	部名	部長	班名	班長	従事業務内容	要員
八戸圏域水道企業団副企業長	事務局長	水道技術管理者、危機管理監	総務部	経営企画課長 総務課長	総務班	総務課長 経営企画課長	1 災害対策本部事務局に関する事 2 国・県及び関係市町・関係機関との調整に関する事 3 災害補助申請に係る事 4 職員の参集状況の把握に関する事 5 本庁舎の被害調査並びに応急対策に関する事 6 他の部、班に属さない事項。	総務課員 経営企画課員 管財出納課員
					広報班	総務課長 補佐	1 報道機関との調整に関する事 2 広報活動及び記録写真に関する事。	
					物品等調達班	管財出納課長	1 車両・資機材・寝具・食糧その他の物品及び用品調達に関する事 2 工事・調達等契約の総括に関する事 3 協力団体等の受入れ及び宿舍の確保に関する事 4 被害者に対する見舞金及び補償請求・精算に関する事。	
			給水部	料金課長	給水第一班	給水装置課長	1 応急給水計画の作成に関する事 2 応急給水活動に関する事 3 応急給水支援団体の受付及び配置に関する事。	料金課員 検査課員 検査室員 給水装置課員
					給水第二班	検査課長 検査室長		
			復旧部	課及び給水装置課担当 事務局長次長(配水課、工務課)	復旧第一班	配水課長 配水課長 補佐	1 無線の総括管理に関する事 2 応急復旧に伴う水運用計画及び配水計画に関する事 3 施設の情報収集及び被害調査並びに復旧に関する事 4 復旧工事の計画実施に関する事 5 復旧工事の図面・写真等資料の作成に関する事 6 工事業者等の手配及び応急復旧の指示に関する事。	配水課員 工務課員
					復旧第二班	工務課長 工務課長 補佐		
			浄水部	浄水課長	浄水班	浄水課長 補佐	1 所管施設の情報収集及び復旧に関する事 2 浄水場の運転・維持管理に関する事。	浄水課員 水質管理課員
					水質班	浄水課長 補佐 水質管理課長	1 水質管理に関する事。	

3 職員の動員

災害対策本部が設置された場合は、全職員が登庁して対処する。

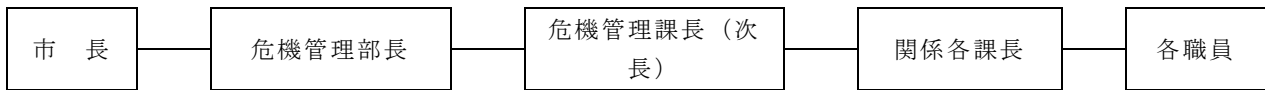
ただし、災害状況や本部長の指示により動員の規模は縮小できる。

なお、それぞれの部内の職員の動員の方法等については、災害時初動体制マニュアルによる。

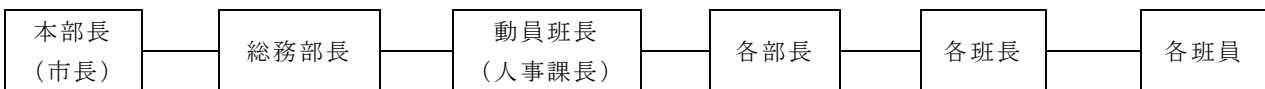
(1) 動員の方法

ア 職員の動員は、次の連絡系統により行う。

(ア) 本部設置前



(イ) 本部設置時



イ 動員指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につくものとする。

ウ 各部長は、部内各班の応急対策に必要な職員が部内各班における調整を行ってもなお不足し活動に支障があると判断したときは、人事課長（動員班長）に応援職員の配置を求めることができる。

エ 人事課長（動員班長）は、応急対策活動の状況に応じ、危機管理課長（統括班長）に他市町村への応援を依頼するなど、要員の確保に努めなければならない。

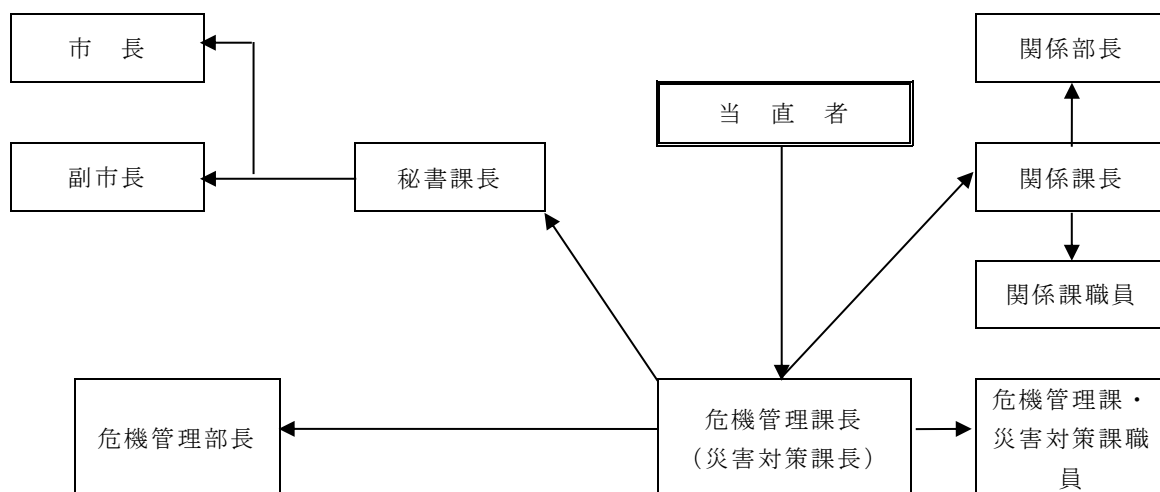
オ 人事課長（動員班長）から応急対策に必要な応援職員の配置を求められた場合、各部長は部内各課（班）長に対し、業務継続に係る各課業務の整理表に基づき業務を縮小・休止して応急対策活動に従事する要員を確保するよう指示すること。

(参考) 業務整理に係る基本的な考え方

基本的な考え方	業務区分	備考
① 災害応急対策業務 ② 市民の生命・健康、最低限の市民生活、社会秩序を維持するために必要な業務 (具体例) ・危機管理業務、防災業務、広報業務、職員の安全衛生管理等 ・廃棄物収集及び処理、埋火葬の許可、要援護者に関する業務、下水処理等	継続 (フェーズⅤ・Ⅳ)	○被害状況により、災害応急対策業務が最優先され、災害応急対策以外の業務は全て中止されることがある。 ○被害状況により、自課の災害対策業務に優先して他課の災害応急対策業務に動員されることがある。(継続業務も縮小又は中止)
① 上記②に準じ、実施方法の変更や縮小等により継続すべき業務 (具体例) ・契約業務、情報システム業務、会計業務等 ・各種相談業務、税に関する業務	縮小 (フェーズⅢ・Ⅱ)	○フェーズⅤにおいても業務の優先順位を考慮する必要がある。
① 1か月程度先送りしても支障がない、又は非常時において積極的に休止することが望ましい業務 (具体例) ・イベントの開催(スポーツ大会、コンクール、展覧会、大規模会議、講演会、講習会、研修会等) ・行政視察、研修、実習、インターンシップ ・避難所等に指定されていない施設の運営	中止 (フェーズⅠ)	○フェーズⅤにおいても業務の優先順位を考慮する必要がある。

(2) 当直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行う。



(3) 勤務時間外における職員の心得

ア 応急対策活動への従事

職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、災害時初動体制マニュアル及び各課行動マニュアルに基づき、あらかじめ各課で定めた参集場所へ速やかに登庁し、応急対策活動に従事するよう努めなければならない。なお、参集場所及び参集方法については、次の点に留意することとする。

(ア) 地震又は津波によらない広域災害、異常降雨による災害（河川堤防の決壊による災害、市内大規模冠水、土砂災害等）、豪雪による災害、海上、航空機、鉄道事業、道路又は危険物等係る大規模な火事、大規模な林野火災による事故災害、その他異常な自然現象に伴う災害及び特殊な火災等、災害が広域又は相当規模に発生した場合

- ① 上記に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、全職員は、あらかじめ定められた参集場所に自主参集すること。
- ② 上記に該当する災害が勤務時間外に発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害による被害が避けられると考えられる最寄りの指定避難所へ家族等を速やかに避難させるなどしたのち、指定された場所に自主参集すること。
- ③ 職員は、被害が想定される区域の通行を避け、安全かつ確実な経路・方法により自主参集すること。

イ 被害状況等の報告

職員は、出勤途上に知り得た被害状況又は災害情報を所属課長（班長）又は参集場所の指揮者に報告する。

所属課長（班長）又は参集場所の指揮者は、重要な被害情報についてFAX、無線、電子メール等により災害対策本部（事務局）に報告する。

また、特定の施設、箇所等の被害状況について被害状況の把握が必要な場合は、あらかじめ情報収集を行った後に出勤する職員を定めておくものとする。

ウ 移動方法

出勤時には、徒歩又は自転車若しくは自動二輪車等を使用するなど、適切な方法により出勤する。

エ 出勤途上の緊急措置

職員は、出勤途上において火災又は人身事故等の緊急事態に遭遇した場合は、最寄りの消防機関又は警察署に通報連絡するとともに、人命救助等適切な措置を取る。

4 防災関係機関等との連携

ア 大規模災害等における国、県、防災関係機関との連携

市は、大規模災害時における消火、救助、救出、救護活動等を円滑かつ効果的に行うため、防災関係機関（警察、消防、自衛隊、海上保安部、DMAT、国土交通省等）と合同会議や調整会議等を通じて情報を共有し、密接に連携を図るものとする。

イ 国、県、防災関係機関等からの情報連絡員（リエゾン）の派遣

災害対策本部には、自衛隊、海上保安部、県、東日本旅客鉄道株式会社、東日本電信電話NTT東日本株式会社、日本赤十字社、東北電力ネットワーク株式会社などライフライン事業者等の情報連絡員（リエゾン）の派遣を求めることができる。

また、国、県、防災関係機関等からの情報連絡員（リエゾン）は、必要に応じて、災害対策本部会議に参画するものとする。

第4節 災害対策本部に準じた組織

災害対策本部が設置される前及び災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、津波警報等の発表状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、市長は、災害警戒本部等を設置し、災害対策本部設置時に準じて対処する。

なお、災害警戒本部等の組織及び運営は、災害対策本部の組織及び運営に準じる。

1 災害警戒本部（非常配備1）

(1) 設置基準

第2章第2節「配備態勢」の表中「非常配備1」の項に定めるとおり

(2) 廃止基準

ア 被害情報収集の結果、災害の拡大が認められないと判断したとき

イ 災害発生時における応急措置が完了したと判断したとき

ウ 災害対策本部が設置されたとき

(3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア 災害警戒本部を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

イ 災害警戒本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

(4) 職員の動員

災害警戒本部が設置された場合は、初動体制マニュアルに基づき、職員が登庁して対処する。

2 災害連絡本部（準備態勢、警戒配備）

(1) 設置基準

第2章第2節「配備態勢」の表中「準備態勢」及び「警戒配備」の項に定めるとおり

(2) 廃止基準

ア 被害情報収集の結果、災害の拡大が認められないと判断したとき

イ 災害発生時における応急措置が完了したと判断したとき

ウ 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

(3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア 災害連絡本部を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

イ 災害連絡本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

(4) 職員の動員

災害連絡本部が設置された場合は、初動体制マニュアルに基づき、職員が登庁して対処する。

第3章 災害予防計画

風水害等の災害の発生、又は被害の拡大を未然に防止するため、防災施設の整備、防災に関する教育訓練、その他災害予防を定め、その実施を図るとともに第4章「災害応急対策計画」に定める各種応急対策等を実施する上での体制を整備しておくものとする。

特に、災害時に人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフトが一体となった取組である「防災公共」を推進する。

また、「八戸圏域8市町村国土強靱化地域計画」に基づき、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な強靱な地域づくりを推進する。

雪害及び事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

第1節 調査研究

社会・経済の進展に伴って災害要因が多様化し、災害の危険性が增大している。そのなかで、風水害等の各種災害の発生を未然に防止し、及び被害の軽減を図るため、地域の特性を正確に把握するとともに、国、県等と連携を図り、風水害等の災害に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究及び防災対策に関する調査研究を行い、市の防災対策に資するものとする。

1 風水害等の災害に関する基礎的研究

市内の自然条件、社会条件を調査分析し、防災面からみた自然的、社会的特性、災害危険性等を明らかにする。

また、気象、水象の観測を行うとともに、風水害等の災害の履歴を調査分析する。

2 被害想定に関する調査研究

防災対策を具体化するための指標の設定、市民の防災意識の高揚等のため、各種災害に関する基礎的研究の成果を踏まえ、総合的な被害想定を行う。

3 防災対策に関する調査研究

被害想定に関する調査研究の成果を踏まえ、重点的に整備・強化を行う建築物、公共土木施設、防災施設・設備等各種防災対策について調査研究し、防災対策の具体化を図る。

~~4 防災公共推進計画の推進~~

~~大規模災害時の想定危険箇所を把握するとともに、避難路、指定避難所等についての課題を洗い出し、現状に即した最も効果的な避難路、指定避難所等を確保するために必要な対策及びその優先度を検討し、防災公共計画を策定する。また、計画された施策の実施に当たっては、その進行管理を図る。~~

第2節 業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

1 実施内容

市及び防災関係機関は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第3節 防災業務施設・設備等の整備

防災業務を担う施設、設備等の整備は、国、県、市、防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施する。

1 気象等観測施設・設備等

[土木第一・二班]

- (1) 市及び防災関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測に必要な施設及び設備の整備、点検及び更新を実施し、気象、水象等の観測体制の維持・強化を図る。
- (2) 市は、集中豪雨等、地区により雨量の差が激しく、青森地方気象台及び県の雨量・水位観測所だけでは必要な情報が得られない場合を考慮し、災害危険箇所に留意した観測所等の設置及び観測体制の強化を推進する。
- (3) 観測所及び観測点は、次のとおりである。

八戸特別地域気象観測所

種別	所在地	設置者	連絡先
気象観測 津波	大字湊町字館鼻67 N40°-31.6、W141°-31.3、海拔27.0m	青森地方気象台	〒030-0966青森市花園一丁目17番19号 017-741-7411

- 地震・津波観測施設 (資料編 3-1)
- その他の気象観測施設 (資料編 3-2)

2 消防施設・設備等

[八戸消防本部]

- (1) 消防施設・設備等の整備

多様な災害にも対応可能な消防ポンプ自動車、消火栓、防火水槽、火災通報設備その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施し、有事の際の即応体制の確立を図る。特に、危険物災害、高層ビル火災及び林野火災に対処するための資機材の整備を図る。

- (2) 消防ポンプ自動車等の整備

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防施設整備5か年計画による増強・更新を図るなどして整備する。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮し、災害時における消防活動体制の整備確保に努める。

- 消防施設等の現況 (資料編 3-3)
- 消防ポンプ自動車等整備計画 (資料編 3-4)
- 消防水利整備計画 (資料編 3-5)

3 通信施設・設備等

[統括班、八戸消防本部、水道企業団]

市及び各防災関係機関等は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、青森県防災情報ネットワーク（IP電話、文書データ伝送）、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、公共安全モバイルシステム、インターネット、電子メール等最新の情報技術の導入に努めるとともに、や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、

システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

市及び等の防災関係機関等は、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害情報及び関連情報の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。

市及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

市は、市民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市防災行政無線等情報伝達網、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び災害情報共有システム（Lアラート）を整備（戸別受信機の整備を含む。）する。

なお、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる。また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。

また、それぞれの通信設備等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの設備に被害が発生した場合に備え、非常用電源、予備機器等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。さらに、無線設備及び非常用電源設備の保守点検並びにこれら設備の的確な操作技術の習得、専門的な知見・技術に基づく浸水・防水対策の措置等を講じる。

なお、収集した情報を的確に分析・整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう努める。

- 防災行政無線〔統括班〕（資料編 3-6）
- 青森県防災情報ネットワーク〔県〕（資料編 3-7）
- 消防無線〔八戸消防本部〕（資料編 3-8）
- 水道無線〔水道企業団〕（資料編 3-9）

4 水防施設・設備等

[土木第一・二班、下水道班]

市及び防災関係機関は、水防活動組織を確立し、重要水防区域箇所、危険箇所等における具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びこれらを備蓄する水防センターの整備及び維持管理に努める。

- 各水防センター及び資材センターの資機材の備蓄状況（資料編 3-10）
- 排水ポンプ車等（資料編 3-11）

5 海上災害対策施設・設備等

[土木第一班、八戸消防本部、八戸海上保安部]

市及び関係機関は、大量流出油等の拡散防止、吸引、回収した流出油等の処理のための施設・設備及び流出油等の物理的、化学的処理のための資機材を整備、点検する。

- 流出油防除資機材（資料編 3-12）
- 海上火災等対策用船舶（資料編 3-13）

6 救助資機材等

[八戸消防本部]

人命救助に必要な油圧切断機、救命ボート等の救助機械及び担架、救命胴衣等の救助用資機材、薬品等を整備、点検する。

当該資機材の整備の際は、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合もあることに留意する。

○ 救助資機材等 (資料編 3-14)

7 広域防災拠点等

[統括班]

大規模災害時に警察、消防、自衛隊等から派遣される要員のための活動拠点及び救援物資搬送施設等のための防災拠点を確保する。

なお、他の被災市町村を支援する場合にも使用される広域防災拠点については、県との間で予め協定を締結する。

また、防災機能を有する道の駅、防災ステーション等を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

(1) 整備状況

No	施設等名	所在地	連絡先	敷地面積 (㎡)	駐車台数(台)		利用可能な 設備の状況	区分	備考
					(普通)	(大型)			
1	長根公園 屋内スケート場	売市字奥遊 下3	43-9544	17,500	600	6	電源、電話、 水道、 トイレ、シャ ワー	一次物資 拠点	活動拠点
									物資拠点
2	新井田公園 多目的広場	新井田西四 丁目1-1	25-9222	16,800	303	4	電源、水道、 トイレ	二次物資 拠点	活動拠点
3	南郷カッコーの 森エコーテント ケブリントーム 南郷	南郷大字中 野字高村 5-5	25-9222	4,000	315	5	電源、電話、 水道、 トイレ、シャ ワー	二次物資 拠点	活動拠点
									物資拠点
4	南郷カッコーの 森エコーテント 陸上競技場	南郷大字中 野字高村 5-5	25-9222	15,000	0	0	電源、水道、 トイレ	二次物資 拠点	活動拠点
5	南郷カッコーの 森エコーテント 野球場	南郷大字市 野沢字中市 野沢44-10	25-9222	10,000	0	0	電源、水道	二次物資 拠点	活動拠点
6	南郷カッコーの 森エコーテント 体育館	南郷大字市 野沢字中市 野沢44-10	25-9222	900	0	0	電源、電話、 水道、 トイレ、シャ ワー	二次物資 拠点	活動拠点
									物資拠点
7	新井田イント アリンク	新井田西四 丁目1-1	25-9222	1,800	0	0	電源、電話、 水道、 トイレ、シャ ワー	二次物資 拠点	物資拠点
8	長根公園 体育館	売市字奥遊 下3	25-9222	1,500	300	0	電源、電話、 水道、 トイレ、シャ ワー	二次物資 拠点	活動拠点
									物資拠点
9	長根公園 スポーツ研修セ ンター	売市字奥遊 下3	25-9222	500	0	0	電源、電話、 水道、 トイレ	二次物資 拠点	活動拠点

10	長根公園 野球場	売市字興遊 下3	25-9222	12,000	0	0	電源、電話、 水道、 トイレ	二次物資 拠点	活動拠点
11	東運動公園 体育館	湊高台八丁 目1-1	25-9222	2,000	300	108	電源、電話、 水道、 トイレ、シャ ワー	二次物資 拠点	活動拠点
									物資拠点
12	東運動公園 陸上競技場	湊高台八丁 目1-1	25-9222	15,000	0	8	電源、水道、 トイレ	二次物資 拠点	活動拠点
13	東運動公園 野球場	湊高台八丁 目1-1	25-9222	12,000	0	8	電源、電話、 水道、 トイレ	二次物資 拠点	活動拠点
14	道の駅「なん ごう」自動 車駐車場	南郷大字市 中野館野 4-4	82-2902	7,160	129	7	防災拠点自動 車駐車場	防災拠点 自動車駐 車場	活動拠点
15	屋内トレー ニングセン ター	大字河原木 字谷地田4	25-9222	13,600	100	3	-	その他	-
16	南部山健康 運動公園	大字河原木 字蝦夷館 3-6	25-9222	230,000	147	4	-	その他	活動拠点
17	八戸公園	大字十日市 字天摩33-2	96-4631	370,000	1,010	17	-	その他	活動拠点

※一次物資拠点は東青・西北・中南・下北地域で甚大な被害が発生した場合において、県が国や他県からの支援物資等を集積、分配するための拠点とする候補地の一つであり（三八地域以外の場所で災害が発生した場合に必ず開設されるものではないことに留意）、二次物資拠点は市内で災害が発生した場合に救援物資の受け取りや仕分け、避難所への配送を行うために市が開設する施設である。広域防災拠点の確保に関しては、「青森県広域防災拠点指針」及び「大規模災害発生時における広域防災拠点の確保及び使用に関する協定書」を参照。

※道の駅「なんごう」は令和4年3月25日に防災拠点自動車駐車場に指定されている。

※カッコーの森エコーランドの「グリーンドーム南郷」は遺体の一時保管場所となることに留意。

※上記施設のうち、八戸ガス株式会社との「災害時における復旧活動の協力に関する協定書」により、長根公園、東運動公園、南部山健康運動公園、八戸公園がガス復旧活動拠点の候補地となっている。

※上記施設のうち、東北電力ネットワーク株式会社八戸電力センターとの「災害時における復旧活動の協力に関する協定書」により、長根公園（各屋内施設含む）、東運動公園（各屋内施設含む）、八戸公園、新井田公園（各屋内施設含む）、南部山健康運動公園（屋内施設含む）が電力復旧活動拠点の候補地となっている。

※上記施設のうち、八戸地域広域市町村圏事務組合との「災害時における緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関する協定書」により、長根公園（各屋内施設含む）、東運動公園（各屋内施設含む）、八戸公園、新井田公園（屋内施設含む）、南部山健康運動公園（屋内施設含む）、カッコーの森エコーランド（各屋内施設含む）が緊急消防援助隊の活動拠点の候補地となっている。

8 その他施設・設備等

[土木第一・二班、下水道班、八戸消防本部、施設管理者]

- (1) 市は、被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を災害時に使用可能な状況としておくため、整備、点検、又は民間事業者との連携等に努める。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に務める。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

~~さらに、~~特に防災活動上必要な学校、公民館、道の駅などの公共施設等及び指定避難所（指定緊急避難場所に指定している施設を含む。）を定期的に点検する。

~~また、~~災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

○ その他の施設・設備等 （資料編 3-15）

- (2) 市は、防災倉庫・防災資機材を整備する。

○ 防災倉庫・防災資機材 （資料編 3-16）

第4節 青森県防災情報ネットワーク

[統括班、八戸消防本部]

災害時における一般通信の輻輳に影響されない本県独自の通信網を確保することにより、災害予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市町村（消防本部を含む。以下、この節において同じ。）及び防災関係機関を接続した青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムの活用を推進するものとする。

1 青森県防災情報ネットワークの活用

県独自の防災専用回線として、光~~イーサ~~回線により県、市町村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。

(1) 専用電話

- ア 端末局間のIP電話
- イ 自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話

(2) 文書データ伝送用端末

- ~~ア 端末局間の文書データ伝送~~
- ~~イ 青森県総合防災情報システムによる防災情報の伝送~~

2 青森県総合防災情報システムの活用

県は市町村及び防災関係機関と一体となって、「防災情報の統合化」、「防災情報の高度化」及び「防災情報の共有化」を基本方針とする青森県総合防災情報システムを活用するとともに、防災対策について有効に機能するよう充実を図る。

市は、青森県総合防災情報システムの活用を推進するため、操作担当者を2名以上定めるとともに、県が主催する研修会及び訓練に参加し、操作能力の習得・向上に努める。

また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

(1) 各種防災情報の統合化

気象情報、河川情報、道路情報、環境放射線モニタリング情報等の各種個別システムによる防災情報を統合する。

(2) 防災情報の高度化

被害情報、措置情報等を視覚的に把握しやすいものとするため、被害情報等と地図データを連携させたGISを活用し、以下の情報を管理する。

- ア 被害情報及び措置情報
- イ 指定避難所情報
- ウ 県防災ヘリコプター運航要請情報

(3) 防災情報の共有化

~~青森県防災情報ネットワークにより各機関を接続し、統合化・高度化された防災情報を県、市町村及び防災関係機関で共有する。~~

~~ア 青森県総合防災情報システム端末の設置~~

~~県の防災危機管理課、関係課、災害対策本部等並びに市町村及び防災関係機関に設置した青森県総合防災情報システム端末（青森県防災情報ネットワークの文書データ伝送用端末にて操作するものを含む。）により、防災情報を収集・伝達する。また、システムに登録された防災情報は、各機関において情報共有する。~~

~~イ 市民への情報提供~~

インターネットを活用し、危険箇所、指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「指定避難所等」という。）の所在、防災啓発に関する情報等をホームページ等により市民に提供する。

青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等や、指定避難所の開設等の情報は、県のホームページ及びLアラート等により、住民及び報道機関へ伝達される。

また、必要に応じて、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に防災情報を集約できるよう連携を検討する。

3 市の災害対策機能等の充実

市及び防災関係機関は、青森県総合防災情報システムの活用等により、災害応急対策を実施する必要があることから、市は、必要な組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

4 通信手段の確保策

防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保するよう努める。

また、通信が途絶している地域で部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

なお、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施するよう努める。

第5節 防災事業

[統括班、対策推進班、農林班、下水道班、土木第一・二班、建築住宅班、都市計画班、公園緑地班、建築指導班、水産班、八戸消防本部]

流域治水の考えの下、地域の特性に配慮しつつ災害に強いまちづくりを推進するとともに、風水害等の災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、次の防災事業を推進する。

1 地域保全事業

治山事業及び治水事業については、その有機的関連性に鑑み、水源地から河口まで水系を一体として捉え、治水及び利水の調整を図りつつ、総合的な事業の計画的推進を図るものとする。なお、一般の造林事業についても、地域保全的機能を重視し、積極的な推進を図るものとする。

海岸保全事業については、埋立又は干拓事業、港湾事業、道路事業、都市計画事業等との関連を考慮して実施する。

農地防災事業については、治山、治水、海岸保全その他各種事業との調整を図りつつ、その計画的促進を図る。

(1) 治山事業 [農林班、土木第一班]

これまで山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、治山事業に関する計画に基づき、保安施設事業及び地すべり防止事業が県において実施され、また、小規模治山事業については市において実施することにより、山地災害の未然防止を図ってきたところであるが、市にはいまだに山地災害危険地区、小規模山地崩壊危険地、海岸侵食危険地及びなだれ危険箇所が存在しており、危険度の高い地区については、早急な防止対策が必要であり、かつ、水源かん養機能の向上及び森林による生活環境の保全、形成等を図ることが市民から強く望まれている。

このため、他事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかける。

また、溪流や山腹斜面を安定させるため、ハード対策（治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林造成等による荒廃地、荒廃危険地等の整備）とソフト対策（山地災害危険区域に係る監視体制の強化、情報提供等）を一体的に実施する。さらに、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止及び保安林の機能の強化推進に努めるものとする。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

- 山腹崩壊危険地区 (資料編 3-26)
- 崩壊土砂流出危険地区 (資料編 3-27)
- 地すべり危険地区 (資料編 3-28)
- 小規模山地崩壊危険地 (資料編 3-29)
- 海岸侵食危険地 (資料編 3-30)
- なだれ危険箇所 (資料編 3-31)

(2) 土砂災害対策事業 [土木第一・二班]

集中豪雨等による土石流、急傾斜地の崩壊等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するための砂防事業並びに急傾斜地崩壊対策事業の計画的推進を国・県に働きかけるものとする。

また、なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を目的としたなだれ対策事業

の計画的推進を国、県に働きかける。

なお、危険区域内における制限行為等について周知徹底を図る。

ア 砂防事業

市内では、これまで土石流対策、土砂の流下調節及び砂防堰堤の工事が実施され、砂防施設の管理状況は良好であるが、市域には、土石流危険渓流を多く抱えており、かつ危険度の高い地区が多く、その対策の計画的推進を国・県に働きかける。

- 土石流危険渓流 (資料編 3-32)
- 砂防指定地 (資料編 3-33)

イ 地すべり対策事業

市の地すべり対策としては、調査に基づき地すべり危険箇所としてリストアップされた箇所について、地すべり対策事業を実施し、地すべり災害を未然に防ぐよう、国・県に働きかける。

- 地すべり危険地区 (資料編 3-28)

ウ 急傾斜地崩壊対策事業

これまで、急傾斜地対策事業として、急傾斜地の崩壊を防止するための施設が白銀地区、河原木地区において重点的に整備されるなどしてきたところである。

しかし、市域には、土砂災害警戒区域等(急傾斜地の崩壊)急傾斜地崩壊危険箇所があって、崩壊による危険性の高い地区も多いため、今後も急傾斜地対策事業の計画的推進を国・県に働きかける。

- 急傾斜地崩壊危険箇所 (資料編 3-34)
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による指定区域 (資料編 3-35)

エ なだれ対策事業

市には、なだれ危険箇所があり、今後なだれ対策事業の計画的推進を国・県に働きかける。

- なだれ危険箇所 (資料編 3-31)

(3) 河川防災対策事業 [土木第一班]

市内を流下する河川は、一級河川馬淵川とその支流の浅水川、坂牛川、盲堤沢及び土橋川、二級河川新井田川とその支流の松館川、頃巻川及び古里川、二級河川五戸川及び奥入瀬川並びに準用河川馬渡川及び土橋川である。馬淵川は、河口から櫛引橋に至る10kmの間については、国直轄の、また、その上流部分のうち17.0kmについては、県事業として改修工事が進められている。新井田川は、県事業として新井田川鉄橋から長館橋までの約5.4kmの改修工事が完成している。また、準用河川の馬渡川については、市事業として改修済みである。今後は、これら施行中の事業の早期完成及びその他の河川改修を推進して洪水等の災害防止に努めるものとする。

水系	河川名	水源地	流路延長	市域流路延長	指定区間延長	管理者
馬淵川水系	(1級河川)		km	km	km	国土交通省 青森県 青森県 青森県 青森県 青森県
	馬淵川	岩手県岩手郡	142.4	14.3	10.0	
	馬淵川	—	—	—	31.7	
	浅水川	三戸郡新郷村	35.0	8.7	34.0	
	坂牛川	坂牛	4.3	6.1	4.3	
	盲堤沢	田面木	2.0	—	1.8	
	土橋川	是川	10.1	3.2	3.2	
	(準用河川)					
	土橋川	—	—	4.1	4.1	八戸市
新井田川水系	(二級河川)					
	新井田川	岩手県九戸郡	78.1	22.6	28.6	青森県
	松館川	三戸郡階上町	17.3	5.6	14.0	青森県

	頃巻川 古里川 (準用河川) 馬渡川	南郷 南郷 三戸郡階上町	17.1 12.5 11.0	11.8 9.8 3.4	11.8 9.8 3.6	青森県 青森県 八戸市
五戸川 水系	(二級河川) 五戸川	三戸郡新郷村	50.7	5.4	47.4	青森県
奥入瀬 川水系	(二級河川) 奥入瀬川	十和田市	70.7	4.2	70.7	青森県

(4) 海岸防災対策保全事業 [土木第一班]

当市の海岸線は約53kmで、このうち11,192mが海岸保全区域として指定され、それぞれの防護対策が講じられている。

なお、海岸保全事業は、水管理・国土保全局所管海岸(国土交通省所管)、港湾局所管海岸(国土交通省所管)、漁港海岸(農林水産省水産庁所管)及び農地海岸(農林水産省農村振興局所管)に分かれて実施しているので連絡調整を図るよう関係機関に働きかける。

○ 海岸保全区域 (資料編 3-36)

(5) 港湾・漁港整備 [土木第一班、水産班]

重要港湾である八戸港は、港湾計画により整備が進められており、現状では、中央第1防波堤及び中央第2防波堤(外港地区)、白銀北防波堤及び白銀西防波堤(白銀地区)、また八太郎北防波堤及び八太郎東防波堤により、一定の静穏度を確保している。

特定第~~3~~三種漁港である八戸漁港では、岸壁工事等が進められている。このほか、第~~1~~一種漁港の八戸南浜漁港では、これまでに各種事業により防波堤及び護岸の整備が進められ、津波及び高潮による被害の軽減に努めてきた。今後も波高や潮位の変化に応じて、必要な場合は外郭施設の改良を行い、災害防止に努める。

○ 八戸港の主な防波堤 (資料編 3-37 (港湾・漁港施設))

○ 八戸漁港外郭施設 (")

○ 第~~1~~一種漁港外郭施設 (")

(6) 農地防災事業 [農林班、土木第一班]

ア 農地防災ダム事業

降雨時又は融雪時の河川の増水等による洪水被害を防止するため、洪水調節用ダムの新設・改修事業を実施する。

イ ため池等整備事業

(ア) 市は、築造年数が古い農業用ため池(災害防止用のダムを含む)が多くあることから、地震や豪雨に対する耐性評価を行い、その結果を踏まえた改修工事を実施して、堤体の安全を確保し、下流地域の災害を未然に防止するよう努める。

○ 農業用ため池整備状況 (資料編 3-38)

(イ) 市における農業用排水施設は、自然的・社会的状況の変化により、その効用が低下しているものもある。これらの施設について実態を把握し、必要なものは改修工事を実施し、周辺農用地の災害を未然に防止するよう努める。

(ウ) 市における土砂崩壊防止対策としては、風水害によって土砂崩壊の危険が生じた箇所において、土留擁壁等の対策工事を実施し、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するよう努める。

(エ) 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、補強対策、耐震化、統廃合等を推進するものとする。

(オ) 地震時や大雨時におけるため池の点検結果や被害情報について、ため池防災支援シ

システムにより、速やかな情報共有を図るものとする。

ウ 地すべり対策事業

市の地すべり対策としては、調査に基づき農地地すべり危険地としてリストアップされた箇所を中心とした県における地すべり対策事業の実施を働きかけ、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するよう努める。

- 小規模山地崩壊危険地 (資料編 3-29)

2 都市防災対策事業

都市の自然放任によって生じる無計画な市街地や土地利用の混乱を防ぎ、都市防災をも十分加味して秩序ある環境の整備された市街地の確保を図るため、自然的条件を勘案した土地利用計画に即して、都市空間の確保及び都市構築物の安全化を図る必要がある。都市基盤施設整備事業、防災拠点施設整備事業、市街地再開発事業、住環境整備事業及び土地区画整理事業に基づき、風水害対策等の防災面にも重点をおいて土地及び水の性状等を十分考慮し、都市防災対策を計画する。

(1) 地域地区、災害危険区域の設定、指定 [都市計画班]

ア 用途地域の設定

用途混在による環境上・防災上の阻害要因を排除するため、適切な用途地域を定める。

イ 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、防火地域及び準防火地域を指定し、建築物に対する規制を強化する。

ウ 災害危険区域の指定

県及び市は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

(2) 都市基盤施設の整備 [都市計画班、土木第二班、公園緑地班、下水道班]

都市の安全を確保するため、次の都市基盤施設整備事業を推進する。

ア 道路の整備

都市交通を処理するとともに、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路、消防用道路等の都市防災上の機能を高めるため、道路整備事業を推進する。

イ 公園緑地の整備

都市のやすらぎの確保とともに、指定緊急避難場所、避難路、延焼遮断帯等の都市防災上の空間の確保のため、公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。

ウ 都市下水路事業

雨水による市街地の浸水を防止するため、下水路の新設又は改修事業を実施する。

エ 公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地の浸水を防止するため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修事業を実施する。

オ ライフライン共同収容施設の整備事業

ライフライン機能の確保のため、電線共同溝等の整備事業を推進する。

(3) 防災拠点施設整備事業 [統括班、対策推進班、土木第一班、八戸消防本部]

安全な都市環境の実現を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート等の救援活動拠点及び備蓄倉庫、貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。

(4) 市街地の整備 [都市計画班]

既成市街地の災害防止のため、次の事業を推進する。

ア 市街地再開発事業

土地の合理的かつ健全な高度利用を図るとともに、都市機能の更新を図り、都市における災害の発生を防止するため、市街地再開発事業等を推進する。

イ 住環境整備事業

住環境の整備改善とともに、都市における災害の発生を防止するため、住環境整備事業を推進する。

ウ 土地区画整理事業

未整備な市街地の道路、公園、河川等の公共施設を整備することにより、良好な市街地を形成するとともに、治水対策、消火活動、避難行動、延焼防止等の都市防災を図るため、土地区画整理事業を推進する。

(5) 建築物不燃化対策 [建築住宅班、建築指導班、各班共通]

安全な都市環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

ア 公共建築物の不燃化

庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。

イ 耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

(6) 風水害に対する建築物の安全性の確保 [建築指導班]

劇場等不特定多数の者が使用する施設及び学校、医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するとともに、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を図るため、基準の遵守の指導等に努める。

強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るとともに、防水扉及び防水板の整備等により建築物、地下街等を浸水被害から守るための対策を促進するよう努める。

(7) 空き家等対策 [都市計画班]

平時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるとともに、そのまま放置すれば倒壊等のおそれがある等、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導等を行うよう努める。

3 その他の防災事業

その他の防災事業として、道路、港湾等の点検・整備及び上・下水道の防災性の強化を図るとともに、危険地域からの移転事業の促進に努める。

(1) 道路 [土木第二班]

市には、次のとおり道路注意箇所があり、市道については、点検・整備に努め、国道及び県道については、今後も道路整備事業の計画的推進を国・県に働きかける。

ア 一般国道（県管理区間） ○ 道路危険箇所 （資料編 3-39）

イ 主要地方道 //

ウ 一般県道 //

(2) 港湾等 [土木第一班、水産班]

市における港湾、漁港等施設については、市管理の施設の点検・整備に努めるとともに、国、県等の管理施設については、今後とも、防災施設等の計画的整備を国、県等に働きかける。

(3) 上・下水道施設 [水道企業団、下水道班]

市における上・下水道施設については、防災対策の強化に努めるとともに、防災用資機材の整備充実を図る。

(4) 危険地域からの移転対策促進事業 [土木第一・二班、建築指導班]

がけ地の崩壊等により、市民の生命に危険が及ぶおそれのある区域からの住宅の移転に

対する助成制度を活用し、その利用促進を図る。

ア 防災集団移転促進事業

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、市民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等の危険のある住宅について、市民の生命の安全を確保するために、災害危険区域等にある既存不適格住宅の移転を促進する。

(5) 盛土による土砂災害防止対策事業

危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとし、当該盛土について、必要に応じて、地域防災計画や避難情報の発令基準を見直すものとする。

第6節 自主防災組織等の確立

[対策推進班、福祉班、八戸消防本部]

大規模な風水害等の災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において、被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、市民の自主的な防災活動組織である自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等の活動が行われることが有効である。

このため、市は、住民等に対する自主防災組織結成のための働きかけ及び訓練、研修会等を通じた既存の自主防災組織の育成・強化を図る。

1 自主防災組織の現況

現在、自主防災組織は、各地区で組織され、防災活動を行っている。

今後は、地域の実情に応じた自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という）に基づく効果的な防災活動ができるよう指導する。

- 市内自主防災組織一覧表（資料編 3-17）
- 八戸地域女性消防クラブ一覧表（資料編 3-18）

2 自主防災組織への支援

自主防災組織の結成は、地域が自主的に行うことを本旨としつつ、既存の連合町内会等を基にした組織の設立を積極的に支援するとともに、そのかなめとなり、災害対応活動に関する知識・技能及び実行力を有するリーダーの育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

- (1) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、消防団等と連携して積極的に支援するとともに、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施及び障がい者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の安全を確保するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。
- (2) 自主防災活動を活発にするため、定期的な講習会の実施、モデル地域の紹介などを通じ、地域社会の中心的人材に対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織のかなめとなるリーダーの育成及び多様な世代が参加できるような環境の整備を図る。その際、自主防災組織への女性の参画促進に努める。また、防災リーダーの育成等に当たっては、自助、共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、風水害及び防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (3) 平時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難、備蓄等の機能を有する活動拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救援等のための資機材の充実を図るものとする。

3 事業所の自衛消防組織の設置の促進

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自主防災体制をより充実・強化するとともに、法令により義務付けられていない事業所についても強力に設置を促進する。

なお、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5に基づく自衛消防組織、又は消防法第14条の4に基づく自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所は、次のとおりである。

- (1) 学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店、複合用途防火対象物その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物
- (2) 第4類の危険物の製造所、一般取扱所及び移送取扱所の一部

4 自主防災組織の防災活動の推進

(1) 自主防災組織は、地区防災計画を策定するとともに、これに基づき、平時及び災害時において効果的で、かつ、要配慮者に配慮した防災活動を次により行う。

ア 平時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 活動地域内の災害危険の把握
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 防災用資機材の備蓄及び管理
- (カ) 要配慮者の把握
- (キ) 住宅用防災機器の設置促進
- (ク) 地区防災計画の作成

イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火活動
- (イ) 地域内の被害状況等の情報の収集、市民に対する避難指示等の伝達、避難誘導
- (ウ) 救出救護の実施及び協力
- (エ) 集団避難の実施
- (オ) 炊き出し及び救援物資の配分に対する協力
- (カ) 指定避難所の開設・運営

(2) 自主防災組織は、連合町内会等の住民自治組織のほか、地域における婦人会、民生委員児童委員、消防団、子ども会、高齢者団体、地元PTA、公園管理人、医療機関、社会福祉施設、ボランティア団体、事業者等と密接な連携を図りつつ幅広い協働により、福祉活動、防犯活動等といった活動を展開し、地域安全安心コミュニティの形成に努める。

5 消防署（分署、分遣所）地区担当制度

自主防災組織の活動支援を地域と密着して行うため、消防署（分署、分遣所）に担当地区を割り当てる消防署（分署、分遣所）地区担当制度を設ける。

消防署(分署、分遣所)地区担当制度は、消防団と緊密な連携のもとに運用するものとする。

6 消防団員の役割

消防団員は、防災に関する専門的な知識及び技能を発揮し、自主防災組織の活動において先導的な役割を果たすものとする。

7 事業所の防災活動の推進

事業所は、災害時において果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持並びに市民と一体となった災害防御活動）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

(1) 平時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材の備蓄及び管理
- オ 地域防災活動への参加

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火活動
- イ 救出救護の実施及び協力
- ウ 顧客及び従業員の避難誘導
- エ その他

8 地区防災計画の提案

地区居住者等は、八戸市防災会議に対し、策定した地区防災計画を本計画に定めることを求めることができる。八戸市防災会議は、地区居住者等の主体性を尊重した上で、本計画に定める必要があるのかの判断を行い、必要を認めた場合には、当該地区防災計画を本計画に定めるものとする。

第7節 防災教育及び防災思想の普及

[各班共通、八戸消防本部]

風水害等の災害による被害を最小限に食い止めるには、防災に携わる職員の資質の向上と市民一人ひとりが日頃から風水害等の災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び市民に対する防災知識の普及を図るものとする。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努める。この他、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

1 防災業務担当職員に対する防災教育

市は、防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、及び職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会、現地調査等を通じて防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育は、おおむね次のとおりである。

- (1) 気象、風水害等の災害についての一般的知識の習得
- (2) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
- (3) 災害を体験した者との懇談会
- (4) 災害記録による災害教訓等の習得

2 市民に対する防災思想の普及

(1) 市は、風水害による人的被害の軽減を図る方策として、市民一人ひとりの避難行動が基本となることを踏まえ、以下を実施する。

・警戒レベルとそれに伴う避難指示等の意味やと内容のほか、の説明

・自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）が避難の妨げになることなどの啓発活動

・学校における消防団員等が参画した体験的・必要な知識が普及するよう、実践的な防災教育

を実施するものとする。

またなお、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることや早期避難の重要性、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進するため、ハザードマップの作成・配布や学校における防災教育等を通じて、地域全体としての防災意識の向上を図るものとする。

なお、普及啓発の方法及び内容は、次による。

ア 普及啓発方法

- (ア) 防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、水防週

間、土砂災害防止月間、雪崩防災週間、山地災害防止キャンペーン、火災予防運動期間等における関係行事を通じて、防災に関する講習会、展覧会等を実施し、防災思想の普及を図るものとする。

- (イ) 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ又は新聞で行う。
- (ウ) 防災に関するホームページ・パンフレット・ハンドブック・ポスター等を活用した普及啓発を行う。また、災害時にはホームページが活用されるよう促す。
- (エ) 防災に関する講演会等を開催する。

イ 普及内容

- (ア) 簡単な気象、水象及び地象に関すること。
 - (イ) 気象予報、警報等に関すること。
 - (ウ) 災害時における心得
 - (エ) 災害予防に関すること。
 - (オ) 災害危険箇所に関すること。
 - (カ) 市民のとるべき措置に関すること
 - (a) 家庭においてとるべき次の措置

平時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における各自の役割分担 ・消火器、バケツ等の消火用具の準備 ・住宅用火災警報器の設置 ・最低3日分、推奨1週間分の食料、水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 ・非常持出品（貴重品（通帳、保険証、現金）、服用している薬、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等の準備 ・避難所、避難路の確認 ・指定避難所における行動、警報発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動 ・家庭内における風水害等災害発生時の連絡方法や避難ルールの取り決め ・ペット用の避難用品及び備蓄品の確保、ペットのしつけ及び健康管理、並びにペットが迷子にならないための対策（犬の鑑札、迷子札、マイクロチップ等による所有者明示） ・保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え 	<ul style="list-style-type: none"> ・身の安全の確保 ・テレビ、ラジオ、ほっとスルメール、市、消防署、警察署等からの正確な情報の把握 ・自動車や電話の使用の自粛 ・火の使用の自粛 ・灯油等危険物やプロパンガスの安全確保 ・初期消火 ・被災者の救出、救援への協力 ・炊き出しや救援物資の配分への協力 ・避難所運営への協力 ・その他

(b) 職場においてとるべき次の措置

平時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> ・職場の防災会議による役割分担 ・職場の自衛消防組織の出動体制の整備 ・消火器、バケツ等の消火用具の準備 ・重要書類等の非常持出品の確認 ・防災訓練への参加 ・最低3日分、推奨1週間分の食料、水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 ・非常持出品（携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等）の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・身の安全の確保 ・テレビ、ラジオ、インターネット、市、消防署、警察署等からの正確な情報の把握 ・自動車による出勤、帰宅等の自粛、危険物車両の運行の自粛 ・火の使用の自粛 ・危険物の安全確保 ・不特定多数の者が出入りする職場における入場者の安全確保 ・初期消火 ・被災者の救出、救援への協力 ・職場同士の相互協力

	・その他
--	------

- (2) 公民館等の社会教育施設を活用し、研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、市民に対する防災思想の普及推進を図る。
- (3) 市は、国、県、防災関係機関等の協力を得て、市民の適切な避難、防災知識及び防災活動に資するよう次の施策を講じる。

ア 浸水想定区域、指定避難所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、市民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、中小河川又はに対応した洪水ハザードマップや、内水ハザードマップについても、関係機関が連携して作成・検討を行う。さらに、主として要配慮者が利用する施設における浸水被害を防止するとともに、洪水時及び内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、作成した洪水ハザードマップや内水ハザードマップを当該施設等の管理者に提供する。

イ 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、市民等に配布する。

ウ 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、市民等に配布する。

エ 防災マップの作成に当たっては、市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解促進を図るよう努める。

オ 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

カ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

キ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

- (4) 青森地方気象台は、青森県、県内の市町村その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害等の風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに報道機関等の協力を得て、地域の防災リーダーや住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報及び気象情報等の竜巻注意情報等発表時の住民のとるべき行動等について、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。

- (5) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果及び映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、市民が災害の教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第8節 企業防災の促進

[統括班、対策推進班、商工班]

企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続及び地域貢献・地域との共生）を踏まえ、施設利用者等の安全確保、及び機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、企業防災に向けた取組に努める。

1 事業継続計画（BCP）等の作成

企業は、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。

市は、事業継続計画（BCP）作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組を支援する。

市、八戸商工会議所及び南郷商工会は、事業継続力強化支援計画に基づき、中小企業等による事業継続力強化の取組を共同で支援し、防災・減災対策の普及を促進する。

青森地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。

2 防災意識の向上

市は、各企業のトップから一般職員に至る全社員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

3 防災訓練等への参加

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスを行う。

4 従業員の安全確保

企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。

第9節 防災訓練

[対策推進班、八戸消防本部]

災害時等における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と市民の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化及び市民の防災意識の向上を目的として、計画的及び継続的な防災訓練を実施するものとする。

1 総合防災訓練の実施

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するため、次の災害想定を単独若しくは組み合わせた防災訓練又はこれらに大規模地震・津波想定を組み合わせた防災訓練を企画し、県その他の防災関係機関、公私の団体、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア団体等の多様な主体の参画を得ながら、青森県総合防災情報システムを活用した総合防災訓練を実施する。この際、自主防災組織や要配慮者を含めた住民参加の下での夜間避難訓練、災害時応援協定締結業者等との通信連絡途絶時の連絡調整訓練、大規模災害を想定した広域避難訓練等、実災害を想定した様々な条件設定に加え、感染症が流行している状況の設定などに努めるほか、実態に即した訓練項目の実施に努める。

訓練の方法については、努めて、人、物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測又は判断若しくは活動方針の決定等を行わせる図上訓練等により実施する。

なお、訓練終了後は評価を行って、課題、問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアル、体制等を見直すものとする。

(1) 風水害想定

風水害を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て、次のとおり実施するものとする。

また、訓練の実施に当たっては、必要に応じハザードマップを活用する。

ア 市水防計画に基づいて実施する。

イ 実施時期は、できるだけ出水期又は台風シーズン前とし、毎年1回以上実施するよう努めるものとする。

ウ 実施場所は、河川危険箇所、注意箇所等洪水が予想される場所を選定して実施する。

エ 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 災害広報訓練
- (イ) 通信訓練
- (ウ) 情報収集伝達訓練
- (エ) 災害対策本部設置・運営訓練
- (オ) 交通規制訓練
- (カ) 避難・避難誘導訓練
- (キ) 水防訓練
- (ク) 土砂災害防御訓練
- (ケ) 救助・救出訓練
- (コ) 救急・救護訓練
- (サ) 応急復旧訓練
- (シ) 給水・炊き出し訓練
- (ス) 隣接市町村等との連携訓練
- (セ) 指定避難所開設・運営訓練
- (ソ) 要配慮者の安全確保訓練
- (タ) ボランティアの受入れ及び活動訓練

- (チ) その他災害想定に応じて必要と認められる訓練
- (2) 大規模林野火災想定
 - 大規模な林野火災を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て、次のとおり実施するものとする。
 - ア 実施期間は、山火事防止運動強化強調期間（4月10日～6月10日）内とする。
 - イ 実施場所は、林野及び市街地とし、それぞれ年1回以上実施するよう努めるものとする。
 - ウ 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。
 - (ア) 情報収集・伝達訓練
 - (イ) 現場指揮本部設置訓練
 - (ウ) 航空偵察訓練
 - (エ) 空中消火訓練
 - (オ) 地上消火訓練
 - (カ) 避難・避難誘導訓練
 - (キ) その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

2 個別防災訓練の実施

市は、災害時において処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、地域の災害リスクに基づいた個別防災訓練を段階的、定期的を実施する。また、複合災害を想定した図上訓練や、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、訓練内容は、おおむね次のとおりとし、訓練終了後は評価を行って、課題、問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアル、体制等を見直すものとする。

- (1) 通信訓練
- (2) 情報収集伝達訓練
- (3) 非常召集訓練
- (4) 災害対策本部設置・運営訓練
- (5) 避難・避難誘導訓練
- (6) 消火訓練
- (7) 救助・救出訓練
- (8) 救急・救護訓練
- (9) 水防訓練
- (10) 指定避難所開設・運営訓練
- (11) 給水・炊き出し訓練
- (12) その他市独自の訓練

3 防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練及び総合防災訓練の参加者となる市民に対して、市の広報誌等各種の媒体を通じた参加案内を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、市は地域の防災力を高めるため、市民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、市民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

第10節 避難対策

[統括班、対策推進班、福祉班、保健衛生班、土木第一班、八戸消防本部、各施設管理者]

災害時等における市民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、避難路の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施並びに避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の指定避難所及び避難路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体となって最適な指定避難所、避難路等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定避難所及び避難路等を確保する。

1 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所は、災害の想定等に応じて、近隣市町村に設けることができるものとする。

2 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

指定避難所については、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、被災者を滞在させるために必要な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造及び設備を有する施設であって、救援物資の輸送が比較的容易な場所にある施設を指定し、平時から、指定避難所の確保場所、受入人数、家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する。

ア 要避難地区の全ての住民（昼間人口も考慮する。）が避難できるような場所を選定すること。

イ 洪水流の遡上域よりも高所にあるところとすること。

ウ 大規模な土砂災害、浸水等の危険のないところとすること。

エ 地区分けをする場合においては、町内会・自治会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること。

オ 指定避難所内の一般避難スペースで生活することが困難な要配慮者（障がい者、医療的ケアを必要とする者等）のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めること。

特に、医療的ケアを必要とするもの者に対しては、人工呼吸器や吸引器機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。

なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結するものとする。

カ 主として要配慮者を滞在させる施設にあつては、施設がバリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適していること、及び避難所での生活に関して相談等の支援を受けることができるなど、要配慮者が安心して生活ができる体制が整備されている施設であること。

特に、要配慮者に対しては円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めること。

キ 福祉避難所として指定避難所を指定する際には、あらかじめ受入対象者を特定して公示し、受入を想定していない避難者が避難してこないようにすること。

また、その公示を活用して、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めること。

ク 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができること。

ケ 災害の状況により、指定の避難所のみでは足りない場合、又は市区域内で適当な施設を確保できない場合は、隣接市町村等に対する避難所の提供の要請又は県有施設や民間施設等の使用措置を講じること。感染症対策のため、指定避難所の収容人数の制限が必要な場合についても同様とする。この際、施設管理者との使用方法等についての事前協議、輸送事業者等との事前調整等を実施しておくものとする。

コ 指定避難所の施設管理者は、あらかじめ避難者の受入体制及び支援体制の確保に努めること。

サ 感染症発生時等、指定避難所の収容人員に制限が必要な場合等において、避難者の受入れが困難となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定すること。また、旅館やホテル等、指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想定しておくとともに、可能な者は安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、住民に対し周知すること。

(2) 指定避難所の整備等

避難者の良好な生活環境を確保するため、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要に応じ、指定避難所の施設・設備等を整備する。

整備に当たっては、要配慮者、男女双方及び性的マイノリティの視点に留意し、それぞれのニーズの違い等に配慮するとともに、家庭動物の同行避難に留意するものとする。特に、性暴力やDV等の対象となりやすい女性や子供等、及び周囲の理解不足により偏見にさらされやすい性的マイノリティにとって安全・安心な避難所となるよう、施設・設備の配置等に十分配慮するものとする。さらに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

ア 施設・設備の整備

貯水槽、井戸、給水タンク、トイレ（仮設トイレ、移動式トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む）、照明、ガス設備、換気設備、空調設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等通信設備等の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源の整備や、電力容量の拡大に努める。

イ 食料、飲料水、その他の資機材の整備

避難生活に必要な食料、飲料水、毛布、乳児用粉ミルク、乳児用液体ミルク、ほ乳瓶、おむつ（乳児・小児用及び大人用）、トイレトーパー、生理用品、防臭袋・消臭袋、ウェットシート等の衛生用品、プライバシーテント、携帯トイレ、仮設トイレ、生活必需品、マット、簡易ベッド（段ボールベッドを含む）、間仕切り、暖房器具、冷房器具等の物資や、これらの物資の備蓄場所の確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等、避難者の災害情報の入手に資する機器等の整備に努める。また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電機設備等

の整備に努めるものとする。

ウ 指定避難所における感染症対策

感染症のまん延を防止するため、マスク、消毒液、パーティション、体温計、運営スタッフ用の防護具等、必要な資機材を備蓄するよう努めるほか、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウトの設定等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、平時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

< 指定避難所及び避難場所 >

- 指定避難所等一覧 (資料編 3-19)
- 一時避難場所 (資料編 3-20)
- 広域避難場所 (資料編 3-21)
- 福祉避難所 (資料編 3-24)

< 指定避難所・避難路等位置図 >

指定避難所・避難路等位置図は、八戸市ホームページで公開している。

- 八戸市洪水ハザードマップ

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kowankasenska/kurashinoanzen_anshin/1/1/2161.html

- 八戸市土砂災害ハザードマップ

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/saigaitaisakuka/bosai/1/4345.html>
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/bosai/kikikanrika/2/1/4345.html>

3 臨時ヘリポートの確保

指定避難所等が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送ができない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

4 標識の設置等

指定緊急避難場所等を指定したときは、居住者や観光客等の円滑な避難誘導及び当該場所の存在を平時から周知・啓発するため、案内標識や誘導標識を設置するよう努める。また、指定緊急避難場所は、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所であり、災害の危険の及ばない場所又は施設を、洪水、津波、土砂災害等の災害の種類ごとに指定するものであることから、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であるかを明示するよう努める。

5 避難路の選定

- ア 危険区域、危険箇所を通過しない道路とすること。
- イ 避難のため必要な広さを有する道路とすること。

6 避難訓練の実施

市民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。特に、土砂災害の避難訓練においては、危険な急傾斜地からの速やかな離脱を内容とするなど、実践的な避難訓練の実施等により、住民の意識啓発に努める。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

7 避難に関する広報

市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(1) 指定避難所等の広報

市民に対して、指定避難所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

- ア 指定避難所等の名称
- イ 指定避難所等の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ その他必要な事項

(2) 避難のための心得の周知徹底

市民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。

特に、避難時の心得については、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、既に周辺で災害が発生している場合等、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって危険を及ぼしかねないと住民自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難又は屋内安全確保（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から周知徹底に努める。

- ア 避難準備の知識
- イ 避難時の心得

避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。

- ウ 避難後の心得

(3) 指定避難所の運営管理に必要な知識の普及

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

8 避難計画の策定

市は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。避難計画の策定に当たっては、水害、土砂災害、複数河川の氾濫、台風等により高潮と洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難指示等を発令する発令対象区域（町内会又は自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位）並びに当該発令対象区域の世帯数、居住者数及び避難行動要支援者の状況並びに指定避難所の名称及び所在地
- (3) 指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難行動要支援者の適切な避難誘導體制
- (5) 指定避難所における要配慮者のための施設・設備の整備
- (6) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置

- ウ 毛布、寝具等の支給措置
 - エ 被服及び生活必需品の支給措置
 - オ 負傷者に対する応急救護措置
 - カ その他避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常電源等の設備等の整備
- (7) 指定避難所の管理に関する事項
- ア 避難者受入中の秩序保持
 - イ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知
 - エ 避難者からの各種相談の受付
 - オ その他必要な事項
- (8) 災害時における広報
- (9) 自主防災組織等との連携
- 住民の円滑な避難のため、必要に応じて指定避難所等の開錠・開放について、自主防災組織等の地域コミュニティと連携して行う。
- (10) ホームレスの受入れ
- 指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

9 被災者支援の仕組みの整備

(1) 平常時における被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(2) 在宅避難者等支援の仕組みの検討

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(3) 車中泊避難者支援の仕組みの検討等

市は、やむを得ず車中泊を行う避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。併せて、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(4) 被災者の状況把握の取組における連携の検討

市は、避難所以外で避難生活を送るおそれのある者等への支援に資するため、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。

9-10 広域一時滞在に係る手順等の策定

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、災害発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。

10-1 その他

- (1) 市は、平時及び災害時における男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。
- (2) 市保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。以下同じ。）の発生時における感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時災害発生前から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、災害発生のおそれがある場合、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、自宅療養者等に対して情報を提供するよう努めるものとする。また、上記対応が円滑に行えるよう、新型インフルエンザ等感染症等の発生前から関係機関との調整に努める。

第11節 災害備蓄対策

[対策推進班]

災害時に必要な物資の備蓄は自助・共助によるところを基本とし、公助による備蓄は自助・共助による備蓄を補完する目的で行うものとする。

公助による備蓄に限界があることから、防災関係機関と連携し、住民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、住民の災害への備えを向上させるよう努める。

1 実施内容

(1) 自助・共助による備蓄

住民、自主防災組織、事業所等は、災害時に必要となる物資を備蓄する。

備蓄物資は、停電や断水でも使用可能な食料、飲料水、生活必需品等とする。特に冬期間を考慮し、停電時でも使用可能な暖房器具、毛布を準備することや、備蓄食品は米等だけではなく調理不要な非常食及び調理器具等を準備する。

また、自動車保有者は、自動車へのこまめな満タン給油に努める。

ア 家庭における備蓄

住民は、災害時に必要な物資を最低3日分、推奨1週間分備蓄する。

イ 自主防災組織等における備蓄

自主防災組織は、災害時に必要な物資を最低3日分、推奨1週間分備蓄する。

ウ 事業所等における備蓄

事業者は、災害時に必要な物資を最低3日分、推奨1週間分備蓄する。

また、従業員以外の施設利用者等に対する物資の備蓄についても配慮する。

(2) 公助による備蓄

- ・ 避難所における良好な生活環境の確保に資するため、想定最大規模の被害想定を基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料、飲料水、生活必需品、ブルーシート、土のう袋、感染症対策用品や避難所運営に必要な資機材を中心として備蓄する。
- ・ 市は、住民の備蓄物資が被災し、使用できないことを想定し、被災者の避難生活に必要な物資を幅広く備蓄する。また、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。
- ・ 物資調達・輸送調整等支援新物資システム (B-PLo) を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- ・ 平時から災害時応援協定を締結した民間事業者等の連絡先の確認を行うとともに、訓練等を通じて、要請手続、物資の備蓄状況及び運送手段等の確認を行うよう努める。なお、備蓄の方法として、あらかじめ事業者に協力を依頼し、在庫の食料品や日用品等を災害用の基礎として活用する流通在庫備蓄について検討するものとする。
- ・ 市は、青森県災害備蓄指針を踏まえ、備蓄の整備方法を定めた災害備蓄整備計画を策定するなどにより、備蓄を推進する。

第12節 要配慮者の安全確保対策

[福祉班、避難所班、保健衛生班、建築住宅班、防災関係機関、要配慮者利用施設管理者]

風水害等の災害に備えて、要配慮者を保護するため、要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び運用、個別避難計画の作成及び運用、要配慮者利用施設の安全性の確保等を行うものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 要配慮者の支援体制の整備等

[福祉班、避難所班、保健衛生班、建築住宅班、防災関係機関]

(1) 要配慮者に関する防災知識の普及

市等防災関係機関は、市民に対して要配慮者の安全確保に関する啓発・普及活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障がい者に配慮し、障がいの内容及び程度に応じた防災知識の普及に努める。

(2) 高齢者の避難行動への理解促進

市は、防災（防災・減災対策への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(3) 要配慮者の支援方策の検討

市等防災関係機関は、被災した要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(4) 要配慮者に対する広域的な福祉支援ネットワークの構築

県及び青森県社会福祉協議会等関係団体（青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会構成団体）は、災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となった広域的な福祉支援ネットワークを構築し、要配慮者支援活動を行う災害福祉支援チーム（DWA T）のチーム員の養成及び資質の向上を図るための継続的な研修を行うものとする。

(5) 災害派遣医療チーム（DMA T）及び災害派遣精神医療チーム（DPA T）の整備等

県は、次の取組等を通じ、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

ア 実践的な訓練等を通じた災害派遣医療チーム（DMA T）、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの充実強化

イ ドクターヘリの災害時における運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保による運用体制の構築

このほか、県は、災害派遣精神医療チーム（DPA T）の整備に努めるものとする。災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、災害時に県が関係団体等と連携し、医療提供体制を構築するに当たり、県に対して適宜助言するものとする。

(6) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備

県は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

(7) 指定避難所における連絡体制等の整備

市は、避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。

(8) 応急仮設住宅供給における配慮

市は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障がい者の優先的入居及び高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。

(6)―(9) 防災訓練における要配慮者への配慮

防災関係機関は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の構築につながるよう努める。

＜浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設＞

- 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧（資料編 3-25）
- 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧（資料編 3-44）

2 避難行動要支援者名簿の作成及び運用

[福祉班]

市は、災害対策基本法に基づき、地域に居住する要配慮者のうち、特に自力で避難することが困難な高齢者又は避難に時間を要する要介護者、障がい者等（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるものとする。

また、市は本計画に定めるところにより、避難行動要支援者についての避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成するものとする。

なお、市は、災害対策基本法に基づき、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を当該名簿の作成に必要な限度で、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(1) 名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、要介護状態区分、障害支援区分等の要件のほか、地域において新たに重点的・優先的支援が必要と認められる者が漏れることのないよう、具体的な要件について別途定める。

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿に掲載する個人情報及びその入手方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 記載する個人情報

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする理由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ 個人情報の入手方法

市は、市の関係部局で把握している情報を集約するよう努めるとともに、市で把握していない情報については、災害対策基本法に基づき、県その他の者に対して情報提供を求める。

(3) 名簿情報の適正管理

市は、収集した情報について、八戸市行政情報セキュリティポリシーに基づき、厳重に管理するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討し、する。その際、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、市は、災害対策基本法に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 名簿の更新

市は、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態等の変化を適切に反映したものとなるよう、その把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築するものとする。

(5) 避難支援等関係者

市は、避難支援に関わる関係者として、次に掲げる避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合には、避難支援等の実施に必要な限度であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、市長は、名簿を提供する関係者に対して、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講じるものとする。

ア 八戸消防本部、消防署（分署、分遣所）、及び消防団

イ 警察

ウ 民生委員、八戸市民生委員児童委員協議会

エ 八戸市社会福祉協議会

オ 自主防災組織

カ 町内会又は自治会

キ 福祉関係事業者

ク その他避難支援等について市長が必要と認める者

※ オ、カ、キ及びクについては、市と避難行動要支援者の支援に関する協定を締結した団体に限る。

(6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講じる。

ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者に関する秘匿性の高い個人情報が含まれることから、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 自主防災組織、町内会又は自治会、民生委員及び福祉関係事業者に提供する名簿は、それぞれの業務等に関係する地区や部分に限定する。

ウ 避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿に記載される個人情報は法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するほか、避難支援等関係者が名簿を施錠可能な場所等へ保管するよう指導する。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合は、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

カ 避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者に対し、名簿情報の取扱状況を定期的に調査するほか、個人情報の取扱いに関する研修を定期的に開催する。

(7) 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮については、次に掲げる事項に留意する。

ア 分かりやすい言葉、表現及び説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。

イ 避難行動要支援者等に合った、必要な情報を選択して伝達すること。

ウ 各種情報伝達手段の特徴を踏まえ、防災行政無線及び広報車による情報伝達に加え、緊急速報メール及びほっとスルメールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせること。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提

として、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとする。なお、避難行動要支援者支援は地域ぐるみで推進していくことが重要であることから、地域の団体や関係機関と連携・協力関係を構築するとともに、次の事項に留意し、説明会又は防災訓練等を通じて避難支援等関係者の安全確保に関する普及・啓発を図る。

- ア 市は、避難の必要性並びに避難行動要支援者名簿の意義及びあり方を説明し、避難支援等関係者は、自身の安全確保の措置を決めておくこと。
- イ 平時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で、避難方法その他の支援について避難行動要支援者の理解を得ておくこと。
- ウ 避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、及び周知することが適切である。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿の意義、活用方法等について理解を得るとともに、災害時の状況によっては支援を受けられない場合もあり得ることを理解してもらうこと。

3 個別避難計画の作成及び運用

[福祉班、防災関係機関]

(1) 計画の作成

市は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と協力して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

(2) 計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

ア 計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲

市は、避難行動要支援者について、次に掲げる事項をもとに優先度を判断し、優先度が高い者から計画を作成する。

(ア) 災害の状況

- (イ) 当事者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- (ウ) 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

イ 作成目標期間

市は、計画作成の優先度が高いと判断する者について、災害対策基本法改正法（令和3年法律第30号）施行後からおおむね5年程度で作成する。

ウ 作成の進め方

市が作成の主体となり、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくり等の関係部署による横断的な組織のほか、庁外の介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、民生委員、町内会・自治会等、自主防災組織、地域医師会、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者、社会福祉協議会などの地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種団体、地域で活動する障害者団体や難病・小児慢性特定疾病患者団体等と連携し、作成する。

(3) 計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 記載する個人情報

(ア) 避難行動要支援者名簿に記載する情報

- (イ) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先
- (ウ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (エ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

イ 個人情報の入手方法

市の関係部局で把握している情報を集約するとともに、市で把握していない情報につ

いては、県その他の者に対して情報提供を求める。また、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについては、避難行動要支援者本人や家族、本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員などの関係者から情報の把握に努める。

(4) 計画情報の適正管理

市は、収集した情報について、八戸市行政情報セキュリティポリシーに基づき、厳重に管理するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(5) 計画の更新

市は、避難行動要支援者の心身の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、次のとおり計画の情報を随時更新するものとする。

ア 更新の契機

(ア) 本人、家族の申し出

(イ) 平時の訪問活動や見守り活動、防災訓練等を通じ更新の必要性を確認

(ウ) 避難支援等関係者を通じて点検を呼びかけ

イ 更新が必要となる事情の変更

(ア) 避難行動要支援者の状態

(イ) 災害時の情報伝達

(ウ) 避難誘導等

ウ 更新の周期

(ア) 本人又は避難支援等関係者から変更の届出時

(イ) 避難行動要支援者名簿の更新時

(6) 避難支援等関係者

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、市長は、計画を提供する関係者に対して、計画情報の漏えい防止のために必要な措置を講じるものとする。

(7) 計画の情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置

市は、個別避難計画の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講じる。

ア 個別避難計画には避難行動要支援者に関する秘匿性の高い個人情報が含まれることから、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 自主防災組織、町内会又は自治会、民生委員及び福祉関係事業者に提供する個別避難計画は、それぞれの業務等に関係する地区や部分に限定する。

ウ 避難支援等関係者に対し、個別避難計画に記載される個人情報は災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ 個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導するほか、避難支援等関係者が計画を施錠可能な場所等へ保管するよう指導する。

オ 個別避難計画の提供先が個人ではなく団体である場合は、その団体内部で個別避難計画を取り扱う者を限定するよう指導する。

カ 個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者に対し、計画情報の取扱状況を定期的に調査するほか、個人情報の取扱いに関する研修を定期的に開催する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提として、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとする。なお、避難行動要支援者支援は地域ぐるみで推進していくことが重要であることから、地域の団体や関係機関と連携・協力関係を構築するとともに、次の事項に留意し、説明会又は防災訓練等を通じて避難支援等関係者の安全確保に関する普及・啓発を図る。

ア 市は、避難の必要性や個別避難計画の意義、あり方を説明し、避難等支援関係者は、自身の安全確保の措置を決めておくこと。

イ 平時に個別避難計画の提供に係る同意を得る段階で、避難方法その他の支援について避難行動要支援者の理解を得ておくこと。

ウ 避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り及び周知することが適切である。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿の制度の活用や意義等について理解を得るとともに、災害時の状況によっては支援を受けられない場合もあり得ることを理解してもらうこと。

(9) 計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(10) 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

4 要配慮者利用施設の安全性の確保

[福祉班、要配慮者利用施設管理者]

(1) 要配慮者利用施設の管理者は、施設の耐震性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。

国、県及び市は、要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。

(2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

(3) 要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

(4) 要配慮者利用施設の管理者は、平時から市、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導體制の整備を進める。

(5) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

- (6) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第13節 災害ボランティア活動対策

[調整広報班、学校教育班]

風水害等の災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズに対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平時から災害ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

1 関係機関の連携・協力

市は、県、八戸市社会福祉協議会等関係機関と、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討する。

特に近隣市町村及び八戸市社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平時からの交流に努める。

2 災害ボランティアの育成

市及び市教育委員会は、県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部、八戸市社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、NPO・ボランティア等に対し、防災に関する研修、訓練等への参加を促し、災害ボランティアの育成を図る。

3 災害ボランティアコーディネーターの養成

災害ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へ導くための重要な役目を担っており、そのため県、市、八戸市社会福祉協議会等関係機関は、連携して災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

4 防災訓練等への参加

市は、市教育委員会と協力して、八戸市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部へ防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、災害ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、市、八戸市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、市内で活動するNPO・ボランティア等の防災訓練への参加を促すなどして防災意識の高揚を図る。

5 ボランティア団体間のネットワークの構築の推進

八戸市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平時から県、県教育委員会、市及び市教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力関係を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。

○ ボランティア団体等 (資料編 3-40)

6 災害ボランティア活動の環境整備

市等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、八戸市社会福祉協議会及びボランティア団体との連携を図るとともに、**災害**中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。市は、関係機関やNPO・ボランティア等と連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、本計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（八戸市社会福祉協議会）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、本計画に明記すること、相互に協定を締結すること等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

7 八戸市災害ボランティアセンター

(1) 設置場所

<u>名 称</u>	<u>住 所</u>
<u>八戸市総合福祉会館</u>	<u>八戸市根城八丁目8番155号</u>

※災害等の被害状況により、上記に設置することができない場合は、代替施設を確保する。

(2) 運営

運営は八戸市社会福祉協議会が行い、市は運営に必要な支援を行う。

第14節 災害廃棄物対策

[災害廃棄物処理班、八戸環境クリーンセンター、八戸清掃工場、八戸リサイクルプラザ]

風水害等の災害時において、住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心を確保するため、災害廃棄物の処理体制の整備等を図るものとする。

3-1 実施内容

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村や民間事業者等との連携、協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

国（環境省）、県及び市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第1 5.4節 文教対策

[教育総務班、学校教育班、社会教育班、スポーツ班]

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命及び身体の安全を確保するとともに、学校その他の教育施設の土地、建物及び設備を風水害等の災害から防護するため、防災組織体制の整備及び学校等の不燃堅ろう構造化等の促進を図るものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

1 防災組織体制の整備及び防災に関する計画の策定

[学校教育班]

学校等は、災害予防、災害応急対策及び復旧等の防災活動に迅速かつ適切に対応するため、平素から災害に備えて職員の役割分担の明確化等を行うことにより、防災組織体制の整備を促進する。また、学校の施設及び設備の安全点検を行うとともに、児童生徒等に対する安全に関する指導及び教職員に対する防災に関する研修に関する事項、その他学校における安全に関する事項をとりまとめた防災に関する計画（学校安全計画等）を策定し、その周知徹底を図る。

2 防災教育の実施

[学校教育班]

学校における防災教育は、災害発生時における危険について理解させ、適切な行動をとれるよう、児童生徒等の発達段階や考慮すべき特性等を考慮して適切に行う。

(1) 学校等の行事としての防災教育

児童生徒等及び職員一人一人の防災意識の高揚のため、防災専門家又は災害体験者による講演会の開催、災害時のボランティア経験者の講話、避難訓練の実施、県又は市が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

(2) 教科等における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科、科目を通じて、自然災害の発生の仕組み、防災対策、災害時の正しい行動、災害発生時の危険等についての教育を行う。また、総合的な学習の時間等における自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等を通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 職員に対する防災研修

職員の防災意識の高揚及び防災教育に関する指導力の向上のため、施設の立地条件等を踏まえた災害予防、避難行動や指定避難所開設等の災害応急対策、防災教育の指導内容等に関する研修を行い、災害時の職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

3 学校防災マニュアルの作成及び訓練の実施

[学校教育班]

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の向上を図り、災害時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、学校防災マニュアルを作成するとともに、訓練を実施する。

(1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況及び児童生徒等の発達段階を考慮の上、避難の場所、避難経路、時期、誘導及び伝達の方法並びに保護者との連絡・引渡し方法等を示したマニュアルを作成しその周知徹底を図る。マニュアルの作成に当たっては、関係機関との連携を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練は、実践的な想定に基づき行う。学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(3) 訓練実施後は、訓練の評価を行い、必要に応じてマニュアルを修正する。

4 登下校の安全確保

[学校教育班]

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への周知徹底を図る。

(1) 通学路の安全確保

ア 通学路については、八戸警察署、消防機関等と連携し、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。

イ 平時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。

ウ 異常気象及び災害時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。

エ 児童生徒等の個々の通学路、誘導方法等について、常に保護者と連携をとり、確認する。

(2) 登下校等の安全指導

ア 異常気象及び災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。

イ 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意及び保護者への周知徹底を図る。

ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

5 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進

[教育総務班、学校教育班、社会教育班、スポーツ班]

文教施設・設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅ろう構造化を促進する。また、校地等の選定又は造成に当たっては、防災上必要な措置を講じる。

6 文教施設・設備等の点検及び整備

[教育総務班、学校教育班、社会教育班、スポーツ班]

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

7 危険物の災害予防

[学校教育班]

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校にあっては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

8 文化財の災害予防

[社会教育班]

市内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し、及び予想される災害に対して予防対策を計画し、文化財保護のための施設・設備の整備等の災害対策に努めるとともに、文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進するよう努める。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況の下で文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあっては文化庁長官又は法の定めるところにより指定若しくは委託を受けた県教育委員会又は市町村教育委員会、県指定のものにあっては県教育委員会、市指定のものにあっては市教育委員会の指示に従い管理するよう努める。

- 市内指定文化財 (資料編 3-41)

第1-5-6節 警備対策

[統括班、対策推進班、防災庶務班、八戸警察署]

八戸警察署長は、災害時における市民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全及び秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、災害警備用資機材の整備等を図るものとする。

1 措置内容

八戸警察署長は、災害の発生に備えて、市及び関係機関の協力を得ながら次の措置を行うものとする。

(1) 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、指定緊急避難場所、避難路及び指定避難所の受入可能人数等を把握する。

(2) 災害警備訓練

警察職員に対して、災害警備に関する計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、必要に応じて防災関係機関及び市民と協力して総合的な訓練を行う。

(3) 災害警備活動体制の確立

各種の災害時を想定し、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を整備し、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制を確立する。

(4) 災害警備用装備資機材等の整備

災害警備に必要な災害警備用装備資機材、交通対策用装備資機材及び通信用資機材等の整備充実に努めるとともに、定期的な点検を実施する。

(5) 災害警備用物資の備蓄

関係機関との連携を緊密にして、警備に当たる警察職員に係る医薬品及び食料品等の必要な物資を計画的に備蓄・管理する。

(6) 自主防犯組織に対する協力

地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に協力する。

(7) 防災意識の向上

日頃から市民に対して、災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報活動を実施し、市民の防災意識の向上を図り、災害時の混乱を未然に防止する。

第1-6-7節 交通施設対策

[土木第一・二班、水産班]

風水害等の災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の整備と防災構造化を推進するものとする。

1 道路・橋梁防災対策

[土木第一・二班、]

道路管理者は、市道等の交通機能を拡充するとともに、アンダーパス部等の道路の冠水の防止のため排水施設及び排水設備の補修等、被災した場合に交通のあい路となるおそれ大きい橋梁等の施設の整備と防災構造化、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失による被災地の長期孤立を防ぐための洗堀防止や橋梁の架替等の対策を推進する。また、山間道路については、豪雨や台風による土砂崩れ、落石等の災害を防止するため、法面処理工、落石防護工等を実施する。

~~発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。~~

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の推進に関する法律に基づく、道路事業等に合わせた電柱等の新設抑制及び既設撤去の推進等により、無電柱化の推進を図る。

(2)(1) 道路啓開用資機材の整備及び計画の作成

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと精度を高める。併せて、陸路から道路啓開を行えない場合も想定して、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るよう努める。

(2)(2) インフラ事業者等との連携

道路管理者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、電力、上下水道、電気通信等のインフラ事業者を含む関係機関との連携体制の整備・強化を図るよう努める。

2 港湾・漁港防災対策

[土木第一・二班、水産班]

港湾管理者、漁港管理者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 港湾改修

災害時における物資の海上輸送路を確保するため、けい留施設を整備する。

また、台風による被害を防止するため、防災施設を整備するとともに、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。国（国土交通省）及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

国（国土交通省）及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。

港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。

(2) 漁港整備

荷さばき時に集中する漁船の交錯及び荒天時の波浪等による被害の解消のため、泊地及びけい船岸を整備する。

(3) その他船舶の施設

ヨット、モーターボート等レジャースポーツ用船艇については、客船、貨物船、漁船等との交錯を避けるため、拠点地区を設けて収容する。

(4) 協定の締結

発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

3 関連調整事項

陸上における交通施設について、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるよう考慮する。

第1-7-8節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

[下水道班、水道企業団、ライフライン事業者]

風水害等の災害による電力、ガス、上下水道、電気通信及び放送施設の被害の拡大を防止するため、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講じるものとする。

1 電力施設

電力供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 電力設備の災害予防措置

ア 水力発電設備

過去に発生した災害等を考慮し、必要に応じて防水壁、護岸の整備、排水ポンプの設置機器のかさ上げ等を実施する。

イ 送電設備

架空電線路については、土砂崩れ、洗掘などの起こるおそれのある箇所について擁壁等を設置するとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。また、地中電線路については、ケーブルヘッド位置の適正化等を実施する。

また、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、関係機関が連携を拡大する。

ウ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所については、床面のかさ上げ、ケーブルダクトの密閉化等の対策を講じる。

エ 配電設備

山崩れ、地すべり、沈下等災害発生危険地域については、基礎の補強等を行うとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。

(2) 防災業務施設及び設備の整備

次の施設及び設備を整備する。

- ア 観測又は予報のための施設及び設備
- イ 通信連絡施設及び設備
- ウ 水防又は消防に関する施設及び設備
- エ その他災害復旧用の施設及び設備

(3) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 資機材等の確保

災害に備え、平時から復旧用資機材、工具、消耗品等を確保する。

イ 資機材等の輸送

資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船艇等の輸送力を確保する。

ウ 資機材等の整備、点検

資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ 資機材等の仮置場

市は、管理する公共用地等の提供など、電力供給事業者による非常事態下での用地確保に協力するものとする。

(4) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう維持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的な電気工作物の巡視点検（災害発生につながるおそれがあるものは特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物等の調査を行い、感電事故を防止するほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(5) 広報活動

ア 公衆感電事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、市民に対し広報活動を行う。

イ PRの方法

公衆感電事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道媒体を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配布し認識を深める。

ウ 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

2 ガス施設

ガス供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) ガス施設の災害予防措置

風水害等の災害時におけるガス供給の確保とガスによる二次災害の防止のため、次の対策を講じる。

ア 定期点検

ガス施設の定期点検を行い、技術基準に適合するよう維持する。

イ 緊急操作設備の強化

製造設備及びガスホルダーには、災害時にガス送出・LPG流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。

中圧導管には、ガスの遮断・放散を可能とする設備を整備する。

ウ LPG容器の転倒防止措置

LPG容器の転倒防止措置を徹底する。

(2) 応急復旧体制の整備

- ア ガス漏えい通報に対する受付体制の整備
- イ 消防機関、警察署等との専用通信設備の整備及び協力体制の整備
- ウ 応急復旧動員体制の整備
- エ 応急復旧用資機材の整備
- オ 応急復旧を迅速に行うための低圧導管の地区別ブロック化の推進
- カ 保安無線通信設備の整備・拡充

(3) 広報活動

- ア ガス栓の閉止等、風水害等が発生した場合等にガス器具に関してとるべき措置の周知
- イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置の周知

3 上水道施設

[水道企業団]

八戸圏域水道企業団は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 施設の防災対策の強化

施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。

(2) 防災用施設・資機材の充実強化

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備を図るとともに、緊急時給水拠点となる浄水場、貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の充実強化を図る。

また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

(3) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

4 下水道施設

[下水道班]

下水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 施設、設備の充実強化

下水道施設・ポンプ施設の設置に当たっては、外部からの浸水及び敷地内の排水に十分対策を講じるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

(2) 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設及び機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資機材、車両等の確保体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

(3) 非常時における協力体制の確立

民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

5 電気通信設備

電気通信事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 長期防災対策の推進

平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するために、次の防災設計を実施する。

- ア 豪雨又は洪水のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- イ 火災又は大雪に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火又は耐雪構造化を行う。
- ウ 倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、関係機関との連携を拡大する。
- エ 通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

(2) 通信網の整備

電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の確保を図る。

- ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。
- イ 主要な中継交換機を分散設置する。
- ウ 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。
- エ 通信ケーブルの地中化を推進する。
- オ 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。
- カ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 安全・信頼性強化の推進防災資機材の整備

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進に努めるなどし、特に地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。

~~災害応急対策及び災害復旧を実施するために必要な防災資機材の整備を図るとともに、緊急に必要と認められる資材及び物資については、事前に保管場所を指定し、備蓄する。~~

(4) 大規模災害時の通信確保対策

- ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースのを整備、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。する。
- イ 常時、~~を~~疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- ウ 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう、利用者等に対して周知するよう努める。
- エ 災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラフィックコントロールを行い、重要通信を確保する。

6 放送施設

放送事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 放送施設の防災対策及び二重化

災害による被害の防止及び災害時における放送機能の維持を図るため、アンテナ等の設置については、機械的に堅固な資材を使用するとともに、電氣的性能を監視する施設の整備を推進する。

また、放送機器は、現用機、予備機の2台方式を採用し、電波確保に万全を期する。

(2) 非常緊急放送体制の整備

緊急時に備え、送信系統の変更等を含め、非常緊急放送体制を整備しておく。

(3) 防災資機材の整備

災害応急、復旧対策に必要な資機材の整備・備蓄を図る。

7 道路管理者等との連携

電力、上下水道、電気通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、道路管理者を含む関係機関との連携体制の整備・強化を図るよう努める。

第1-8-9節 水害予防対策

[土木第一・二班、統括班、対策推進班、避難所班、八戸消防本部]

水害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、河川の維持管理、気象・水象・地象等の観測体制の整備、市民への情報伝達体制の整備、避難体制の整備、水防資機材の整備及び水防体制の整備等を図るものとする。

1 河川の維持管理

治水施設の計画的整備を推進するとともにその適正な管理を図る。

なお、河川の現況及び整備計画については第3章第5節「防災事業」による。

- (1) 出水時に円滑な水防活動を実施するため、日頃から河川管理上支障をきたす違法駐車及び放置車両に対し、関係機関と協力し、必要な措置を講じる。
- (2) 河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努める。

2 気象、水象等の観測体制の整備

[統括班、対策推進班、土木第一班]

市は、河川の氾濫、土砂災害等の危険性が高い地域での水位・雨量観測所等の整備について検討する。また、青森地方气象台及び県が発表する予報、気象データ等を的確に収集するための体制を整えるとともに、関係機関と連携・協力し、観測体制の充実に努めるものとする。

3 情報収集、連絡体制の整備

[統括班、対策推進班、土木第一班]

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ等を整備するとともに、情報通信網の多ルート化を図る。

また、関係機関等の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るとともに、リアルタイムで整理、提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。

水災については、気候変動による影響を踏まえ、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「(国)大規模水害に備えた減災対策協議会」、「(県)大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、市、国、県、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる多様な関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための、密接な連携体制を構築するものとする。

4 市民への情報伝達体制の整備

[統括班、対策推進班、土木第一班]

災害に係る特別警報・警報・注意報及び気象情報等~~気象警報(特別警報含む)、注意報、気象情報等~~、避難指示等を迅速かつ的確に伝達するため、避難指示等発令基準を明確化するとともに、情報伝達体制を確立し、市防災行政無線等の整備を図る。特に、水防危険箇所周辺の市民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の

設置を推進する。また、市民から市等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。

5 水防資機材の整備

[土木第一・二班]

第3章第3節「防災業務施設・設備等の整備」による。

6 水防計画の作成

[土木第一班]

次の事項に留意し水防計画を作成する。

- (1) 水防活動組織の確立
- (2) 河川施設の管理
- (3) 水防施設及び水防資機材の整備
- (4) 気象、水象の観測及び警報等の活用
- (5) 重要水防箇所等
- (6) その他水害を予防するための措置
 - 重要水防箇所（資料編 3-42）

7 浸水想定区域等

[統括班、対策推進班、土木第一班、下水道班]

- (1) 市は、国土交通大臣又は知事による洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方式、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (2) 市は、浸水想定区域に主として要配慮者が利用する施設があるときは、本計画にこれらの名称及び所在地を掲載し、また、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。
- (3) 市長は、本計画において定められた事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- (4) 市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- (5) 市は、住民自ら地域の水害リスクに向き合い、被害の軽減を図る取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。
- (6) 市は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。
- (7) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

ア 浸水想定区域

馬淵川、浅水川、五戸川、新井田川、松館川及び奥入瀬川における洪水浸水想定区域は次のとおりである。

管理	水系	河川名	洪水浸水想定区域図の参照

国	馬淵川	馬淵川下流	青森河川国道事務所HP http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/disasteprevention/flood/index.html
県	馬淵川	馬淵川中流	青森県HP https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/kouzuishinsuisoutei.html https://www.pref.aomori.lg.jp/lf/bosai/kozuisinsuisoutei.html
	馬淵川	浅水川	
	五戸川	五戸川	
	新井田川	新井田川	
	新井田川	松館川	
	奥入瀬川	奥入瀬川	

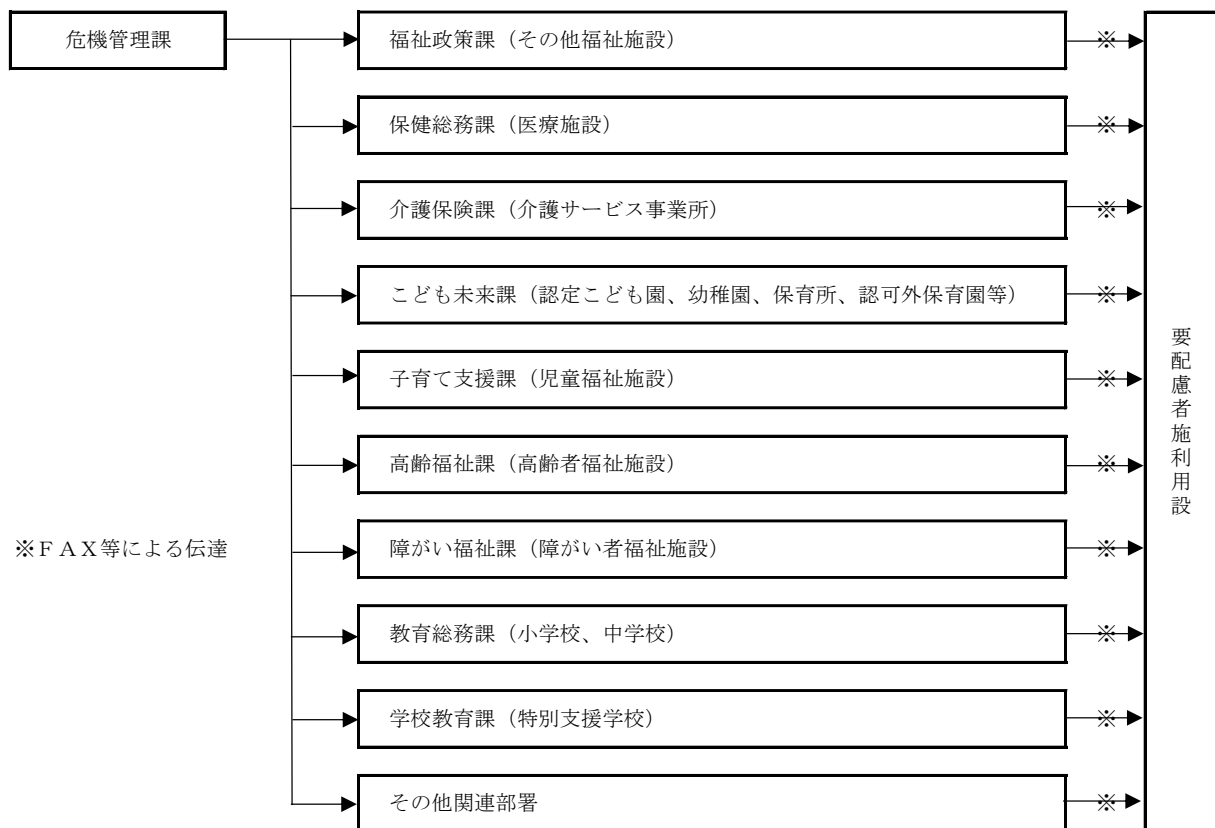
イ 地下街等又は主として要配慮者が利用する施設

馬淵川、浅水川、五戸川、新井田川、松館川及び奥入瀬川の浸水想定区域内における、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる主として要配慮者が利用する施設は次のとおりである。

○ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧 (資料編 3-25)

ウ 洪水予報等の伝達方法

水防法第15条第2項に定める「洪水予報等の伝達方法」は、次のとおりとする。



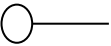
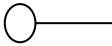
避難についての市民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

(ア) 周知徹底の方法、内容

避難指示等の伝達は、最も迅速かつ的確に市民に周知できる方法により実施するが、

おおむね次の方法によるものとする。

- a 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。
津波、洪水等による避難指示は、次の信号による。

警鐘信号	サイレン信号		
乱打	約1分 	約5秒 休止	約1分 

- b ラジオ、テレビ放送により伝達する。
 - c 防災行政無線（同報系無線）により伝達する。
 - d 広報車により伝達する。
 - e 情報連絡員（等）による戸別訪問、マイク等により伝達する。
 - f 電話により伝達する。
 - g 緊急速報メール及びほっとスルメールにより伝達する。
- (イ) 市長等避難指示をする者は、概ね次の内容を明示して実施するものとする。
- a 避難が必要である状況
 - b 危険区域
 - c 避難対象者
 - d 避難経路
 - e 指定避難所
 - f 移動方法
 - g 避難時の留意事項
- エ 指定避難所及び指定緊急避難場所

馬淵川、浅水川、五戸川、新井田川及び奥入瀬川の浸水想定区域において洪水被害が発生するおそれがある場合は、当該区域における市民及び地下街等又は要配慮者が利用する施設の利用者は、浸水想定区域外の指定避難所へ避難するものとする。

8 避難情報の発令基準

警戒レベル	避難情報	発令基準	
3	高齢者等	洪水予報河川（馬淵川下流）	水位周知河川（馬淵川中流、浅水川、新井田川、五戸川、奥入瀬川）

	<p>避難</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定河川洪水予報により、基準となる水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3）に到達し、かつ、引き続き水位の上昇が見込まれている場合 2 指定河川洪水予報により、基準となる水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達することが見込まれる場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 5 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕方等の明るい時間帯に発令） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 基準となる水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 2 基準となる水位観測所の水位が、氾濫注意水位（レベル2）を超えた状態で、次の①から③のいずれかにより、急激な水位の上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①上流の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警報（赤）」が出現した場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 4 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕方等の明るい時間帯に発令）
<p>4</p>	<p>避難指示</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定河川洪水予報により、基準となる水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 2 水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4 堤防に異常な漏水・浸食等があった場合 5 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される 	<ol style="list-style-type: none"> 1 基準となる水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合 2 基準となる水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、次の①から③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 4 世増ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 5 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6 警戒レベル4「避難指示」の発令

		<p>場合（夕刻時点で発令）</p> <p>6 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。</p>	<p>が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。</p>
5	緊急安全確保	<p>【災害が切迫】</p> <p>1 基準となる水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>2 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>3 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4 樋門・水門等の施設の機能支障が発表された場合や排水機構の運転を停止せざるを得ない場合（支流合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>【災害発生を確認】</p> <p>5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）や水防団からの報告等により把握できた場合）</p> <p>※発令基準1～4を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、発令基準5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>	<p>【災害が切迫】</p> <p>1 基準となる水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>2 洪水警報の危険度分布で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>3 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4 樋門・水門等の施設の機能支障が発表された場合や排水機構の運転を停止せざるを得ない場合（支流合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>【災害発生を確認】</p> <p>5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（水防団からの報告等により把握できた場合）</p> <p>※発令基準1～4を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、発令基準5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>

9 水防訓練

市は毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体が連携した水防訓練を行う。

第1920節 風害予防対策

[各班共通、八戸消防本部]

風害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、市民への情報伝達体制等の整備、防災知識の普及、道路交通の安全確保、建築物等災害予防並びに電力施設及び電気通信設備に係る災害予防対策の強化を図るものとする。

1 市民への情報伝達体制の整備

- (1) 市は、強風時においても災害に関係する気象予報、警報等を迅速かつ的確に市民に伝達できるよう、情報伝達体制を確立するとともに、市防災行政無線等の整備を図る。
- (2) 市は、停電又は通信途絶等による社会不安除去のため、電力・電気通信等の事業を行う防災関係機関の協力を得て、復旧状況、復旧見通し等の情報を直接又は報道機関を通じて適切に市民に提供できる体制の強化に努める。

2 防災知識の普及

市等防災関係機関は、第3章第7節「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、機会あるごとに風害に関する防災知識の普及を図る。

なお、主な普及内容は、次のとおりとする。

- (1) 強風時の生命及び身体の安全の確保に関すること。
- (2) 農作物等の防風対策に関すること。
- (3) 被害を受けた農作物等に対する応急措置に関すること。
- (4) 竜巻注意情報に関すること。

3 道路交通の安全確保

道路管理者及び八戸警察署長は、強風又は飛来物により信号機等が被害を受けた場合でも道路交通の安全が確保できる体制を確立しておく。

4 建造物等災害予防

- (1) 学校、医療機関等の応急対策上重要な施設及び不特定多数の者が使用する施設の防災性を確保する。
- (2) 住宅等建築物の防災性を確保するため、県と連携し建築基準法等の厳守を指導する。
- (3) 強風による落下物の防止対策を実施する。
- (4) コンピュータシステム及びデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取組を促進する。

第2章 1節 土砂災害予防対策

[土木第一・二班、統括班、対策推進班、農林班、建築指導班、八戸消防本部]

集中豪雨等による土砂災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険箇所の把握、土砂災害警戒情報の収集、市民への情報伝達体制及び避難体制の整備等を図るものとする。

1 土砂災害危険箇所警戒区域等の把握及び市民等への周知徹底

土砂災害危険箇所警戒区域等を本計画に掲載するとともに、広報誌等によって市民に周知徹底し、危険箇所周辺の市民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象等について普及啓発を図る。

2 土砂災害警戒情報の伝達及び避難指示等の発令基準

[統括班、対策推進班、土木第一班]

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時に、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と青森地方気象台から共同で発表される。また県は、その補足情報として土砂災害の危険度を県のホームページ等で提供する。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。なお、当該情報は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当するものである。

市は、県から土砂災害警戒情報の発表の通知を受けたときは、本計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び市民その他関係のある団体等へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒情報の趣旨等の理解を促進し、市民の自主避難の判断等にも利用できるよう、日頃から広報誌等へ掲載するなど、市民への周知に努める。

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等（警戒レベルを含む）を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

市は、避難指示【警戒レベル4】の発令の際には、指定避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを市民にも周知するものとする。

<避難情報の発令基準>

種 別	基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒高齢者等避難（赤）」（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）となった場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点

	で発令)
【警戒レベル4】 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう、暴風警報の発表後速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3 土砂災害の発生が確認された場合

※大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報の実況・予測は、防災情報提供システムを活用する。

3 土砂災害緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の提供

国は河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水といった重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、それぞれ当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市に対して土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとされていることから、市は、当該情報に基づいて適切に避難指示等の判断を行う。

4 防災関係機関における情報収集、伝達体制の整備

[統括班、対策推進班、土木第一・二班]

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ、防災情報提供装置システム等を整備し、またこれらの情報通信網の多ルート化を図るとともに、関係機関の協力を得て、土砂災害に関する情報をリアルタイムで提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。さらに、市民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

市は、避難指示等の発令又は解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口及び連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

5 市民への情報伝達体制等の整備

[統括班]

災害に係る気象予報・警報等、土砂災害警戒情報、避難指示等を迅速かつ確実に市民に伝達するため、情報伝達体制を確立するとともに、市防災行政無線等の整備を図る。特に土砂災害危険箇所警戒区域等周辺の市民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。

6 危険区域内における行為制限の周知徹底

[土木第一・二班、農林班]

危険区域内の居住者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう青森県三八地域県民局地域農林水産部農林水産事務所及び青森県三八地域県民局地域整備部県土整備事務所と連携を密にし、指導の徹底を図る。

- (1) 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- (2) ため池、用排水路、その他災害防止施設以外の施設又は工作物の設置・改造
- (3) のり切、切土、掘削又は盛土
- (4) 立木の伐採、損傷
- (5) 木材の滑下又は地引による搬出
- (6) 土石の採取又は集積並びに樹根の採掘
- (7) 上記のほか、災害を助長し、誘発する行為

7 避難体制の整備

[統括班、対策推進班、土木第一班]

危険箇所周辺の市民が迅速かつ円滑に避難できるよう、第3章第10節「避難対策」に準ずるほか、土砂災害警戒区域等における次の前兆現象の市民の日常観察、覚知した場合の市への通報、市から県等防災関係機関への通報及び土砂災害警戒情報等を利用した警戒・避難準備等の避難体制の整備を図る。

- (1) 土石流（山津波）危険溪流
 - ア 立木の裂ける音や巨礫の流れる音が聞こえるとき。
 - イ 溪流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざっているとき。
 - ウ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めるとき。
（上流で崩壊した土砂により流れが止められている可能性がある）
 - エ 降雨量が減少しているにもかかわらず溪流の水位が低下しないとき。
 - オ 溪流付近の斜面が崩れ出したり、落石などが起こり始めそうなとき。
- (2) 地すべり危険箇所
 - ア 池や井戸の水が急に減水したり、濁ったりしたとき。
 - イ 土砂の移動速度が次第に速くなってきたとき。
- (3) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所
 - ア 斜面から急に水が湧き出したとき。
 - イ 小石がパラパラ落ち始めたとき。
- (4) 山腹崩壊・崩壊土砂・小規模山地崩壊危険地
 - ア 立木の倒れる音や山鳴り・地鳴りの音がするとき。
 - イ 山腹に亀裂が生じたとき。
 - ウ 山腹傾斜から、転石が落ち始めたとき。
 - エ 沢水が急激に増水し、流木や転石が混じり始めたとき。

8 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導

[土木第一・二班、農林班、建築指導班]

市は、国及び県が行う次の事業の円滑な実施について働きかける。

- (1) 土砂災害危険箇所警戒区域等及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」及び「森林法」に基づく区域指定の促進並びにこれに基づく土地利用の制限
- (2) 土砂災害の危険の著しい区域における「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定の促進
- (3) 宅地造成に伴い地盤災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域における「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域の指定の促進

- (4) 都市計画法その他の土地利用計画、土地利用規制等に関する諸制度の運用及び各種公共事業における上記(1)、(2)、(3)の法指定諸制度との整合性の確保
- (5) 民間開発業者に対する上記の各種土砂災害に関する制度の周知徹底及び土砂災害防止に対する配慮についての指導の徹底
- (6) 災害危険区域及び県条例で建築等を制限している区域にあたる既存不適格住宅の移転の促進

9 土砂災害防止法による施策

[統括班、対策推進班、土木第一班]

土砂災害警戒区域における対策

- (1) 市は、県による土砂災害警戒区域の指定を受けたときは、警戒区域ごとに予報、警報、土砂災害警戒情報等の伝達、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に係る事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定める。
- (2) 市は、本計画において、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設に対しては、FAX、電話等により、警戒情報、避難勧告等の情報を伝達する。
- (3) 市長は、本計画に基づき、土砂災害警戒情報等土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民等に周知するため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

10 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の策定

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、下記に掲げる事項を記載した避難確保計画を作成し、避難訓練を実施する。なお、作成した避難確保計画は市長に報告する。

- (1) 防災体制及び情報の収集・伝達に関する事項
- (2) 避難誘導に関する事項
- (3) 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- (4) 防災教育・訓練に関する事項

- 土砂災害警戒区域等一覧 (資料編 3-43)
- 土砂災害警戒区域内等に位置する要配慮者利用施設一覧 (資料編 3-44)
- 八戸市土砂災害ハザードマップ

土砂災害警戒区域ごとの情報の伝達方法、避難場所、避難経路等は、八戸市土砂災害ハザードマップに掲載している。なお、八戸市土砂災害ハザードマップは八戸市ホームページで公開している。

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/saigaitaisakuka/bosai/1/4345.html>
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/bosaikikanrika/2/1/4345.html>

第2-2節 火災予防対策

[八戸消防本部、社会教育班]

火災の発生を未然に防止し、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、建築物の防火対策の推進、防火思想の普及、消防体制の充実強化等を図るものとする。

1 建築物の防火対策の推進

(1) 建築物の不燃化

公共建築物は原則として耐火建築とし、その他の建築物についても、市は不燃及び耐火建築の推進を指導する。

(2) 防火管理体制の確立

消防機関は、劇場、病院、百貨店、ホテル等の防火対象物に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び防火性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な防火管理体制を確立させる。

(3) 消防用設備等の設置及び維持管理の徹底

消防機関は、火災から人命を保護するため、防火対象物に対する消防用設備等の適正な設置及び維持に係る指導を徹底する。

(4) 予防査察指導の強化

消防機関は、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに、消防法令に違反しているものに対しては指導を行い、重大なものについては警告、命令、告発等の措置を行い、違反処理を徹底する。

また、一般家庭に対しても、火災予防運動期間等を利用し、住宅防火診断等を実施して、市民に市火災予防条例等の周知徹底を図る。

2 防火思想の普及

(1) 一般家庭に対する指導

ア 消防機関は、出火危険箇所の発見及び火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導するとともに、住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。

また、パンフレット、刊行物等により火災防止及び初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

イ 消防機関は、火災予防運動、建築物防災運動等の火災予防に関する諸行事を通じて広く市民に対し防火思想の普及を図る。

(2) 学校及び教育研究機関の実験室、薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、落下等により発火、爆発の危険性を有していることから、消防機関は、学校等における危険物容器の転落防止について指導する。

市街地、避難経路等の主要地点への消火器の配備推進に努め、初期消火体制を整備する。

(3) 民間防火組織の育成指導

消防機関は、防火思想の普及を図るため、次の民間防火組織を育成指導する。

ア 火災予防の知識を習得させ出火防止を図るとともに、地域住民の防火防災意識の高揚を図るため、女性消防クラブを育成指導する。

イ 児童生徒に対し、防火に関する知識を習得させ、学校及び家庭における出火防止を図るため、少年消防クラブを育成指導する。

ウ 幼年者に対し、正しい火の取扱い及び防火に関する知識を習得させるため、幼年消防クラブを育成指導する。

3 消防体制の充実・強化

(1) 消防計画の作成

消防機関は、具体的実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的かつ総合的な充実強化を図る。

(2) 消防力の充実強化

消防機関は、「消防力の整備指針」、「消防団の装備の基準」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具、消防水利施設等の整備・充実を図る。

なお、大規模災害に対処するため、木造家屋密集地、避難場所等優先順位を考慮して貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、海水、河川等の自然水利、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努める。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、施設、装備、処遇の改善、並びに必要な資格の取得、実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層・女性層を始めはじめとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

4 異常気象下における火災予防措置の徹底

消防機関は、火災予防上危険があると認められる気象通報があったときは、次の措置を講じ、市民の火災に対する注意を喚起する。

(1) 火災警報の発令

発令基準は、第4章第1節「気象予報・警報等の収集及び伝達」による。

(2) 火の使用制限行為の周知徹底

火災警報発令下においては、市民に対し、次の事項を遵守するよう周知徹底させるものとする。

ア 山林、原野等において火入れをしないこと。

イ 煙火を消費しないこと。

ウ 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと。

エ 屋外において、引火性又は爆発性の物品、その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

オ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内で喫煙をしないこと。

カ 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

キ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口を閉じて行うこと。

5 文化財に対する火災予防対策

市教育委員会は、関係機関の協力を得て、文化財の所有者、管理者又は管理団体に対して、火災予防対策の強化を指導及び助言する。

第2-2-3節 複合災害対策

1 方針

地震・津波、風水害、火山災害、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。）の発生~~の~~可能性を認識し、備えを充実させるものとする。

2 実施責任者

県、市、防災関係機関等は、連携して災害対策を行う。

3 実施内容

- (1) 県、市及び防災関係機関等は、災害応急対策に当たる要員、資機材等の投入判断について、あらかじめ複合災害を想定しておくとともに、外部からの支援を早期に要請するようマニュアル等の整備に努める。
- (2) 様々な複合災害を想定した図上訓練の実施結果を踏まえてマニュアル等を見直すこととする。

第2-3-4節 八戸市水防センター

[土木第一・二班、八戸消防本部、統括班、対策推進班]

風水害等の大規模災害時における防災対策の現地活動拠点とするとともに、市民、自主防災組織、災害ボランティア等による防災コミュニティ活動の推進の場として、八戸市水防センターを積極的に活用する。

1 職員の配置

当施設の管理は、災害時の迅速な対応等を考慮して八戸消防本部が行い、市民等に対する研修会などを通じ防災意識の普及を図るため、館長その他の職員を置く。

2 施設の目的

施設の目的は、次のとおりとする。

- (1) 洪水時における水防活動の拠点（水防団の待機・休憩場所）
- (2) 防災用資機材の保管場所（水防用資機材の保管場所）
- (3) 防災コミュニティ活動の推進の場
研修等を通じ、市民及び各種団体への防災意識の普及及び防災コミュニティ活動の推進を図る。
- (4) コミュニティセンターとしての活用
平時は、コミュニティセンターとして活用する。

3 設置場所

名 称	住 所	連絡先
新井田川水防センター	田向字五丁目3-6（新井田川河川防災ステーション内）	TEL 0178-24-9391 FAX 0178-24-9392
馬淵川水防センター	尻内町字上川原54-1（馬淵川河川防災ステーション内）	TEL/FAX共通 0178-51-8199

4 利用方法等

利用方法は、次のとおりとする。なお、災害時は使用不可とする。

- (1) 新井田川水防センターの利用方法
 - ア 利用時間 午前9時30分から午後10時まで
 - イ 休館日 毎週月曜日
12月29日から翌年1月3日まで
 - ウ 使用受付 使用期間の2か月前から7日前まで（電話予約可）
 - エ 使用箇所 研修室（100名程度の会議が可能）
 - オ 使用料 4時間まで1,880円（国、地方公共団体又は防災関係団体が防災関係事務の打合せ等に使用するとき等には減免措置が受けられる。）
- (2) 馬淵川水防センターの利用方法

利用方法は次のとおりとする。なお、災害時は使用不可とする。

 - ア 利用時間 午前9時30分から午後10時まで
 - イ 休館日 毎週月曜日
12月29日から翌年1月3日まで
 - ウ 使用受付 使用期間の2か月前から7日前まで（電話予約可）
 - エ 使用箇所 研修室（50名程度の会議が可能）
 - オ 使用料 4時間まで930円（国、地方公共団体又は防災関係団体が防災関係事務の打合せ等に使用するとき等には減免措置が受けられる。）

5 関連施設

(1) 新井田川河川防災ステーションヘリポート

ア 使用許可権者 青森県三八 [地域県民局地域整備部](#) [県土整備事務所](#) 用地課 (財産)
八戸市大字尻内町字鴨田7
TEL 0178-27-5187 FAX 0178-27-4715

イ 利用可能な業務

- (ア) 水防活動、災害救助、災害復旧、救急患者の搬送等の業務
- (イ) 防災に関する演習
- (ウ) 緊急を要する公務
- (エ) 報道関係の緊急的な業務
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、社会経済上やむを得ないと認められるもの、又は、公衆による河川の利用に寄与するもの。

ウ 緊急時の手続

災害発生時等緊急時の離着陸において、許可手続を行う時間的余裕が無い場合、文書による事後報告とする。

報告先・・・[青森県](#)三八 [県土整備事務所](#) [地域県民局地域整備部](#) 用地課 (財産)

八戸市大字尻内町字鴨田7

TEL 0178-27-5187 FAX 0178-27-4715

(2) 馬淵川河川防災ステーションヘリポート

ア 使用許可権者 国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所
八戸出張所 [事務管理第1係](#)
八戸市長苗代二丁目5-8
TEL 0178-28-2626 FAX 0178-28-2007

イ 利用可能な業務

- (ア) 水防活動、災害救助、災害復旧等の業務
- (イ) 防災に関する演習
- (ウ) 緊急を要する公務
- (エ) 報道関係の緊急的な業務
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、社会経済上やむを得ないと認められるもの、又は、公衆による河川の利用に寄与するもの。

ウ 緊急時の手続

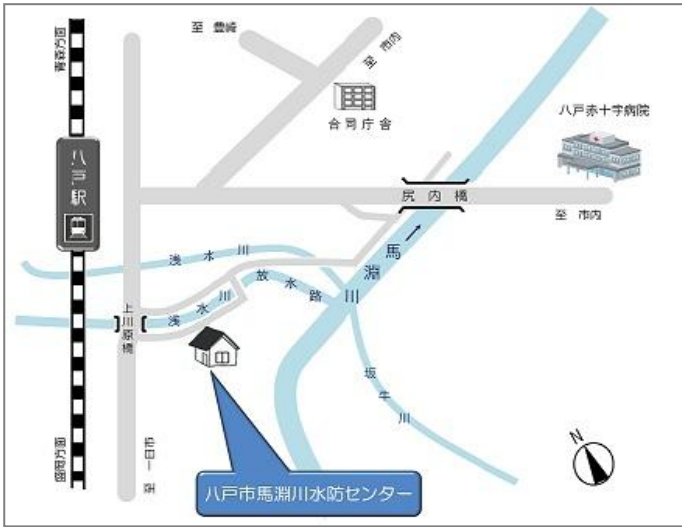
災害発生時等緊急時の離着陸において、許可手続を行う時間的余裕が無い場合、文書による事後報告とする。

報告先・・・国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所八戸出張所 [事務管理第1係](#)

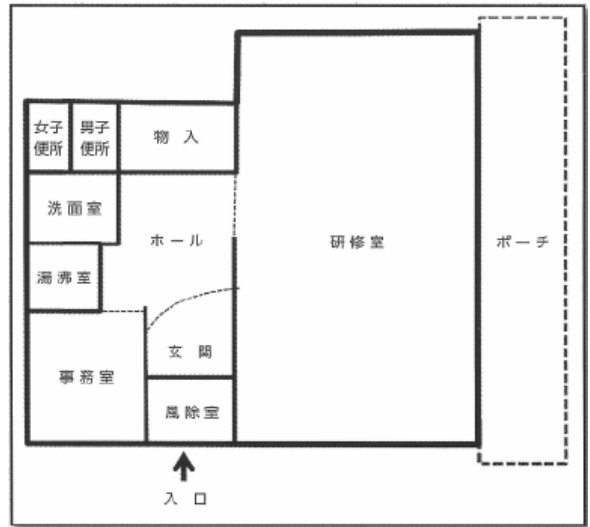
八戸市長苗代二丁目5-8

TEL 0178-28-2626 FAX 0178-28-2007

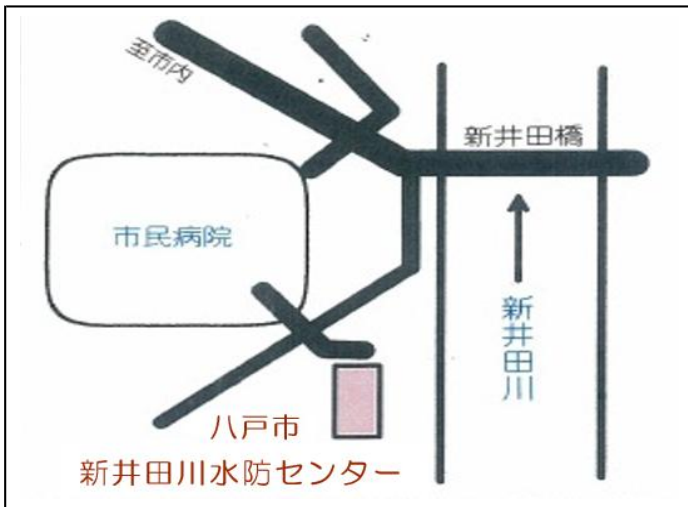
八戸市馬淵川水防センター
(案内図)



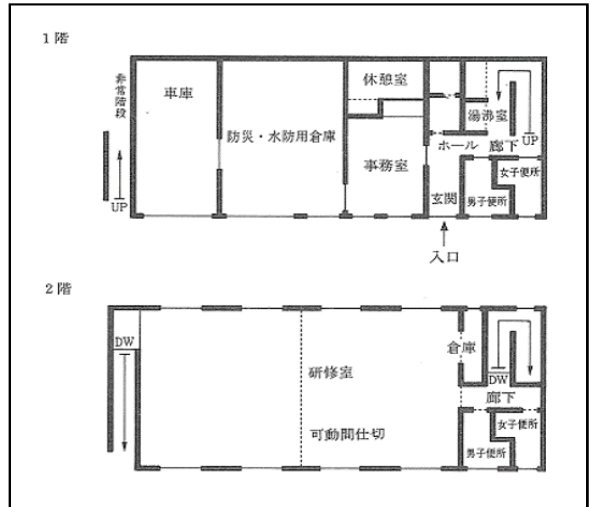
(平面図)



八戸市新田川水防センター
(案内図)



(平面図)



第2-4-5節 地域防災拠点施設

[統括班、対策推進班、八戸消防本部、長根屋内スケート場]

市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、過去における風水害等の災害発生状況並びに、近年集中豪雨が局地化及び激甚化していることを踏まえ、既存施設を活用して風水害等による大規模災害時における即応力を強化するほか、令和元年度に整備された長根屋内スケート場を地域防災拠点施設として活用し、避難対策、災害応急復旧活動対策及び被災者支援等の強化を図る。

1 八戸消防防災センター（八戸市大字田向五丁目1-1）

(1) 総合監理施設

第2章第3節「八戸市災害対策本部」により災害発生時に市庁舎に設置される災害対策本部の補助・代替機関として本部の活動を支援するとともに、大規模かつ広域的な災害が発生した場合における現地対策本部として活用する。

(2) 備蓄施設

食料、飲料水、生活必需品等の備蓄倉庫のほか、第4章第9節「食料供給」による流通在庫備蓄、他地域等からの支援物資等の一時保管及び配布の拠点として活用する。

(3) 防災教育施設

第3章第6節「自主防災組織等の確立」による地域の自主防災組織等が防災意識の高揚を図る施設として並びに防災に関する知識及び技術を習得する施設として利用するとともに、第3章第145節「文教対策」による児童生徒等の防災教育の場として活用する。

2 八戸市長根屋内スケート場（八戸市大字売市字奥遊下3（長根公園内））

(1) 避難者収容施設の確保

風水害等による大規模災害が発生した場合に多数の避難者（帰宅困難者等）が発生することを想定し、一時的な避難者受入施設として各諸室及びアリーナ部分を活用する。

(2) 防災関係機関の活動拠点の確保

風水害等の大規模災害が発生した場合、消防、警察及び自衛隊並びに電気、ガス、通信施設等を管理する防災関係機関の応援部隊並びに災害復旧部隊が派遣されることから、各諸室及び屋外駐車場を災害応急復旧活動拠点として活用する。

(3) 救援物資集積場所の確保

風水害等の大規模災害が発生した場合、市内外から流通物資及び支援物資が大量に送られてくることが想定されることから、アリーナ部分を支援物資の保管、荷捌き及び仕分け作業のスペースとして活用する。

なお、八戸市長根屋内スケート場は、県の一次物資拠点（災害時に県が設置する広域物資拠点）となっている。

(4) 備蓄倉庫の確保

風水害等の大規模災害が発生した場合、多数の避難者が発生することから、防災資機材、食料等を備蓄する保管スペースを確保する。

第2-5-6節 公共交通の維持・確保対策

[公共交通班、運輸班、防災関係機関]

風水害等発生時における市民の混乱を未然に防止するため、公共交通関係機関相互の連携・協力体制を確立し、災害に強い公共交通システムの構築を図る。

1 災害時公共交通行動指針の策定と進行管理

風水害等被害により公共交通が長期的に運休する場合に備え、市、交通事業者、道路管理者、交通管理者等の関係者は、行動指針に基づき利用者に情報を的確に提供する情報伝達の方法及び体制のほか、自家用車の利用ができない交通弱者の移動手段の確保策を講じることにより、被害の拡大の防止に努める。

また、行動指針の実効性を確保するため、各関係機関は実施体制を整備し、市は行動指針の情報の更新等を行う。

- 八戸市災害時公共交通行動指針（参考資料）

2 情報伝達・収集・発信体制

市及び関係機関は、災害発生時における安全な公共交通の運行の確保及び利用者の混乱防止を図るため、情報伝達、収集及び発信体制の確立に努める。

- (1) 関係機関は、情報伝達、収集及び発信を行う通信連絡手段の確保に努める。
- (2) 市は、関係機関との連絡体制を確立するとともに、訓練等の実施に努める。
- (3) 市は、利用者が運行情報を入手するための情報発信拠点の整備に努める。

3 運行維持体制

(1) 安全確保

ア 交通事業者は、乗客及び乗務員の安全を確保するための対応マニュアル作成に努める。

イ 関係機関は、災害時に迅速に対応するため、訓練等の実施に努める。

(2) 運行サービス提供

交通事業者等は、災害発生時を想定し、維持・確保すべき運行サービスの水準及びその確保策について定めておくものとする。

(3) 運行資源の確保

交通事業者等は、運行を継続するための運行資源（運行管理施設、車両、燃料、乗務員等）の確保策を事前に定めておくものとする。

4 連携体制

(1) 市は、公共交通の運行面及び情報面での連携の実効性を高めるため、毎年度訓練を実施するなど平時から関係機関の連携・協力体制を確立するよう努める。

(2) 関係機関は、それぞれの役割分担を明確にしておくよう努める。

第2-6-7節 孤立対策

災害時に孤立が想定される地区について、当該地域住民の生命を保護するため、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視したハード・ソフトの対策「防災公共」を推進する。

また、孤立環境に置かれた地区の住民の生命を保護するため、地域コミュニティにおける防災体制の充実や災害備蓄等、より一層の自助・共助の推進を図る。

1 防災公共の推進

- (1) 市は、防災公共推進計画に位置付けた最適な避難場所・避難経路を住民に周知する。
- (2) 市は、防災公共推進計画に位置付けた施策について、効果が早期に発現されるよう、優先順位を考慮しながら実施するよう努める。
- (3) 市は、防災公共推進計画に位置付けられた施策について進捗状況を随時把握し、管理する。また、住民等が参加する避難訓練等を防災関係機関と連携しながら実施することで避難経路・避難場所の設定が適切であるか確認するとともに、確認した結果として見直しが必要となった場合や、危険箇所の見直し等の状況の変化があった場合は、必要に応じて防災公共推進計画を修正する。

2 孤立集落の発生に備えた対策

- (1) 市及び防災関係機関は、孤立集落の発生に備えて、速やかに孤立状態の解消に資する活動ができるよう、平時から緊密に連携するとともに、訓練の実施に努めるものとする。
- (2) 市は、孤立が想定される地域に係る次章以降の取組が円滑に行われるよう、地域住民の協力を得ながら、孤立の備えに積極的に取り組むものとする。

第4章 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等は、次のとおりとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものである。

なお、災害が発生するおそれがある段階で、国の災害対策本部が設置され、災害救助法が適用となった場合には、知事が必要な救助を行うこととなることから、被災が予想される場合は市は県との連携を密にするものとする。

雪害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

第1節 気象予報・警報等の収集及び伝達

[統括班、対策推進班、土木第一・二班]

防災活動に万全を期するため、風水害等の気象予報・警報等の収集及び伝達を迅速かつ確実に実施する。

1 実施責任者

- (1) 市長は、法令及び本計画の定めるところにより、災害に関する予報、警報等を関係機関、市民その他関係する公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、消防職員、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

2 実施内容

(1) 防災気象情報等の伝達

~~(7) 国（国土交通省・気象庁）及び県は、避難指示等の発令基準となる防災気象情報を、警戒レベルとの対応を明確にして発表する。~~

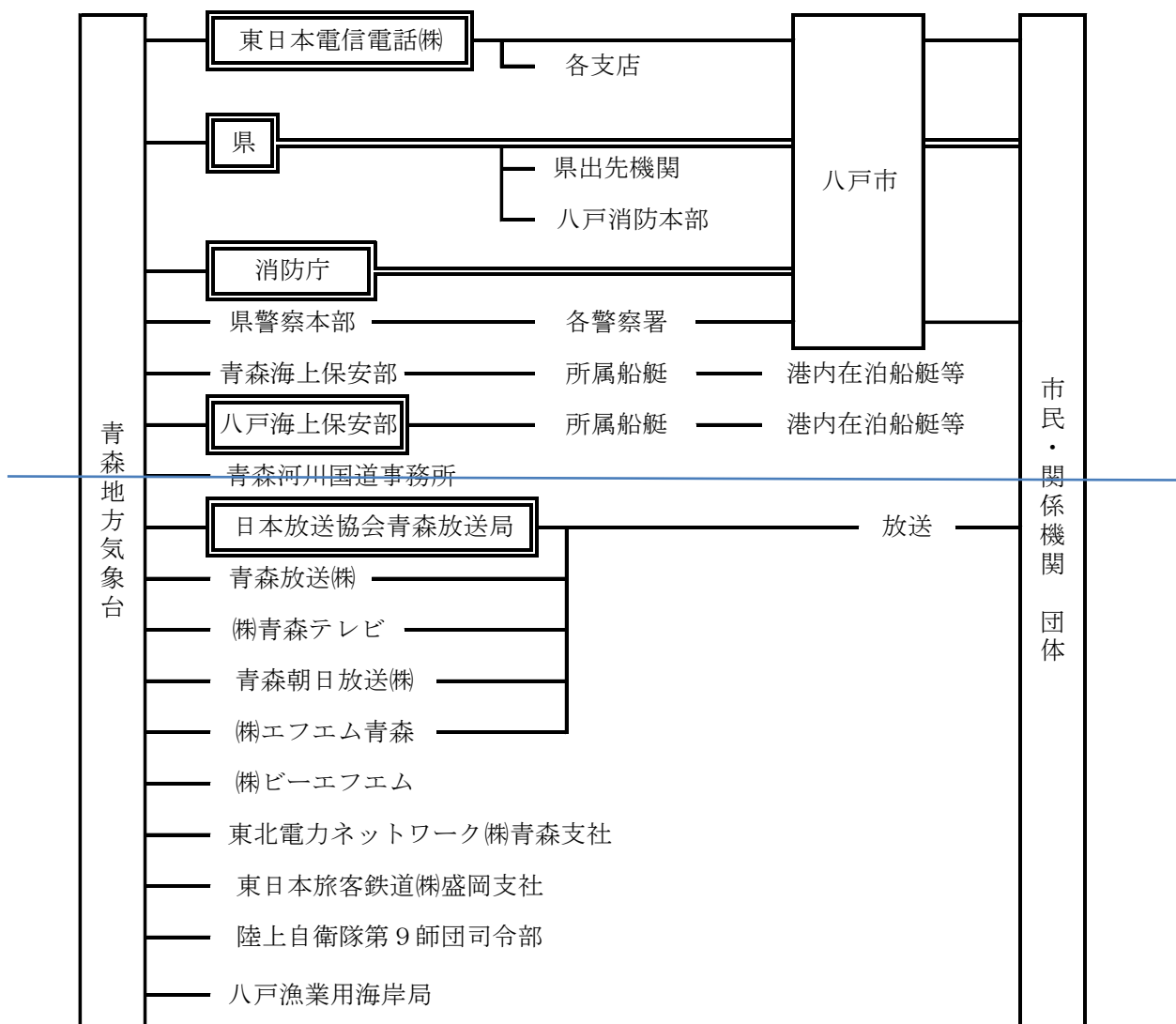
- (74) 仙台管区気象台及び青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警察本部、消防庁、東日本電信電話N T T東日本株式会社、第二管区海上保安本部青森（八戸）海上保安部、青森河川国道事務所、日本放送協会青森放送局、放送報道機関、その他必要と認める機関に伝達する。

ただし、東日本電信電話N T T東日本株式会社への伝達は、特別警報及び警報に限る。

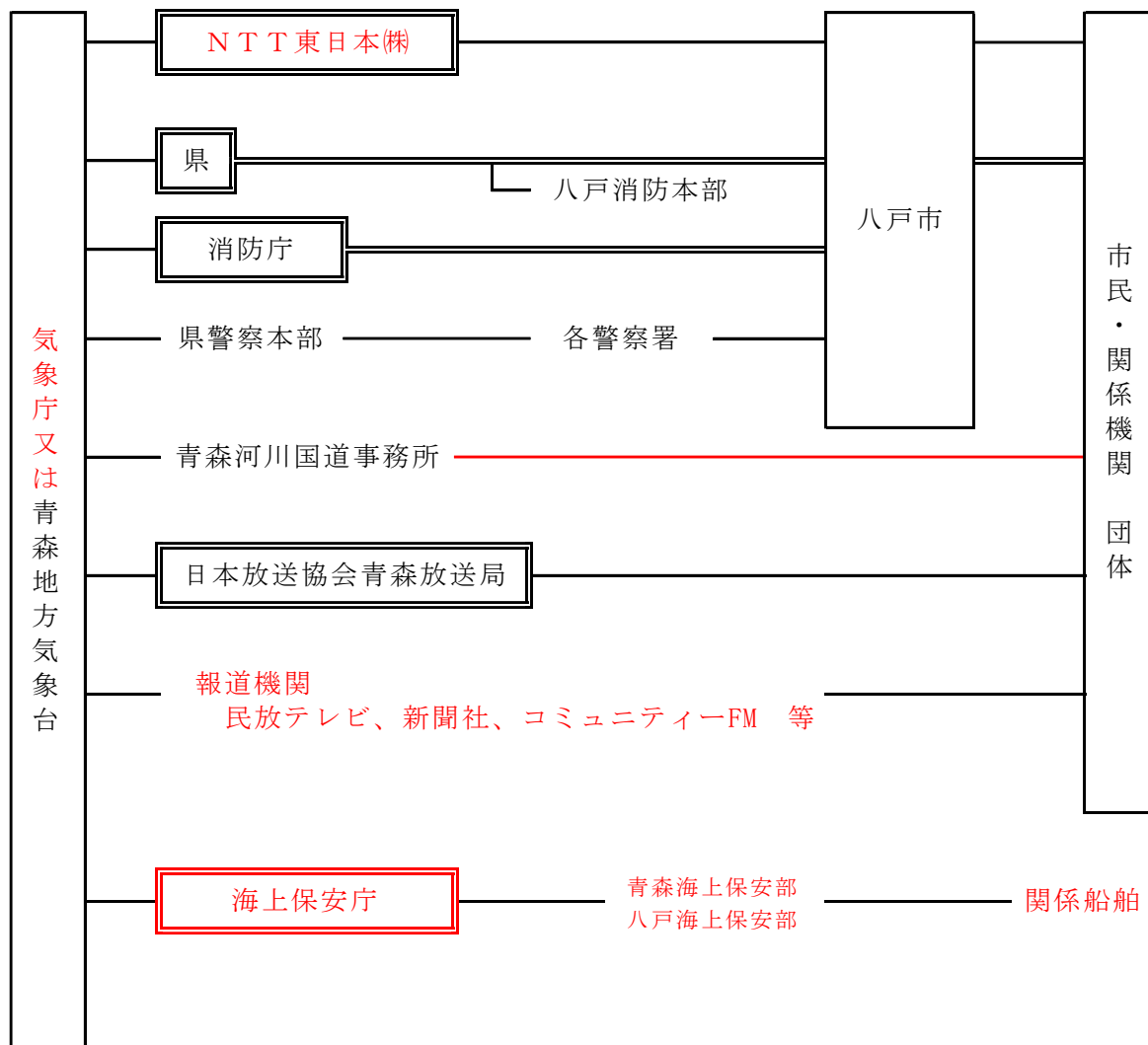
- (74) 県は、青森県防災情報ネットワークにより、速やかに県の出先機関、市町村及び消防本部に伝達する。特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市へ伝達する。県警察本部においても、関係市町村に伝達するよう努める。
- (75) 東日本電信電話N T T東日本株式会社は、特別警報及び警報を各支店、関係市町村に伝達する。
- (76) 青森海上保安部及び八戸海上保安部は、暴風（雪）警報が発表された場合等、気象情報を鑑み、必要に応じ、船舶及びその所有者又は代理店等の海事関係者に対し、航行警報又は安全通報を発するとともに、船艇又は航空機の巡回等により、港則法に基づく避難勧告等の措置を講じる。
- (77) 青森河川国道事務所は、青森地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。
- (78) 放送機関は、県民への周知を図るため、放送時間及び放送回数を考慮の上、放送する。

- (4) その他の機関にあっては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講じる。
- (4) 市は、必要に応じ、直ちに市民及び関係する公私の団体に周知する。特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車等により住民へ周知する。
- (4) 県及び市は、様々な環境下にある市民、要配慮者利用施設等の管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の活用により、伝達手段の多重化・多様化を図る。

防災気象情報伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法令伝達先。



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法令伝達先。

(2) 防災気象情報の種類

ア 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがある場合には「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがある場合には「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに明示されて、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水、氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」「雷ナウキャスト」「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビ・ラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。(別図1)に「青森県の警報・注意報発表区域図」を示す。

(ア) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の概要は次のとおりである。

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、及び高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(イ) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類と概要は、次のとおりである。具体的な発表基準は、「特別警報・警報・注意報発表基準一覧表」及び別表1から別表6に示す。

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警 報	大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には、発表は継続される。
	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な洪水害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な洪水害が挙げられる。
	大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視界が遮られることなどによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による土砂災害又は浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも土砂災害等のおそれ残っている場合は継続される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる洪水害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる洪水害があげられる。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体	

		的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

イ 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）大雨、高潮、洪水及び津波についての警報・注意報は、指定河川洪水警報・注意報を除き、一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき。
水防活動用 津波警報	津波警報又は 津波特別警報 (大津波警報)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき。
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は 高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪などによる河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想したとき。

八戸市の「特別警報の発表基準及び指標」は以下のとおりである。

なお、特別警報とは、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報のことである。

【特別警報発表基準及び指標】

現象	基準	指標
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	・過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）が

			<p>さらに降り続くと予想される場合に、大雨特別警報（土砂災害）が発表される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続くと予想される場合に、大雨特別警報（浸水害）が発表される。 <p>①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現</p> <p>②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現</p>
	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	大雨になると予想される場合	<p>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合</p> <p>※台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている、暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意</p> <p>※温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。</p>
暴風		暴風が吹くと予想される場合	
高潮		高潮になると予想される場合	
波浪		高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	雪を伴う状況で、温帯低気圧により「伊勢湾台風」級（最大風速50m/s以上）の台風と同程度の風速が予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深（※）となり、かつその後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

（※）雪に関する50年に一度の値 令和567年1+2月10日現在

地点名	50年に一度の積雪深	既往最深積雪
八戸	78cm	92cm

注1）50年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。

注2）大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

八戸市の「警報・注意報の具体的な発表基準」は以下のとおりである。

令和57年65月829日現在

発表官署	青森地方気象台			
府県予報区	青森県			
一時細分区域	三八上北			
市町村等をまとめた地域	三八			
市町村	八戸市			
警	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	9

	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	104		
洪水		流域雨量指数基準	浅水川流域= 14 <u>13.95</u> , 奥入瀬川流域=41.3, 五戸川流域=26.3, 新井田川流域=34.5, 土橋川流域= 47 <u>63</u> , 松館川流域=12		
		複合基準(※1)	浅水川流域=(5, 13 <u>12.41</u>), 新井田川流域=(5, 31), 馬淵川流域=(5, 27 <u>5.42</u>)		
		指定河川洪水予報による基準	馬淵川下流[櫛引橋], 青森県馬淵川水系馬淵川中流[剣吉・櫛引橋上流]		
暴風		平均風速	陸上	18m/s (※2)	
			海上	25m/s	
暴風雪		平均風速	陸上	18m/s (※2) 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ35cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ40cm	
波浪(有義波高)		有義波高	6.0m		
高潮		潮位	1.3m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6		
		土壌雨量指数基準	64		
	洪水	流域雨量指数基準	浅水川流域= 11 <u>0.98</u> , 奥入瀬川流域=29.8, 五戸川流域=13.2, 新井田川流域=27.6, 土橋川流域= 35 <u>78</u> , 松館川流域=9.6		
		複合基準(※1)	浅水川流域=(5, 98 <u>56</u>), 奥入瀬川流域=(5, 29.8), 新井田川流域=(5, 27), 馬淵川流域=(5, 18 <u>2</u>), 土橋川流域=(5, 3.6) , 松館川流域=(5, 9.6)		
		指定河川洪水予報による基準	馬淵川下流[櫛引橋], 青森県馬淵川水系馬淵川中流[剣吉・櫛引橋上流]		
	強風		平均風速	陸上	13m/s (※3)
				海上	18m/s
	風雪		平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う(※3)
				海上	18m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm
山沿い				12時間降雪の深さ20cm	
波浪		有義波高	3.0m		
高潮		潮位	0.9m		

雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	融雪により被害が予想される場合		
濃霧	視程	陸上	100m
		海上	500m
乾燥	実効湿度67%、このほか県内気象官署の風速、最小湿度など考慮する		
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：最低気温が-8℃以下のとき (ただし前日の最高気温が-3℃以下、又は0℃以下が2日以上継続) (※4)		
霜	早霜、晩霜期におおむね 最低気温2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。

※2 八戸特別地域気象観測所の観測値は20m/sを目安とする。

※3 八戸特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。

※4 冬期の気温は、青森地方気象台、むつ特別地域気象観測所、八戸特別地域気象観測所及び深浦特別地域気象観測所の値

「警報・注意報基準一覧表」の解説

- ① 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。
- ② 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- ③ 大雨、洪水、大雪、高潮及び波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報及び濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- ④ 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- ⑤ 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報 (洪水を除く。) についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準並びに洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“-”で、それぞれ示している。
- ⑥ 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報 (浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報 (土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報 (土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報 (浸水害)」、(土砂災害)は

「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

- ⑦ 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- ⑧ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、気象庁ホームページの別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- ⑨ 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- ⑩ 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表では、主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は気象庁ホームページの別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- ⑪ 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は気象庁ホームページの別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- ⑫ 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- ⑬ 高潮警報・注意報の潮位は、一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（T P）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMS L（平均潮位）等を用いる。
- ⑭ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

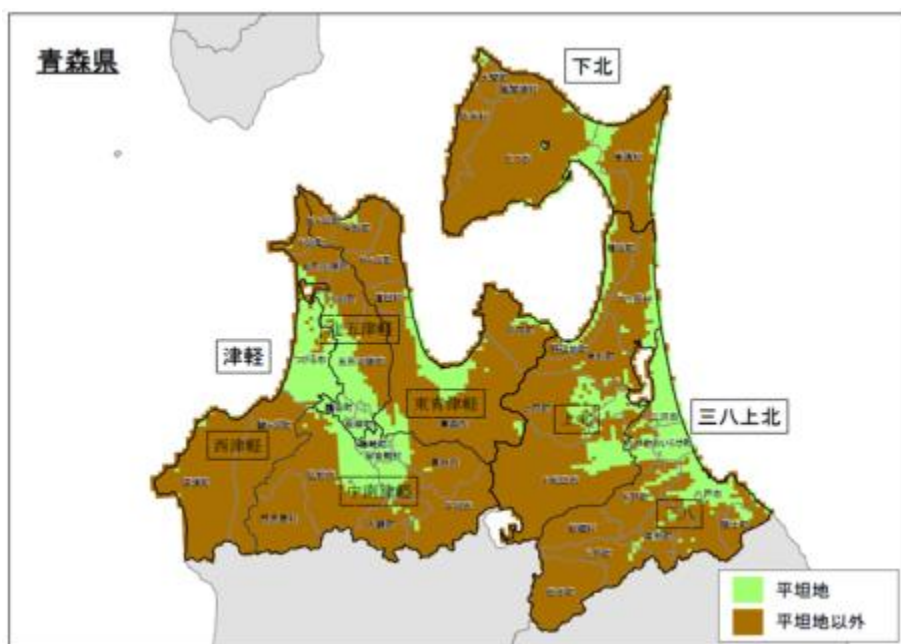
別図1
青森県の警報・注意報発表区域図



*「津軽」、「下北」及び「三八上北」は、それぞれ一時細分区域を示す。これ以外の地域を表す囲み文字は「市町村等をまとめた地域」を示す。

府県予報区	一時細分区域	市町村等をまとめた地域	二時細分区域の名称
青森県	三八上北	三八	八戸市、三沢市、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村

別図2
平坦地、平坦地以外の分布図



ウ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険分布）

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先まで流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>各河川指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。<u>流域内における雨量分析の実況（解析雨量）</u>と6時間先までの<u>雨量分布</u>の予測（降水短時間予報等）を用いて、常時10分ごとに更新している。</p>

エ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（津軽、下

北、三八上北など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(津軽、下北、三八上北など)で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

オ 青森県気象情報

気象の予報は、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけるを喚起する場合、又は特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風(雪)、高波、高潮、雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂等の情報がある。

大雨特別警報雨を要因とする特別警報が発表された時には、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する青森県気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する青森県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの青森県気象情報が発表される場合がある。

カ 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

キ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水、や中小河川の増水・氾濫といったによる災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。青森県の発表基準は1時間90ミリ以上を観測又は解析したときである。

ク 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況となっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(津軽、下北、三八上北など)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(津軽、下北、三八上北など)で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

ケ 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるよう

に、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。岩木川、平川下流、馬淵川下流及び高瀬川については、青森河川国道事務所及び高瀬川河川事務所と青森地方気象台、堤川・駒込川、平川上流、馬淵川中流及び十川については、青森県と青森地方気象台から共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または <u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる</u> ときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生 <u>に対する</u> への対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位情報を発表中に氾濫危険水位を下回った時（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

(3) 馬淵川下流洪水予報の発表及び伝達

ア 洪水予報の発表

東北地方整備局青森河川国道事務所と青森地方気象台は、次により馬淵川下流洪水予報を共同発表するものとする。

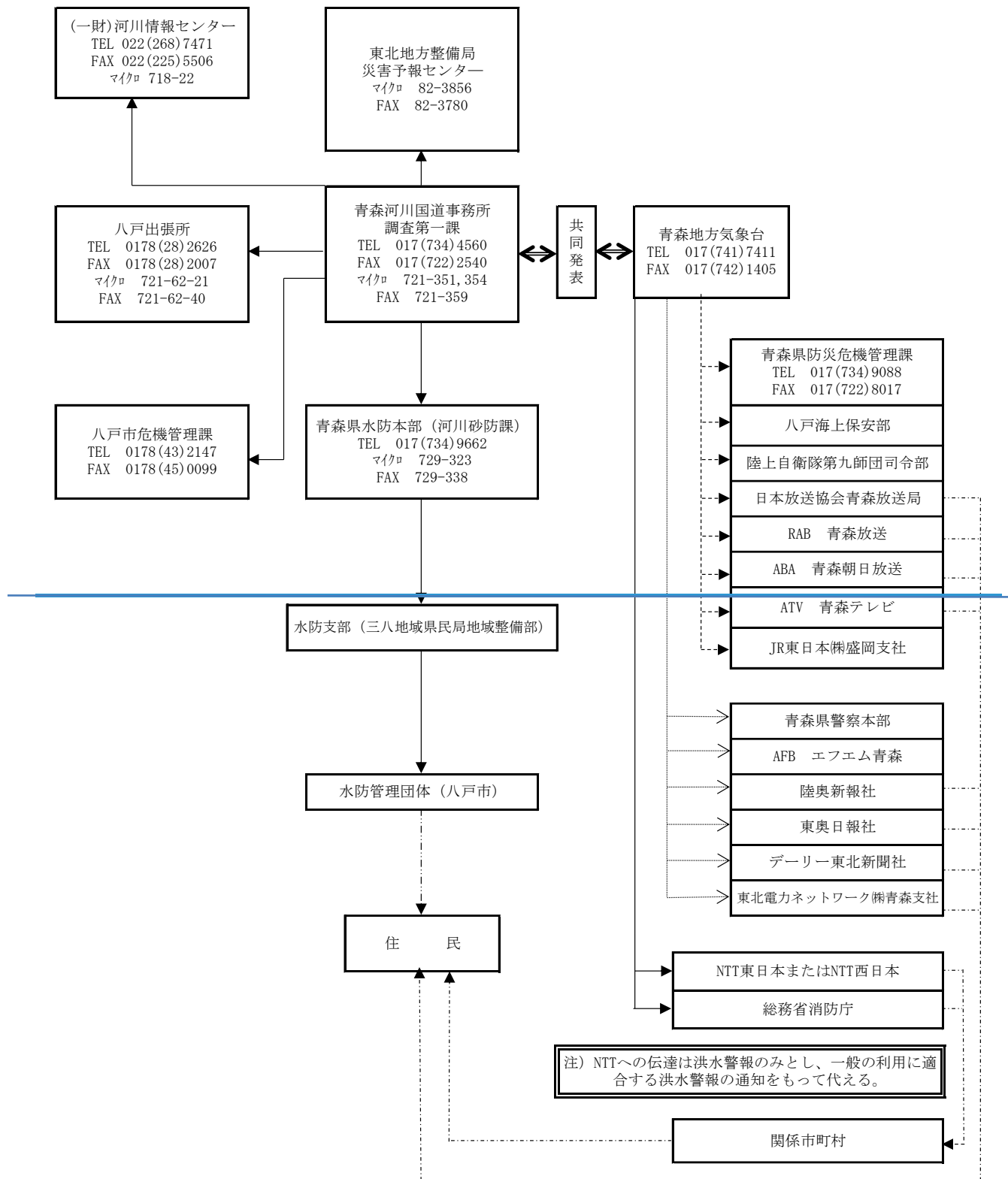
洪水予報の種類と発表基準

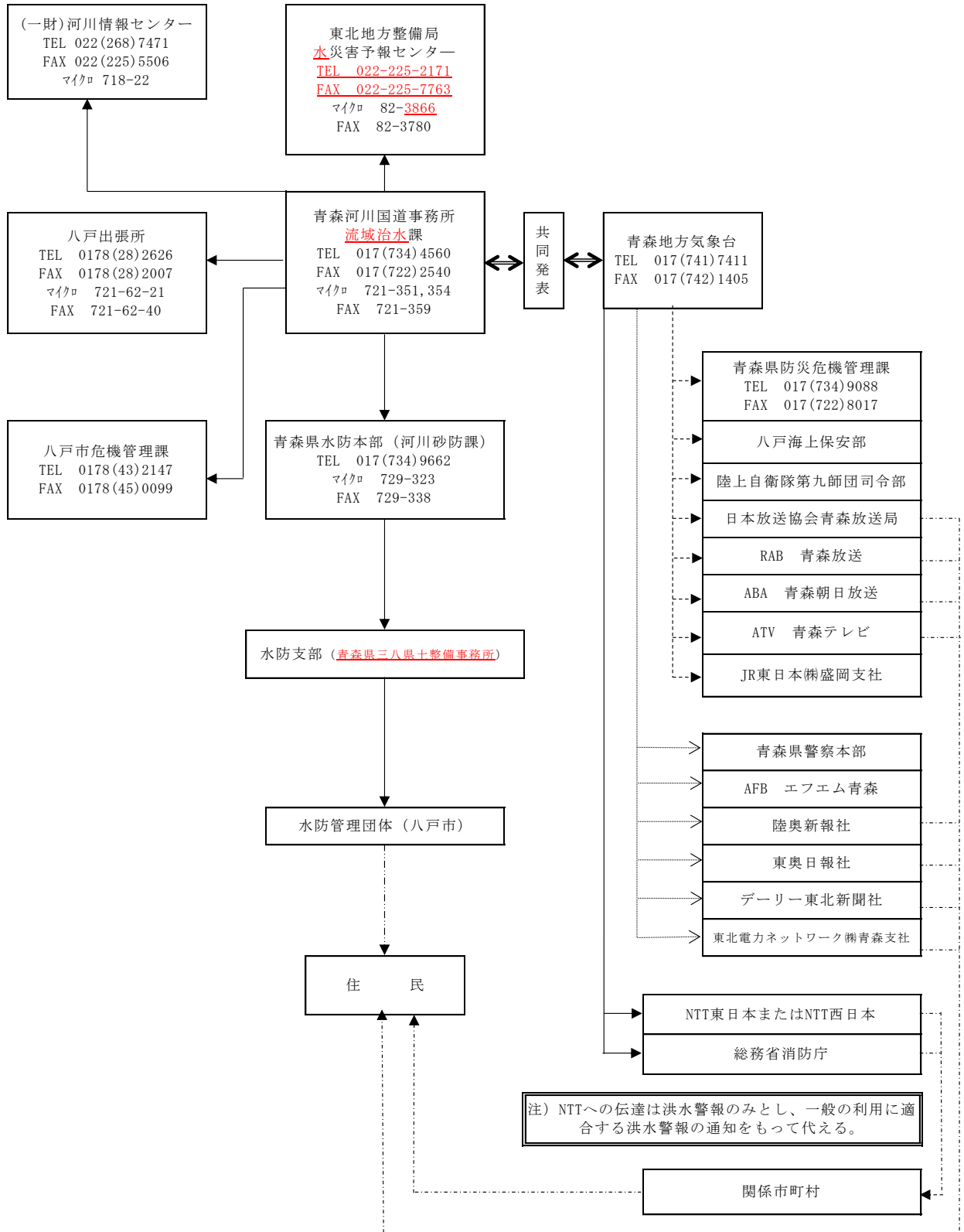
種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫が継続しているとき。
	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき。 ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続状況しているとき。 ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき
	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し氾濫危険水位に達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき。（避難判断水位を下回った場合を除く。） ・ 避難判断水位を超える状態状況が継続しているとき。（水位の上昇の可能性が無くなった場合を除く。）
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態状況が継続しているとき。 ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
「洪水注意報（警報解除）」	氾濫注意情報（警戒情報解除）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合。（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）
「洪水注意報解除」	氾濫注意情報解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り氾濫のおそれがなくなった場合。

洪水予報を行う河川及びその区域

河川名	左右岸の別	区 域
馬淵川下流	左岸	八戸市大字櫛引字下河原5番地先の櫛引橋下流端から海まで
	右岸	八戸市大字八幡字下陣屋46番地先の櫛引橋下流端から海まで

イ 馬淵川下流洪水予報の伝達
洪水予報は次の系統図により伝達する。





(4) 馬淵川中流の洪水予報の発表及び伝達

ア 洪水予報の発表

県土整備部河川砂防課及び青森地方気象台は、次により馬淵川中流の洪水予報を共同発表するものとする。

洪水予報の種類と発表基準

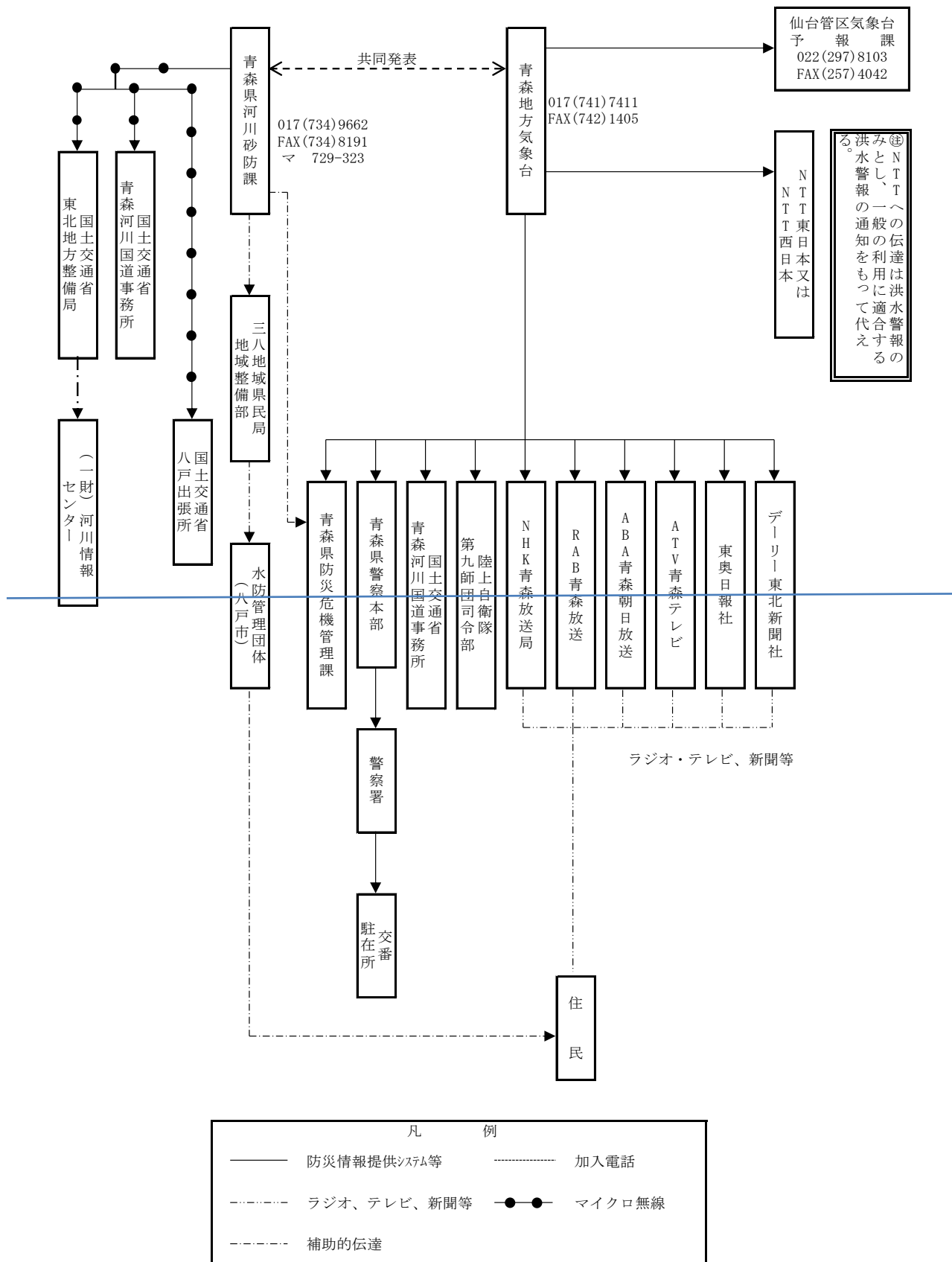
種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫が継続しているとき。
	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき。 ・ 氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき。
	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき。（避難判断水位を下回った場合を除く。） ・ <u>避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇可能性がなくなった場を除く。）</u>
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき。 ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
「洪水注意報（警報解除）」	氾濫注意情報（警戒情報解除）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合。（氾濫注意水位を下回った場合を除く。） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	氾濫注意情報解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り氾濫のおそれがなくなった場合。

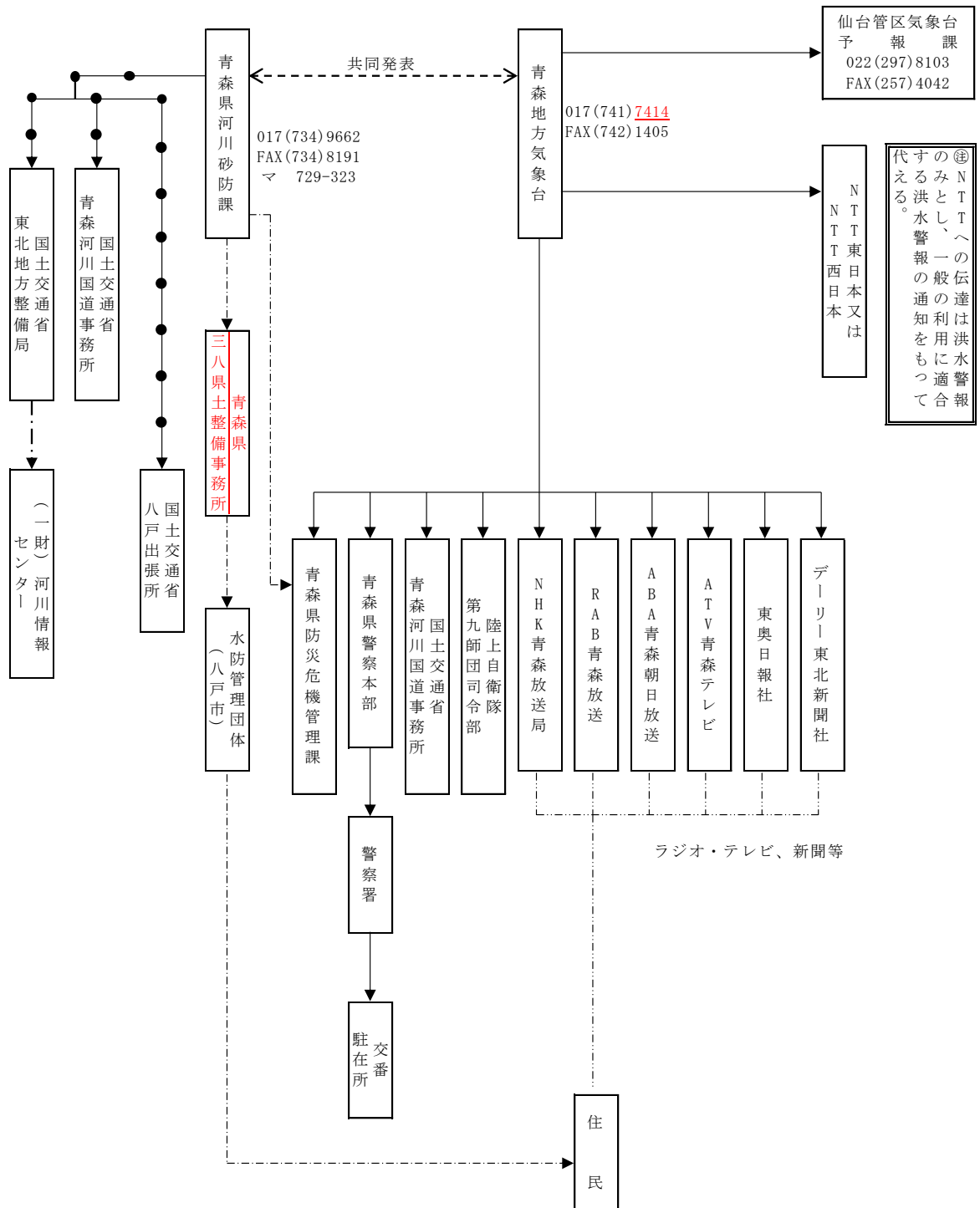
イ 洪水予報を行う河川及びその区域

河川名	左右岸の別	区域
馬淵川中流	左岸	三戸郡三戸町梅内字築田川原152番地1地先の梅泉橋上流端 から 八戸市大字櫛引字下河原2番地5地先の櫛引橋下流端 まで
	右岸	三戸郡三戸町泉山字久手52番地2地先の梅泉橋上流端 から 八戸市大字八幡字下陣屋46番地1地先の櫛引橋下流端 まで

ウ 馬淵川中流の洪水予報の伝達
洪水予報は、次の系統図により伝達する。

馬淵川中流洪水予報伝達系統図（青森県）





④ NNTTへの伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

(5) 水位到達情報の周知及び伝達

ア 水位到達情報の周知

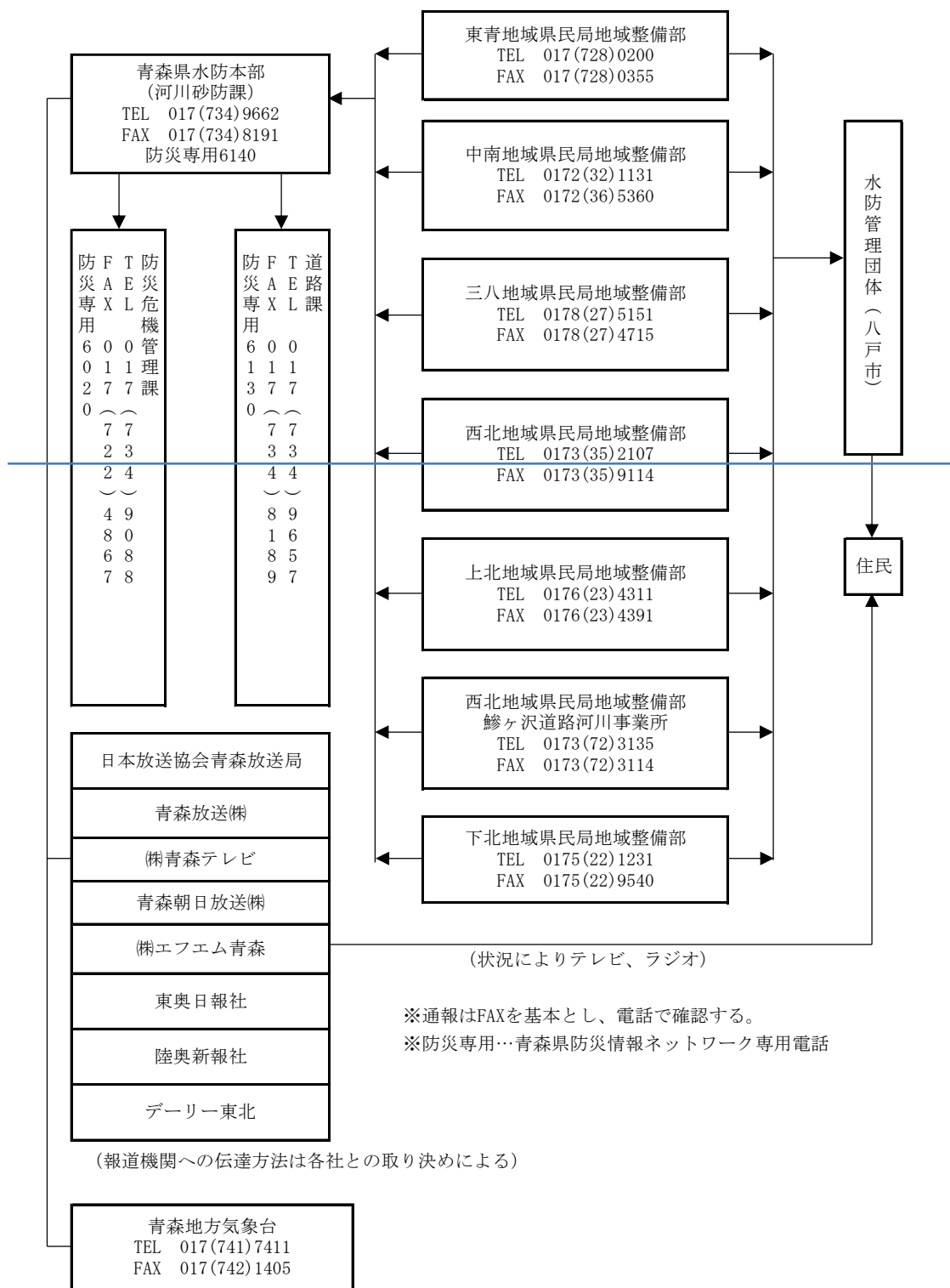
国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な被害を生じるおそれのある河川を「水位周知河川」として指定し、避難等の目安となる「氾濫危険水位」及び「避難判断水位」を定め、当該河川の水位がこれに達したとき、また、避難判断水位を下回ったときは水防管理者（市町村）に通知するとともに報道機関の協力を得て一般に周知する。

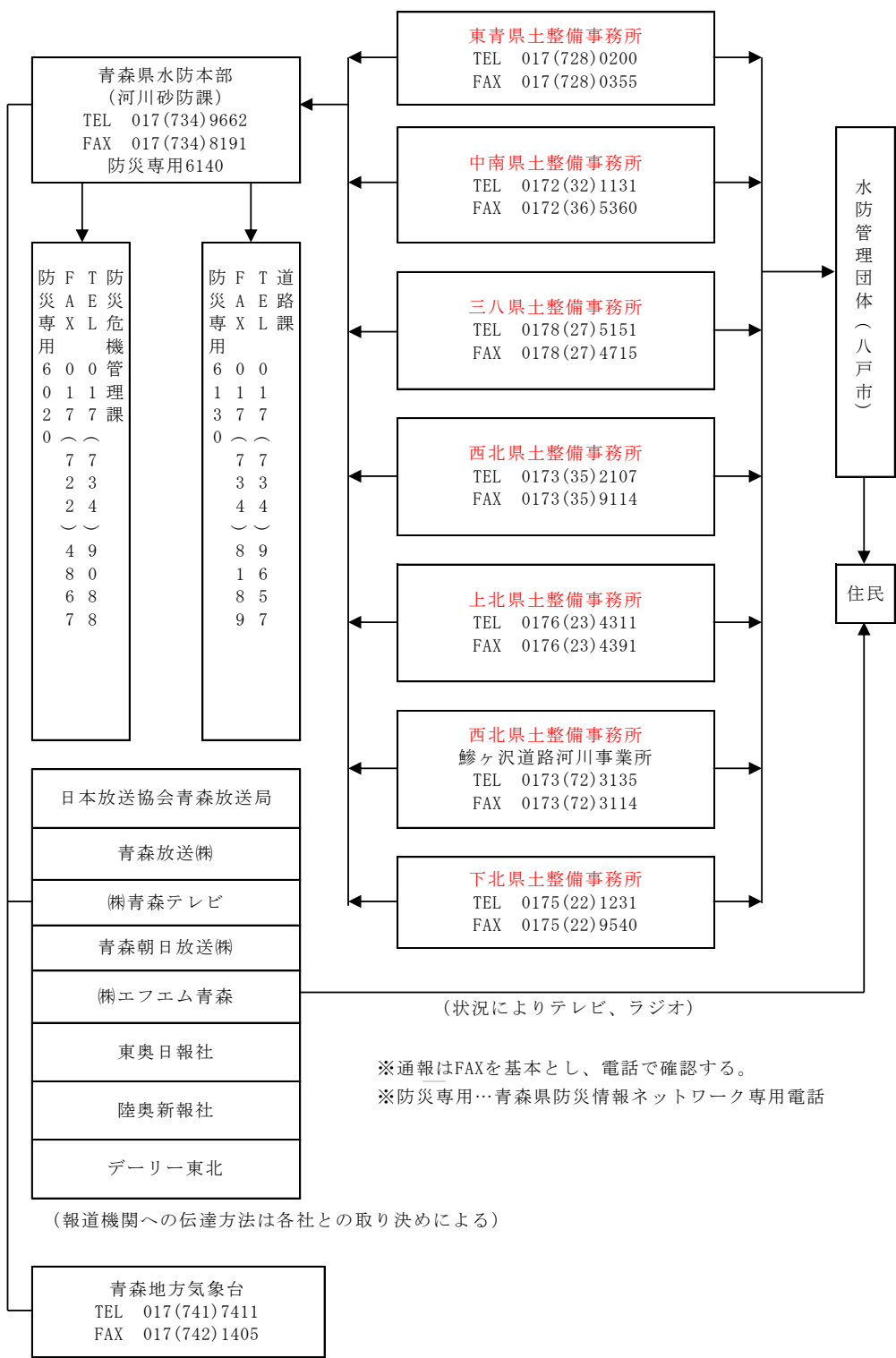
市は、管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な被害を生じるおそれのある排水施設等を「水位周知下水道」として指定し、避難等の目安となる「雨水出水特別警戒水位」を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、水防管理者に通知するとともに、報道機関の協力を得て一般に周知する。

イ 水位到達情報の伝達系統図

青森河川国道事務所より氾濫危険情報を受けた場合、及び県が指定した河川において水位到達情報（水防法に基づく氾濫危険情報を含む）を発表した場合は、次の伝達系統図により伝達する。

< 県指定水位周知河川における氾濫危険情報伝達系統図 >





(6) 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達

ア 水防警報の発表及び水防指令の発令

(ア) 水防警報の発表 (国土交通省)

東北地方整備局 (青森河川国道事務所・高瀬川河川事務所) は、国土交通大臣が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれのある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表する。

a 水防警報の種類・内容・発表基準

種類	内容	発表基準
待機	水防団の足留めを行う。	雨量・水位・流量・その他の河川状況等により必要と認められるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨の警告をするもの。	水位が「水防団待機水位」に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
出動	水防団員の出動を通知するもの。	水位・流量・その他の河川状況等により「氾濫注意水位」を超え、又は超えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要があると認められるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ・時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適 宜

b 水防警報を行う河川及びその区域

水系名	河川名	左右岸の別	区 域
馬淵川	馬淵川幹川	左岸	青森県八戸市大字楡引字下河原5番地先
		右岸	〃 八幡字下陣屋46番地先

楡引橋から海まで

注1 馬淵川 昭和43.11.14 建設省告示第3401号

c 各対象水位観測所における水位基準

河川名	水位観測場所	零点標高	水防団待機水位	氾濫注意水位
馬淵川	楡引橋 (9.8km)	T.P. 1.984m	3.00m	4.00m
	新大橋 (1.2km)	T.P. -0.650m	2.20m	2.50m

(イ) 水防警報の発表（青森県）

県は、知事が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表する。

a 水防警報の種類・内容・発表基準

種類	内容	発表基準
(待機) ※	水防団の足留めを行う。	上流の降雨及び水位状況により、水防団待機水位に達し、待機の必要があると認められたとき。
準備	水防資機材の準備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。	水防団待機水位を越え、氾濫注意水位以上に達すると思われる、準備の必要があると認められたとき。

出動	水防団員の出動を通知する。	氾濫注意水位を越え又は越えるおそれがあり、出動の必要があると認められるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ・時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適 宜

水防団待機水位に達し待機の必要があると認めるときは、水防第一指令を発することとし、防警報（待機）は発表しないこととする。

b 水防警報を行う河川及びその区域

県土整備事務所	水系名	河川名	警報発表基準点	左右岸の別	区 間	
三八	馬淵川	馬淵川	馬淵南部 剣吉	左岸	三戸郡三戸町大字梅内字築田川原152番地1地先の梅泉橋上流端	八戸市大字櫛引字下河原2番地5地先の櫛引橋下流端
				右岸	三戸郡三戸町大字泉山字久手52番地2地先の梅泉橋上流端	八戸市大字八幡字下陣屋46番地1地先の櫛引橋下流端
		浅水川	桜沢西越	左岸 右岸	大谷地川の合流点	馬淵川の合流点
	五戸川	五戸川	尻引川原町又重	左岸 右岸	三川目川の合流点	海に至る場所
	新井田川	新井田川	新井田島守	左岸 右岸	八戸市南郷大字島守字山口2番地1地先の荒谷橋下流端 八戸市南郷大字島守字松石橋14番地3地先の荒谷橋下流端	海に至る場所
上北	奥入瀬川	奥入瀬川	百石鶴喰相坂中撤焼山	左岸 右岸	蔦川の合流点	海に至る場所

平成17年6月17日青森県告示第523号

(ウ) 水防指令の発令

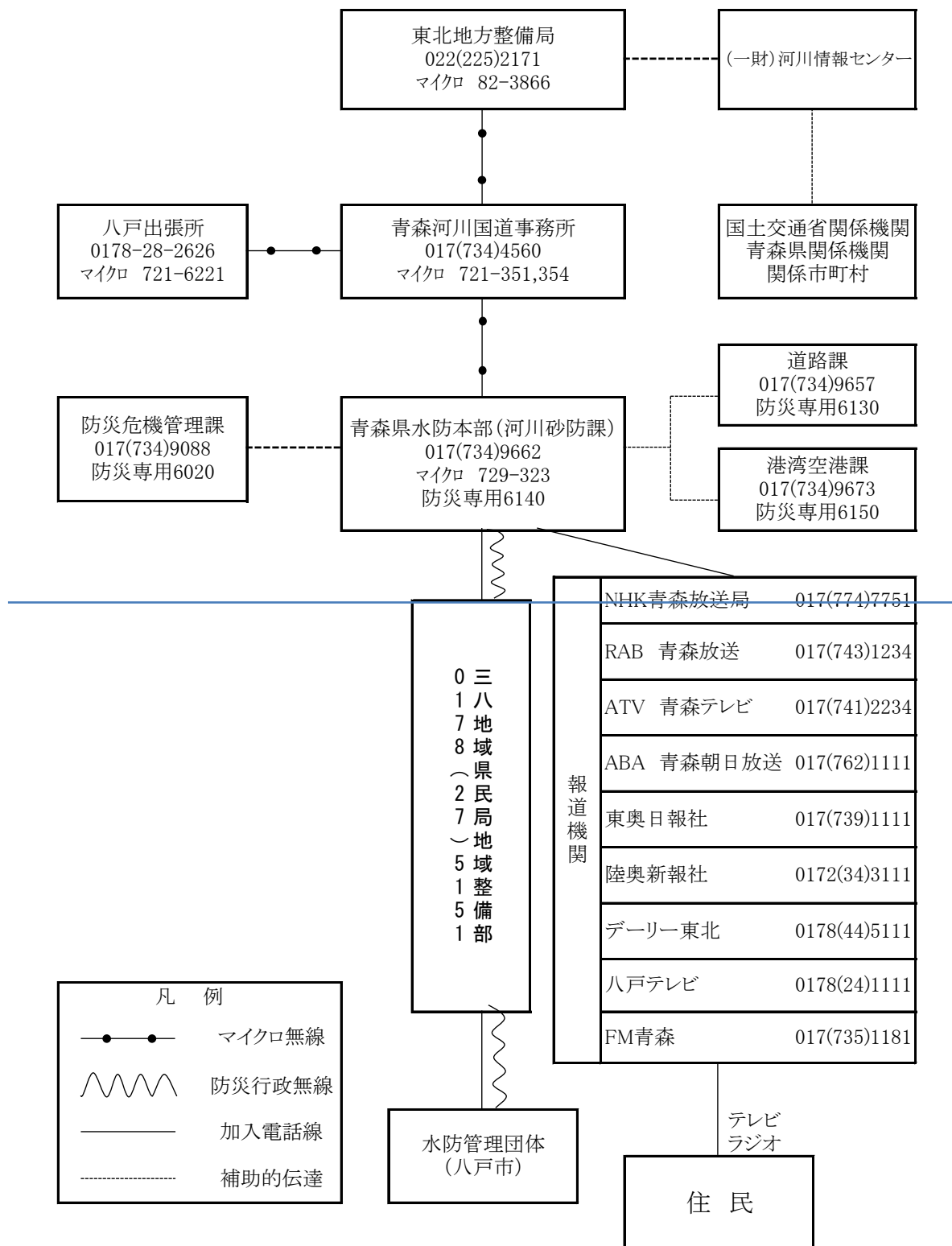
水防本部長（知事）又は支部長（[青森県三八地域県民局地域整備部](#) [県土整備事務所](#)長）は、県管理の河川に災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、次により水防指令を発令する。

配備の種類	水防指令	配 備 状 況
待 機	第1指令 (待機指令)	水防体制の少数（1班）の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、ただちに招集その他の活動ができる態勢とする。この場合、自動車1台を待機させるものとする。
準 備	第2指令 (準備指令)	水防体制の約半数（2～3班）をもってこれに当たり、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢とする。
出 動	第3指令 (出動指令)	水防組織の全員がこれに当たる。もし、事態が長引くときは、水防本部長は適宜交代させるものとする。
解 除	第4指令 (解除指令)	水防活動の必要な事態がなくなったときは、順次水防活動を解除するものとする。

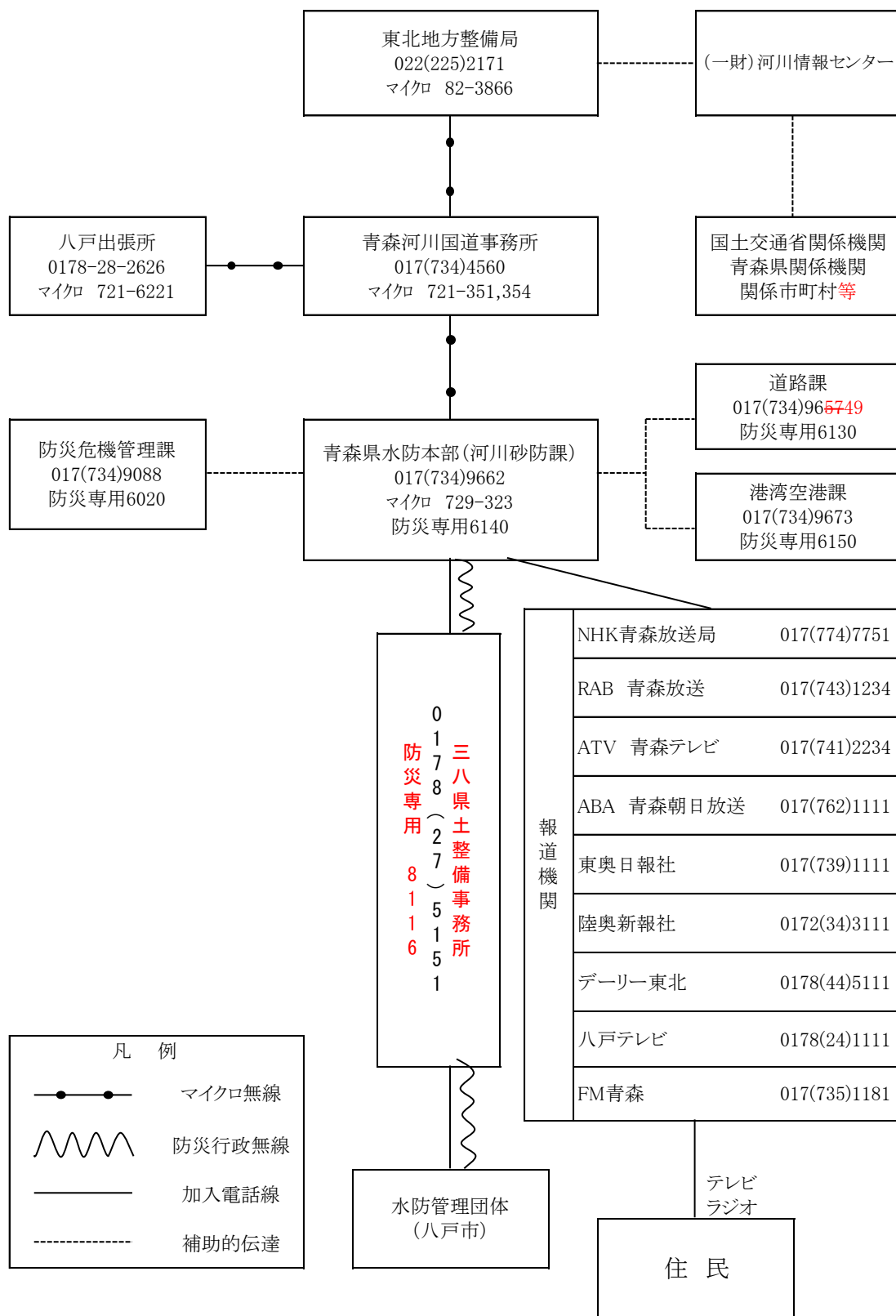
イ 水防警報及び水防指令の伝達

水防警報及び水防指令は、指定河川及び県管理河川ごとに次の系統図により伝達する。

- (ア) 水防警報伝達系統図（国土交通省）
- 馬淵川水防警報伝達系統図（馬淵川）

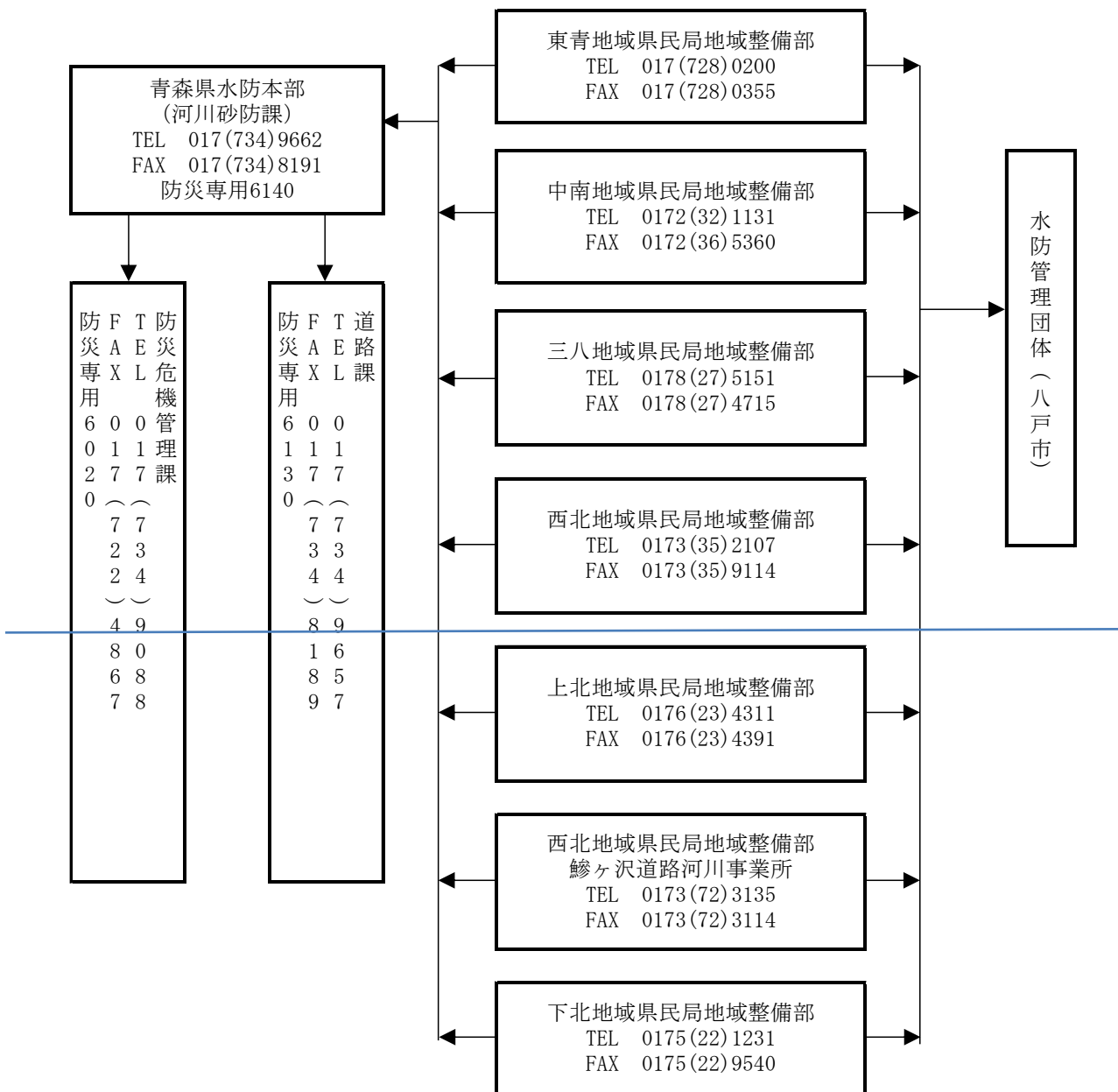


※防災専用・・・青森県防災情報ネットワーク専用電話

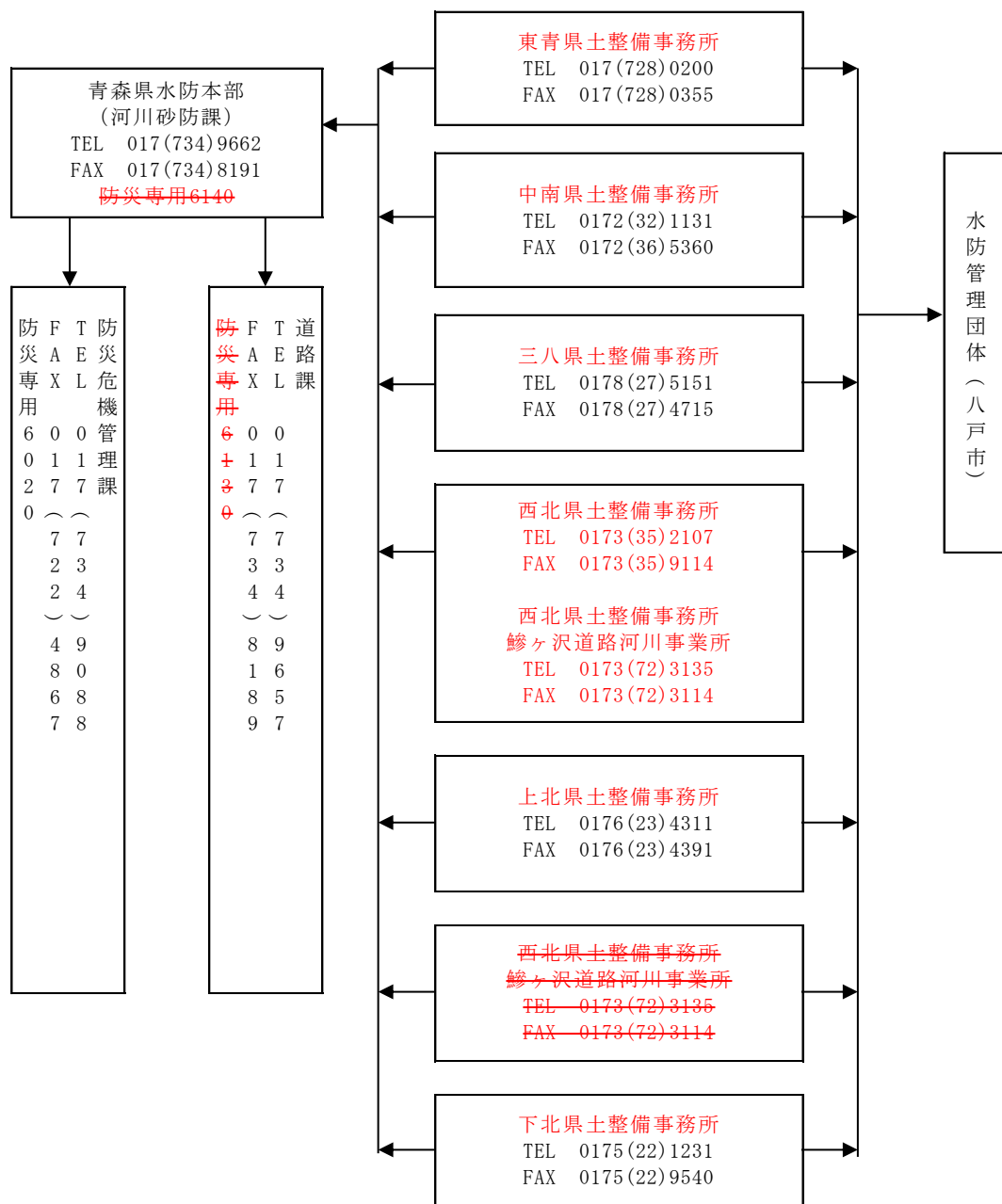


※防災専用・・・青森県防災情報ネットワーク専用電話

(イ) 水防警報伝達系統図 (青森県)

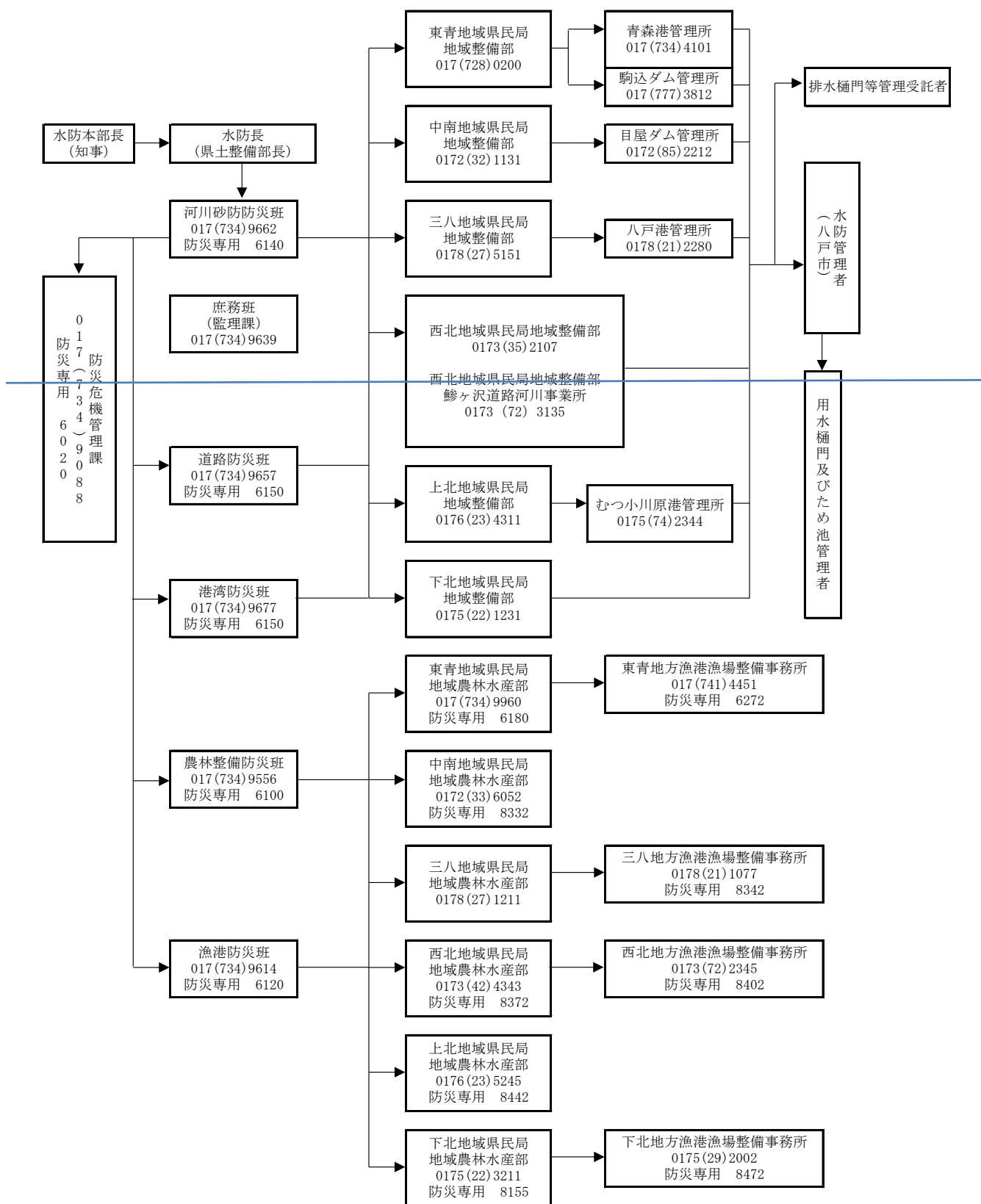


※通報はFAXを基本とし、電話で確認する。
※防災専用…青森県防災情報ネットワーク専用

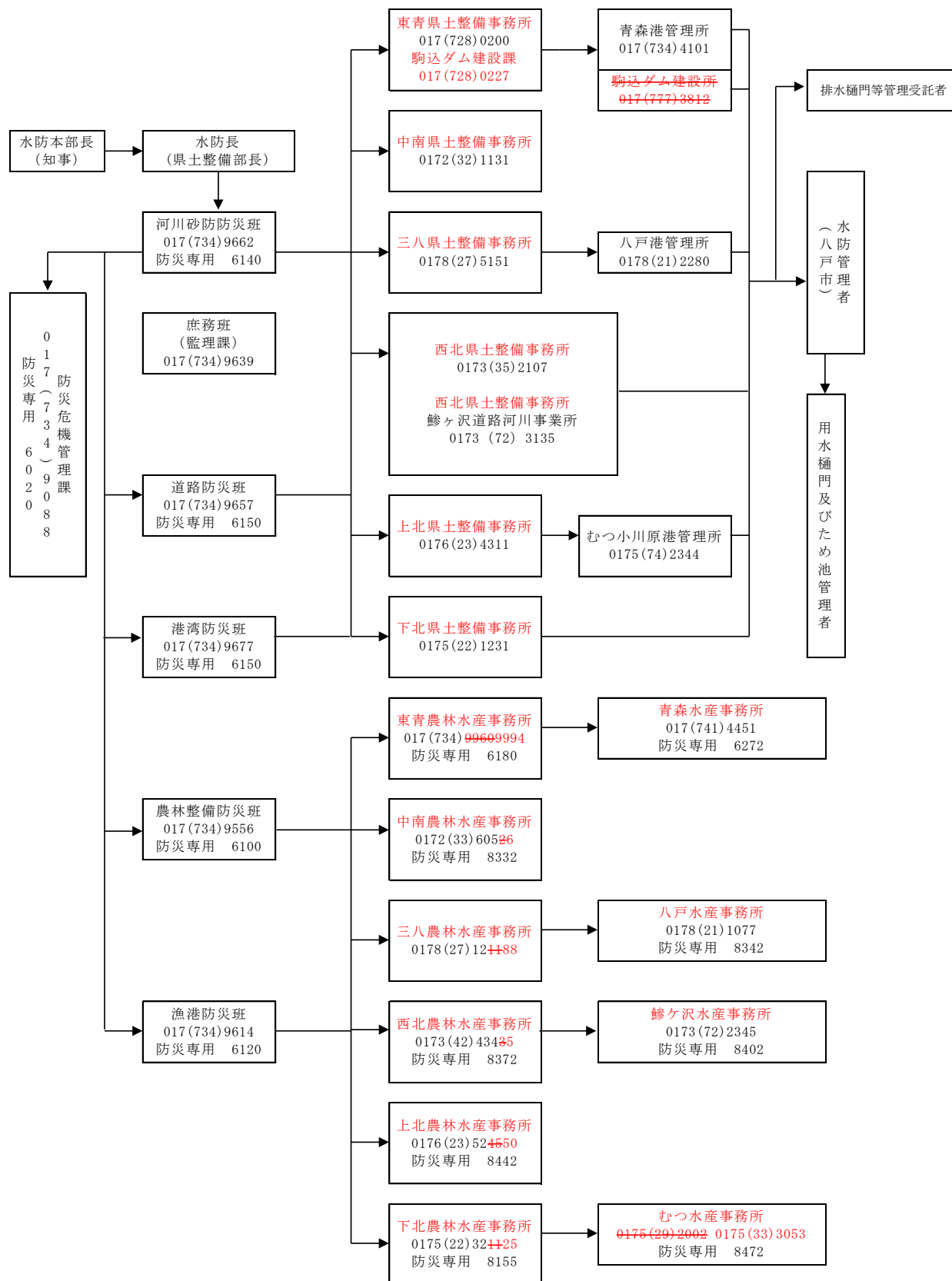


※通報はFAXを基本とし、~~電話で確認~~する。
※防災専用…青森県防災情報ネットワーク専用

(ウ) 水防指令伝達系統図 (青森県)



※防災専用・・・青森県防災情報ネットワーク専用電話



※防災専用・・・青森県防災情報ネットワーク専用電話

(7) ダム放流に関する連絡

ダム放流に関する連絡系統等は、水防計画書に別途定める。

(8) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられるを呼びかける情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。この情報は、青森地方気象台から県を通じて市町村に伝達するとともに、報道機関及び関係機関を通じて、県民への周知が図られる。

ア 発表対象となる地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とする。

イ 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性又は地下水等の流動等を反映したものではないため、個別の災害の発生箇所又は時間、災害の規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、なだれ災害等については、発表の対象外となることに留意する。

このため、土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも、がけ崩れ等の土砂災害の発生するおそれがある。

ウ 発表及び解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と青森地方気象台が協議して行う。ただし、降雨データの誤差等に起因して基準に達したと認められる場合は、この限りではない。

なお、地震、火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられる場合は、県及び青森地方気象台は、「地震発生後の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。

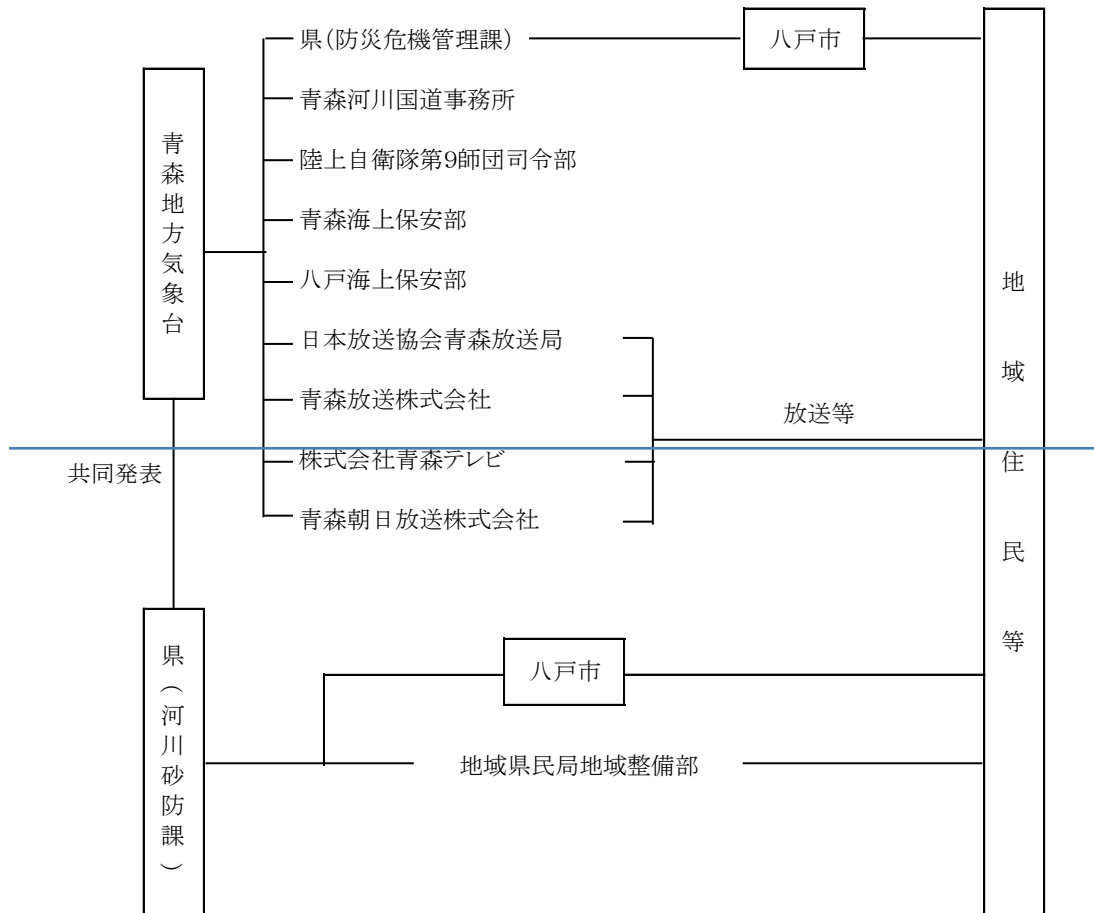
(ア) 発表

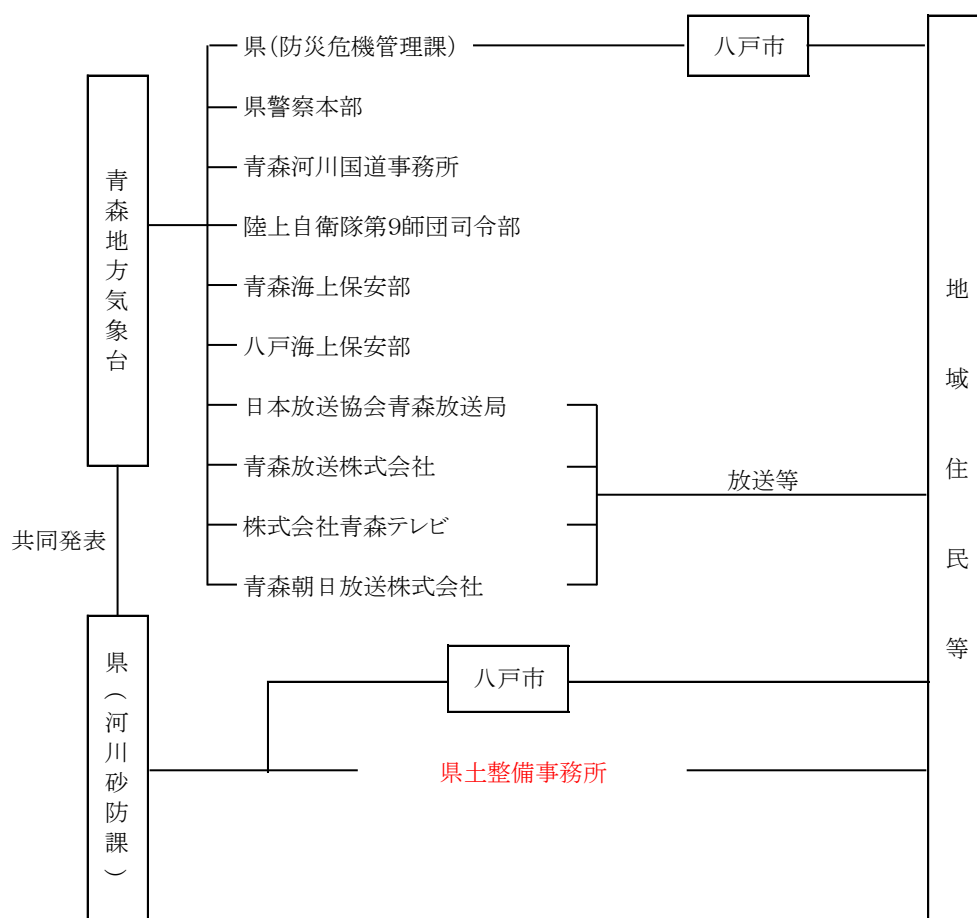
大雨警報（土砂災害）発表中に降雨の実況値及び2時間先までの予測値を基に、あらかじめ設定した基準に達した場合

(イ) 解除

実況値が監視基準を下回り、かつ、短時間で再び基準を超過しないと予想される場合又は無降雨状態が長時間続いている場合

伝達系統図





(9) 噴火警報等の発表及び伝達

ア 噴火警報等の発表

仙台管区気象台は、火山現象に関する観測成果等に基づき、火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し、防災に資するため、次により噴火警報等を発表する。

- (ア) 噴火警報等の種類
 - a 噴火警報
 - b 噴火予報
 - c 噴火警戒レベル
 - d 噴火速報
 - e 火山の状況に関する解説情報
 - f 降灰予報
 - g 火山ガス予報
 - h 火山現象に関する情報等
- (イ) 対象火山
 - 岩木山、八甲田山、恐山、十和田
- (ウ) 噴火警報等の概要
 - a 噴火警報

仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場

合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

b 噴火予報

仙台管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

c 噴火警戒レベル

仙台管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた避難警戒態勢の整備について共同で検討を実施する。

噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、八戸市地域防災計画に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。青森県の活火山の噴火警戒レベル運用状況を下表に示す。

噴火警報レベルが運用されていない火山（恐山）

(表) 気象庁HP参照

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/level_toha/level_toha.html
https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level_toha/level_toha.html

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及び それより火口 側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域嚴重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が 及ぶ) 噴火が発生すると予想される。	入山危険
		火口から少し 離れた所まで の火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入っ た場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生 すると予想される。	火口周辺危険

予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）	活火山であることを留意
----	------	------	--	-------------

d 噴火速報

仙台管区气象台が、噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合*
- ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

e 火山の状況に関する解説情報

仙台管区气象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

f 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(a) 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな隕石の落下範囲を提供

(b) 降灰予想（速報）

- ・ 噴火が発生した火山^{※1}に対して事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな隕石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対策が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

(c) 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火が発生した火山^{※2}に対して降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。

- ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対策が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

<降灰量階級と降灰の厚さ>

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm以上
やや多量	0.1mm以上1mm未満
少量	0.1mm未満

g 火山ガス予報

仙台管区气象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

h 火山現象に関する情報等

仙台管区气象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁（及び仙台管区气象台）が発表する。

- ・ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況及び警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

- ・ 月間火山概況

前月1ヶ月間の火山活動の状況及び警戒事項をとりまとめたもので、毎月上旬に発表する。

- ・ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻、噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

イ 噴火警報の通報

(ア) 青森地方气象台は、噴火警報、「臨時」であることを明記した火山の状況に関する解説情報（以下「臨時の解説情報」という。）、噴火速報が発表されたときは県、県警察本部、青森海上保安部、八戸海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関その他必要と認める機関に速やかに通報する。

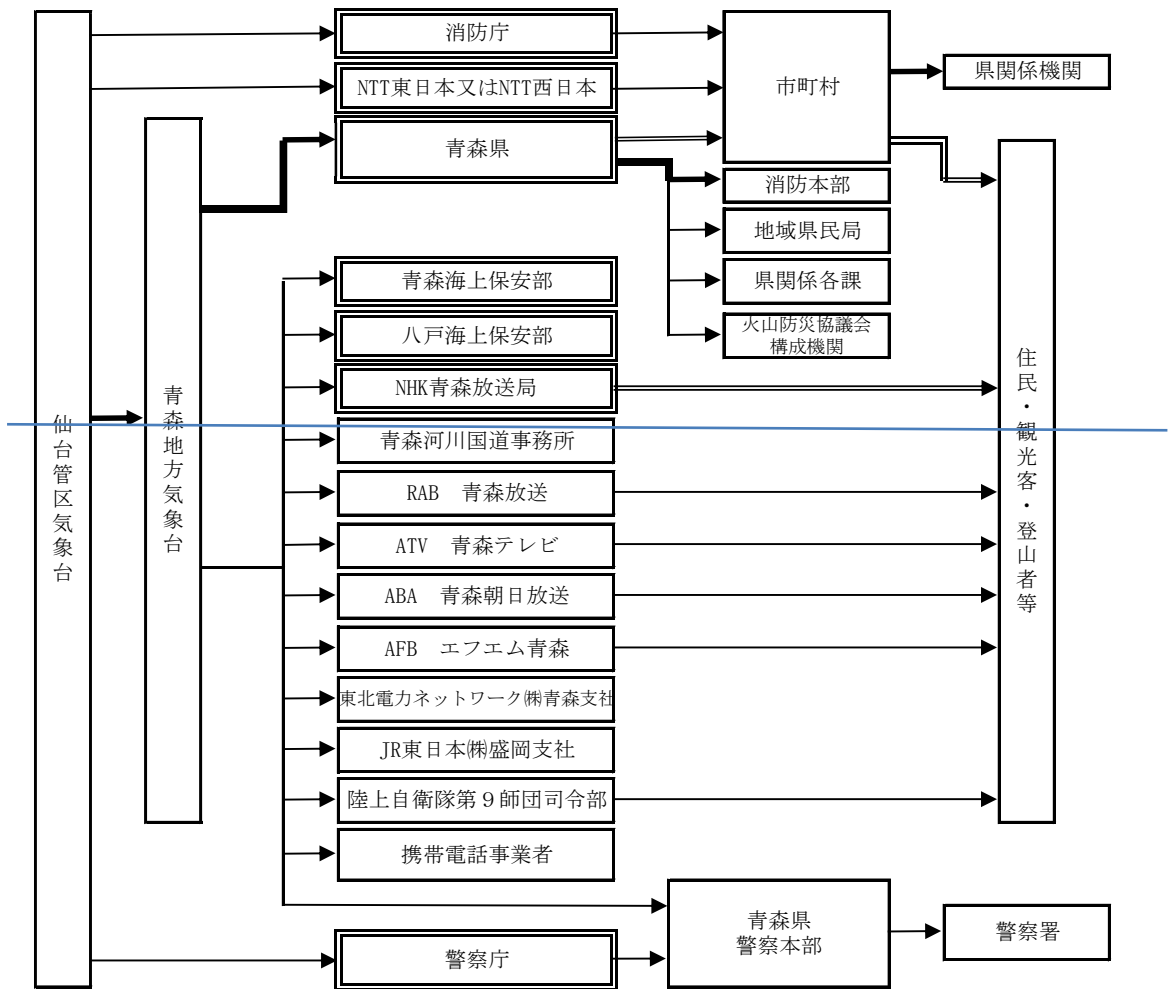
(イ) 県は、青森地方气象台から噴火警報、臨時に発表する火山情報に関する臨時の解説情報、噴火速報等の通知を受けたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係市町村及び関係機関に対し、通報及び要請するものとする。特に特別警報に位置付けられている噴火警報（居住地域）の通報を受けたときは、直ちに、かつ、確実に市町村に通知する。

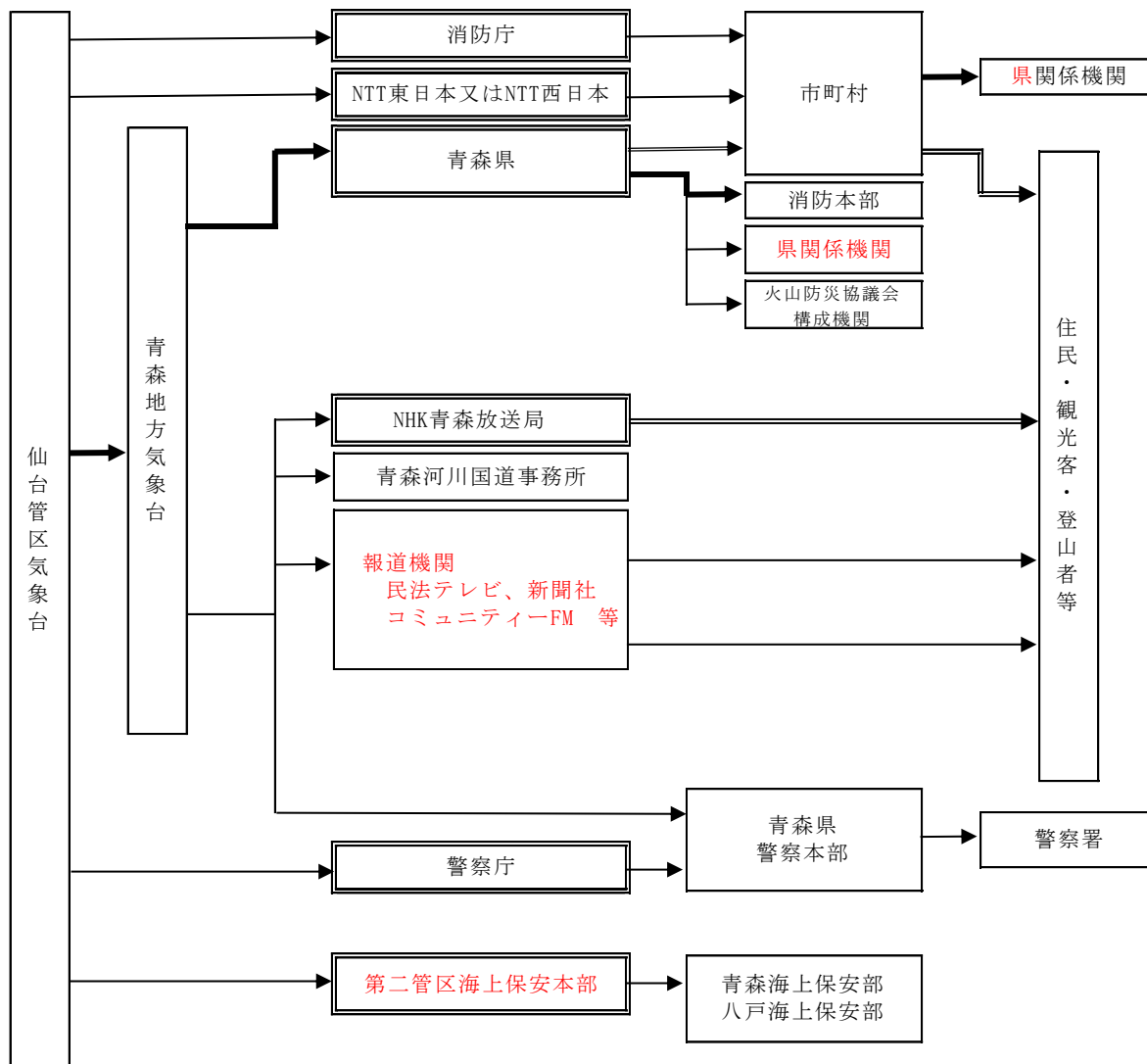
(ウ) 放送機関は、必要に応じ、県民への周知を図るため、放送時間及び放送回数を考慮の上、放送する。

(エ) 市は、県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の通知を受けたときは、本計画の定めるところにより、直ちに関係機関、市民、登山者等に対し伝達する。この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとる

べき措置について必要な通知又は警告をする。なお、特別警報に位置付けられている噴火警報（居住地域）の通知を受けたときは、直ちに市民及び登山者へ伝達する。

伝達系統図





注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報または要請等が義務付けられている伝達経路

(10) 火災警報の発令及び伝達

ア 火災気象通報の通報、伝達

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに青森地方気象台が青森県知事に対して通報し、県を通じて市（消防機関）に伝達される。通報基準は以下のとおりである。

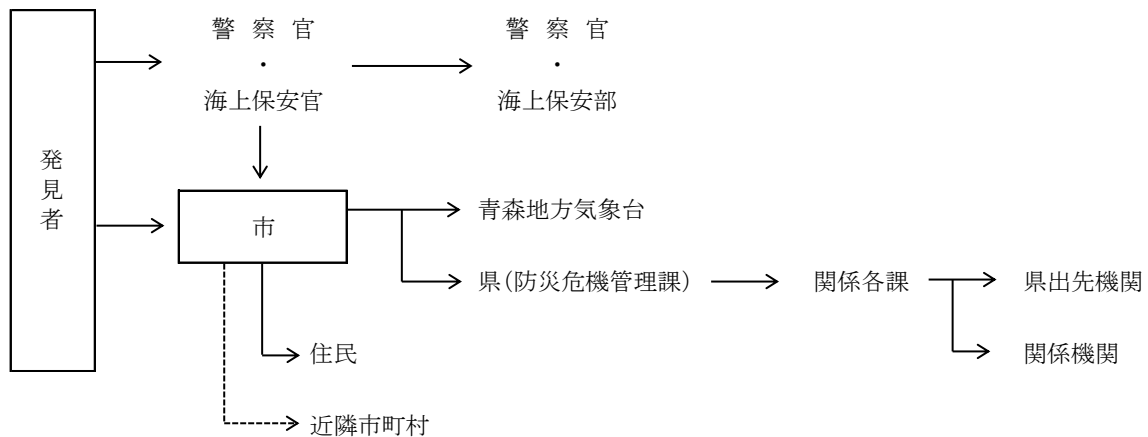
青森地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。

イ 火災警報の発令

市（消防機関）は、火災気象通報を受けた場合又は火災の予防上危険であると認めた場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令する。

- (11) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報
 - ア 災害が発生するおそれのある異常現象とは、次のものをいう。
 - (ア) 著しく異常な気象現象、例えば、竜巻、なだれ、強い降雹等
 - (イ) 地象に関する事項
 - a 火山関係
 - (a) 噴火（爆発、溶岩流、泥石流、軽石流、火砕流等）及びそれに伴う降灰砂等
 - (b) 噴火以外の火山性異常現象
 - 火山地域での地震の群発
 - 火山地域での鳴動の発生
 - 火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈等）
 - 噴火、噴煙の顕著な異常変化（噴火孔、火孔の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物等）
 - 火山地域での湧泉の顕著な異常変化（湧泉の新生、枯渇、量、臭、色、味、濁度、温度等）
 - 火山地帯での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大、移動及びそれに伴う草地の立ち枯れ等
 - 火山付近の海岸、湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）
 - (ウ) 水象に関する事項
 - a 異常潮位
 - 高潮、周期的な海水の動揺、その他潮位に異常を認めたとき。
 - b 異常波浪
 - 異常な高さを示す波浪又はうねり
 - イ 通報及び措置
 - (ア) 発見者の通報
 - 異常現象を発見した者は、市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
 - (イ) 警察官、海上保安官の通報
 - 通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市長に通報するとともに、それぞれ警察署又は海上保安部に通報する。
 - (ウ) 市長の通報
 - 通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。
 - なお、危険が切迫している場合は、危険区域の市民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。
 - a 青森地方気象台
 - b 県（防災危機管理課）
 - (エ) 県の措置
 - 通報を受けた県（防災危機管理課）は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため、必要に応じ、関係機関に通報するとともに、庁内各部局に通報する。
 - 各部局は、必要に応じそれぞれ出先機関に通報する。

通報系統図



(12) 防災関係機関連絡先 (資料編 4-1)

(13) 庁内の伝達方法

ア 関係機関から通報される、又は全国瞬時警報システム（J-A L E R T）等により受信した気象予報・警報等は、勤務時間内は危機管理課長が、勤務時間外は当直者が受領する。（ただし、J-A L E R Tについては勤務時間外においても危機管理課職員が受領する。）

イ 宿日直員（代行員）が受領した場合は、直ちに関係課長に伝達するものとする。

ウ 気象予報・警報等を受領した危機管理部長は、市長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び市民に通報する。

エ 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

伝達責任者	伝 達 先 等				伝達内容
	伝達先	電話番号	伝 達 方 法		
			勤務時間内	勤務時間外	
危機管理課長	関係課		庁内放送 使送 電話 庁内LAN	関係課長へ電話（宿日直員が受領した場合は、当直者が危機管理課長及び関係課長へ連絡）	大雨特別警報 高潮特別警報 大雨警報 洪水警報 高潮警報 及びその他必要と認められる警報 特に必要と認められる注意報

オ 市民に対する周知方法は、次のとおりとする。

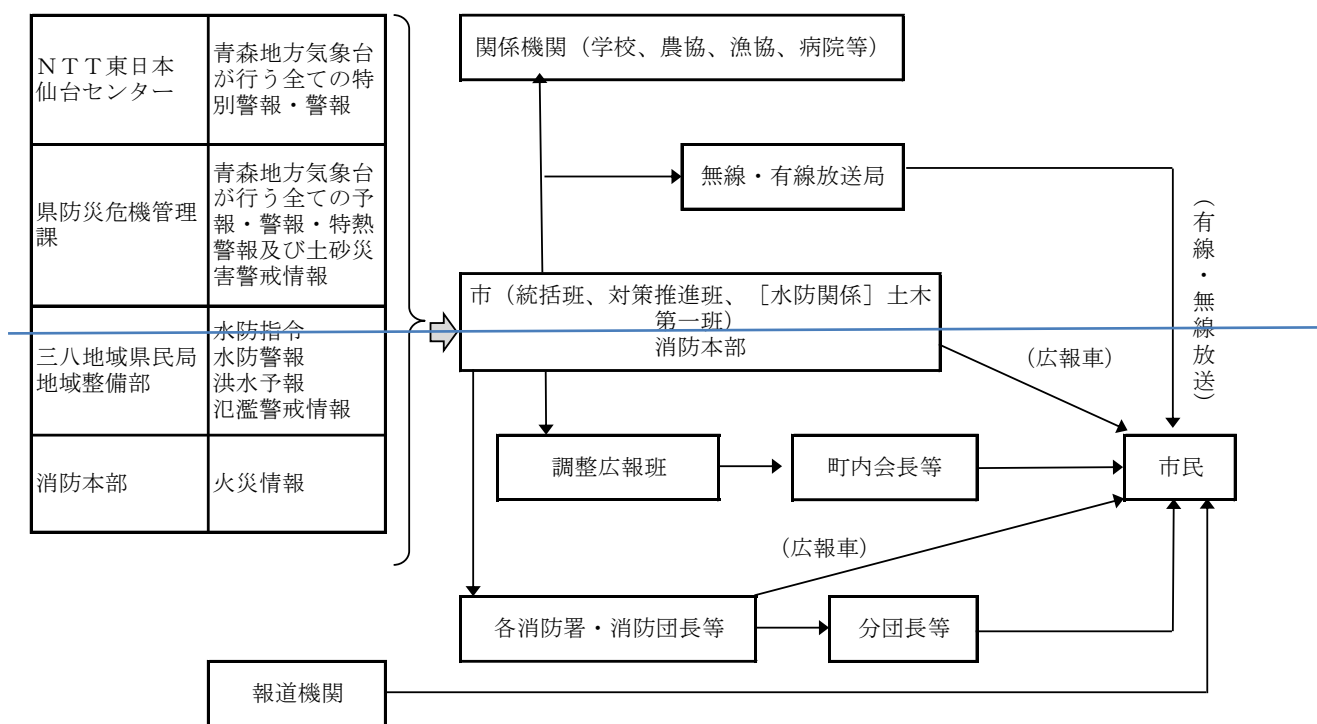
市長は、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする。この際、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

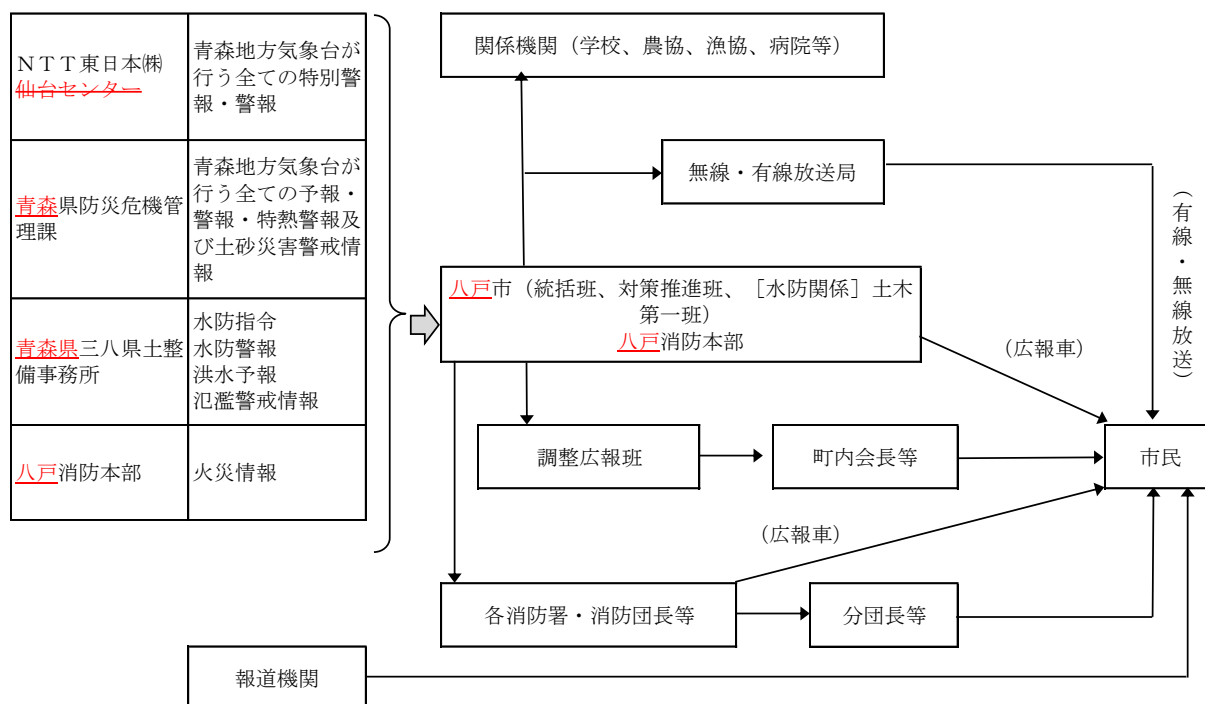
通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
危機管理課長	市民	緊急速報メール、ほっとスルメール、広報車、防災行政無線※、口頭、HP等	津波情報を除く特別警報及び特に必要と認める注意報・警報
指令救急課長	〃	〃	〃

※ 防災行政無線による情報の伝達については、勤務時間内においては市（危機管理課）が、勤務時間外においては八戸消防本部（指令救急課）が行う。

(14) 関係機関との伝達系統

気象予報・警報等に係る関係機関との伝達系統は、おおむね次のとおりとする。





第2節 情報収集及び被害等報告

[共通]

風水害等の災害情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報又は報告するために必要な体制の確立を図るものとする。

1 実施責任者

市長は、災害情報及び被害状況を市民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報又は報告する。

2 情報の収集、伝達

市長は、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。

(1) 警報等が発表され災害が発生するおそれがある段階

ア 災害情報の収集

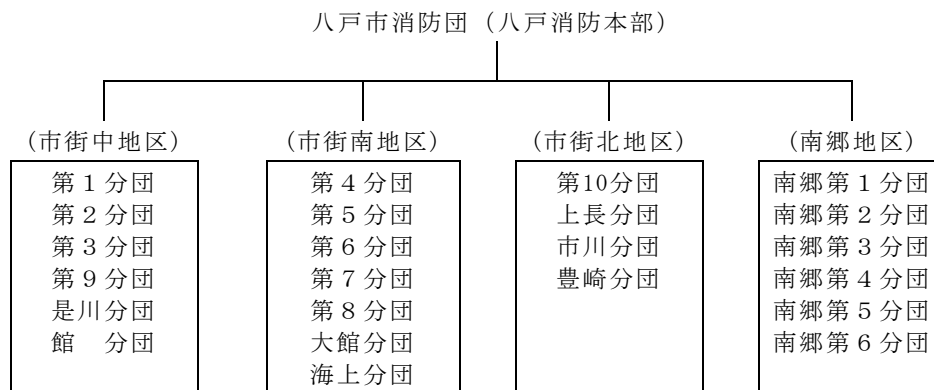
市長は、警報等が発表され災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、市職員をもって情報把握に当たらせるとともに、各地区の市民等から情報を収集し、その結果を県（防災危機管理課）に報告する。

(ア) 八戸消防本部における情報収集先

署・分団名	職名	住所	連絡方法	備考
八戸消防本部	警防課長	田向五丁目1-1	Tel 44-2134	
八戸消防署	署長	田向五丁目1-1	24-4411	
〃 河原木分署	分署長	下長七丁目4-2	28-8737	
〃 南郷分遣所	所長	南郷大字市野沢字三合山41-45	82-2319	

〃 尻内分遣所	所長	一番町一丁目4-2	27-4758
〃 桔梗野分遣所	所長	市川町字尻引前山31-1287	28-1622
〃 根城分遣所	所長	北白山台五丁目2-1	23-4333
八戸東消防署	署長	白銀町字左新井田道26-1	33-0323
〃 鮫分署	分署長	鮫町字山四郎蒔目17-345	33-0236
〃 小中野分遣所	所長	小中野五丁目11-6	44-3100

(イ) 八戸市消防団の情報収集先



イ 災害情報の内容

- (ア) 災害が発生するおそれのある場所
- (イ) 今後とろうとする措置
- (ウ) その他災害応急対策上必要と見込まれる事項

ウ 市職員、消防職員の巡視

次の警報等が発表された場合は、各担当課員・消防職員は速やかに巡回車等により、安全を確保しつつ被害の発生するおそれのある箇所等を巡回するものとする。

警報等名	危険箇所等	担当	備考
大雨特別警報 暴風特別警報 大雨警報 洪水警報 暴風警報	河川危険箇所 <u>土砂災害警戒区域等</u> <u>(急傾斜地の崩壊)</u> <u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>	土木第一・二班	
	ため池危険箇所 道路注意箇所		
	農業用水路 林道工事箇所	土木第一・二班	
	下水道工事箇所	下水道班	
	水防警戒箇所等	消防署・消防団	
暴風雪特別警報 大雪特別警報 暴風雪警報 大雪警報	道路注意箇所等	土木第一・二班 (消防署)	

エ 災害情報の報告

市長（危機管理課）は、収集した情報を取りまとめ、県（防災危機管理課）に報告する。

(2) 災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがある段階

ア 被害状況の収集

各課は、業務分担に基づき所管に係る施設等の被害状況を調査するものとする。

災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が掌握できないときには、再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させる。

調査に当たり、正確を期するため、地区情報調査連絡員その他関係者の協力を得て行う。

人的被害及び住家被害は、災害救助の基礎となるものであるため、毎戸調査を原則として、迅速かつ正確を期す。

(八戸市)

部名	被害調査区分	調査担当責任者	協力団体
防災対策部	一般被害及び応急対策 <u>実施</u> 状況の総括	危機管理課長 災害対策課長 くらし交通安全課長	八戸警察署 八戸郵便局 JR八戸駅 NTT <u>東日本(株)八戸青森支店</u> 東北電力ネットワーク(株)八戸電力センター 八戸ガス(株)

			岩手県北自動車(株)南部支社 青い森鉄道(株)
	市民サービスセンターの被害、所管施設の被害	市民課長	
総合政策部	通信関係被害	広報統計課長	
	旅客運送(鉄道・バス・船舶)関係被害	政策推進課長	
	所管施設被害	南郷事務所長	
総務部	市庁舎の被害	行政管理課長	
	市有財産の被害	行政管理課長	
調査財政部	住家等の被害	住民税課長、資産税課長、収納課長	
商工労働まちづくり部	商工業関係被害	商工課長、産業労政課長	商工会議所
	所管施設被害	八戸ポータルミュージアム館長	
観光文化スポーツ部	観光関係被害	観光課長	
	文化施設被害	文化創造推進課長	
	社会体育施設被害	スポーツ振興課長	
農林水産部	農林業関係被害	農政課長、農林畜産課長、農業経営振興センター所長	農業協同組合 土地改良区 森林組合 漁業協同組合
	中央卸売市場施設被害	中央卸売市場長	
	水産業・漁港関係施設及び水産物等の被害並びに船舶関係被害	水産事務所長	
福祉部	福祉施設等被害	福祉政策課長、こども未来課長、子育て支援課長、高齢福祉課長、障がい福祉課長、介護保険課長	各施設の長
健康部	医療施設被害	保健総務課長保健所長	
環境部	廃棄物処理施設被害	環境政策課長、清掃事務所長	
建設部	道路、河川等の土木施設被害	港湾河川課長、道路建設課長、道路維持課長	
	公共建築物の被害	建築住宅課長	
	市営住宅被害	建築住宅課長	
都市整備部	管理施設の被害	都市政策課長	
	施行中の区画整理事業関係被害	都市政策課長、駅西区画整理事業所長	
	公園施設の被害	公園緑地課長	
	建築物(公共建築物を除く)及び工作物等の被害	建築指導課長	
	下水道施設被害	下水道業務課長、下水道建設課長、下水道施設課長	
医療部	所管施設の被害	管理課長、物流施設課長	
交通部	所管施設の被害	運輸管理課長	
教育部	文教関係被害	教育総務課長、学校教育課長、社会教	

		育課長	
	給食施設被害	学校教育課長	
	文化財関係被害	社会教育課長	

(八戸圏域水道企業団)

部 名	被害調査区分	調査担当責任者
総務部	本庁舎の被害	総務課長
復旧部	水道施設の被害	工務課長

(八戸地域広域市町村圏事務組合)

部名	被害調査区分	調査担当責任者
事務局	廃棄物処理施設被害	八戸環境クリーンセンター所長、八戸清掃工場長、八戸リサイクルプラザ所長
八戸消防本部	所管施設の被害	総務課長

イ 被害状況の報告等

(ア) 八戸消防本部の情報収集・伝達責任者は、119番通報が殺到する状況等の情報を県（防災危機管理課）及び国（消防庁応急対策室）に報告する。

組織名	回線種別	電 話		ファクシミリ	
県（防災危機管理課）	N T T回線	017-734-9088 017-734-9097		017-722-4867 017-734-8017	
	防災情報ネットワーク	8-810-1-6020		文書データ伝送機能	
消防庁 応急対策室		平日(9:30-18:15)	左記以外 (宿直室)	平日(9:30-18:15)	左記以外 (宿直室)
	N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7537	03-5253-7553
	地域衛星通信ネットワーク	(8-)048-500-90-43422	(8-)048-500-90-49012	(8-)048-90-49033	(8-)048-90-49036

(イ) 各課は、収集した被害状況を、県関係出先機関等（県に連絡できない場合は、国（消防庁応急対策室））に逐次報告する。

危機管理課は、その被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災危機管理課）に青森県総合防災情報システム等により報告する。

- a 人命危険の有無及び人的被害（行方不明者の数を含む。）の発生状況
- b 火災等の二次災害の発生状況及びその危険性
- c 避難の必要の有無又は避難の状況
- d 市民の動向
- e その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項
- f 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報である

ため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は、県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

g 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

なお、次に該当する火災・災害等については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

① 火災等即報

ア 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

- (ア) 航空機火災
- (イ) タンカー火災及び社会的影響度が高い船舶火災
- (ウ) トンネル内車両火災
- (エ) 列車火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
- (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

ウ 危険物等に係る事故

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- (エ) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - a 海上又は河川へ危険物等が流出し、防除、回収等の活動を要するもの
 - b 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- (オ) 市街地、高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (カ) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両について、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の

漏えいがあったもの

オ ホテル、病院、映画館及び百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。）

② 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

ア 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

イ バスの転落等による救急・救助事故

ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

エ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

オ その他報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いもの

③ 武力攻撃災害即報

ア 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

イ 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

④ 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

<被害調査報告分担区分>

調査・報告事項	様式番号	市等における調査分担区分	県への報告先	
			県出先機関経由	主管課
被害実態調査	様式1	調査班、保健衛生班		
被害者名簿	様式2	調査班		
災害即報、災害確定報告	様式3	統括班、対策推進班、八戸消防本部		防災危機管理課
人・住家の被害（総括）	様式4	統括班、対策推進班	三八地域県民局地域健康福祉部福祉総室青森県三戸福祉事務所（電話27-4435）	健康医療福祉政策課
救助の実施状況	様式5	統括班、対策推進班（総括） ※次の各班は各調査分担を対策推進班に報告すること。 保健衛生班、福祉班、避難所班、土木第一・二班、建築住宅班、学校教育班、水道企業団	〃	〃
医療施設被害	様式6	保健衛生班	三八地域県民局地域健康福祉部保健総室（電話27-3336）	医療業務課

			青森県三戸保健所	
廃棄物処理施設被害	様式7	災害廃棄物処理班	三八地域県民局環境管理部 青森県八戸環境管理事務所	資源循環推進環境政策課
生活衛生施設被害 防疫の実施状況	様式7	保健衛生班、避難所班	三八地域県民局地域健康福祉部保健総室（電話27-3336） 青森県三戸保健所	保健衛生課
水道施設被害	様式8	水道企業団	青森県三八県土整備事務所	保健衛生課 都市計画課
水稲被害	様式9・10	農林班	三八地域県民局地域農林水産部 青森県三八農林水産事務所	農産園芸課
りんご特産果樹被害	様式11	農林班	〃	りんご果樹課
畑作・やさい・桑樹・花木被害	様式12	農林班	〃	農産園芸課
果樹類樹体被害	様式13	農林班	〃	りんご果樹課
畜産関係被害	様式14	農林班	〃	畜産課
農業関係共同利用施設被害	様式17	農林班	〃	団体経営改善課、 農産園芸課、りんご果樹課、畜産課
農業関係非共同利用施設被害	様式18	農林班	〃	農産園芸課、りんご果樹課、畜産課
農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品等被害	様式19	農林班	〃	団体経営改善課
農地・農業用施設関係被害	様式20	農林班	〃	農村整備課
林業関係被害	様式21	農林班	〃	林政課
水産業被害	様式22	水産班	〃	水産局水産振興課
漁港施設等被害	様式23	水産班	〃	水産局漁港漁場整備課
商工業被害	様式24	商工班		商工政策経済産業政策課
観光施設被害	様式24	観光班		観光企画政策課
土木施設被害	様式25	土木第一・二班 下水道班	三八地域県民局地域整備部 青森県三八県土整備事務所	河川砂防課、道路課、港湾空港課、都市計画課

土砂災害警戒情報	—	土木第一・二班	三八地域県民局地域整備部青森県三八県土整備事務所	河川砂防課
文教関係被害	様式26	教育総務班、学校教育班、社会教育班	三八教育事務所	教育庁教育政策課(私立学校) 総務学事 県民活躍推進課
福祉施設被害	様式27	福祉班	三八地域県民局地域健康福祉部福祉総室(電話27-4435) 三戸福祉事務所	健康医療福祉政策課 高齢福祉保険課 障がい福祉課 こどもみらい課
福祉施設被害(母子生活支援施設)	様式27	保健衛生班		
その他の公共施設被害	様式28	該当各班		担当課

(3) 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

ア 危機管理課は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階であらかじめ定められた様式により、災害状況を逐次県（防災危機管理課）に報告するとともに、県の各部局には上記(2)の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。

(ア) 被害の状況

(イ) 避難指示等又は警戒区域の設定状況

(ウ) 指定避難所の開設状況

(エ) 避難生活の状況

(オ) 救護所の設置及び活動状況

(カ) 傷病者の受入状況

(キ) 観光客等の状況

(ク) 応急給食・給水の状況

(ケ) その他

a 市外の医療機関への移送を要する負傷者の状況

b 市外の医療機関又は介護老人保健施設への移送を要する入院者、入所者の状況

c その他

イ 被害報告区分

被害報告区分は次のとおりとする。

区 分		認 定 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

	世帯	生計を一にしている実際の生活単位。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他の被害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準ずる。
	文教施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び特別支援学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
その他の被害	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくはは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設又は港湾の利用及び管理上必要な臨港交通施設とする。

	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。地すべり等防止法に規定する地すべり防止施設とする。急傾斜地法に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	廃棄物処理施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	下水道	下水道法第2条第1項第2号に規定する下水道及び全体計画区域内で発生した都市浸水被害（外水氾濫のみに起因するものを除く）とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象施設となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、 <u>上</u> 下水道及び公園とする。
	その他の公共施設被害	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば水産物、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

- ・損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を修復し得ない状況に至ったものをいう。
- ・主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3 災害確定報告

各課は、応急対策が終了した後速やかに被害の確定報告を県関係出先機関等に報告する。危機管理課は、その確定状況を取りまとめて、県（防災危機管理課）に報告する。

4 報告の方法及び要領

(1) 方法

ア 被害状況等の報告は、青森県総合防災情報システム、青森県防災情報ネットワーク、固定電話、ファクシミリ、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行うものとする。報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達するものとする。

イ 固定電話が途絶した場合は、青森県防災情報ネットワーク又は警察無線等他機関の無線通信設備等を利用する。

ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

(2) 要領

ア 被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害が発生後、直ちに災害の概要、災害対策本部の設置状況等を報告する。

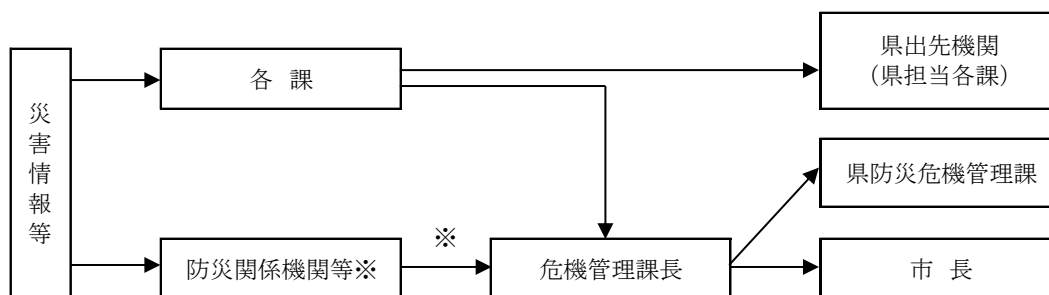
イ 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの、又は特に指示があった場合を除き、1日1回以上行う。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

エ 県への報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムに被害又は避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請、資機材の応援要請等についても青森県総合防災情報システムに入力して行うものとする。

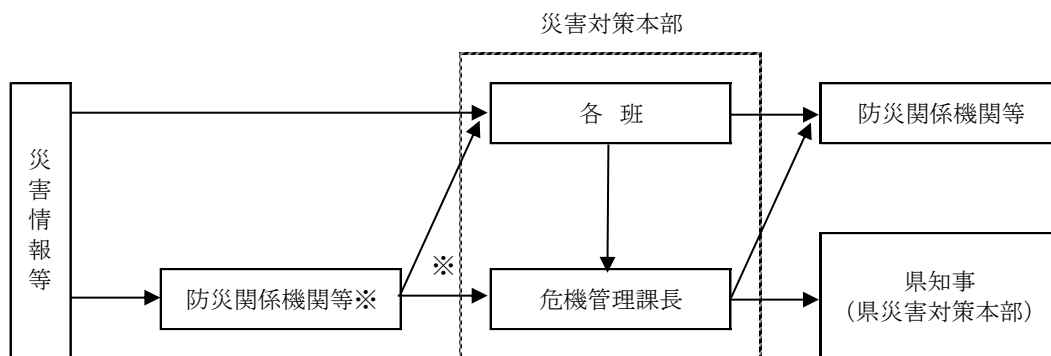
5 情報の収集、報告の系統図

(1) 災害対策本部設置以前の情報収集、報告系統図



※ 八戸警察署、東北電力ネットワーク(株)八戸電力センター、NTT東日本(株)八戸支店、八戸ガス(株)、J R八戸駅、青い森鉄道(株)、岩手県北自動車(株)南部支社等からの情報

(2) 災害対策本部設置後の情報収集、報告系統図



※ 八戸警察署、東北電力ネットワーク(株)八戸電力センター、NTT東日本(株)八戸支店、八戸ガス(株)、JR八戸駅、青い森鉄道(株)、岩手県北自動車(株)南部支社等からの情報

6 その他

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用するよう努める。

第3節 通信連絡

[共通]

風水害等の災害時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間休日においても対応できる体制の整備を図る。

1 実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、市長が行うものとする。

2 通信連絡手段

市は、災害時における通信連絡を的確に行うため、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

- (1) 青森県防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。
- (2) 保有する防災行政無線（戸別受信機を含む）又は有線放送を基幹として、その他の手段の活用により、市内の各機関、県、指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体その他重要な施設の管理者等との間に通信連絡システムを整備し情報連絡を行う。
- (3) 災害に関する情報の収集伝達を円滑に行うため、管内の警察署、消防署等の協力を得て情報連絡を行う。
- (4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一次的には公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、非常時優先電話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信設備の利用等、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。

3 連絡方法

- (1) 市は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に、夜間、休日における通信連絡体制を確立しておく。
- (2) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集及び伝達に当たらせる。
なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県（防災危機管理課）に報告しておく。

4 通信連絡

- (1) 青森県防災情報ネットワーク
光~~イーサ~~回線及び衛星携帯電話回線により、県、市町村及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集及び伝達を行う。
- (2) 電気通信設備（電話・電報）の優先利用
 - ア 災害時優先電話
 - (ア) 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動又は救援活動を行うときに支障をきたさないよう、災害時優先電話（災害対策課設置）を利用して通信連絡を行う。
 - (イ) 各機関は、[東日本電信電話N T T東日本株式会社](#)、株式会社N T Tドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所及び利用方法を組織内に周知しておく。
 - (ウ) 指定避難所は、特設公衆電話を設置し避難者の安否確認等のための通信連絡手段を確保するものとする。
○特設公衆電話設置箇所 市内各[小中学校](#)、[公民館等](#)
 - イ 非常・緊急電報
災害時において、通信設備が壊れ又は輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しく

は救援、交通、電話等の確保又は社会秩序の維持のため必要な事項その他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電報については、「非常又は緊急電報」として取り扱い、電報に優先して配達することとなっており、これらの非常・緊急電報を活用して通信連絡を行う。

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手 続
東日本電信電話N T T東日本(株)青森 支店	非常電報 緊急電報		行政管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ・申し込み受付番号は115番。 ・「非常電報」又は「緊急電報」である旨告げる。又は発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書する。 ・必要理由、事情を告げる。

(3) 無線等設備の利用

災害時において、電気通信設備を利用することができないとき、又は利用することが著しく困難なときは、衛星携帯電話又は市の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線設備及び専用電話設備を利用して通信を確保する。

ア 市有無線設備

次の市有無線設備は、別に定める無線運用要領に基づいて運用するものとする。

【避難所通信システム】

無線種類	設置場所	個別番号	周波数及び空中線電力	台数
MCA無線機（統制局）	八戸市庁舎（危機管理課）	5 0 0	800MHz帯 2W	1 台
MCA無線機（可搬局）	多賀小学校	5 0 1		1 台
	多賀台小学校	5 0 2		1 台
	市川中学校	5 0 3		1 台
	県立八戸工科学院市川公民館	5 0 4		1 台
	北稜中学校	5 0 5		1 台
	根岸小学校	5 0 6		1 台
	桔梗野小学校根岸公民館	5 0 7		1 台
	日計ヶ丘小学校	5 0 8		1 台
	高館小学校	5 0 9		1 台
	城北小学校	5 1 0		1 台
	下長小学校	5 1 1		1 台
	八戸市農業経営振興センター下長中学校	5 1 2		1 台
	南部山健康運動センター体育館下長公民館	5 1 3		1 台
	城下小学校	5 1 4		1 台
	三八城公民館	5 1 5		1 台
	八戸小学校	5 1 6		1 台
	第二中学校	5 1 7		1 台
	江陽小学校	5 1 8		1 台
	江陽中学校	5 1 9		1 台
中居林小学校江陽公民館	5 2 0	1 台		

小中野小学校	5 2 1	1 台
根城小学校 <small>小中野中学校</small>	5 2 2	1 台
小中野公民館	5 2 3	1 台
田面木小学校 <small>県立八戸盲学校・聾学校</small>	5 2 4	1 台
県立八戸東高等学校 <small>柏崎小学校</small>	5 2 5	1 台
第三中学校	5 2 6	1 台
柏崎公民館	5 2 7	1 台
大館中学校 <small>総合教育センター</small>	5 2 8	1 台
県立種差少年自然の家 <small>福祉公民館</small>	5 2 9	1 台
湊小学校	5 3 0	1 台
湊中学校	5 3 1	1 台
湊公民館	5 3 2	1 台
白銀小学校	5 3 3	1 台
白鷗小学校	5 3 4	1 台
白銀中学校	5 3 5	1 台
白銀公民館	5 3 6	1 台
白銀南中学校 <small>白銀南公民館</small>	5 3 7	1 台
鮫小学校	5 3 8	1 台
鮫中学校	5 3 9	1 台
鮫公民館	5 4 0	1 台
危機管理課 <small>八戸シーガルビューホテル</small>	5 4 1	1 台
種差小学校	5 4 2	1 台
金浜小学校	5 4 3	1 台
南浜中学校	5 4 4	1 台
南浜公民館	5 4 5	1 台
三条小学校	5 4 6	1 台
三条中学校	5 4 7	1 台
上長公民館	5 4 8	1 台
明治小学校	5 4 9	1 台
明治中学校	5 5 0	1 台
館公民館	5 5 1	1 台
長者小学校	5 5 2	1 台
函南小学校	5 5 3	1 台
長者中学校	5 5 4	1 台
長者公民館	5 5 5	1 台
根城中学校	5 5 6	1 台
根城公民館	5 5 7	1 台
田面木公民館	5 5 8	1 台
白山台中学校	5 5 9	1 台
白山台公民館	5 6 0	1 台
吹上小学校	5 6 1	1 台

第一中学校	5 6 2	1 台
吹上公民館	5 6 3	1 台
是川小学校	5 6 4	1 台
是川公民館	5 6 5	1 台
新井田小学校	5 6 6	1 台
大館公民館	5 6 7	1 台
旭ヶ丘小学校	5 6 8	1 台
長根屋内スケート場	5 6 9	1 台
東中学校	5 7 0	1 台
東公民館	5 7 1	1 台
八戸市東体育館	5 7 2	1 台
八戸市公民館	5 7 3	1 台
中居林コミュニティセンター南部 会館	5 7 4	1 台
八戸ポータルミュージアム	5 7 5	1 台
南郷小学校	5 7 6	1 台
中沢中学校	5 7 7	1 台
南郷公民館	5 7 8	1 台
島守小学校	5 7 9	1 台
八戸市津波防災センター	5 8 0	1 台
計		81台

イ 非常通信の利用

災害時において、有線通信を利用できない場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね次に掲げる防災機関の無線通信施設を利用するものとし、この利用に当たって必要な手続き等については、あらかじめ協議し定めておく。

無線通信設備	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	備考
消防救急無線	八戸消防本部	田向五丁目1-1	危機管理課長	
警察無線	八戸警察署	城下一丁目16-25	〃	交番、駐在所の設備を含む ※東北地方非常通信協議会設定ルート
東北電力無線	東北電力ネットワーク 株八戸電力センター	堤町11-2	〃	※電力ルート
国土交通省無線 (八戸出張所)	青森河川国道事務所 八戸出張所	長苗代二丁目5-8	〃	※建設ルート
国土交通省無線 (八戸国道出張所)	青森河川国道事務所 八戸国道出張所	下長一丁目5-4	〃	
東日本電信電話N TT東日本 (株)無線	東日本電信電話N TT東日本 (株) 青森支店	青森市橋本二丁目 1-6	〃	青森災害対策室長

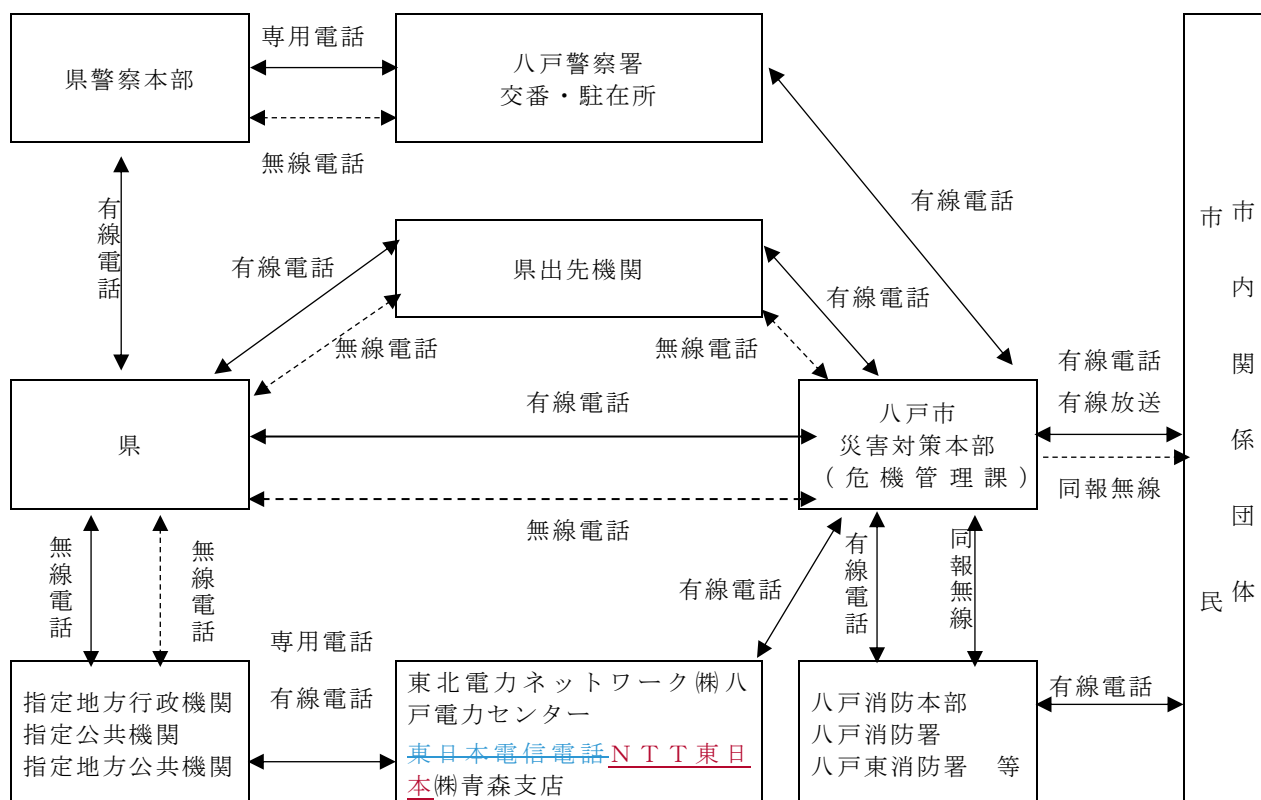
海上保安部無線	八戸海上保安部	築港街二丁目16	〃	
防災相互通信用無線	八戸港安全協議会各事業所（石油基地含む）	築港街二丁目16 （八戸海上保安部内）	〃	
水道無線	水道企業団	南白山台一丁目11-1	〃	

(4) 専用通信設備の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができない場合又は緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる専用通信設備の利用を図るものとし、この利用に当たって必要な手続き等については、あらかじめ協議し定めておくものとする。

専用通信設備	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	備考
警察電話	八戸警察署	城下一丁目16-25	危機管理課長	交番、駐在所の設備を含む
海上保安電話	八戸海上保安部	築港街二丁目16	〃	
鉄道電話	J R 八戸駅	尻内町字館田2-2	〃	
電気事業者電話	東北電力ネットワーク ㈱八戸電力センター	堤町11-2	〃	

5 災害通信利用系統図





※ 有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、使送により通信又は連絡を行う。

〈資料〉

- 防災関係機関連絡先 (資料編 4-1)
- 防災相互通信用無線の呼出名称一覧 (資料編 4-2)

第4節 災害広報・情報提供

[調整広報班、避難所班]

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、県外からの避難者や外国人住民、訪日外国人を含む観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、市民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を実施するものとする。

1 実施責任者

- (1) 市長は、市民、報道機関等に対し、災害情報を迅速かつ的確に周知するため、災害情報を総括する班を設けるとともに、災害の規模又は態様に応じた広報を行い、災害が収束したときは、必要に応じて市民相談室を開設する。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、市民等に対し、災害情報等の周知に努める。

2 広報担当

- (1) 市長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

区 分	責 任 者	広 報 先	連 絡 方 法
住民担当	<u>広報統計課長調整</u> <u>広報班長</u> <u>危機管理課長統括</u> <u>班長</u> <u>災害対策課長対策</u> <u>推進班長</u>	市民	緊急速報メール、ほっとスルメール、広報車、防災行政無線（同報系無線）、テレビ、ラジオ、インターネット等
報道機関担当	〃	報道機関	口頭、文書
防災関係機関	〃	防災関係機関	有線電話、無線電話
庁内担当	〃	庁内	庁内放送、庁内電話

- 防災関係機関連絡先 （資料編 4-1）

3 災害広報の要領

- (1) 市長は、防災関係機関及び報道機関と緊密な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。また、人的被害の数について広報を行う際には、県等と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- (2) 市の実施する広報は、調整広報班（広報統計課長）に連絡する。
- (3) 調整広報班（広報統計課長）は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集又は撮影に努める。
- (4) 災害広報において重点をおく事項は、次のとおりとする。
 - ア 災害対策本部の設置に関する事項
 - イ 災害の概況
 - ウ 市及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
 - エ 避難指示等の発令状況
 - オ 防疫に関する事項
 - カ 火災状況
 - キ 指定避難所・医療救護所の開設状況
 - ク 給食・給水の実施状況

- ケ 道路、河川等の公共施設の被害状況
 - コ 道路交通等に関する事項
 - サ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
 - シ 一般的な市民生活に関する情報
 - ス 社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
 - セ その他必要な事項
- (5) 報道機関への発表は、次のとおりとする。
- ア 報道機関への発表資料は、調整広報班長が取りまとめる。
 - イ 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し、発表する。
- (6) 市民への広報
- 市民に対する広報は、おおむね次の方法のうち、利用できる方法を効果的に用いることにより、迅速に、的確かつ分かりやすく行う。
- ア 防災行政無線（同報系無線）等の設備による広報
 - イ 広報車による広報
 - ウ 報道機関による広報（dボタン広報含む）
 - エ 広報紙の掲示及び配布による広報
 - オ 指定避難所への職員の派遣
 - カ その他インターネットのホームページ及び防災メールの活用等
- (7) 外国人住民・訪日外国人に対して防災・気象情報が確実に伝達できるよう、国・県と連携し、多言語化等の環境の整備を図るものとする。その際、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの活用を図る。

4 市民相談室の開設等

- (1) 災害が収束したときは、必要に応じ、広報統計課長は被災地域に臨時市民相談室を開設し、市民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連絡し、早期解決に努めるものとする。
- (2) 市長は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に提供できる体制の整備に努めるものとする。
- (3) 市長は、災害種別ごとの安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努めるものとする。また、個人の安否情報伝達に有効な、災害伝言ダイヤル（171番）の活用を市民に周知するよう努める。
- (4) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者などが含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

5 避難市民への情報提供

避難市民への情報ルートを確立し、伝達手段（指定避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、インターネット等）を確保して必要な情報を提供する。

第5節 避難

[統括班、対策推進班、調整広報班、土木第一・二班、避難所班、福祉班、保健衛生班、公園緑地班、運輸班、教育部（教育総務班、学校教育班、社会教育班）、八戸消防本部]

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害から市民（訪日外国人等の旅行者を含む。）を保護するため、市民を適切に避難させるとともに、必要に応じて指定避難所を開設し、避難者を保護するものとする。

1 実施責任者

(1) 避難指示等

避難のための立退きの指示並びに指定避難所の開設及び避難者の受入れは市長が行うものとするが、市長と連絡が取れない場合は、副市長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、避難指示等を市長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容（要件）	根 拠 法
市 長	災害全般	・災害対策基本法第60条
警察官	災害全般（ただし、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき又は市長から要求があったとき。）	・災害対策基本法第61条 ・警察官職務執行法第4条
海上保安官	〃（ 〃 ）	・災害対策基本法第61条
知 事	災害全般（ただし、災害の発生により市（町村）がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。）	・災害対策基本法第60条
自衛官	〃（警察官がその場にいない場合に限り）	・自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員 水防管理者（市長）	洪水、雨水出水又は高潮による氾濫からの避難の指示	・水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべりからの避難の指示	・地すべり等防止法第25条

(2) 指定避難所の設置

指定避難所の設置は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長）が行う。

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、市長が行うものとする。

なお、法律に定める特別の場合は、市長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容（要件）	根拠法
市 長	災害全般 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。	・災害対策基本法第63条
警察官	災害全般 同上の場合においても、市長若しくはその委任を受けた市	・災害対策基本法第63条

	の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。	
海上保安官	災害全般 同上的場合においても、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。	・災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 同上的場合においても、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいないとき。	・災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき。	・消防法第28条 ・ " 第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、高潮 水防上緊急の必要がある場合	・水防法第21条

2 避難指示等の基準

避難指示等の発令基準については、第3章第189節「水害予防対策」、同章第201節「土砂災害予防対策」に定めるとおりとする。

3 避難指示等の伝達

住民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の提供に努めるなど、「避難情報に関するガイドライン」を参考にして、避難指示等の判断基準を明確化しておく。

また、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、自宅等で身の安全を確保することができる場合は「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うといった適切な避難行動を市民がとれるように努める。

避難についての市民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

なお、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとすべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

特に、避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で高齢者等避難を伝達するなど、危険が切迫する前に十分な余裕を持って避難の指示等を行うほか、一般住民に対しては、避難準備及び自主的な避難を呼びかける。

洪水及び土砂災害について、市は、避難指示等の対象地域及び判断時期、避難指示等解除などに関して、国及び県に、また必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う必要な助言を求めるものとする。

(1) 周知徹底の方法、内容

ア 避難指示等の伝達は、最も迅速かつ的確に市民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(ア) 信号（警鐘又はサイレン）により伝達する。

避難指示等は、次の信号による。

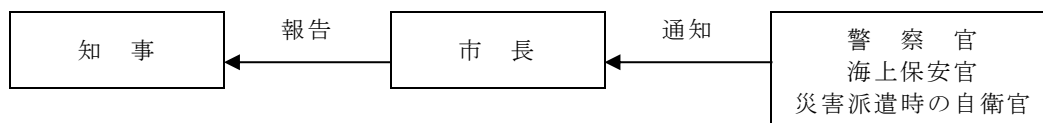
警鐘信号	サイレン信号		
乱打	約1分 ○——	約5秒 休止	約1分 ○——

- (イ) ラジオ放送及びテレビ放送により伝達する。
 - (ウ) 防災行政無線（同報系無線）により伝達する。
 - (エ) 状況に応じて広報車により伝達する。
 - (オ) 情報連絡員（等）による戸別訪問、マイク等により伝達する。
 - (カ) 電話により伝達する。
 - (キ) 緊急速報メール及びほっとスルメールにより伝達する。
 - (ク) 市ホームページ、SNS等により伝達する。
 - (ケ) Lアラート（災害情報共有システム）
- イ 避難指示等の発令は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (ア) 警戒レベルと求める行動
 - (イ) 避難が必要である状況及び避難指示等の理由
 - (ウ) 危険区域
 - (エ) 避難対象者
 - (オ) 避難路
 - (カ) 指定避難所
 - (キ) 移動方法
 - (ク) 避難時の留意事項
- (参考) 情報連絡員等は、避難に当たり次の事項を市民に周知徹底するものとする。
- ・戸締り及び火気の始末を完全にすること。
 - ・携帯品は、必要な最小限のものにすること。（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話（充電器を含む）等）
 - ・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア 避難指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



- (ア) 市長は、避難指示等を発令したとき又は他の実施責任者が避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。
また、避難指示等を解除した場合も同様とする。
この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。
- a 避難指示等を発令した場合
 - 災害等の規模及び状況
 - 避難指示等を発令した日時
 - 避難指示等の対象地域
 - 対象世帯数及び対象人数
 - 指定避難所開設予定箇所数
- b 避難指示等を解除した場合
 - 避難指示等を解除した日時

- (イ) 避難指示等を解除したときは、直ちにその旨を市民に広報する。
- (ウ) 警察官又は海上保安官が避難のための立退きの指示をしたときは、直ちにその旨を市長に通知する。
- (エ) 水防管理者が避難のための立退きの指示をしたときは、その旨を八戸警察署長に通知する。
- (オ) 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を八戸警察署長に通知する。

イ 避難指示等を発令したときは、関係機関と相互に連絡し協力する。

ウ 警戒区域の設定等を実施した警察官又は海上保安官は、その旨を市長に通知する。

~~(3) 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。~~

4 避難方法

避難指示等を発令したときの誘導等は、次のとおりとする。

(1) 原則的な避難形態

ア 避難指示等が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域、町内会等の単位とする。

イ 避難指示等を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、市民は、自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主避難に努める。

(2) 避難誘導及び移送

ア 避難の誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行品の制限等に留意して実施する。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者についての避難支援、迅速な安否確認等が行われるよう努める。

イ 避難誘導員は、市職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

ウ 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差し、若しくは口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、又は併用により実施する。

エ 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。なお、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

5 指定緊急避難場所の開放

市長は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

~~なお、避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。指定避難所においても同様とする。~~

6 指定避難所の開設

市長は、避難指示等を決定したとき、又は市民の自主避難を覚知したときは、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに指定避難所を開設するとともに、市民等に対して

周知徹底を図るものとする。なお、開設に先立ち、開設予定の指定避難所及びそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を受入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を県に報告する。

避難者の受入れに当たっては、受入対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間等を考慮して受入れを割り当てるとともに、指定避難所ごとの避難者の把握に努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

なお、また感染症発生を考慮し、指定避難所の受入人員に制限が必要な場合等においては、指定避難所が密になる状況を避けるため、避難者を分散させて割り当てるとともに、必要に応じて他の安全な避難所への誘導、案内等を行うよう努める。

避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れることとする。

家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設する。被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、又は民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(1) 事前措置

ア 指定避難所に配置する職員については、あらかじめ市区域の各方面別に担当を定めておき、指定避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底する。

イ 指定避難所に配置する職員数は、指定避難所1か所当たり最低2人とし、避難状況により増員する。

ウ 指定避難所に配置する職員について、避難所班の職員のみで不足する場合には、動員班（人事課）に応援職員を要請する。

(2) 指定避難所の開設手続

ア 市長（本部長）は、指定避難所を開設する必要があると認めるときは、災害の規模又は状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定し、避難所班長（市民課長及び国保年金課長）に開設命令を発する。避難所班長（市民課長及び国保年金課長）は、市長からの命令に基づいて、直ちに職員を配置して所要の措置をとる。なお、学校が指定避難所にあてられた場合、学校長は学校管理に必要な職員を確保し、市の避難対策に協力する。指定避難所の事前指定等については、第3章第10節「避難対策」による。

イ 市長（本部長）は、指定避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告する。

指定避難所を閉鎖した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

- | | |
|------------|-----------------------|
| (ア) 開設した場合 | ○ 指定避難所を開設した日時 |
| | ○ 場所（指定避難所名を含む。）及び箇所数 |
| | ○ 避難人数 |
| | ○ 開設期間の見込み |
| (イ) 閉鎖した場合 | ○ 指定避難所を閉鎖した日時 |
| | ○ 最大避難人数及びそれを記録した日時 |

(3) 指定避難所に受け入れる者

指定避難所に受け入れる対象者は、次のとおりである。

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- ウ 避難指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

(4) 指定避難所開設期間

指定避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(5) 指定避難所における職員の任務

ア 一般的事項

- (ア) 指定避難所開設の掲示
- (イ) 避難者の受付及び整理
- (ウ) 日誌の記入
- (エ) 食料、物資等の受払及び記録
- (オ) 避難者名簿の作成

イ 本部への報告事項

- (ア) 指定避難所の開設（閉鎖）報告
- (イ) 指定避難所状況報告
- (ウ) その他必要事項

ウ 指定避難所の運営管理

(ア) 費用

指定避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(イ) 指定避難所の責任者及び連絡員の指定

a 指定避難所を開設したときは、指定避難所の管理責任者及び連絡員を指定し、避難所の運営管理及び避難者の保護に当たらせるものとする。

- (a) 管理責任者は、避難所班長が当該施設の施設管理者の承諾を得て指定する。
- (b) 連絡員は管理責任者が指名する。

b 管理責任者は、指定避難所における情報の伝達、食料及び飲料水の給付、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。

(ウ) 留意事項

a 着替え場所の設置等、指定避難所では、開設当初からパーティション及び段ボールベッドや簡易ベッドを設置するなどしてにおける避難者のプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、仮設トイレ、自動ラッピングトイレ、マンホールトイレを早期設置するなどして良好な生活環境の確保に努める。状況に応じて、トイレカーやトイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努める。

また、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のための避難スペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

b 避難所の運営管理に女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点に配慮した運営管理に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室又は授乳室の設置、女性による下着・生理用品の配布、巡回警備又は防犯ブザーの配布等による安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努める。また、男女共用の多

目的トイレの活用など性的マイノリティにも配慮する。

- c 避難者の健康状態を把握健康を確保するため、保健師等による巡回相談の実施に努めるとともに、必要に応じて、心のケア等の活動を行う。又は心のケアの実施に努める。
- d 要配慮者はを、できるだけ環境条件の良い場所へ避難させるよう配慮するとともに、避難所において援護が困難な場合は福祉避難所へ移送するものとする。
- e 視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人等、情報入手が困難な者への災害情報の提供に配慮する。
- f 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実績に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミッククラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。また、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。
- g 指定避難所の衛生状態及び暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。
- h 指定避難所で生活せず、食料や水等を受け取りに来る被災者等に係る情報の把握に努める。
- i 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自主治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- j 福祉支援を必要とする避難者を把握し、適切な支援に努める。
- k 指定避難所における感染症対策のため、レイアウトの設定に当たっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うとともに、手洗いやマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得るよう努める。
また、避難者の受入時・受入中のは、定期的な健康確認を行う。い、感染が疑われる者が発生した場合には、別室への隔離等の措置を講じるとともに、保健所に連絡し、必要な指示を受けるものとする。
なお、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策を徹底するものとする。

< 避難所等一覧 >

指定避難所等一覧は次のとおりである。

- 避難所等一覧 （資料編 3-19）
- 一時避難場所 （資料編 3-20）
- 広域避難場所 （資料編 3-21）
- 福祉避難所 （資料編 3-24）

< 指定避難所・避難路等位置図 >

指定避難所・避難路等位置図は、八戸市ホームページで公開している。

- 八戸市洪水ハザードマップ

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kowankasenska/kurashinoanzen_anshin/1/1/2161.html

- 八戸市土砂災害ハザードマップ

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/saigaitaisakuka/bosai/1/4345.html>
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/bosai/kikikanrika/2/1/4345.html>

7 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校、社会福祉施設等の児童生徒等及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位、編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難の要領、措置、注意事項等

8 警戒区域の設定

災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

- (1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 警戒区域の範囲は、災害の規模及び拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に、設置者名を記載した「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板を設置し、又はロープ等で明示する。
- (5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

ア 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、市民に周知する。

イ 設定の範囲

「どの範囲」又は「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべく分かりやすく周知する。

9 孤立地区対策

市は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保するとともに、孤立状態の解消に努める。

また、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難及び食料、飲料水、生活必需品等の物資を供給するなど必要な対策を行う。

10 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な者が大量に発生した場合には、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者への支援を行う。

11 広域避難対策

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等を鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要するときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することとする。
- (2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

- (3) 市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (4) 市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。
- (5) 市は、所在が把握できる広域避難者に対しては、生活必需品等の物資等が提供されるよう努める。

12 訪日外国人旅行者対策

市は、災害多言語支援センターを設置し、通訳ボランティアを指定避難所に派遣するなどして支援体制の確保に努めるほか、被災状況、指定避難所等の場所及びそこへの避難路、指定避難所等におけるルール等の情報提供を多言語により行うよう努める。

13 応援協力関係

- (1) 市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材の提供についての応援を県に要請する。
- (2) 市は、自ら避難所の開設が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき他市町村に対して、避難所の開設についての応援を県に要請する。
- (3) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難又は応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他市町村に協議する。他都道府県の市町村への受入依頼については、県に対して当該都道府県との協議を求める。
- (4) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (5) 県は、旅館・ホテルを避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、市は、要配慮者の受入れについて、県に対して要請する。

14 要配慮者への対応

- (1) 円滑な救護活動体制の整備
福祉部等は、消防、警察等の防災関係機関、医療機関、福祉団体等と連携・協力し、要配慮者の安否、避難先、社会福祉施設の被害状況、福祉ニーズ等を把握し、円滑な救護活動を図るものとする。
- (2) 救急入院・緊急一時入所
避難所での対応が困難で援護を必要とする者又は被災事情により在宅で十分に介護できない要配慮者については、医療機関、社会福祉施設等への救急入院又は緊急一時入所を検討する。

15 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、青森県災害救助法施行細則による。

第6節 消 防

[八戸消防本部]

風水害等の災害時において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、火災等による被害の軽減を図るため、出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

1 実施責任者

災害時における消火活動及び救急・救助活動は、消防長が行うものとする。

2 出火防止・初期消火

火災による被害を防止又は軽減するため、市民、事業者、自主防災組織等は、災害発生直後の出火防止及び初期消火を行い、消防長は、市民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

3 消火活動

消防長は、適切かつ迅速な消火活動を行うほか、広域的な火災においては、消防隊の絶対数の不足及び消防車等の通行障害の発生が想定されるため、消防力の重点投入地区を選定したり、延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

4 救急・救助活動

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防長は、医療機関、八戸市医師会、日本赤十字社青森県支部八戸地区及び八戸警察署と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

5 消防計画

災害時における八戸消防本部、消防署（分署・分遣所）及び消防団の部隊編成並びに緊急消防援助隊登録部隊の充実強化については、消防計画等による。

6 応援協力関係

市長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定、個別の消防相互応援協定及び災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、県に応援を要請するほか、知事へ緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

第7節 水 防

[統括班、対策推進班、土木第一・二班、下水道班、八戸消防本部]

洪水、浸水による被害の軽減を図るため、水防活動に万全を期するものとする。

1 実施責任者

災害時における水防活動は、市長（水防管理者）が行うものとする。

2 監視、警戒活動

洪水の発生が予想されるときは、市長（水防管理者）は、安全を確保した上で、直ちに河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たる。

また、水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して当該区域への立入禁止、又は当該区域からの退去等を指示する。

3 水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧又は高位部の水路等の管理者は、洪水の発生が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。なお、門扉を操作する者にあつては、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

4 応急復旧

河川、海岸、ため池、水門、樋門等の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講じる。

5 水防活動従事者の安全確保

上記2～4の活動に当たり、実施責任者は従事者の安全が図られるよう配慮する。

6 水防計画の策定

水防計画の策定に当たっては、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定めるものとする。

7 警戒水位の周知

(1) 県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川（以下、「洪水予報河川等」という。）について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び市長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。その際、必要に応じて、国（国土交通省）が指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報の提供を国に求める。また、その他の河川についても、役場等の所在地等に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

(2) 県は避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えられるよう努めるものとする。

8 その他

その他具体的対策等については、市水防計画による。

9 応援協力関係

市長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定、個別の消防相互応

援協定及び災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき応援を県に要請するほか、知事へ緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

水防管理者は、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

第8節 救出

[統括班、対策推進班、調達班、保健衛生班、八戸消防本部]

風水害等による災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し、若しくは捜索し、又は被災者の保護を図るものとする。

また、大規模・特殊災害に対応するため、平時から高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

1 実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者はもちろん、災害の現場にある者は、救出及び捜索を行うものとする。

- (1) 市長及び消防長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）
災害により救出又は捜索を要する事態が発生した場合は、八戸警察署その他の関係機関と連絡を密にしながらかつて救出又は捜索を実施する。
- (2) 海上保安官
次の各種の通報を受け、又は自ら確認したときは、救出を実施する。
 - ア 船舶が遭難した場合
 - イ 船舶火災が発生した場合
 - ウ 海上で行方不明者が発生した場合

2 救出方法

- (1) 陸上における救出
 - ア 消防機関、警察官等により救出隊を編成する。
 - イ 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。
 - ウ 救出隊の数及び人員は、災害の態様に依り市長等が指示する。
 - エ 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況又は災害の規模に依り、知事に対して県防災ヘリコプターの運航要請又は自衛隊等への災害派遣要請の要求を行うほか、市内土木建設業者等に依り援を要請して救出活動に万全を期するものとする。
 - オ 負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて救護班の出動を求める。
 - カ 消防機関は、被災者救出後は速やかに医療機関へ搬送するものとする。
 - キ 消防機関は、保健衛生班の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動を円滑に実施する。
 - ク 海上保安部は、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における救急・救助活動等について支援する。
- (2) 海上における救出
海上保安部が海難救助等を行うに当たっては、災害の種類、規模等に依りて合理的な計画を立て、捜索救助等を実施する。
その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。
また、船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊等によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。

3 救出対象者

救出の対象として考えられる者は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため、生死不明の状態にある者
- (3) 船舶の遭難により救出を要する者（原則として水難救護法による。）

4 救出期間

救出期間は、災害発生の日から3日以内（4日以後は遺体の搜索として扱う。）とする。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

5 救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は、直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報するものとする。

機関名	担当課	所在地	電話	備考
八戸消防本部	指令救急課	田向五丁目1-1	44-2135	119番
八戸警察署	警備課	城下一丁目16-25	43-4141	110番
八戸海上保安部	警備救難課	築港街2-16	33-1221	118番 (第二管区海上保安本部)
八戸市庁	危機管理課 災害対策課	内丸一丁目1-1	43-2147 43-9225 43-2111	

6 救出资機材の調達

救出活動に必要な資機材は、市長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達するものとする。

7 応援協力関係

- (1) 市長は、自ら又は自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施又はこれに要する人員及び資機材の提供について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき応援を県に要請するほか、知事へ緊急消防援助隊及び自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。
- (2) ~~また、~~県及び市は、自衛隊の救援活動を容易にするため、救護活動の活動拠点に適する公園、グラウンド等を自衛隊の指定部隊長とあらかじめ協議し、候補地として指定するとともに、状況の変化に応じた情報の更新を行う。
- (3) 災害現場で活動する警察、消防、海上保安庁、自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所（現地調整所）を設置し、活動エリア、内容及び手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有、活動調整及び必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図り、連携して活動する。
- (4) 市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について県と意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。
- (5) 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。市は県と連携の上、これに協力する。

8 その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、青森県災害救助法施行細則による。
- (2) 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第9節 食料供給

[避難所班、対策推進班、調達班、農林班、福祉班]

風水害等の災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、米穀等の調達、炊き出し、その他食料の供給（備蓄食品の供給を含む。）等、必要な措置を講じるものとする。

1 実施責任者

- (1) 市長は、備蓄状況を考慮し、米穀その他の食品を調達する。
- (2) 市長（災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長）は、炊き出し及び食品の供給を行う。

2 炊き出しその他による食品供給の方法

- (1) 炊き出し担当
 - ア 炊き出し担当は、避難所班とする。
 - イ 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。
- (2) 供給対象者

炊き出し及び食品の供給対象者は、次のとおりとする。

 - ア 指定避難所に避難している者
 - イ 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等であって炊事ができない者
 - (ア) 床上浸水については、炊事道具が流失し、又は土砂に埋まるなどにより炊事のできない者を対象とする。
 - (イ) 親せき、知人宅等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。
 - ウ 被害を受け、一時縁故先に避難する者
 - (ア) 食品を喪失し、その持ち合わせのない者に対しては、応急食料品の現物をもって支給する。
 - (イ) 被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は、原則として対象としない。
 - エ 旅行者、一般家庭の来訪者、列車又は船舶の乗客等であって、食料品の持ち合わせがなく調達ができない者

なお、旅客鉄道事業者が必要な救済措置を講じる場合は、対象としない。
 - オ 被災地における救助作業、急迫した災害の防止作業及び緊急復旧作業に従事する者
- (3) 供給品目
 - ア 主食
 - (ア) 米穀
 - (イ) 弁当等
 - (ウ) パン、うどん、インスタント食品等
 - イ 副食物

費用の範囲内でその都度定めるものとする。
- (4) 給与栄養量

給与栄養量は、おおむね次のとおりとする。

指定避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量（1歳以上、1人1日当たり）

 - エネルギー 1800～2200 kcal
 - たんぱく質 55g以上
 - ビタミンB1 0.9mg以上、ビタミンB2 1.0mg以上、ビタミンC 80mg以上
- (5) 必要栄養量の確保

供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、県及び市は

栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言を得ながら、栄養素の確保に努める。

(6) 供給期間

炊き出し、その他の食品の供給を実施する期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(7) 炊き出しの実施場所

炊き出しは、避難の状況により、学校又は公民館の調理施設等で実施するほか、必要に応じて学校給食施設に協力を依頼する。

(8) 炊き出しの協力団体

炊き出しは、必要に応じ次の協力団体に協力を求めるものとする。

団体名	会員数	所在地	連絡方法
自主防災組織	○ 市内自主防災組織一覧 (資料編 3-17)		
八戸地域女性消防クラブ	211	八戸消防本部予防課内	44-2133

3 確保

(1) 市長は、市民が各家庭や職場で、平時から最低3日分、推奨1週間分の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。

(2) 市は、市民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通在庫備蓄に努める。特に、乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）

咀嚼やく・嚥下に配慮した柔らかい食品、慢性疾患や食物アレルギーに対応した食品、食物アレルギー対応食等など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。

(3) 市は、流通備蓄の実効性を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。

(4) 市は、避難所における慢性疾患や食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギー等に配慮した食料の確保等に努める。

4 調達

(1) 調達担当

調達担当は、農林班（農政課）及び調達班（契約検査課）とする。

(2) 米穀の調達

ア 応急用米穀

炊き出し及びその他の食品の給食供給を必要とする事態が発生した場合は、当該食品の供給に必要な米穀の数量等を記載した申請書供給を知事に提出申請する。ただし、書類による申請が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を提出する。

イ 災害救助用米穀

直接農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを直接要請した場合は、速やかにその旨を知事に連絡する。

(3) その他の食品及び調味料の調達

その他の食品及び調味料は、次により調達する。

ア パン、おにぎり、即席めん等の調達

パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合は、生産業者又は販売業者から求める。ただし、地元調達ができない場合は、知事にあつせんを要請する。

イ 副食、調味料の調達

副食、調味料の供給を行う必要がある場合は、副食若しくは調味料の生産者又は販売業者から求める。ただし、地元調達ができない場合は、知事にあっせんを要請する。

ウ 副食、調味料等の調達先及び調達可能数量等は、次のとおりである。

- (ア) 弁当、パン、うどん麺類等製造所等
 - 八戸市学校給食用物資納入業者 (資料編 4-5)
- (イ) インスタント食品調達先
 - 八戸市学校給食用物資納入業者 (資料編 4-5)
- (ウ) 調達、供給食料の集積場所
 調達食料及び供給食料の集積場所は、次のとおりである。

施設名	所在地	電話番号	施設の概況
長根屋内スケート場	売市字興遊下3	43-9544	体育施設
八戸市体育館	売市字興遊下3	22-7181	〃
八戸市東体育館	湊高台八丁目1-1	31-3355	〃
八戸市南部山健康運動センター体育館	河原木字蝦夷館3-6	20-5403	〃
八戸市南郷体育館	南郷大字市野沢字中市野沢44-10	82-2008	〃

4 炊き出し及びその他の食品の配分

(1) 配分担当等

- ア 食料品の配分担当は、福祉班（福祉事務所）とする。
- イ 担当班の構成は、次のとおりとする。

集積場所	班長	班員	備考
八戸市公民館	1名	3名	被災地の状況に応じて柔軟に対応する。
長根屋内スケート場	1名	3名	
八戸市体育館	1名	3名	
八戸市東体育館	1名	3名	
八戸市南部山健康運動センター体育館	1名	3名	
八戸市南郷体育館	1名	3名	

(2) 配分要領

市長は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。

ア 炊き出しは、指定避難所内又はその近くの適当な場所を選定し、実施する。また、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊き出しを行う。

イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、市民団体、日赤奉仕団、[食生活改善推進員連絡協議会](#)[食生活改善推進員協議会](#)、ボランティア、自主防災組織等の協力を得て行う。

ウ 避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料（米穀、醤油等）を支給することは、避ける。

エ 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組又は班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を把握するなどの措置をとり、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。

オ 食料の配分に当たっては、良好な健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、栄養バランスを考慮した配分を行うこととする。

5 応援協力関係

市長は、炊き出し又は食品の供給給与の実施が困難な場合は、炊き出し又は食品の供給給与の実施に要する人員及び資機材の提供について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、青森県災害救助法施行細則による。

第10節 給水

[水道企業団]

風水害等の災害による水道施設の破損、井戸等の汚染等により、飲料水を確保できない者に対して給水するための応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、八戸圏域水道企業団企業長（災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長）が行うものとする。

2 飲料水の供給方法等

(1) 給水担当

給水担当は、八戸圏域水道企業団とする。

(2) 対象者及び供給量

水道、井戸等の給水施設が破壊され、断滅水、枯渇又は汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、最小限1人1日3リットル程度を確保するものとし、状況に応じ増量する。

また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等の継続して多量の給水を必要とする施設への給水の確保について配慮する。

(3) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

(4) 給水方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能量の把握に努める。

ア 浄水施設又は配水池に被害があり、配水池からの給水ができなくなった場合、配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。

イ 配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水設備を設けて給水所とする。

ウ 消火栓を使用できる場所では、これを給水所とする。

エ 緊急貯水槽及び応急給水拠点を経由して給水所とする。

オ 給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。

3 給水資機材の調達等

被災者に対する飲料水、浄水薬品等は、次により確保するものとする。

(1) 給水資機材の調達

ア 地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。

イ 地域内所在の給水資機材は、次のとおりである。

○ 応急用の給水用具（資料編 4-6）

(2) 補給用水源

飲料水の補給用水源として適当な水源は、次のとおりである。

水源名	所在地	管理者	電話番号	水質状況	備考
三島（浅井戸）	白銀一丁目1-2	八戸圏域水道企業団	27-0300 （浄水課）	良好	三島浄水場
蟹沢（湧水）	妙字犬森35-12	〃	〃	〃	蟹沢浄水場

馬淵川（表流水）	南白山台一丁目11-10	〃	〃	〃	白山浄水場
新井田川（表流水）	南白山台一丁目11-10	〃	〃	〃	白山浄水場

4 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 資材等の調達

応急復旧資材等は、水道企業団非常用備蓄資機材及び指定給水装置工事事業者から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

(2) 応急措置の重点事項は、次のとおりとする。

ア 有害物等の混入防止

イ 水道施設の重要度に応じた応急復旧工事の実施及び保守点検

ウ 医療機関、避難所等への早期給水確保を考慮した応急措置の実施

5 応援協力関係

(1) 市長及び八戸圏域水道企業団企業長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材の提供について、青森県水道災害相互応援協定に基づき、県（[県土整備部長](#)[健康医療福祉部長](#)）へ応援を要請する。

(2) 市長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

(3) 八戸圏域水道企業団企業長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定等に基づき、日本水道協会青森県支部長等に応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、青森県災害救助法施行細則による。

第11節 応急住宅供給

[建築住宅班]

風水害等の災害により住宅に被害を受け、自らの資力により応急修理又は住宅の確保ができない被災者及び被害住家の応急修理をすることができない被災者を救済するため、以下のとおり応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は被害住家の応急修理を行うものとする。

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は被害住家の応急修理は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長）が行うものとする。

2 既存住宅ストックの活用

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等^{の支援}や^{ブルーシートの展張等を含む}による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、建設型応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

3 応急仮設住宅の建設及び供与

(1) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リスト等から次の事項に留意して選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合は私有地を選定するが、後日問題の起こらないよう十分協議する。

ア 二次災害の発生のおそれのない場所

イ 飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所

ウ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所

エ 被災者の生業の見通しがたつ場所

所在地	面積	所有者	予定地の状況	備考
新井田西四丁目1-1 新井田公園多目的広場	16,868㎡	市	水道、トイレ	L2津波浸水想定区域内であることから、大津波警報発表時は使用しない。
十日市字天摩地内 八戸公園芝生広場	4,000㎡	市	〃	
南郷大字市野沢字権現山 カッコーの森エコーランド	18,106㎡	市	〃	
各市立小中学校校庭		市		津波浸水想定区域内の小中学校を除く。

(2) 供与

ア 対象者

災害により、住家が全壊（焼）、又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者

イ 管理及び処分

(ア) 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることから、なるべく早期に他の住居へ転居できるよ

う住宅のあっせんを積極的に行う。

(1) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、処分する。

(3) 運営管理

応急仮設住宅においては、安全・安心の確保、孤独死、引きこもり等を防止するための心のケア及び入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受入れや、応急仮設住宅における福祉仮設住宅の設置に配慮する。

4 応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、応急修理を実施するものとする。

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理対象者

ア 対象者

災害により、住家が半壊し、半焼し若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある住家の所有者自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2)イ 応急修理の方法

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象者

災害により、住家が半壊し、半焼しもしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない住家の所有者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した住家の所有者

イ 方法

(ア) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、建設業者に請け負わせて行う。

(イ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。

~~ア 応急修理は、建設業者に請け負わせて行う。~~

~~イ 応急修理は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。~~

5 建設方法、建築資材の調達及び建築技術者の確保

(1) 応急仮設住宅の建設は、建築住宅班（建築住宅課）が担当し、原則として競争入札による請負とする。なお、緊急に必要なものについては、地方自治法上、随意契約が認められている。

(2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、市内の次の関係業者とあらかじめ協議し、調達するものとする。関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。

○ 市内建築資材調達先 （資料編 4-7）

(3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、市内の次の組合等とあらかじめ協議し、確保する。

○ 建築技術者の確保先 （資料編 4-8）

6 住宅のあっせん等

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるようあらかじめ体制を整備するものとする。

7 応援協力関係

市長は、自ら応急仮設住宅の建設若しくは借り上げ又は被害住家の応急修理が困難な場合これらの実施又はこれに要する人員若しくは建築資材の提供について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

8 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、青森県災害救助法施行細則による。

第12節 遺体の捜索、処理、埋火葬

[福祉班、保健衛生班、避難所班、八戸消防本部、八戸警察署、八戸海上保安部]

市民が風水害等の災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される場合は、以下のとおり捜索並びに遺体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬を実施するものとする。

1 実施責任者

- (1) 災害時における遺体の捜索は、警察官及び海上保安官の協力を得て、市長（災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長）が行うものとする。
- (2) 災害時における遺体の処理は、八戸警察署の協力を得て、市長（災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長若しくは知事から委任された市長）が行う。
- (3) 災害時における遺体の埋火葬は、市長（災害救助法が適用された場合は知事又は知事から委任された市長）が行う。

2 遺体の捜索

(1) 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、既に死亡していると推定される者

ア 行方不明の状態になってから相当の期間を経過している場合

イ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の指定避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合

ウ 災害発生後、ごく短時間のうち引き続き当該地域に災害が発生した場合

(2) 遺体の捜索の方法

遺体の捜索は、警察官、消防職団員等により捜索班を編成して実施する。ただし、海上漂流遺体については、八戸海上保安部に捜索を要請する。

なお、遺体の捜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。

(3) 事務処理

災害時において、遺体の捜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

ア 実施責任者

イ 遺体発見者

ウ 捜索年月日

エ 捜索地域

オ 捜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。）

カ 費用

3 遺体の処理

(1) 対象

遺体の処理は、後記4の遺体の埋火葬の場合に準じる。

(2) 遺体の処理の方法

ア 八戸警察署は、医師等の協力を得て、遺体の検視、遺体調査及び身元確認を行う。

イ 医療機関は、遺体の死因その他について医学的検査をする。

ウ 市は、遺体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。

エ 市は、大規模災害時に多数の遺体が発生する事態に備えて、県及び県警察と連携し、遺体の検視及び一時保管が可能なイベント施設、公民館、体育館、廃校等の屋内施設の

確保に努める。

市は、遺体の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、当該屋内施設に遺体を一時保管するものとする。

施設名	管理者	電話番号	所在地	施設概況	収容能力	備考
南郷屋内運動場 (グリーンドーム南郷)	管理者	82-3303	南郷大字市野 沢字権現山地 内	屋内運動場	1,400体	カッコーの森 エコーランド内

(3) 事務処理

災害時において、遺体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

- ア 実施責任者
- イ 死亡年月日
- ウ 死亡原因
- エ 遺体発見場所及び日時
- オ 死亡者及び遺族の住所・氏名
- カ 洗浄等の処理状況
- キ 一時収容場所及び収容期間
- ク 費用

4 遺体の埋火葬

(1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者とし、おおむね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は、迅速に行う。

- ア 遺族が緊急に避難を要するため、時間的及び労力的に埋火葬を行うことが困難であるとき。
 - イ 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき。
 - ウ 経済的活動の混乱により、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手できないとき。
 - エ 埋火葬すべき遺族がいない、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であるとき。
- (2) 埋火葬の程度は、応急的な仮葬であり、棺、骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給又は火葬、土葬、納骨等の役務の提供によって実施するものとする。
- (3) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時的保管を依頼し、縁故者が判明し次第、引き渡すものとする。無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵し、又は無縁墓地に埋葬する。
- (4) 火葬場及び埋蔵予定場所は、次のとおり定めておくものとする。

ア 火葬場

名称	所在地	管理者	電話番号	1日処理能力	使用燃料	備考
八戸市斎場	十日市字姥岩4番地	管理者	96-1029	2時間/体	灯油 50~60ℓ/体	7基

イ 埋蔵予定場所

あらかじめ市が確保する場所

(5) 事務処理

災害時において、遺体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

- ア 実施責任者
- イ 埋火葬年月日
- ウ 死亡者の住所、氏名
- エ 埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- オ 埋火葬品等の支給状況
- カ 費用

5 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

6 応援協力関係

市長は、自ら遺体の搜索、処理及び埋火葬の実施が困難な場合は、遺体の搜索、処理及び埋火葬の実施又はこれに要する人員及び資機材の提供について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へあつせんを依頼する。

7 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、青森県災害救助法施行細則による。

第13節 障害物除去

[土木第一・二班]

風水害等の災害により、土石、竹木等が住家若しくはその周辺に流入し、又は道路等に堆積した場合又は道路上で車両の放置若しくは立ち往生が発生した場合、被災者の保護、被害の拡大防止及び緊急通行車両の通行の確保のため障害物を除去するものとする。

1 実施責任者

- (1) 住家等における障害物の除去は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長）が行うものとする。
- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去は、それぞれ道路管理者、河川管理者又は鉄道事業者が行うものとする。
- (3) 海上における障害物の除去は、八戸海上保安部及び港湾・漁港管理者が行う。

2 障害物の除去

- (1) 住家等における障害物の除去

ア 対象者

災害により、住家等が半壊又は床上浸水し、居室、台所等生活に欠くことのできない部分、玄関等に障害物が流入したことにより一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者

イ 障害物除去の方法

- (ア) 障害物の除去は、市の組織、要員及び資機材を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- (イ) 除去作業は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことのできない場所に流入した障害物に限るものとする。

- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去

ア 道路における障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ交通の確保のための支援を要請する。

イ 県公安委員会は、車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（ウ及びエにおいて「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定並びに放置車両及び立ち往生車両の移動を要請する。

ウ 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合であって、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は自ら車両の移動等を行う。

エ 国は道路管理者である県及び市に対し、県は道路管理者等である市に対し、広域的な見地から緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、放置車両又は立ち往生車両の移動が必要と認められるときは指示を行うことができる。

オ 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。

カ 道路及び河川の管理者は、相互に協力し、交通の確保を図る。

キ 鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

(3) 海上における障害物の除去

ア 八戸海上保安部及び港湾・漁港管理者は、港内又は海上に漂流物、沈没物、軽石、そ

その他の航路障害物がある場合は、直ちに必要な応急措置（航行警報、安全通信の放送、応急標識の設置等）をとるとともに、その物件の所有者又は占有者に対し、その場所が港内又は港の境界付近のときは除去を命じ、その他の海域にあっては除去の勧告を行う。

イ 港湾・漁港管理者は、船舶の航行が危険と認められる場合は、国に報告する。なお、所有者又は占有者が不明の場合は、関係機関が連携し、除去する。

3 除去した障害物の処理

除去した障害物については、それぞれの実施者において次のとおり処理するものとする。

(1) 廃棄するもの

廃棄する必要があるものについては、実施者の管理に属する遊休地、空地、その他生活環境の保全上障害が生じない場所に集積保管し、速やかに処理施設へ搬出する。

(2) 所有者へ返還する必要があるもの

所有者等に返還する必要があると認められるものについては、必要な手続きをした上で適切な場所に保管する。

集積地	所在地	電話番号	収容能力	管理者	備考
八戸清掃工場	櫛引字取揚石1-1	27-1351		工場長	(工作物等の保管場所)

4 資機材等の調達

市長は、障害物の除去に必要な資機材等を次により調達するものとする。

(1) 障害物の除去に必要な資機材等は、実施機関所有のものを使用するほか、関係業者等から借り上げる。

(2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、資機材等に合わせて確保する。

作業要員の確保は、第4章第18節「労務供給」による。

(3) 障害物の除去に要する資機材等の現有状況は、次のとおりである。

所有者	所在地	電話番号	機械器具及び操作員の名称数量等					備考
			クレーン車	ショベルローダー	グレーダー	ブルドーザー	タイヤショベル	
道路管理事務所	旭ヶ丘三丁目1-105	25-2131	0台 0人	0台 0人	2台 2人	0台 0人	2台 2人	運搬車については第17節「輸送対策」による。
南郷事務所	南郷大字市野沢字黒坂11-10	82-2111	0台 0人	0台 0人	1台 0人	0台 0人	1台 1人	

5 応援協力関係

市長は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、障害物の除去の実施又はこれに必要な人員及び資機材の提供について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

また、道路管理者及び港湾管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、青森県災害救助法施行細則による。

第14節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

[福祉班]

風水害等の災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又は毀損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給（貸）与するために応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

生活必需品の確保・調達及び被災者に対する給（貸）与は、市長（災害救助法が適用された場合又は災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合は、知事又は知事から委託を受けた市長）が行う。

2 確保

- (1) 市は、市民が各家庭や職場で、平時から最低3日分、推奨1週間分の生活必需品等を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。
- (2) 市は、市民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通備蓄に努める。
- (3) 市は、流通在庫備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品等の調達に関する協定の締結を推進するなどの実効性の確保を図る。
- (4) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うなど、速やかな物資調達のための準備に努める。

3 調達

(1) 調達担当

調達担当は、福祉班とする。

(2) 調達方法

市内の災害時応援協定締結業者等から調達するものとするが、当該業者等が被害を受け調達できない場合は、県又は他市町村に応援を求め調達する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別又は障がい等の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、指定避難所及び応急仮設住宅の暑さ対策及び寒さ対策を考慮する。

加えて、平時から調達先及び調達可能数量について広く調査把握しておくものとする。

○ 災害応援協定等の締結状況（資料編 4-9）

(3) 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、次のとおりである。

施設名	所在地	電話番号	施設の概況
長根屋内スケート場	売市字奥遊下3	43-9544	体育施設
八戸市体育館	売市字奥遊下3	22-7181	〃
八戸市東体育館	湊高台八丁目1-1	31-3355	〃
八戸市南部山健康運動センター体育館	河原木字蝦夷館3-6	20-5403	〃

八戸市南郷体育館	南郷大字市野沢字中市野沢44-10	82-2008	〃
----------	-------------------	---------	---

4 給（貸）与

(1) 給（貸）与担当等

- ア 給（貸）与担当は、福祉班とする。
- イ 給（貸）与作業の実施は、次のとおりとする。
 管理者 1名 協力員 2～3名

(2) 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、生活必需品等を喪失、又は毀損したため、日常生活を営むことが困難な者

(3) 給（貸）与する品目

原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。

- ア 寝具
- イ 外衣
- ウ 肌着
- エ 身廻品
- オ 炊事道具
- カ 食器
- キ 日用品
- ク 光熱材料
- ケ 高齢者、障がい者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗品

(4) 配分方法

市は、指定避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのご程度の生活必需品を給（貸）与する。

5 応援協力関係

市長は、備蓄物資等の状況を踏まえ、自ら生活必需品等の給（貸）与の実施が困難な場合、生活必需品等の給（貸）与の実施又はこれに要する人員、生活必需品等の調達等について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、青森県災害救助法施行細則による。なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間及び経費は、法外援護による。

〈資料〉

- 災害救助法の適用基準 （資料編 4－10）
- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 （資料編 4－11）

第15節 医療、助産及び保健

[保健衛生班、医療班]

風水害等の災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の外国人住民・訪日外国人旅行者を含む住民が医療若しくは助産の途を失った場合、又は被災者の健康保健管理が必要な場合において、医療、助産及び保健措置を講じる。

1 実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て市長（災害救助法が適用された場合は、知事又は知事に委託された日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委託された市長）が行う。

2 医療、助産及び保健の実施

(1) 対象者

- ア 医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者
- イ 助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者
- ウ 保健の対象者
 - (ア) 災害のため避難した者で、指定避難所における環境不良等により健康を害した者
 - (イ) 健康回復のため、適切な処置等が必要な者
 - (ウ) 不安、恐怖感等がある者で、応急的に保健指導を行う必要がある者
 - (エ) 避難所や自宅等指定避難所における栄養の偏りにより、健康状態の悪化がみられる者

(2) 範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院、診療所、介護老人保健施設等への入院又は入所
- オ 看護、介護
- カ 助産（分べん介助等）
- キ 健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導
- ク 栄養相談指導

(3) 救護班の編成

ア 医療、助産及び保健は、八戸市医師会の協力を得て、次のとおり救護班を編成して行う。

- (ア) 医師 1名
- (イ) 看護師・保健師・（助産師） 若干名
- (ウ) その他補助要員 1名

イ 救護班は、その使用する医薬品、衛生材料等を携行するものとする。

ウ 市救護班で不足の場合は、市内の公的医療機関又は八戸市医師会に応援を求めるほか、必要に応じて県等に応援を要請するものとし、その場合においては、市の救護班を包含し、編成する。

(4) 救護所の設置

救護所の設置予定場所は、その状況に応じ適当な場所を選定するものとし、適当な場所が見つからない場合は、次のとおりとする。

設置予定施設名	所在地	受入能力	施設状況	備考
八戸市総合福祉会館	根城八丁目8-155	80人	身障者用設備	

(5) 実施方法

ア 医療

救護班により医療に当たるものとするが、トリアージタグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。また、介護等を必要とする高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設等に移送して看護又は介護する。

イ 助産

上記アに準じる。

ウ 保健

原則として、保健師等により巡回保健活動に当たる。医療及び助産を必要とする場合には、上記アに準ずる。

3 医薬品等の調達及び供給

(1) 医薬品等の調達は、医療班において、近隣の医薬品等卸売業者から購入し、救護班に支給するものとする。

○ 医薬品等調達先 (資料編 4-12)

(2) 医薬品等が不足する場合は、知事又は近隣市町村長に対し、調達又はあつせんを要請するものとする。

4 救護班等の輸送

救護班等の輸送は、第4章第17節「輸送対策」による。

5 医療機関等の状況

市内の医療機関及び助産所の状況は、次のとおりである。

○ 病院及び診療所一覧 (資料編 4-14)

○ 八戸市医師会における災害救急出動連絡系統 (資料編 4-15)

6 各種災害派遣チームの派遣等

(1) 県は、必要な医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守るため、災害派遣医療チーム(DMAT)を医療機関等に派遣する。

(2) 県は、精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うため、災害派遣精神医療チーム(DPAT)を医療機関等に派遣する。

(3) 県は、被災地の医療救護ニーズに対し、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう総合調整を行うため、災害医療コーディネーター及びそれをサポートする災害時小児周産期リエゾンを保健医療福祉(現地)調整本部に配置する。

(4) 県は、被災自治体によるマネジメント支援を行うため、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)を保健医療福祉(現地)調整本部に置く。

(5) 県は、避難所の高齢者、障がい者等の二次被害の発生を防止するため、災害福祉支援チーム(DWAT)や災害支援ナースを避難所に派遣する。

7 災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣要請

県及び市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する。

8 応援協力関係

市長は、市内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の提供確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣(助産を除く。)を要請するよう要求する。また、必要に応じてや、災害派遣医療チー

ム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を含めた、応援を要請する。

また、市は救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、市を応援する県保健医療福祉現地調整本部員等と情報連携することとし、県は県保健医療福祉現地調整本部員等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について県保健医療福祉現地調整本部及び県保健医療福祉調整本部にて行うこととする。

市は県と連携し、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療福祉活動の実施体制の整備に努めるものとする。

以下は、各フェーズにおける保健医療福祉ニーズと活動チームの例及び体制図である。

以下はその体制図である。

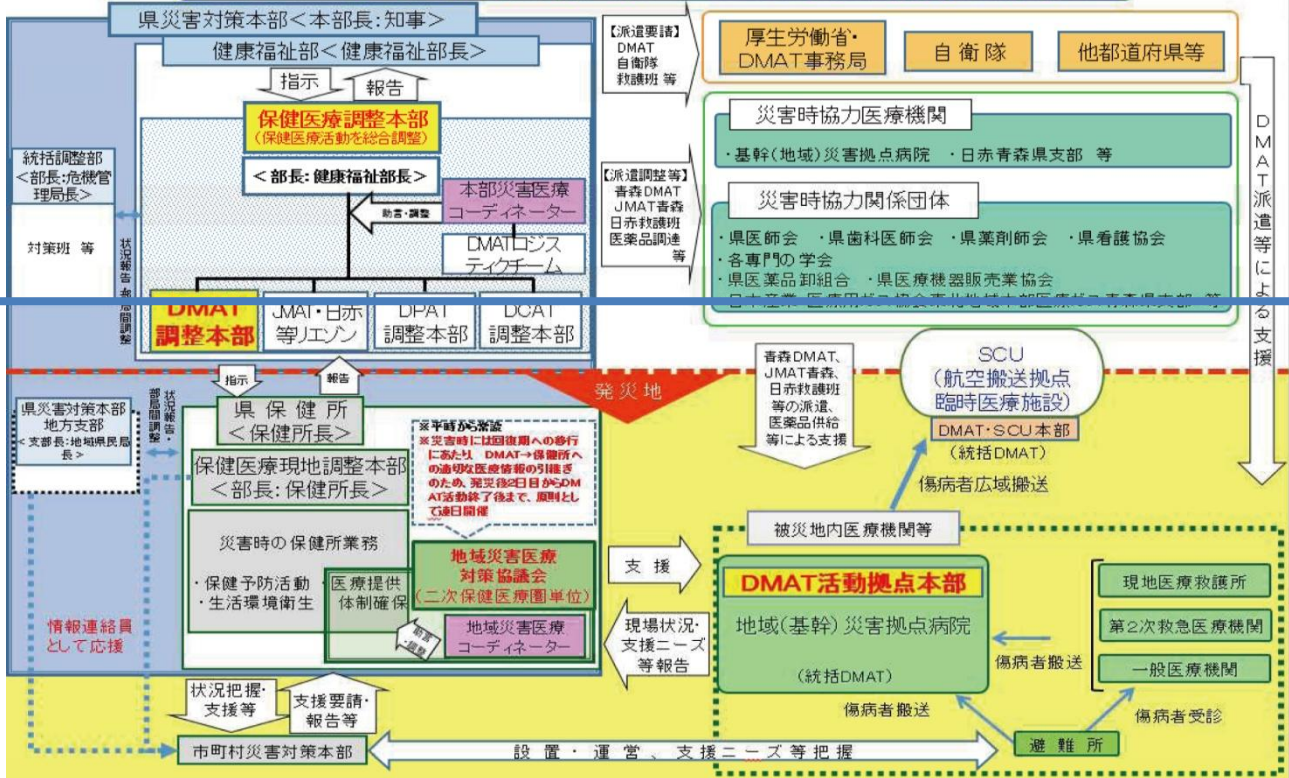
(1) 各フェーズにおける保健医療福祉ニーズと活動チームの例

	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
発災後の時間	概ね24時間以内	概ね72時間以内	72時間～1週間	1週間～1ヶ月	1ヶ月～3ヶ月
医療ニーズ	・救命救急 ・広域搬送	・救護所設置・運営	・医療機能回復 ・救護所運営	・地域医療へ移行	
保健ニーズ	・避難所設置・運営	・感染症対策 ・メンタルヘルス	・健康管理 ・メンタルヘルス		
福祉ニーズ	・要配慮者の避難	・福祉避難所設置	・福祉避難所運営		
支援チーム例	・DMAT ・日赤救護班	・DMAT ・DPAT ・日赤救護班 ・JMAT	・日赤救護班 ・DPAT ・JMAT ・DHEAT ・災害支援ナース ・JRAT ・JDAT ・保健師チーム	・日赤救護班 ・JMAT ・DHEAT ・災害支援ナース ・JRAT ・JDAT ・保健師チーム	・JRAT ・JDAT ・保健師チーム ・DWAT

(2) 体制図

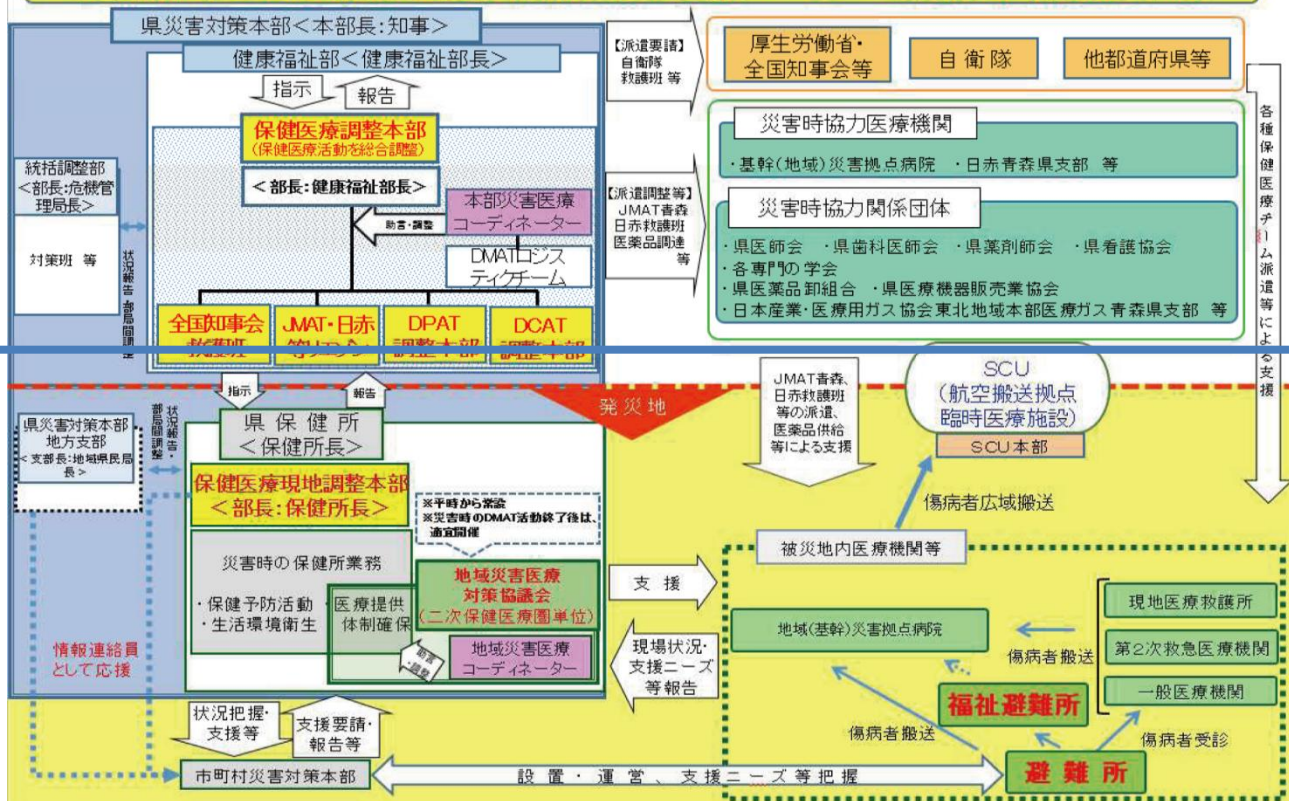
青森県における大規模災害時の体制【超急性期(～48時間)～移行期(～約5日間)】

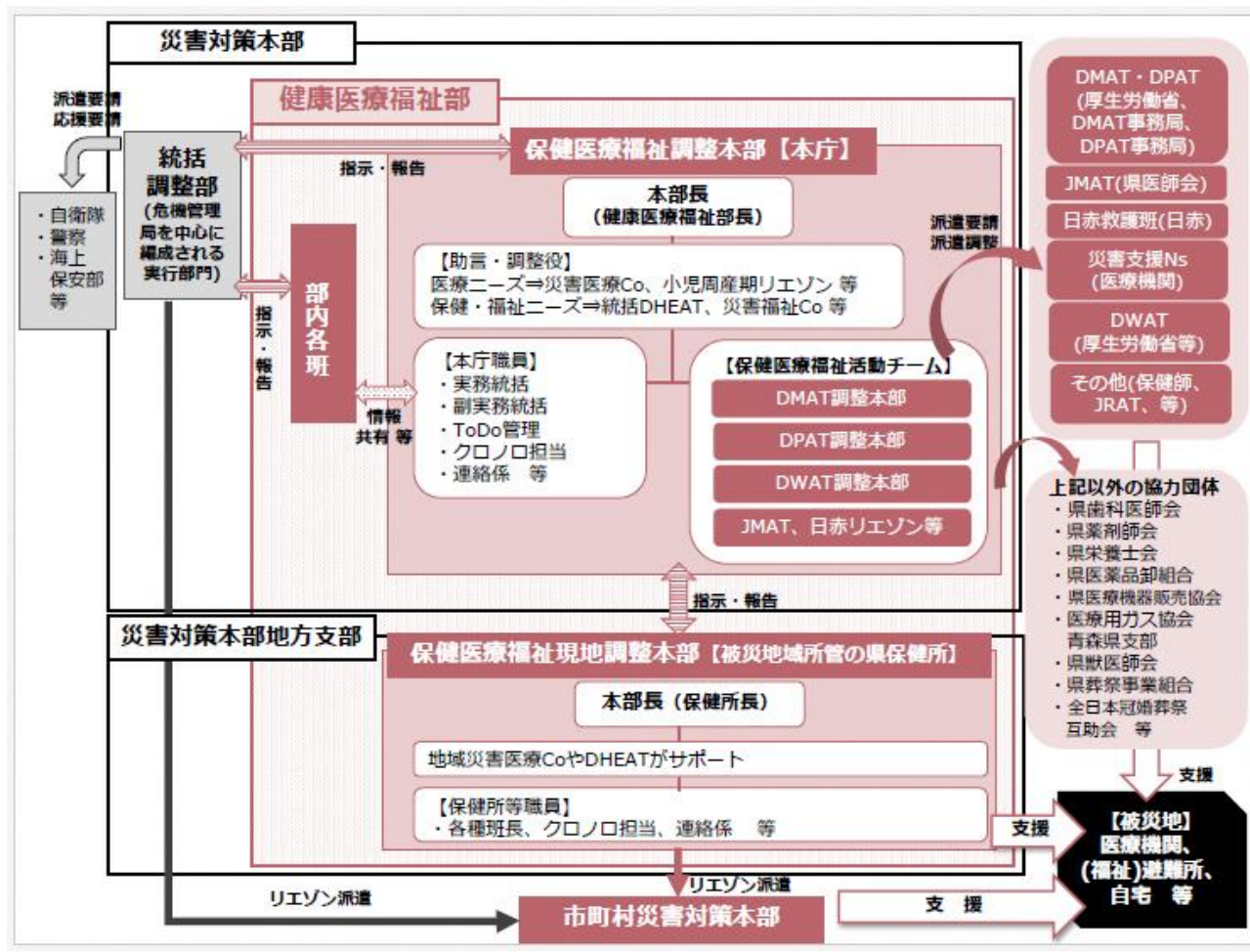
～DMAT等による急性期医療ニーズへ対応が活動の中心～



青森県における大規模災害発生時の体制【回復期(DMAT活動終了後)～慢性期】

～避難所等での健康管理及び精神、福祉支援ニーズへの対応が活動の中心～





※県は、大規模災害時において、災害派遣医療チーム（DMAT）活動終了後の回復期以降に避難所等で高まる保健、医療及び福祉分野等の支援ニーズに適切に対応するため必要に応じ、県災害対策本部の下に保健医療福祉調整本部を設置するとともに、

また、必要に応じ、被災市町村を所管する県保健所に保健医療福祉活動の現地での調整を行う保健医療福祉現地調整本部を設置し、被災市町村と連携して対応することとしている。

当市においては、八戸市保健所があるため、大規模災害時には八戸市保健所に県職員が派遣され、市職員と連携・協力のもと保健医療福祉現地調整本部が運営されることとなる。

9 その他

災害救助法が適用された場合の医療及び助産に係る対象者、期間及び経費については、青森県災害救助法施行細則による。

第16節 被災動物対策

[保健衛生班]

風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策への協力等、必要な応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

災害時における被災動物対策は、県（健康医療福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て市が行う。なお、特定動物については、必要に応じて県の対応に協力する。

2 実施内容

県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。市は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。

(1) 指定避難所におけるペットの適正飼養

市は、指定避難所におけるペットの飼育管理及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難したペットの適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、飼い主からの家庭動物の一時預かり要望への対応等必要な措置を講じる。

(2) 特定動物の逸走対策

市は、特定動物が逸走した場合、県、警察等関係機関の求めに応じ、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置について協力する。

(3) 動物由来感染症等の予防上必要な措置

市は、動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講じる。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

第17節 輸送対策

[管財班]

風水害等の災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため必要な車両、船舶等を調達し、実施するものとする。

1 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て市長（災害救助法が適用された場合は知事又は知事から委任を受けた市長）が行う。

2 実施内容

(1) 輸送車両及び船舶等の調達

輸送対策担当は、管財班とする。

市は、自ら所有する車両、船舶等により輸送を行うものとするが、不足する場合は次の順序により調達する。

ア 市所有車両 ○ 市所有車両一覧（資料編 4-16）

イ 公共的団体の車両、船舶等

自動車保有状況 ○ 市所有車両一覧（資料編 4-16）

ウ 運送業者等営業用の車両、船舶等

自動車保有状況 ○ 青森県トラック協会三八支部会員名簿（資料編 4-17）

エ その他の自家用車両、船舶等

(2) 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資、資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

ア 被災者の避難に係る輸送

イ 医療、助産及び保健に係る輸送

ウ 負傷者等の救出に係る輸送

エ 飲料水の供給に係る輸送

オ 救援物資の輸送

カ 遺体の捜索に係る輸送

(3) 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、物資等の種類及び数量、人命の安全、被害の拡大防止又は災害応急対策に係る緊急度、地域の交通量等を勘案して、次の種別のうち、最も適切な方法により行うものとする。

なお、各災害現場を想定し、県が開設する一次物資拠点（広域物資輸送拠点）、市町村が開設する二次物資拠点（地域内輸送拠点）を経て、各指定避難所に支援物資を届ける輸送ネットワークを形成するため、道路、港湾、漁港、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設等を把握しておくものとするよう努める。

なお、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用い、あらかじめ登録されている一次物資拠点を速やかに開設し、効率的に運営できるように、施設の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有し、運営に必要な人材や資機材等を運送事業者等と連携して確保するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

併せて、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

ア 車両による輸送

本計画に基づき、車両を確保し、輸送を行うが、車両が不足し、又は確保できない場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

イ 鉄道による輸送

道路の被害等により、車両による輸送が不可能な場合、又は鉄道による輸送が適切な場合は、県に対し、鉄道事業者による鉄道輸送の実施を要請する。

ウ 船舶による輸送（輸送拠点は、耐震強化岸壁として整備されている八太郎N岸壁を積極的に活用する。）

車両の輸送に準ずる。

なお、船舶の確保は、次の順位により確保手続きをとる。

(ア) 公共団体の船舶

名称	所在地	連絡先
青森県 (青森県三八地域県民局地域整備部 県土整備事務所 八戸港管理所)	八戸市大字河原木字北沼1-131	21-2280
青森県教育庁 (県立八戸水産高等学校)	青森市新町二丁目3-1 (八戸市大字白銀町字人形沢6-1)	017-722-1111 (0178-33-0023)
東北地方整備局 八戸港湾・空港整備事務所	八戸市沼館四丁目3-19	22-9391～4
八戸海上保安部	八戸市築港街二丁目16	33-1221

(イ) 海上運送業者の船舶 ○ 八戸港安全協議会会員名簿 (資料編 4-18)

(ウ) その他自家用船舶

エ 航空機による輸送

市は、陸上交通が途絶した場合、又は緊急を要する輸送等の場合は、県に対し、航空輸送を要請する。

なお、航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

(ア) 航空機使用の目的及びその状況

(イ) 機種及び機数

(ウ) 期間及び活動内容

(エ) 離着陸地点又は目標地点

また、ヘリコプター離着陸場所を次のとおり定めておくものとする。

発着地点	位置	所在地	面積	周囲の状況	備考
新井田川河川防災 ステーションヘリポート (八戸市新井田川水防センター)	N40-29-23 E141-31-08	田向五丁目3-6	4,800㎡	市民病院隣接	ヘリ燃料備蓄
馬淵川河川防災ステーション (八戸市馬淵川水防センター)	N40-30-9 E141-25-43	尻内町字上川原地内	16,400㎡	浅水川放水路脇	
東運動公園陸上競技場	N40-30-02 E141-32-52	湊高台八丁目1	13,200㎡	総合運動公園	八戸市東体育館
南郷陸上競技場	N-40-24-12	南郷大字市野沢	21,560㎡	公共施設地帯	南郷カッコーの

	E-741-26-14	字権現山地内			森エコーランド*
--	-------------	--------	--	--	----------

オ 人夫等による輸送

車両、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

(4) 緊急通行車両の事前届出制度の活用

市は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用が予定される車両について、県公安委員会に事前に届出をするよう努めるとしておく。併せて、災害時応援協定を締結した民間事業者等に対して、緊急通行車両の事前届出制度について周知及び普及を行う。

緊急通行車両として事前届出した車両の保有状況

No.	所有者	登録番号	保管場所	備考
1	八戸市	八戸800さ7863	本庁	道路維持課
2	八戸市	八戸800さ7055	道路管理事務所	〃

3 応援協力関係

市長は、市内において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、次の事項を明示し、輸送の応援を要請する。

要請は、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づく応援又は知事（自衛隊の災害派遣を含む。）に対して行う。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名及び数量（重量を含む。）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

4 その他

災害救助法が適用された場合の輸送費及び期間については、青森県災害救助法施行細則による。

第18節 労務供給

[動員班]

風水害等の災害時において応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員の動員、雇上げ、奉仕団の協力等により災害対策要員を確保するものとする。

1 実施責任者

- (1) 市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長）が行うものとする。
- (2) 市が実施する災害応急対策に必要な奉仕団の活用は、市長が行うものとする。

2 実施内容

- (1) 災害応急対策の実施に当たっては、市民団体、NPO・ボランティア等の活用を図る。
- (2) 奉仕団の編成及び従事作業

ア 奉仕団の編成

奉仕団は、市民団体、NPO・ボランティア等の各種団体をもって編成するものとする。

イ 奉仕団の従事作業

奉仕団は、主として次の作業に従事するものとする。

- (ア) 炊き出し、その他災害救助活動への協力
- (イ) 清掃及び防疫
- (ウ) 災害応急対策用の物資及び資材の輸送及び配分
- (エ) 応急復旧作業現場における軽易な作業
- (オ) 軽易な事務の補助

ウ 奉仕団との連絡調整

災害時における奉仕団との協力活動については、市長又は日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。

エ ボランティア団体等の現況

市内におけるボランティア団体の現況は、次のとおりである。

- ボランティア団体等（資料編 3-40）

(3) 労務者の雇用

ア 労務者が行う応急対策の内容

- (ア) 被災者の避難支援
- (イ) 医療救護における移送
- (ウ) 被災者の救出（救出する機械等を操作する場合を含む。）
- (エ) 飲料水の供給（供給する機械等を操作する場合及び浄水用医薬品等を配付する場合を含む。）
- (オ) 救援物資の整理、輸送及び配分
- (カ) 遺体の捜索及び処理

イ 労務者の雇用は、原則として八戸公共職業安定所を通じて行う。

ウ 労務者を雇用する場合は、次の事項を明らかにする。

- (ア) 労務者の雇用を要する目的
- (イ) 作業内容
- (ウ) 所要人員
- (エ) 雇用を要する期間
- (オ) 従事する地域
- (カ) 輸送、宿泊等の方法

エ 労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりとする。

名 称	管理者	所 在 地	施設概況	受入可能人員
八戸市公民館	館長	内丸一丁目1-1	4,681㎡	127人
八戸市武道館	管理人	糠塚字下屋敷9-1	948㎡	30人
グリーンプラザなんごう	管理人	南郷大字中野字舘野4-4	1,793㎡	45人

3 技術者等の従事命令等

災害時において応急対策を実施する上で技術者等の不足、又は緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令又は協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。

関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等は、次のとおりである。

区分	対象になる作業	執行者	根拠法令	種類	対象者	公用令書	費用	
							実費弁償	損害補償
1	災害応急対策作業 (1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (2) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (3) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (5) 緊急輸送の確保に関する事項 (6) その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項	知事 (市町村長)	災害対策基本法第71条第1項(第72条第2項)	従事命令	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師、保健師、助産師又は看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、又は歯科衛生士 (2) 土木技術者又は建築技術者 (3) 大工、左官又はとび職 (4) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (5) 鉄道事業者及びその従業者 (6) 軌道経営者及びその従業者 (7) 自動車運送事業者及びその従業者 (8) 船舶運送事業者及びその従業者 (9) 港湾運送事業者及びその従業者	公用令書を交付(様式 県施行細則第9条、第11条)	県施行細則に定める額を支給	災害救助法施行令に定める額を補償
				協力命令	救助を要する者及びその近隣の者			
2	災害救助作業 被災者の救護、救助その他保護に関する事項	知事	災害救助法第7条第1項	従事命令	1と同じ	公用令書を交付	県施行細則に定める額を支給	
		東北運輸局長	災害救助法第7条第2項	従事命令	輸送関係者 (1の(6)から(10)に掲げる者)			
		知事	災害救助法第8条	協力命令	1と同じ	1と同じ		
3	災害応急対策作業 消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置に関する事項	市町村長	災害対策基本法第65条第1項	従事	市町村の区域内の住民又は応急措置の実施すべき環境にある者			市町村条例で定める額を補償(「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」中、消防作業従事者、水防作業従事者に係る規定の定める額)
		警察官 海上保安官	災害対策基本法第65条第2項					
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法第65条第3項					
4	消防作業	消防吏員 消防団員	消防法第29条第5項	従事	火災の現場付近にある者			3に同じ
5	水防作業	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第24条	従事	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者			3に同じ

4 労務の配分計画等

(1) 労務配分担当は、動員班（人事課）とする。

(2) 労務配分方法

ア 各応急対策計画の実施担当責任者は、労務者を必要とする場合は、労務の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、動員班長に労務供給の要請を行う。

イ 動員班長は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

5 応援協力関係

(1) 職員の派遣要請及びあっせん要求

ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、職員の派遣について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事又は指定地方行政機関の長に職員の派遣を要請する。

イ 市長は、要請先に適任者がいないなどの場合は、知事へ職員の派遣についてあっせんを求める。

(2) 応援協力

市長は、応急対策を実施するための労働力が不足する場合は、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費及び期間については、青森県災害救助法施行細則による。

第19節 災害ボランティア受入れ・支援対策

[調整広報班]

風水害等の災害時において、市の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関、ボランティア関係団体等との連携により、災害ボランティアの円滑な受入体制を確立するものとする。

1 実施責任者

災害時における災害ボランティアの受入れ、支援等は、八戸市社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、市長が行う。

2 災害ボランティアセンターの設置

市は、災害が発生し、八戸市社会福祉協議会等関係機関と協議して、災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。

(1) センターの役割

ア 市災害対策本部との連絡調整を行う。

イ 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電話）等を設置する。

ウ 災害ボランティア活動参加者のニーズを把握する。

エ 被災者ニーズと災害ボランティアニーズのコーディネートを行う。

オ 被災地の状況を把握及び分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。

カ 災害ボランティア活動用資材の調達や食料等（炊き出しを含む）を行う。

キ 災害ボランティアの集合・待機場所となる屋内施設を確保する。当該施設では、活動前における活動内容に係る説明や、活動後における消毒等を実施するスペースが必要になるほか仮設トイレの設置場所や十分な駐車スペースがあることが望ましいことに留意が必要である。

(2) 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況及びニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて災害ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等を収集し、収集した情報を整理し、その対応を行う市、県又は関係機関へ情報提供する。

(3) センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。なお、センターの運営に関しては、災害ボランティアへの対応及びコーディネートに関する知識又は経験を有する地元NPO・ボランティア等と十分な協議・調整を行い、災害ボランティアに主体的な役割及び運営を任せらる。

(4) その他

災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置及び運営に関するマニュアル等を定めておく。

3 応援協力関係

(1) 市は、必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管、救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。

(2) 市は、避難状況、指定避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制の状況又は

公共交通の復旧状況の情報を、センター等に適時適切に提供する。

- (3) 市等の関係機関は、自主性に基づく災害ボランティアの特性を尊重し、支援力を向上させる。また、地方公共団体、住民、他の支援団体と相互理解を図り、連携・協働して活動できる環境を整備するよう努める。
- (4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務をセンターに委託した場合の
人件費、旅費については、災害救助法の国庫負担の対象とできることに留意が必要である。

第20節 防疫

[保健衛生班]

風水害等の災害時において、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置、予防接種等を実施するものとする。

1 実施責任者

災害時における感染症予防のための防疫措置等は、関係機関の協力を得て、市長が行うものとする。

2 災害防疫実施要綱

(1) 防疫班の編成

保健衛生班は、災害時において防疫対策を実施するため、次のとおり市職員、奉仕団及び臨時の作業員をもって防疫班を編成するなど、必要な防疫組織を設けるものとする。

班名	人員	業務内容	備 考
防疫班 1～3班	1班当たり 3名	感染症予防のための防疫措置	<ul style="list-style-type: none"> ・班数及び人員は、災害の規模に応じたものとする。 ・1～3班の班員数及び防疫資材については、次表のとおり。

区分	構成		資機材名	備 考
	班長	班員		
1班	1名	2名	防疫車、手押型動力式噴霧機	<ul style="list-style-type: none"> ・収容に当たっては、特別班を編成する。 ・各班は状況に応じて共同作業を実施する。
2班	1名	2名	〃	
3班	1名	2名	〃	

(2) 予防教育及び広報活動

パンフレット、リーフレット等により、又は保健推進員その他関係機関の協力を得て市民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車を活用するなど、広報活動の強化を図る。

(3) 消毒

ア 被災家屋を管理する者に対し、感染症及び食中毒予防の注意喚起をするとともに、必要に応じて消毒方法の指導又は薬剤の配布を行う。

イ 薬剤を配布する場合は、薬剤の所要量を算出し、速やかに保管量を確認の上、不足分を入手し、適宜の場所に配置する。

ウ 冠水家屋に対しては、必要に応じて消毒剤を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

(4) 感染症のまん延防止対策

ア 感染症が発生し、又はまん延のおそれがある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、患者がいた場所及び病原体に汚染された場所の諸毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置、生活の用に供される水の供給等について、管理者への指示又は関係機関からの協力を得て必要な措置を講じる。

イ 患者等に対する措置

- ・被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症指定医療機関及び県と連携し、必要な措置を講じる。

- ・ 臨時の予防接種は、知事の指示により実施する。
- ・ 感染症指定医療機関は、次のとおりである。

感染症指定医療機関	所在地	病床数	備考
青森県立中央病院	青森市東造道2-1-1	1床	第1種
		4床	第2種
弘前大学医学部附属病院	弘前市本町53	6床	第2種
八戸市立市民病院	田向三丁目1-1	6床	第2種
つがる西北五広域連合つがる総合病院	五所川原市岩木町12-3	4床	第2種
十和田市立中央病院	十和田市十二番町14-8	4床	第2種
むつ総合病院	むつ市小川町1-2-8	4床	第2種

(5) 指定避難所の防疫指導等

指定避難所において防疫活動を行う場合は、避難所の施設の管理者を通じて自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

(6) 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておくものとする。

- ア 被害状況報告書
- イ 防疫活動状況の報告
- ウ 防疫経費所要見込額調及び関係書類
- エ 消毒方法に関する書類
- オ ねずみ族昆虫駆除等に関する書類
- カ 生活の用に供される水の供給に関する書類
- キ 患者台帳
- ク 防疫作業日誌

(7) 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備・点検し、また、調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品は、いつでも使えるよう随時点検を行う。

(8) 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤の調達先は、次表に掲げる業者とするが、調達不能の場合は、知事にあつせんを要請する。

- 防疫用薬剤調達先一覧 (資料編 4-19)

(9) その他

災害防疫に関し必要な事項については、本計画によるほか、災害防疫の実施について(昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知)の「災害防疫実施要綱」によるものとする。

3 応援協力関係

- (1) 市長は、知事の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 市長は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材の提供について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応

援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援を要請する。

第21節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

[環境班、災害廃棄物処理班、広域災害廃棄物処理第一・二・三班、保健衛生班]

風水害等の災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務、環境モニタリング調査等を行うものとする。

1 実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の処理並びに知事が行う環境モニタリング調査等への協力は、市長が行うものとする。

2 応急清掃

(1) ごみの処理

ア ごみの収集・運搬

市の収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と指定避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集・運搬する。

イ ごみの仮置場

大量の災害ごみが発生し、一時的な仮置が必要な場合、又は分別、破砕等の中間処理が必要な場合は、仮置場を設置する。

ウ ごみの処分

- (ア) 可燃性のごみは、八戸地域広域市町村圏事務組合八戸清掃工場で焼却処分する。
- (イ) 破砕が必要な粗大ごみ及び不燃性のごみは、八戸地域広域市町村圏事務組合八戸リサイクルプラザで破砕処分する。
- (ウ) 破砕が不要で再資源化ができない不燃性のごみは、八戸市一般廃棄物最終処分場で埋立処分する。
- (エ) 特定家庭用機器再商品化法対象物は、他の廃棄物と分けて回収し、製造業者等に引き渡してリサイクルする。
- (オ) 犬、猫等の動物死体は、八戸市動物死体焼却場で焼却処分する。
- (カ) ごみ処理施設の稼動状況に合わせた分別区分設定による再資源化ができず、焼却処理等ができない場合又は処理能力を上回るごみが発生した場合は、民間事業者又は他の市町村等に委託して処分する。

(2) し尿の処理

し尿の収集・運搬及び処分処理

- ア し尿の収集及び運搬は、し尿収集・運搬の委託業者及び許可を受けた業者をに要請し、動員して被災地において緊急性の高いを要する地域を優先的に実施する。
- イ し尿の収集は、各戸の便所が使用可能になるよう配慮し、必要に応じて2～3割程度のくみ取りを実施する。
- ウ 収集したし尿は、八戸地域広域市町村圏事務組合八戸環境クリーンセンターで処理し尿処理施設で処分し、処理能力を上回る越える場合や、又は施設が使用不可能なときできない場合は、県や他の市町村等のし尿処理施設に委託して処分する。

(3) 災害廃棄物処理班の編成等

ごみ及びし尿の処理は、市、委託業者、許可業者等により、次の災害廃棄物処理班を編成し、実施する。

ア ごみ処理班

班名	責任者	人員		機 械 器 具 等			地域分担	処理施設
		班長	班員	塵芥車 (パッカー車)	トラック	その他		
第1班 第2班 第3班	清掃事務所長	1人 1人 1人	25人 24人 6人	9台 9台	3台		市内全域	八戸清掃工場他

イ し尿処理班

班名	責任者	人員		機 械 器 具 等			地域分担	処理場
		班長	班員	汲取り車	運搬車	その他		
第1班 第2班 第3班	八戸環境クリーンセンター所長	1人 1人 1人	26 1人 4人 26 1人 4人 2 6 1人 4人	13 7台 台 13 7台 台 13 7台 台			市内全域	八戸環境クリーンセンター

(4) ごみ及びし尿処理施設の選定

ごみ及びし尿の処理施設は、次のとおり選定しておくものとする。

施設名	管理者	処理能力	処理方法	備考
八戸清掃工場（第1工場）	事務組合管理者	300t/日	焼却	
八戸清掃工場（第2工場）	〃	150t/日	〃	
八戸リサイクルプラザ	〃	61 t /日	破砕	
八戸市一般廃棄物最終処分場	市長		埋立又は覆土	
八戸環境クリーンセンター	事務組合管理者	335 10 k1/日		

(5) 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体（家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。））の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法及び化製場法の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し、適正に処理することを指導する。なお、搬送が不可能な場合は、~~三八地域県民局地域健康福祉部（保健総室）~~青森県三戸保健所に相談した上で適切な方法で搬送する。

(6) 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘察し、その発生量を推計した上で、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集・運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用及び減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止並びに住民及び作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

なお、損壊家屋の解体を実施する場合は、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

3 収集運搬資機材の調達

収集運搬資機材は、市所有のもののほか、市内関係業者所有のものを借り上げる。

○ 廃棄物収集運搬車両所有状況 (資料編 4-20)

4 応援協力関係

市長は、廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、当該業務の実施又はこれに要する人員及び資機材の提供について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事に対して、自衛隊の災害派遣を含めた関係機関への応援を要請する。

5 環境汚染防止

市長は、大気汚染に関しては、調査地点の選定、検体の採取等、県が行う調査に協力し、水質汚濁に関しては、必要に応じ、事業者の指導、環境モニタリングなど必要な措置を講じる。

第22節 被災宅地の危険度判定

[建築住宅班、建築指導班]

風水害等による宅地や擁壁等の被災に伴う二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図るため、被災宅地危険度判定を行うものとする。

1 実施内容

(1) 被災宅地危険度判定制度

被災宅地危険度判定士が宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握し、判定結果を表示することにより、宅地の所有者や近隣住民等の注意を喚起し、宅地の二次災害を軽減・防止する。

(2) 被災者への説明

市は、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、市の活動の支援に努めるものとする。

2 応援協力関係

(1) 市は、自ら又は市内の被災宅地危険度判定士によっても宅地の危険度判定の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。

(2) 応援の要請を受けた関係機関は、これに積極的に協力する。

第2-2-3節 金融機関対策

[商工班]

風水害等の災害時において広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により被災市民の当面の生活資金を確保するため、必要な応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

市長は、金融機関が行う円滑な通貨供給の確保等に協力するものとする。

2 応援協力関係

市長は、罹災者による預金払い戻し等に必要な罹災証明書の円滑な発行に努める。（第6章第4節「罹災証明書及び被害届証明書の発行」参照）

第2 4-3節 文教対策

[教育部（教育総務班、学校教育班、社会教育班）、スポーツ班]

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒等の生命及び身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

- (1) 市立学校等の応急の教育対策は、市長（災害救助法が適用された場合は知事又は知事から委任された市長）及び市教育委員会が行う。
- (2) 災害時の学校等内における児童生徒等の安全確保等の必要な措置は、学校長（園長を含む。以下同じ）が行う。
- (3) 私立学校の応急の教育対策は、その設置者が行う。

2 実施内容

- (1) 災害に関する気象警報・注意報等及びその他の災害情報等の把握並びに避難の指示
 校長（園長を含む。以下同じ。）は、災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。また、配慮すべき特性を持つ児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障がい児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮して避難の指示を行う。
- (2) 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施
 市教育委員会及び私立学校等の管理者は、県教育委員会及び県（[総務学事](#)[県民活躍推進](#)課）との連携のもと、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。
 - ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
 - イ 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。（分散授業又は二部授業を含む。以下エ及びオの授業についても同様とする。）
 - ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校とし、自宅学習の指導をする。
 - エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、市内の文教施設が使用可能な場合は、当該文教施設において授業を行う。
 - オ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、市内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設又は近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。
 なお、各学校ごとの代替予定施設は、おおむね次のとおりとする。
 - 各学校ごとの代替予定施設（小学校）（資料編 4-21）
 - 各学校ごとの代替予定施設（中学校）（ " ）
 - カ 校舎が指定避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ、上記アからオまでに準じて授業を行う。
- (3) 臨時休校等の措置
 児童生徒等が平常どおり登校することにより、又は授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休校等の措置をとる。
 なお、授業開始時刻以前に臨時休校等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努める。
 - ア 市立小学校等

市教育委員会又は各学校長があらかじめ定めた基準により行う。ただし、各学校長が行う場合は、速やかに市教育委員会に報告する。

イ 私立学校等

学校長が、各学校等で定めた基準により行う。

(4) 学用品の調達及び給与

市長は、児童生徒が学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。

ア 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失し、又は損傷し、就学に支障を来した小学校児童（義務教育学校の前期課程の児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）

イ 学用品の種類等

(ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

(イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

ウ 学用品の調達

市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(ア) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

(イ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、市の入札参加業者から調達する。なお、市教育委員会において調達が不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

エ 給与の方法

(ア) 市教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配付する。

(イ) 校長は、配付計画を作成し、保護者から受領書を徴し、配付する。

(5) 被災した児童生徒等の健康管理

被災した児童生徒等の健康管理として、臨時の健康診断又は心の健康問題を含む健康相談を行う。

特に、精神的に不安定になっている児童生徒等に対して、学校医の指導の下に養護教諭、学級担任等全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心のケア又は地域の医療機関等との連携による健康相談等を行う。

(6) 学校給食対策

ア 学校長及び市教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設、設備等について、市と協議し、速やかに復旧措置を講じる。

イ 学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会（電話017-738-1010）及び関係業者の協力を得て確保する。

(7) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

(8) 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。

ア 文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果は市教育委員

会を經由して県教育委員会に報告する。

イ 市教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、県教育委員会と協力して応急措置を講じる。

ウ 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が県教育委員会及び市教育委員会の指導・助言により必要な措置を講じる。

○ 市内指定文化財 (資料編 3-41)

3 教育施設の現況

○ 学校施設の状況 (資料編 4-22)

○ 学校以外の教育施設の状況 (資料編 4-23)

4 応援協力関係

(1) 教育施設及び教職員の確保

ア 市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合は、教育施設及び教職員の確保について、他の市町村教育委員会又は県教育委員会へ応援を要請する。

イ 私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合は、教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について、他の私立学校管理者、市教育委員会又は県(総務学事県民活躍推進課)へ応援を要請する。

(2) 教科書・学用品等の給与

市長は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合は、学用品の給与の実施について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の学用品の給与についての対象者、期間及び経費については、青森県災害救助法施行細則による。

第2-4-5節 警備対策

[統括班、対策推進班]

風水害等の災害時において市民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全及び社会秩序の維持を図るため、警備対策を行うものとする。

1 実施責任者

災害時における警備対策は、八戸警察署長が、市、自主防犯組織及び防災関係機関の協力を得て行う。

2 災害時における措置等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として運用する。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (3) 行方不明者の捜索及び遺体の見分
- (4) 被災地における交通規制
- (5) 被災地における社会秩序の維持

ア 八戸警察署は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロール、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ 災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

ウ 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

- (6) 被災地における広報活動

第2-5-6節 交通対策

[土木第一・二班]

風水害等の災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、交通施設の保全、交通規制等を行うものとする。

1 実施責任者

- (1) 被害を受けた道路の応急措置は、道路管理者が行う。
- (2) 交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、八戸警察署長、道路管理者等が連携して実施する。
- (3) 海上における交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、八戸海上保安部長等が港湾管理者等と連携して実施する。

2 陸上交通に係る実施内容

- (1) 道路等の被害状況の把握
 - ア 道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握するものとする。
 - イ 道路管理者等は、市民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについては速やかに調査確認するとともに、他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報する。
- (2) 道路の応急措置
 - ア 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早期に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講じる。
 - イ 道路管理者は、応急復旧に長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。
 - ウ 道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的かつ比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急復旧を実施することにより、緊急交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ応急復旧の支援を要請する。
 - エ 道路管理者は、道路占有工作物（電力、ガス、上下水道、電話）等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全確保措置を命ずる。
- (3) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、通行の禁止又は制限、う回路又は代替道路の設定等を実施する。

なお、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は、県警察と相互に連絡協議の上、青森県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知する。緊急を要し、あらかじめ青森県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

(4) 応援協力関係

市は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材の提供について応援を要請するほか、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請する。

3 海上交通規制

(1) 港湾施設等の保全

港湾管理者は、港湾施設について早急に被災状況を確認し、東北地方整備局に対して被災状況を報告する。東北地方整備局及び港湾管理者は、港湾施設が被災した場合、緊急物資等の輸送ができるよう、航路啓開を行うとともに、防波堤、岸壁、物揚場等の工事、航路及び泊地のしゅんせつ、岸壁及び物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を必要に応じ実施する。

また、漁港管理者は、漁港施設が被災した場合、物資等の輸送ができるよう、上記の応急工事を実施する。

(2) 応援協力関係

市長は、自ら港湾施設等の応急工事の実施が困難な場合は、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材の提供について応援を要請する。

第2-6-7節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

[下水道班、水道企業団]

風水害等の災害が発生した場合において、日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない電力、ガス、上下水道、電気通信及び放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、応急措置（応急復旧措置を含む。）を講じるものとする。

1 実施責任者

- (1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行うものとする。
- (2) 市長は、応急措置が必要と認めた場合は、各事業者（事業所）に応急措置を要請するとともにその実施に協力するものとする。

2 応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した内容により実施する。

(1) 電力施設応急措置

ア 設備の被害状況の把握及び体制確立

(ア) 市長の応急措置要請に基づき「東北電力ネットワーク(株)株式会社八戸電力センター―非常災害対策**実施**マニュアル」により設備の被害状況の把握及び体制を確立する。

(イ) 災害対策本部は、災害の規模及び被害状況に応じて、第1次非常体制又は第2次非常体制により応急対策を実施する。

(ウ) 災害対策本部は、情報連絡、警戒指令、緊急事態における復旧方針等の災害対策の基本方針を決定し、迅速的確な応急対策を実施する。

(エ) 災害対策本部は、被害が甚大でセンターのみでは早期復旧が困難な場合は、**支店災害対策本部上位組織**に応援の要請をするとともに、関係工事業者、運送業者等に対して協力を要請する。

イ 要員及び資機材等の確保

災害対策本部は、応急復旧に必要な資機材等の確保並びに対策要員及び資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートの選定及び車両の確保に努める。

ウ 安全広報

(ア) 災害により、電力施設に被害の発生が予測され、又は被害が発生した場合は、あらかじめ定める体制により、情報の収集及び被害の早期把握に努める。

(イ) 被害状況及び復旧状況について、八戸市災害対策本部、関係機関、報道機関等へ通報するとともに、広報車等により市民へ、その状況及び注意事項を周知させるものとする。

エ その他必要と認める事項

(2) ガス施設応急措置

ア 体制確立

ガス施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、「八戸ガス(株)非常災害対策要綱」に基づいて非常災害対策本部を設置する。

イ 要員及び資機材等の確保

「八戸ガス(株)非常災害対策要綱」に基づき、要員、資機材等の確保を図る。また、要員等が不足する場合は、「地震・災害等非常事態における救援措置要綱」（(社)日本ガス協会）に基づき、(社)日本ガス協会に応援を要請する。

ウ 安全広報

被害状況及び復旧状況について、市災対本部、関係機関、報道機関等へ通報するとともに、広報車等により市民へ、その状況及び注意事項を周知させるものとする。

エ 応急措置

ガス施設に被害が生じたときは、おおむね次のような応急措置を講じる。

- (ア) 製造所の製造量及び送出量の調整及び停止
- (イ) 地区整圧器の受入量及び送出量の調整及び停止
- (ウ) 中圧ラインの被害状況に応じて、製造所等でガス放散する。
- (エ) ガス施設及び需要家の被害状況によるガス供給の地域的遮断
- (オ) 導管損傷箇所でのガス漏出阻止
- (カ) その他状況に応じた適切な措置

オ 応急復旧

非常災害対策本部は、施設の被害状況を総合的に検討し、復旧方針を定め各班の連携のもとに施設の応急復旧に当たる。

- (ア) 施設を点検し機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じた調整又は修理を行う。
- (イ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開を図る。
- (ウ) 施設の被害が甚大で、自社のみでは早期復旧が困難な場合は、ガス工事指定業者等に対して応援要請をする。
- (エ) 応急復旧に必要な資機材の確保並びに対策要員及び資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定及び車両の確保に努める。

カ その他必要と認める事項

(3) 上水道施設応急措置

ア 体制の確立

八戸圏域水道企業団は、内部に非常災害対策本部を設置し、職員の非常召集を行うとともに、八戸市災害対策本部と連携をとりながら、(協)八戸管工事協会、(一社)青森県建設業協会三八支部、(一社)八戸建設業協会等関係団体に協力要請を行い、応急復旧体制を整える。

イ 復旧作業

被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。

ウ 広報

水道施設破損に伴う危険箇所、応急給水方法等の広報については、八戸市災害対策本部と連携し、報道機関の協力を得ながら実施する。

エ 応援協力関係

上水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。

また、自ら早期復旧が困難な場合は、早期復旧に要する人員及び資機材の確保について、水道災害相互応援協定に基づき、県(健康福祉県土整備部長)へ応援を要請する。

オ その他必要と認める事項

(4) 下水道施設応急措置

ア 施設の被害調査

災害時の下水道施設の被災状況を把握するため、あらかじめ定められた組織体制により、各施設及び管渠を巡回点検し、次の事項を重点的に調査するものとする。

- (ア) 施設建物の被害状況
- (イ) 管渠の接続及び沈下状況
- (ウ) マンホール、樹等の接続状況
- (エ) 路盤沈下の状況

イ 応急対策

- (ア) 集中豪雨、河川の氾濫等の風水害時には、低地域の排水施設を巡回点検し、浸水防

止を図るとともに、各水路の堆積土砂、流木等の除去を行い水路の有効断面の確保を図り、必要に応じて樋門操作により浸水防止を図る。

- (イ) 災害時には、施設及び官渠の被害状況に応じ、復旧資材の調達及び機械器具の点検並びに技術者等の確保を行い、市内関係者との連絡を密にし、復旧作業の協力体制を確立する。

ウ 応急復旧

- (ア) 下水道施設の被害により、汚水、雨水等の疎通に支障がないよう被害の状況に応じ、必要最小限の生活排水を流せるよう、仮配管、ポンプアップ等の応急措置を講じる。必要によっては、災害廃棄物処理班との連携のもとに仮設便所等の設置を行い環境衛生の確保を図る。

- (イ) 下水道施設の復旧は、その被害の状況に応じ次の事項を基本に復旧方針を作成するとともに動員計画を立て、他市町村、県、工事施工者等関係機関の資機材、技術者等の応援を得て早期復旧を図る。

- a 幹線の被害は、箇所及び程度に応じて応急復旧又は本復旧するものとする。
- b 枝線の被害は、直ちに本復旧するものとする。

エ 応援協力関係

下水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。また、市長は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、県に対し、支援要請を行う。

オ その他必要と認める事項

(5) 電気通信設備応急措置

ア 設備の被害状況の把握及び通報並びに体制確立

災害により、電気通信設備が被害を受け、又は受けるおそれがあるときは、NTT東日本株式会社青森支店において定める災害等対策実施細則に基づき、情報連絡室又は災害対策本部を設置する。

イ 情報収集及び連絡

- (ア) 電気通信設備の被害状況を把握するとともに、関係機関から気象、交通、道路、河川、電気等の状況に関する情報を収集する。
- (イ) 電気通信設備の被害及び復旧状況は、市災害対策本部及び報道機関へ通報する。

ウ 災害対策用機器・車両の確保

災害発生時において通信サービスを確保し、又は被害を迅速に復旧するため、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

- (ア) 非常用衛星通信装置
- (イ) 非常用無線装置
- (ウ) 非常用交換装置
- (エ) 非常用伝送装置
- (オ) 非常用電源装置
- (カ) 応急ケーブル
- (キ) 災害対策指揮車
- (ク) 雪上車及び特殊車両
- (ケ) その他応急復旧用諸装置

エ 災害対策用資材の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において電気通信設備の被害を防御し、又は被害の拡大を防止するため平時から次に掲げる資機材等を確保する。

- (ア) 災害対策用資材、器具、工具及び消耗品の確保
- (イ) 食糧、飲料水、医薬品、被服及び生活用備品の確保

オ 電気通信設備等及び災害対策用資機材の整備点検

電気通信設備等及び災害対策用資機材等の数量を常に把握しておくとともに必要な整備点検を行い、非常事態に備える。

(ア) 電気通信設備の防水、防風、防雪、防火、又は耐震の実施

(イ) 可搬型無線機等の災害対策用機器及び車両

(ウ) 予備電源設備、燃料、冷却水等

(エ) その他防災上必要な設備、器具等

カ 電気通信設備及び回線の応急復旧措置

電気通信設備に災害等が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

キ 通信疎通に対する応急措置

災害等により電気通信サービスが停止し、又は通信が著しくふくそうした場合、臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の設置を実施する。

ク 通信の優先利用

災害時優先電話の利用又は非常電報、緊急電報を優先して取り扱う。

ケ 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく輻輳した場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

コ 災害対策機器による通信の確保

サ 広報

被災した電気通信設備の応急復旧状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、掲示、テレビ、行政無線、新聞等を通じて広報を行う。

シ その他必要と認める事項

(6) 放送施設応急措置

ア 放送施設対策

災害時において、放送施設に障害が発生し、平時の運用が困難となったときは、原則として次の措置により放送送出の確保に努める。

(ア) 放送機等障害時の措置

放送機等の障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の通信系統により臨機に番組を変更し、又は他の番組に切り換え、災害関連番組の送出継続に努める。

(イ) 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

(ウ) 放送所障害時の措置

災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の放送所を開設し、放送の継続に努める。

イ 視聴者対策

日本放送協会は、災害時における受信機の維持・確保のため次の措置を講じる。

(ア) 受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて、周知するとともに、被害者受信機の復旧を図る。

(イ) 情報の周知

指定避難所その他有効な場所へ受信機を貸与し、又は拡声装置等を設置し、視聴者への情報の周知を図る。

ウ その他必要と認める事項

第2-7-8節 石油燃料供給対策

[調達班]

風水害等の災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、適切な医療等の提供ができるよう、また、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設、緊急車両等に必要な石油燃料を供給できるよう、必要な応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

災害時の石油燃料供給対策に資する、平時からの市民への情報提供及び災害時の燃料供給対策等については、市長が県石油商業組合八戸支部と連携して行う。

2 実施内容

- (1) 国、県、市及び事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。
- (2) 市長は、本計画に基づき石油燃料を調達するものとするが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業組合八戸支部と調整しても調達できない場合は、近隣の県石油商業組合各支部に対して石油燃料確保に係る調整を依頼する。当該調整によっても確保できない場合は、知事（[県商工政策](#)[経済産業政策](#)課）に応援を要請する。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

- 災害応援協定等の締結状況（資料編 4-9）

第2-8-9節 広域応援

[各部共通、八戸消防本部、水道企業団]

風水害等の大規模災害が発生した場合において応急活動対策を円滑に実施するため、地方公共団体相互の広域応援対策を講じるものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体と相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の締結も考慮する。

1 実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するため、必要な人員、資機材等の確保、連絡調整等は、市長が行うものとする。

2 応援の要請等

(1) 市長は、市内において大規模災害が発生し、市独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。

ア 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、応援を県に要請する。協定の運用については、「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」による。

イ 消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等へ応援を要請する。協定の運用については、「青森県消防相互応援協定の運用」による。

ウ 水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救援本部長（県健康福祉県土整備部長）へ応援を要請する。

(2) 市長は、必要に応じ、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。

(3) 市長は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順を確認しておくなど、実効性の確保に努めるほか、応援機関の活動拠点の整備、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制、応急対策職員派遣制度による対口支援に基づく他の地方公共団体からの応援職員、県内市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介可能なホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努め、実際に宿泊場所の確保が困難となった場合は、当該施設等の確保に配慮するものとする。さらに、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員の執務スペースの確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

(4) 市長は、知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保等について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講じるものとする。

3 防災関係機関等との応援協力

市長は、災害時において応急活動、復旧活動等が円滑に行われるよう、防災関係機関、関連事業者等との応援協力について、今後さらに体制強化のための協定締結の推進を図る。

- 防災関係機関の所在地・電話番号一覧（資料編 4-1）
- 災害応援協定等の締結状況（資料編 4-9）

第2-9-30節 自衛隊災害派遣要請

[統括班]

風水害等の災害に際し、人命又は財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1 実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要請手続については、市長が行うものとする。

2 災害派遣の要件等

(1) 要件

天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため（公共性）、地方防災機関等では明らかに能力が不足すると判断され、かつ、自衛隊の人員、装備及び機材によらなければ（非代替性）、その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合（緊急性）

(2) 派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開及び障害物の除去
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 救援物資の無償貸付及び譲与
- サ 危険物の保安又は除去
- シ その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

3 災害派遣の要請手続

(1) 要請連絡先

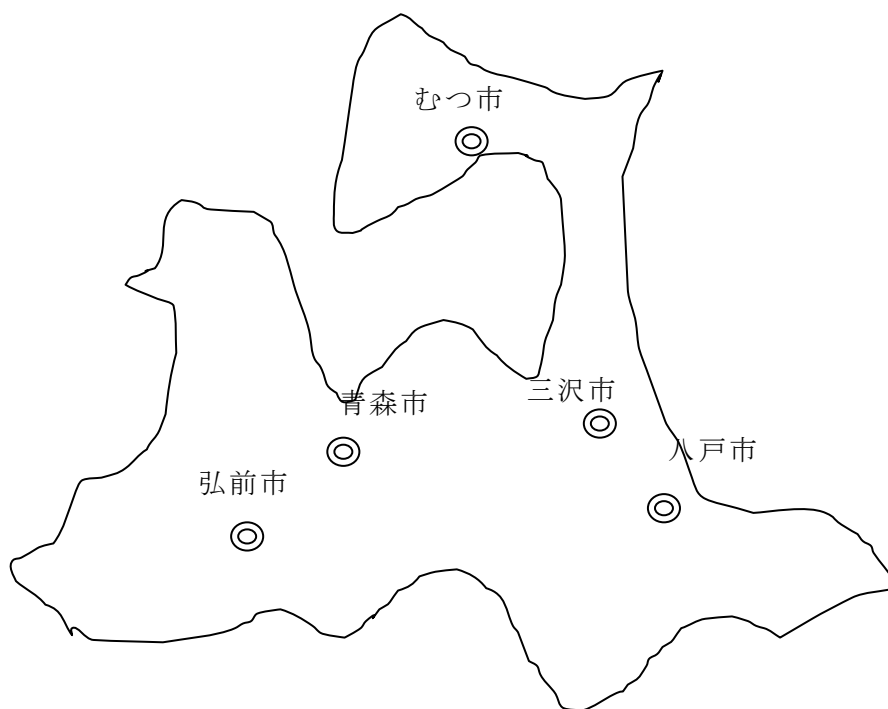
市長は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

- ア 災害全般 知事
- イ 海上災害 第二管区海上保安本部長
- ウ 航空災害 東京航空局三沢空港事務所長

なお、上記災害派遣の申し出をした場合は、災害の状況について最寄りの指定部隊（陸上自衛隊第9師団司令部又は海上自衛隊第2航空群司令部）の長等に通報するものとする。

また、市長は、知事への要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を最寄りの指定部隊の長に通知する。

災害派遣要請先



むつ市	海上自衛隊大湊 地方地区 総監	0175-24-1111
青森市	陸上自衛隊第9師団長	017-781-0161
三沢市	航空自衛隊北部航空方面隊司令官	0176-53-4121
弘前市	陸上自衛隊弘前駐屯地司令	0172-87-2111
八戸市	陸上自衛隊八戸駐屯地司令	0178-28-3111
	海上自衛隊第2航空群司令	0178-28-3011

(2) 市長の知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続

ア 市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣を要請するよう求めることができる。

イ 市長は、知事へ要求できない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者（指定部隊の長）に通知することができる。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 災害派遣の要請の要求は文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。

- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概数
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

(3) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で人命救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

4 派遣部隊の受入体制の整備

市長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり、派遣部隊の受入体制を整備するものとする。

- (1) 派遣部隊の人員数、到着日時、場所その他の決定事項の確認
- (2) 派遣部隊との連絡責任者の決定
- (3) 宿舎又は宿营地及び宿営に関する物資の準備
- (4) 使用資機材等の準備
- (5) 駐車場所及びヘリコプター離着陸場所の選定

ア ヘリコプター離着陸場所

発着地点	位置	所在地	面積	周囲の状況	備考
新井田川河川防災ステーションヘリポート（八戸市新井田川水防センター）	N-40-29-23 E-141-31-08	田向五丁目3-6	4,800㎡	市民病院隣接	燃料備蓄（八戸市新井田川水防センター）
馬淵川河川水防ステーションヘリポート（八戸市馬淵川水防センター）	N40-30-9 E141-25-43	尻内町字上川原地内	16,400㎡	浅水川放水路脇	
東運動公園陸上競技場	N40-30-02 E141-31-08	湊高台八丁目1-1	13,200㎡	総合運動公園	八戸市東体育館
南郷陸上競技場	N40-24-12 E141-26-14	南郷大字市野沢字権現山地内	21,560㎡	公共施設地帯	南郷カッコーの森エコランド

イ 車両駐車場所

施設名	所在地	管理者	駐車可能台数	電話番号その他
長根公園	売市字興遊下3	指定管理者 (エスプロモ株)	480台	市体育館(22-7181)
長根屋内スケート場	売市字興遊下3	八戸市長	600台	43-9544
新井田公園	新井田西四丁目1-1	指定管理者 (エスプロモ株)	100台	新井田インテック(25-5655)
東運動公園	湊高台八丁目1-1	〃	100台	東体育館(31-3355)
八戸公園	十日市字天摩地内	指定管理者 (三八五流通株)	1,000台	96-2932
南郷カッコーの森エコランド	南郷大字市野沢字権現山地内	指定管理者 (エスプロモ株)	80台	グリーンドームなんごう(82-3303)

- (6) その他必要な事項

5 派遣部隊の撤収

市長は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

6 経費の負担

市長が負担する経費は、次を基準とする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達又は借上げに要する費用並びにこれらの運搬及び修理費に要する費用
- (4) 県道路公社が管理する有料道路の通行料

7 その他

災害発生時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、市長は、知事及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地（付帯施設を含む。）を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておく。

<応援部隊受入施設一覧>

施設名	所在地	管理者
長根公園	売市字興遊下3	指定管理者 (エスプロモ㈱)
長根屋内スケート場	売市字興遊下3	八戸市長
新井田公園	新井田西四丁目1-1	指定管理者 (エスプロモ㈱)
東運動公園	湊高台八丁目1-1	〃
八戸公園	十日市字天摩地内	指定管理者 (三八五流通㈱)
南郷カッコーの森エコーランド	南郷大字市野沢字権現山地内	指定管理者 (エスプロモ㈱)

別紙様式

年 第 月 号 日

青森県知事 様

八戸市長

災害派遣に関する申し出について

標記の件に関し、下記により部隊の派遣方を申し出ます。

1	災害の種類	洪水、津波、地震、火災、その他
2	要請の目的	人命救助、災害復旧、消火、その他
3	派遣を希望する区域	地区
4	派遣を必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
5	被害状況	
6	派遣を希望する人員及び機器の概数（車両、船舶、航空機等）	
7	派遣先の責任者	
8	その他	
	(1) 宿泊	要請者で準備 自衛隊で準備
	(2) 食料	要請者で準備 自衛隊で準備
	(3) 資材	要請者で準備 自衛隊で準備

第3章 1節 航空機運用

[統括班、八戸消防本部]

県は、大規模災害時において、航空機（ヘリコプター及び固定翼機）及び無人航空機を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、航空機の安全運航及び効率的な運用を行うことから、必要な情報提供を行う。

1 実施責任者

県防災ヘリコプターの運航要請は、市長又は消防長が行う。

県災害対策本部（対策航空機運用調整チーム）は、安全かつ迅速・的確な応急対策活動等を実施する。

2 航空機の活動内容

(1) ヘリコプター活動

災害対策活動に従事するヘリコプターは、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

ア 情報収集活動

(ア) 被害状況の把握と伝達

(イ) 地上及び海上部隊の活動支援のための情報提供

イ 捜索・救助・救出活動

ウ 搬送活動

(ア) 救急患者等の搬送（転院搬送も含む。）

(イ) 救援隊・医師等の人員搬送

(ウ) 被災地への救援物資の搬送（医薬品等を含む。）

(エ) 応急復旧用資機材の搬送

(オ) 孤立地域からの被災者の搬送

エ 広報活動

(ア) 避難指示等の広報（避難誘導も含む。）

(イ) 民心安定のための広報

オ その他の活動

(ア) 林野火災等の空中消火

(イ) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

(2) 固定翼機活動

災害対策活動に従事する固定翼機は、固定翼機による活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

ア 情報収集活動

被害状況の把握と伝達

イ 搬送活動

(ア) 救急患者の県外医療機関への搬送

(イ) 県外からの救援隊・医師等の人員搬送

(ウ) 県外からの救援物資の搬送（医薬品等を含む。）

(3) 地上支援活動

航空機活動を支えるため、次のような地上支援活動を行う。

ア ヘリコプターの駐機場および場外離着陸場の確保

イ ヘリコプターの安全な活動のための情報提供

ウ ヘリコプターの離着陸に係わる調整支援（搭乗人員の確認、掌握、誘導）

エ ヘリポート運営支援（立入制限、散水、人員等の統制、給油等）

オ その他必要な活動（管理施設の提供等）

3 安全運航体制の確保

ヘリコプターを有する防災関係機関は、以下のような安全運航体制の確保に努める。

ア 大規模災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京航空局三沢空港事務所、陸上自衛隊東北方面隊及び航空自衛隊北部航空方面隊との連携により安全運航体制を確保する。

イ 被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、救出活動の支障となる場合は、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。

ウ 県は、航空機の飛行調整や場外離着陸場等の安全管理等において支援が必要と認められた場合、航空支援員の派遣要請を市町村等に対して行うこととし、その活動内容等については、「大規模災害等における青森県防災航空隊への航空支援に関する協定」の定めるところによる。

※ 「航空支援員」とは、県防災航空隊員勤務経験者で、県内各消防機関から提出される航空支援員候補者名簿に登録された者をいう。

4 県防災ヘリコプターの運航

(1) 運航要請の要件

ア 「公共性」 災害等から市民の生命、身体及び財産を保護し、被害軽減を図る目的であること。

イ 「緊急性」 差し迫った必要性があること。

ウ 「非代替性」 県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

(2) 活動内容

ア 災害応急対策活動

被害状況の偵察、情報収集等

救援物資、人員等の搬送

災害に関する情報、警報等の伝達及び災害に関する広報等

イ 火災防御活動

林野火災における空中消火

偵察及び情報収集

消防隊員、資機材等の搬送等

ウ 救助活動

中高層建築物等の火災における救助等

山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助

高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助等

エ 救急活動

交通遠隔地からの傷病者搬送等

(3) 運航要請の方法

運航要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに青森県総合防災情報システムにより行う。

ア 転院搬送

No.	項目	内容
1	発生場所	病院名
2	緊急性の有無	傷病の状況
3	傷病者情報	傷病者の人数、年齢、性別、氏名、傷病名、傷病程度、バイタル
4	処置状況・必要資機材	酸素、モニター等の機内持ち込みの有無
5	同乗者	医師、看護師、家族、同行者等
6	搬送先医療機関	調整済みの場合は連絡、未調整の場合は県で調整
7	飛行場外着陸場	搭乗に使用する飛行場外離着陸場
8	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理者（消防等）

9	気象情報	天候、目視距離（視程）、風速
10	依頼責任者氏名・連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
11	搬送先責任者氏名・連絡手段	搬送先が分かる場合は先方の担当者
12	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼出しを通報）

イ 救助事案

No.	項目	内容
1	発生場所	住所・目標（UTM、緯度経度）
2	緊急性の有無	孤立のみ・負傷・傷病の有無
3	孤立者情報	孤立者の人数・傷病者の人数
4	輸送先	孤立地域から輸送する場所
5	飛行場外着陸場	降機する飛行場外離着陸場
6	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理者（消防等）
7	気象情報	天候、目視距離（視程）、風速
8	依頼責任者氏名・連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
9	搬送先責任者氏名・連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
10	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼出しを通報）

ウ 火災事案

No.	項目	内容
1	発生場所	住所・目標（UTM、緯度経度）
2	概要及び延焼状況	火災の状況についての情報
3	給水ポイント	他給水・自給水（場所）
4	飛行場外着陸場	給水・燃料補給する飛行場外離着陸場
5	地上安全管理	飛行場外着陸場の安全管理者（消防等）
6	地上隊の状況	地上隊の活動状況・規模等
7	気象情報	天候、目視距離（視程）、風速
8	現場指揮者（依頼責任者）との連絡手段及び連絡先	ヘリとの連絡担当者・連絡手段・連絡先
9	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼出しを通報）

(4) 受入態勢

市長又は消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整えるものとする。

ア 離着陸場所の確保及び離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策

イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所、病院等への引継手配

ウ 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保

エ その他必要な事項

第3-2節 公共交通の維持・確保

[公共交通班、運輸班、防災関係機関]

風水害等発生により、公共交通の継続的運行が長期的に困難な場合、交通事業者は相互に連携・協力し、利用者に対して運行情報を効率的に提供して混乱を防止するとともに、交通需要に応じた移動手段を提供するよう努める。

1 災害時公共交通行動指針の適用

関係者が連携・協力して情報の伝達、収集、発信及び運行サービスの維持・提供を行う災害は、以下のとおりとする。

(1) 災害の種類及び規模

ア 災害が広域にわたり発生したとき（又は発生しつつあるとき。）。

イ 相当規模の災害が発生したとき（又は発生しつつあるとき。）。

(ア) 台風、集中豪雨等の異常降雨又は豪雪による災害

(イ) 海上、航空、鉄道、道路、危険物等の大規模な火事又は大規模な林野火災による災害

(ウ) その他異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害

ウ 地震又は津波により大規模な被害が発生したとき。

(2) 被害の状況

ア 主要バス路線となっている幹線道路網又は鉄道が寸断したとき（橋梁破損、土砂崩れ、建物倒壊又は障害物流入）。

イ 河川氾濫により市街地の一部が面的に浸水したとき。

ウ 石油コンビナートの屋外タンクの爆発等により道路又は鉄道が通行不能となったとき。

エ 局所的な集中豪雨による冠水又は落雷による停電が発生したとき。

オ 通信ネットワークが寸断したとき。

カ 市民又は観光客から情報の問合せが殺到したとき。

キ 事業者又は行政が単独では対応が困難なとき。

ク その他災害による被害により行動指針を適用する必要があると判断するとき。

○八戸市災害時公共交通行動指針（参考資料）

2 実施責任者

(1) 交通事業者は、乗客及び乗務員の安全確保に努めるとともに、運行経路の状況把握及び安全確認を行うほか、移動需要に対応した運行サービスの維持確保、運行情報の提供に努める。

(2) 市は、交通事業者、道路管理者及び交通管理者から公共交通の維持・確保に関係する被害情報及び運行情報の収集を行い、関係者間で共有するとともに、利用者が必要とする運行情報を積極的に情報発信するものとする。

(3) 交通事業者は、交通需要が大きい路線等で単独の運行が困難な場合、市を通じて他の交通事業者と運行の連携について協議するものとする。ただし、緊急を要する場合は、交通事業者間で協議・連携し、迅速な対応を行うものとする。

3 情報の伝達・収集・発信

(1) 災害等が発生した場合、関係機関は、道路施設及び鉄道施設の被害状況及び道路の規制状況を共有し、二次災害の発生防止及び安全な運行計画の作成に努める。

(2) 交通事業者が臨時的運行を行った場合は、利用者に対する運行情報の伝達に努める。

(3) 複数事業者が臨時的運行を行った場合は、市は、情報発信拠点及びツールを活用し、利用者に対して分かりやすい情報を提供するものとする。

4 運行サービスの維持・提供

(1) 安全確保

ア 災害が発生した場合、交通事業者及び乗務員は、事前に定めた方法により、乗客及び乗務員の安全の確保に努める。

イ 交通事業者は、運行経路の状況把握を行い、その後の運行継続の可否等を判断するものとする。

(2) 運行サービス提供

ア 交通事業者等は、状況に応じて移動需要に対応した運行サービスの維持確保に努める。

イ 移動需要を単独で処理できない場合、交通事業者等は、市を通じて他の交通事業者等に対する応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、交通事業者間で協議・連携し、迅速な対応を行うものとする。

(3) 運行資源の確保

交通事業者等は、運行資源（運行管理施設、車両、燃料及び乗務員）を確保できない場合は、他事業者との連携又は他機関からの応援について協議を要請するものとする。

第5章 雪害対策、事故災害対策計画

雪害、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、大規模な林野火災についての予防対策及び応急対策は、それぞれ次のとおりとする。

第1節 雪害対策

I 予防対策

[統括班、対策推進班、農林班、水産班、福祉班、下水道班、土木第一・二班、建築指導班、教育部、八戸消防本部、水道企業団]

積雪時における雪害を未然に防止し、又は拡大を防止し、産業の機能及び市民の生活を確保するため、道路交通の確保、生活関連施設の整備及び農林漁業の生産条件の確保を図る。

1 雪害に強いまちづくり

- (1) 地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び集落の孤立並びになだれ災害等の雪害に強いまちづくりを行う。
- (2) 住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。
- (3) 消防機関、福祉関係機関、町内会、自主防災組織等と連携し、自力で除雪作業を実施できない要配慮者宅の状況を訪問等により把握し、除雪が必要な場合は、これらの世帯の除雪作業の実施に努める。
- (4) 広報等により、屋根雪等による事故防止について、市民に対する啓発に努める。
- (5) 積雪期における指定避難所及び避難路の確保に努めるとともに、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具及び燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）の備蓄に努める。
- (6) 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップや砂スプレー、食料及び毛布等を備えておくよう努めるものとする。
- (7) 県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。
- (8) 国、県及び市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。
- (9) 集中的な大雪が予想される場合は、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むよう努めるものとする。また、集中的な大雪が予測される場合において、不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。
- ~~(10) 道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、大規模な交通障害の発生が想定される主要幹線道路において、タイムラインを策定するよう努めるものとする。~~
- ~~(11)~~(10) 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、予防的な通行規制区間を設定するよう努めるものとする。
- ~~(12)~~(11) 集中的な大雪に対しては、国、県、市及び高速道路事業者は人命を最優先に幹線道路上における大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞

留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、その旨を周知するとともに、集中的な除雪作業に努めるものとする。

~~4.3~~(12) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、国、県及び市は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

2 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4 搜索、救助・救急及び医療活動体制の整備

- (1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の搜索、救助・救急活動に備え、資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。
- (3) 道路管理者及び東北地方整備局、東北地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

5 道路交通対策

除雪機械、消融雪設備等を計画的に整備するとともに、生活道路を含めた面的雪処理を地域ぐるみで推進する。また、降雪期前に関係機関と協議の上、毎年「道路除雪計画」を策定し、除排雪を計画的に実施する。

6 交通、通信等の確保

地域経済活動の基幹的役割を果たしているのみならず、日常生活に欠くことのできない交通、通信及び電力供給確保に万全を期する。

7 上下水道施設

- (1) 積雪又はなだれによる施設の破損及び凍結による屋外施設の破損を防止するため、設計・施工時に耐雪対策の十分な検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。
- (2) 上水道にあっては、水源地、消火栓等の施設が除排雪による影響を受けないよう、標識、柵等で注意を喚起する。

8 農林水産業の生産条件の確保

- (1) 果樹等の枝折れ防止
果樹等の枝折れ防止のため、技術指導を行う。
- (2) ビニールハウスの破損防止
積雪に耐えうる強度のビニールハウスの設置を推進するとともに、側壁部の除雪を行うための棟空間を確保するよう指導する。

(3) 越冬作物等の被害防止

積雪期間の長期化による越冬作物等の被害を防止するため、関係機関を通じて消雪指導を行う。

(4) 越冬飼料の確保

冬期間の輸送事情の悪化などによる家畜飼料の不足又は値上がりに対処するため、適正な越冬飼料の備蓄を指導する。

(5) 牛乳輸送の円滑化

牛乳輸送の円滑化を図るため、合理的な集乳路線の確保、乳質保全等を指導する。

(6) 農畜産物の滞貨防止

豪雪によるリンゴ等の農畜産物の滞貨を防止するため、気象状況に応じた計画的出荷を指導する。

(7) 春季消雪の促進

春季農作業を計画的に進めるために積雪調査を行い、その実態を把握するよう指導し、必要に応じて消雪指導を行う。

(8) 漁業遭難の防止

冬期出漁による遭難を防止するため、関係機関の連絡・指導を強化し、風雪時における漁業遭難防止の徹底を図る。

9 生活環境施設の整備

積雪による市民の教育、保健衛生、社会福祉、消防及び防災の分野での障害の除去・軽減を図るため、生活環境施設の整備に努める。

10 地域保全施設の整備

なだれ、融雪出水、地すべり等の災害に対処するための治水、治山、農地保全等の諸施設を総合的に整備し、河川、水路等の改修を推進する。

11 市と市民等の連携

雪害を防止するために、市民一人ひとりの克雪意識の啓発を図るとともに、市と市民が一体となって雪と取り組む体制の確立に努める。

12 文教対策

(1) 通学路の確保

通学路を確保するため、除雪体制を整備する。

(2) 施設内における非常口の確保

学校等の施設内における事故発生に備えて、常に非常口周辺を除雪し、確保する。

(3) 落雪による事故防止

校舎、屋内運動場等の屋根からの落雪による事故を未然に防止するため、必要な措置を講じる。

(4) 学校建物の雪害防止

校舎、屋内運動場等の屋根の雪下ろしについては、あらかじめ計画を立て実施する。

13 防雪対策

(1) なだれ災害予防対策

ア なだれ防止設備の整備

(ア) 道路のなだれ防止設備の整備

道路の保全及び交通の安全を確保するため、予想されるなだれ発生危険箇所に、なだれ防止柵、なだれ防護擁壁等のなだれ防止設備を整備する。

(イ) なだれ防止林の造成

道路、農地、公共施設、住家等で、特になだれの危険が予想される箇所については、なだれ防止林の造成を行う。

(ウ) 集落を保全するなだれ防止設備の整備

なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を対象としたなだれ危険箇所について、なだれ予防柵等のなだれ防止設備を整備する。

イ なだれ危険箇所の警戒

(ア) 危険箇所の点検

道路、農地、公共施設、住家等で、特になだれの危険が予想される箇所については適宜点検を実施し、なだれの早期発見に努め、事故の防止を図る。

(イ) 標識の設置

なだれの危険箇所を一般に周知するため、主要交通道路等を重点として必要箇所に標識を設置する。

(ウ) 事故防止体制

なだれの発生による事故を防止するため、危険道路及び危険地域の警戒体制を強化し、交通規制、迂回路の開設、避難措置等について、必要な事故防止措置を講じる。

(2) 地吹雪災害予防対策

ア 道路の地吹雪対策設備の整備

交通の安全を確保するため、地吹雪多発地域に防雪柵、スノーシェルター、視線誘導標識等の吹きだまり対策設備、視程障害対策設備を整備する。

イ 地吹雪多発地域の警戒

(ア) 地吹雪多発地域において、道路パトロール等を強化し、交通状況及び路面状況を随時把握する。

(イ) 地吹雪による事故を防止するため、テレビ、ラジオ等を通じて、地吹雪の発生状況及び道路情報を適宜提供し、交通規制等必要な事故防止措置を行う。

(3) 着雪災害予防対策

ア 電線着雪対策

着雪による断線及び送電鉄塔の倒壊を防止するため、電力会社に対して送電線の難着雪化を働きかける。

イ 交通標識の着雪防止

交通標識の着雪を防止するため、標識板への発熱体の取付け、標識板の傾斜取付けなど、着雪防止法を講じる。

ウ 果樹等の着雪防止

果樹等の着雪防止は、8「農林水産業の生産条件の確保」により実施する。

(4) 融雪災害防止対策

ア 融雪出水対策

融雪出水対策は、第3章第1-8-9節「水害予防対策」によるほか、秋口には河中の障害物を取り除くなど、河川の維持管理の徹底を図る。

イ 融雪期の地すべり対策

融雪期の地すべり対策は、第3章第2-9-1節「土砂災害予防対策」により実施する。

14 屋根雪等の処理

屋根雪による事故を防ぐため、計画的な雪下ろし~~を~~を奨励~~する~~する。また、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努める。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。雪止め、防雪柵の設置及び屋根雪処理システム（耐雪構造システム、無落雪システム及び消・融雪システム）の普及を図る。

15 雪害対策に関する観測等の推進

- (1) 降雪量、積雪量等の観測体制及び設備の充実・強化等を図る。
- (2) 県及び市は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をする。

16 防災訓練の実施

積雪、なだれ等を想定した防災訓練を実施し、災害時の対応についての周知徹底を図るほか、関係機関等が相互に連携した実践的な訓練の実施に努める。

道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同訓練を実施する。

II 応急対策

[統括班、対策推進班、土木第一・二班、学校教育班]

豪雪時における産業の機能低下の防止及び市民の生活を確保するため、道路交通の確保を最重点とした除雪対策等を行うものとする。

1 実施責任者

市長は、豪雪時において、国、県その他防災関係機関との連絡調整等を行うとともに、市民の生活確保のために市道等の除排雪を行うものとする。

2 道路の交通確保

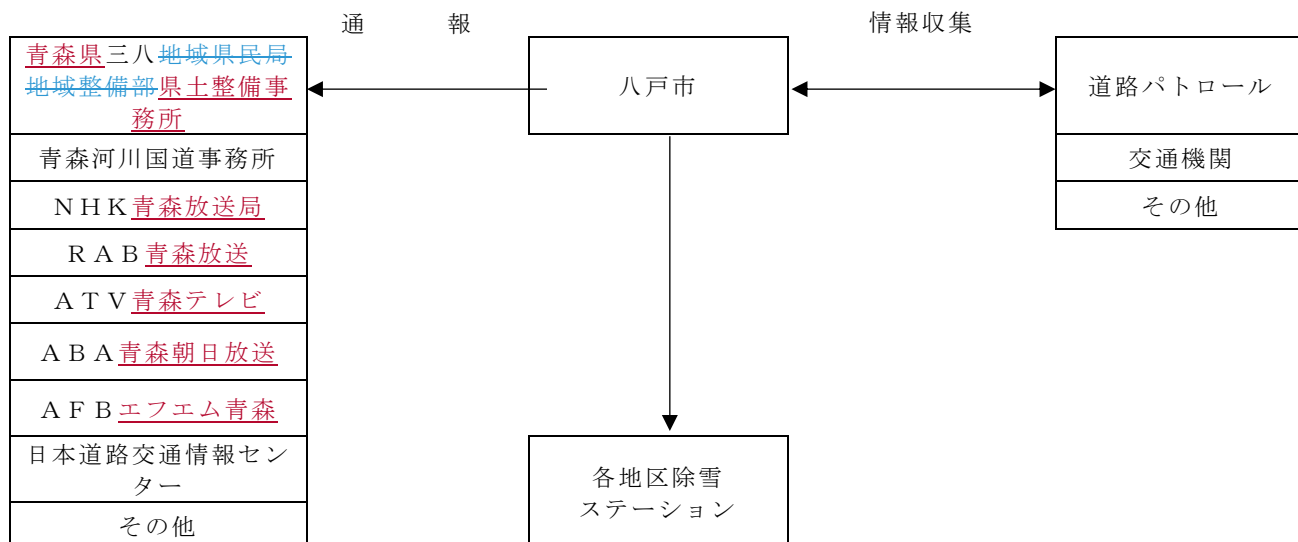
(1) 情報の収集、連絡

ア 道路パトロールを実施し、特に路面及び法面の状況（路面凍結、橋面凍結、圧雪の状況、雪庇の有無等）を把握する。

イ 本計画に基づき、雪害防止に必要な情報の収集伝達を行う。

ウ 異常事態が発生した場合は、速やかに~~NHK、RAB、ATV、ABA~~報道機関、県交通管制センター、日本道路交通情報センター、青森県三八地域県民局地域整備部 県土整備事務所、国土交通省青森河川国道事務所等に通報する。

豪雪時における連絡系統図



(2) 豪雪災害時における体制

市域管轄の青森県三八地域県民局地域整備部県土整備事務所内に「青森県除雪事業計画」に基づく地区警戒体制等が敷かれた場合、青森県三八地域県民局地域整備部県土整備事務所と連絡を密にし、次により道路交通確保に万全を期するものとする。

- ア 道路及びこれに関する情報連絡の強化
- イ 除雪機械及びオペレーターの借上げ並びに応援に関する事前手配
- ウ 除排雪作業の強化及び計画的検討
- エ 除雪時期の検討
- オ パトロール強化及び写真その他資料の準備

(3) 緊急確保路線の除雪区分と除雪目標

豪雪となった場合、交通確保すべき路線の除雪区分及び除雪目標を次のとおりとする。

区 分	基 準	除 雪 目 標
幹線道路	主要道路 バス路線 公共機関への道路	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、常時交通を確保する。 異常降雪時には、降雪後5日以内に2車線の確保を図る。
一般道路	上記以外	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、約10日以内に2車線又は1車線の確保を図る。

※ 豪雪により上記幅員の確保が困難である場合は、除雪対策本部で別途協議し、目標を定める。

3 消防救急医療業務体制の確保

消防計画による。

4 生活関連施設の確保

(1) 通学通園路の確保

豪雪時には、市は、市民と協力し通学通園路を確保するものとする。

(2) 堆雪場の指定

大量の除排雪を想定し、あらかじめ必要な堆雪場を確保しておくものとする。

5 鉄道交通の確保

(1) 積雪期における規定ダイヤによる運行の確保のため、除雪体制（車輛、機械、人員及び施設）の整備拡充を働きかける。

(2) 停車場構内等の増配線を実施し、除雪能力及び操車能力の強化を働きかける。

6 通信、電力供給の確保

送信線及び送電線の切断等の雪害の未然防止に努めるものとし、異常事態が発生した場合は、早急に対応するよう働きかける。また、市長は、それぞれの事業者に除雪状況等の情報を提供し万全を期するよう働きかける。

7 交通安全対策及び交通の円滑化対策

(1) 路上駐車車両は、除（排）雪の障害及び交通渋滞の原因となることから、路上駐車車両の追放を徹底する。

また、八戸警察署との緊密な連携のもと、路上駐車車両をなくするよう指導する。

(2) 気象状況又はなだれ等による交通の危険状況に応じて、八戸警察署との緊密な連携のも

と、交通の規制を実施する。

- (3) 除（排）雪作業を実施する場合、八戸警察署との緊密な連携のもと、交通の安全確保及び除（排）雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。

また、交通の規制が必要な場合は、緊急交通規制の実施を要請する。

降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制を予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

8 除排雪困難者の除排雪対策

一人暮らしの高齢者、障がい者、母子家庭等の除排雪困難者について、消防機関等（消防団、ボランティア等）の協力を得て、屋根雪等の排除に万全を期する。

9 応援協力関係

- (1) 市自らの除（排）雪の実施が困難な場合、除（排）雪の実施又はこれに要する除（排）雪機械及びオペレータの確保について県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」、「青森県消防相互応援協定」及びその他個別の消防相互応援協定に基づき、他市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第2-9-30節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第2節 海上災害対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合及び船舶からの油、危険物等の大量排出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、次のとおり予防及び応急対策を実施する。

第1 海難対策

I 予防対策

[統括班、対策推進班、八戸消防本部、水産班]

海難の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1 船舶の安全性及び安全な運航の確保

船舶所有者等及び漁業協同組合は、気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

(1) 災害発生事業所の措置

危険物等の種類に応じた化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

(2) 市長の措置

危険物等の種類に応じた化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

また、災害時の医療活動に備え、資機材等の整備に努める。

5 防災訓練の実施

第二管区海上保安本部（八戸海上保安部）等の国の機関、県、県警察、民間救助・防災組織、関係事業者、港湾管理者等と相互に連携し、大規模海難を想定した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

II 応急対策

[統括班、対策推進班、八戸海上保安部、八戸警察署]

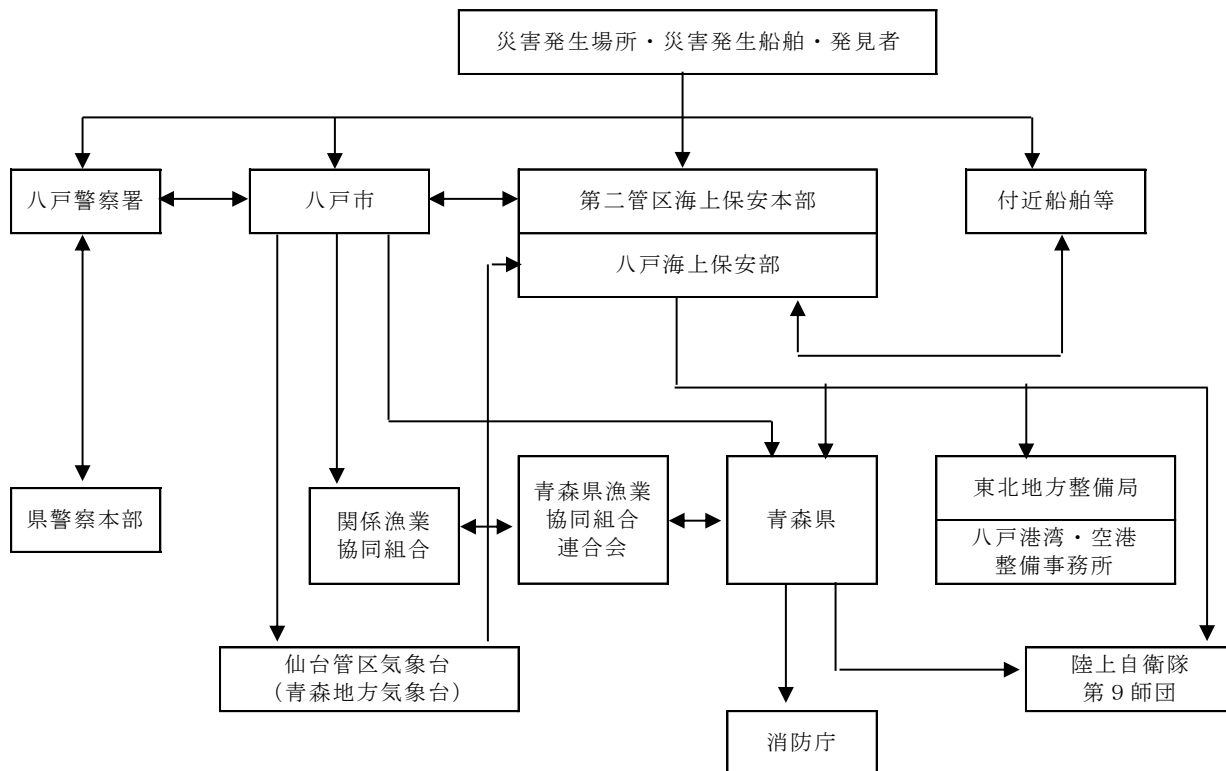
海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、次のとおり応急対策を講じるものとする。

1 実施責任者

海難による被害の拡大防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は市長が行うものとする。

2 情報の収集・伝達

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の収集及び伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のため通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



3 活動体制の確立

市及び災害発生事業所は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4 搜索活動

第二管区海上保安本部（八戸海上保安部）、県及び八戸警察署は、関係機関と緊密に協力の上、船舶、航空機等多様な手段を活用して搜索活動を実施する。

5 救助・救急活動

(1) 災害発生事業所の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 市長の措置

救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(3) 防災関係機関の措置

ア 第二管区海上保安本部（八戸海上保安部）の措置

被災者の救助・救急活動を行うものとし、必要に応じ民間救助組織（青森県漁船海難防止・水難救済会）等と連携する。

イ 県及び八戸警察署の措置

救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

6 医療活動

医療活動については、第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第2-5-6節「交通対策」により実施する。

8 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

9 応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第2-9-30節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第2 海上排出油等及び海上火災対策

I 予防対策

[統括班、対策推進班、八戸消防本部]

重油等の大量排出等による海洋汚染、火災、爆発等を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1 船舶の安全性及び安全な運航の確保

船舶の安全性及び安全な運航の確保については、本節「I 海難対策」の「船舶の安全性及び安全な運航の確保」により実施する。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制等の整備については、本節「I 海難対策」の「情報の収集・連絡体制等の整備」により実施する。

3 災害応急体制の整備

災害応急体制の整備については、本節「I 海難対策」の「災害応急体制の整備」により実施する。

4 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

救助・救急、医療及び消火活動体制の整備については、本節「I 海難対策」の「搜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備」により実施する。

5 排出油・漂着油防除体制等の整備

大量の排出油、漂着油等の事故が発生した場合に備えて、オイルフェンス等の防除資機材を整備する。

6 防災訓練の実施

第二管区海上保安本部（八戸海上保安部）等の国の機関、県、県警察、民間救助・防災組織、関係事業者、港湾管理者等と、相互に連携して重油等の大量排出等による海洋汚染、火災、爆発等を想定した広域的及び実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

II 応急対策

[統括班、対策推進班、八戸消防本部、水産班]

沿岸海域において油等の漏えい、排出、漂着、火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、次のとおり応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

排出油防除、災害拡大防止の措置等に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は、市長が行うものとする。

2 情報の収集・伝達

沿岸海域において油等の漏えい、排出、漂着、火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集及び伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のため通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、大型タンカー火災及び港湾内のタンカー火災（火災が発生するおそれのあるものを含む。）については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

対策は次により実施する。

(1) 災害発生事業所（船舶の所有者、管理者、占有者等を含む。）の措置

ア 所轄消防機関、第二管区海上保安本部（八戸海上保安部）、又は市町村等関係機関に災害発生について直ちに通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意を喚起する。また、必要に応じ、付近の市民に避難するよう警告する。

イ 自衛消防隊、その他の要員により次の排出油等の防除活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ他の関係企業に応援協力を求める。

(ア) 大量油の排出があった場合

- a オイルフェンスの展張、その他排出した油の拡がりを防止するための措置をとる。
- b 損傷箇所を修理するとともに、さらなる残油の排出を防止するための措置をとる。
- c 損壊タンク内の残油を抜き取る、又は他の損壊していないタンクへ移し替える。
- d 排出された油の回収作業を行う。
- e 排出された油の海岸漂着を防止できない場合は、油が漂着した海岸で回収作業を行う。
- f 油処理剤を散布し、排出油の処理を行う。
(なお、油処理剤の使用については十分留意する。)

(イ) 危険物の排出があった場合

- a 損傷箇所の修理を行う。
- b 損壊タンク内の危険物を抜き取る、又は他の損壊していないタンクへ移し替える。
- c 薬剤等により、排出した危険物の処理を行う。
- d 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- e 船舶にあっては、曳航索の垂下を行う。
- f 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。
- g 消火準備を行う。

(ウ) 海上火災が発生した場合

- a 放水又は消火剤の散布を行う。
- b 付近にある可燃物を除去する。
- c 火災の発生していないタンク等への冷却放水を行う。
- d 火点の制御を実施する。
- e 船舶にあっては、曳航索の垂下を行う。
- f 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。

ウ 第二管区海上保安本部（八戸海上保安部）又は消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様を報告するとともに、その指示に従い、積極的に消火活動及び排出油等防除活動に協力する。

エ 災害発生事業所のみによる油等の排出の防止、除去及び消火活動が困難な場合は、指定海上防災機関に業務を委託する。

(2) 市長の措置

ア 被害の及ぶおそれのある沿岸付近の市民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は市民の立入制限、退去等を命ずる。

イ 回収油等の仮置き場所を確保し、海上排出油、沿岸漂着油等の防除活動を行う。また、地元海面の浮流油を巡視・警戒し、環境モニタリング等必要な措置を講じる。

ウ 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等排出防止措置について指導する。

エ 消防計画等により消防隊を出動させ、第二管区海上保安本部（八戸海上保安部）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、排出油等の拡散防止活動及び消火活動を実施する。消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。

オ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の

防災関係機関に対して、応援の要請を行う。

(3) 防災関係機関の措置

ア 第二管区海上保安本部（八戸海上保安部）の措置

- (ア) 災害応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。
- (イ) 付近船舶の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。
- (ウ) 付近船舶の安全を確保するため、航行の制限又は禁止、移動命令等必要な措置を行うとともに、付近海域における火気使用の制限、禁止等の措置を講じる。
- (エ) 災害発生船舶又は施設に対し、災害局限措置の指示を行う。
- (オ) 船体並びに排出油等の応急対応を行う。
- (カ) 巡視船艇を出動させ、関係市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て排出油等の拡散防止、除去活動及び消火活動を実施する。消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行うものとする。なお、業務協定により、①埠頭又は岸壁に繫留された船舶及び上架又は入渠中の船舶、②河川湖沼における船舶の消火活動は、主として消防機関が担任し、①及び②以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、それぞれ相互に協力して、消火活動を行う。
- (キ) 航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者等が必要な措置等を講じていない場合は、措置を講じるよう命ずる。
- (ク) 油等が大量に排出された場合、原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行うなど被害を最小限に食い止めるための措置を講じる。
- (ケ) 緊急に防除のための措置を講じる必要がある場合において、原因者が防除措置を講じていないと認められるとき、又は防除措置を講じるいとまのないときは、指定海上防災機関に指示する。
- (コ) 大量の油等の排出、若しくは多数の者の遭難を伴う船舶の火災等港湾の機能を停止させるような大規模な事故が発生し、自己の消防力等では対処できない場合又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに、防災関係機関等に対して応援を要請する。また、化学消火薬剤等必要資機材の確保が困難である場合は、県へその確保につき応援協力を求める。
- (サ) 大量の油等の排出事故が発生した場合は、必要に応じ、関係行政機関の長等に対し、海上汚染を防止するために必要な措置を講じることを要請する。

イ 国土交通省東北地方整備局の措置

油排出事故が発生した場合は、要請等を受けて、油回収船を出動させ、防除活動を行う。

ウ 仙台管区气象台（青森地方气象台）の措置

気象・海象に関する情報を提供する。

エ 八戸警察署の措置

海上事故により油等が大量に排出した場合は、関係機関と密接に連携して市民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施する。

オ 県の措置

- (ア) 沿岸に漂着した海上排出油等に対処するため、関係機関と協力の上、油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講じる。
- (イ) 第二管区海上保安本部（八戸海上保安部）又は関係市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力するとともに、その他陸上火災に準じて必要な措置をとる。

カ 港湾・漁港管理者の措置

港湾・漁港管理者は、港湾・漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講じるとともに、港湾機能に支障を来すおそれがある場合、又は第二管区海上保安本部（八戸海上保安部）若しくは関係市町村から協力を求められた場合は、曳き船等により、積極的に災害応急活

動等に協力する。

キ 青森県沿岸排出油等防除協議会の措置

青森県沿岸排出油等防除協議会会長又は地区部会長は、大量の油が排出され、沿岸に漂着するなどした場合には、必要に応じ総合調整本部を設置し、協議会会員に対し、情報の共有、既に実施された防除措置の状況の周知等に努めるとともに、迅速かつ的確な防除活動が実施できるよう調整する。

協議会会員は、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ防除活動を実施する。

8 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第2-5-6節「交通対策」により実施する。

9 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

10 応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第2-9-30節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第3節 航空災害対策

[統括班、対策推進班、八戸消防本部]

空港及びその周辺並びにその他の地域において、民間機、自衛隊機又は米軍機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、次のとおり予防及び応急対策を実施する。

I 予防対策

航空災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施するものとする。

1 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

救助・救急及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

4 防災訓練の実施

空港管理者、航空運送事業者、県、県警察、自衛隊等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

II 応急対策

航空機の墜落炎上等による災害から市民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。なお、米軍機に係る航空災害が発生した場合は、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」に基づき対応する。

1 実施責任者

航空災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は市長が行うものとする。

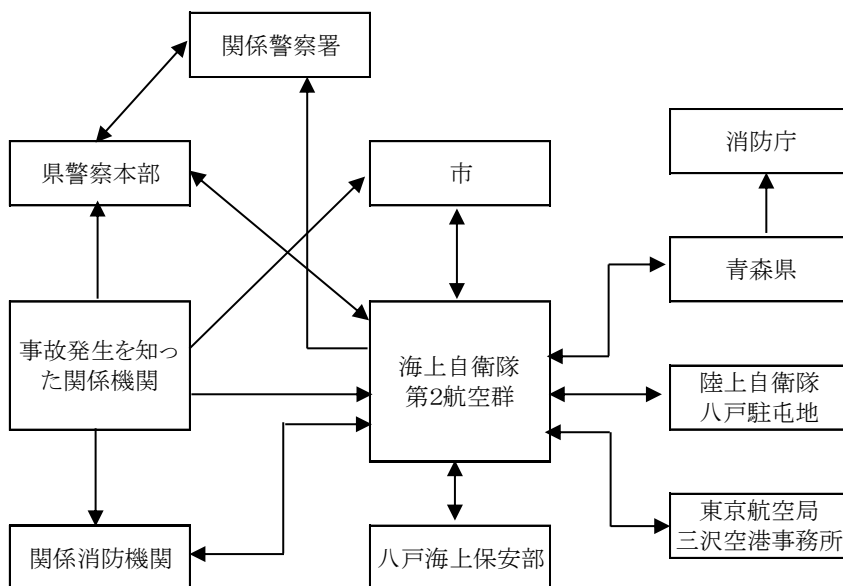
2 情報の収集・伝達

航空災害が発生した場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機

関に連絡する。

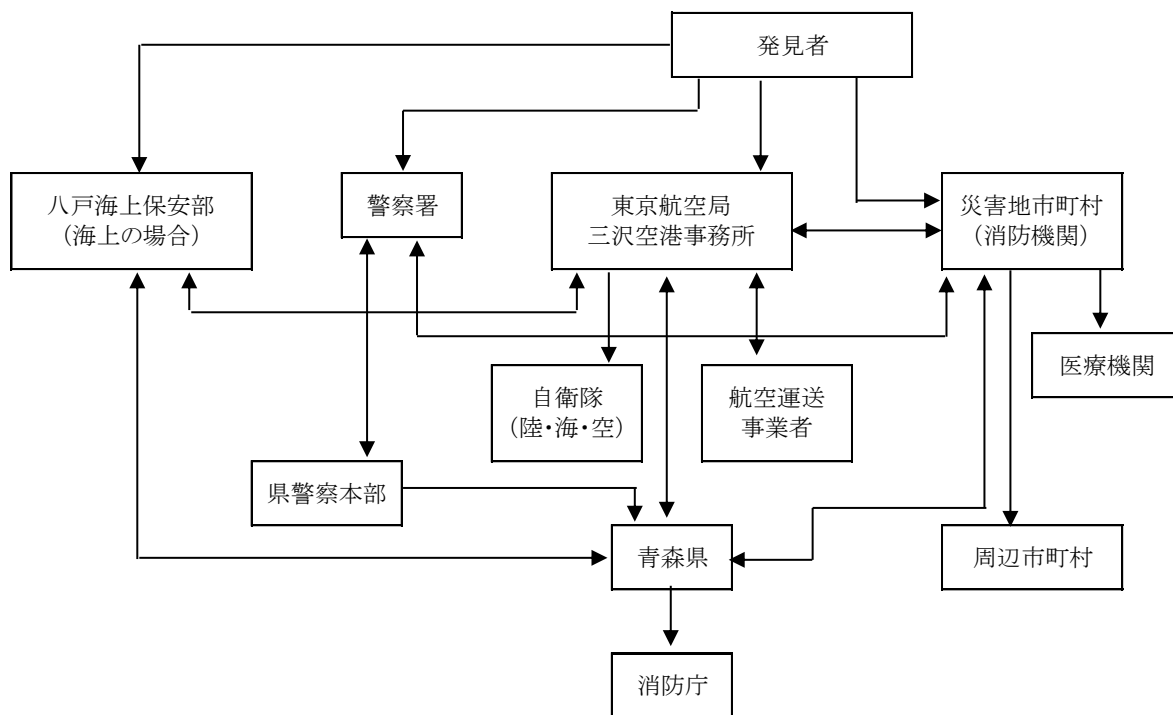
なお、航空機火災（火災が発生するおそれのあるものを含む。）については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

(1) 八戸飛行場周辺における航空機事故

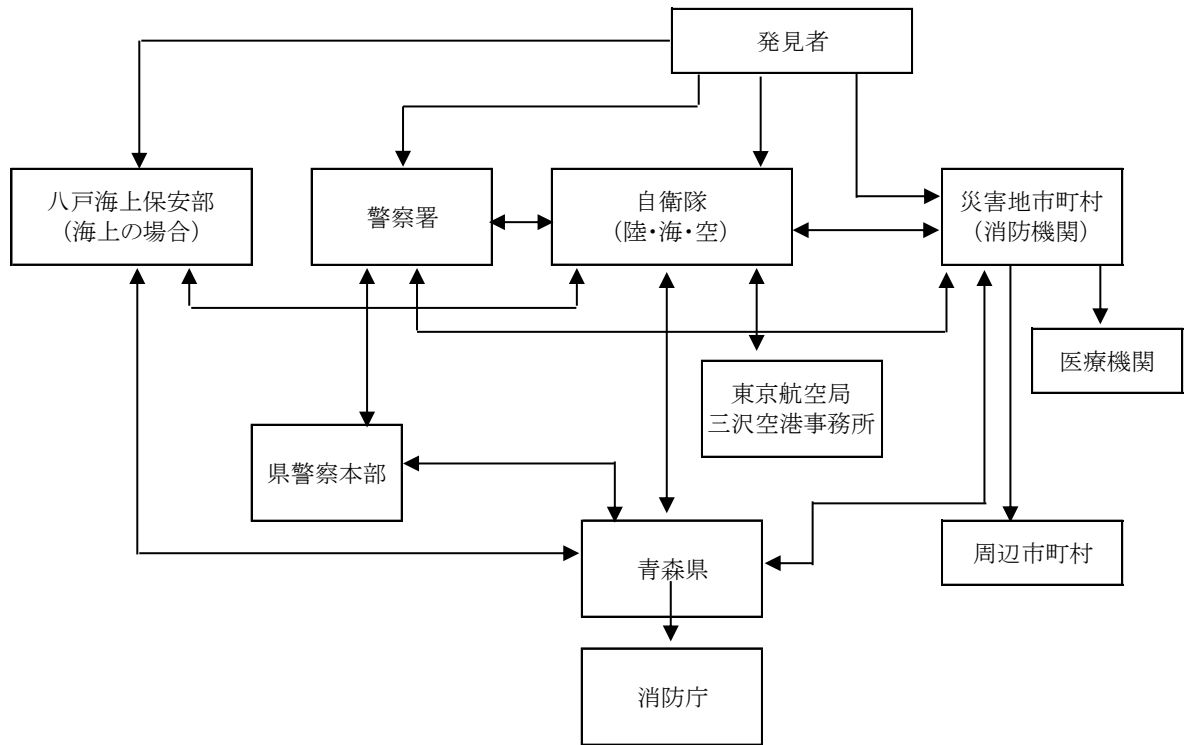


(2) その他の地域で事故が発生した場合

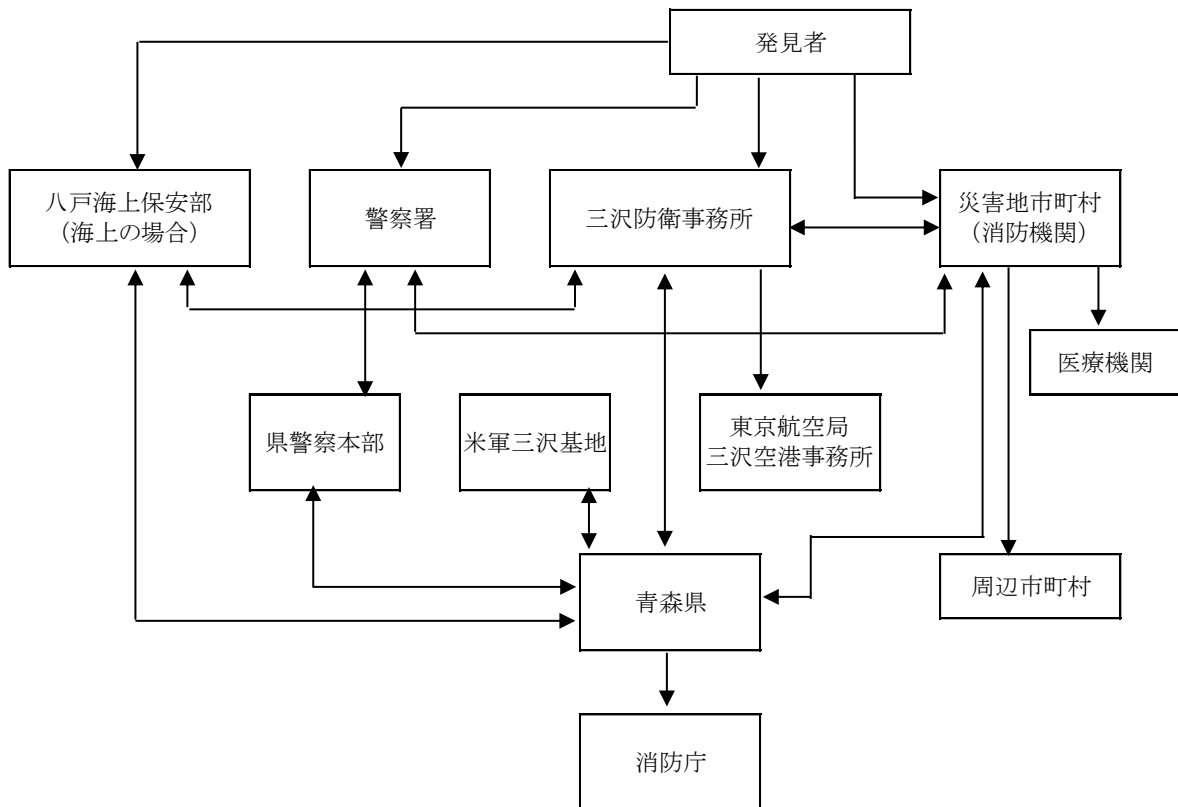
ア 民間機の場合



イ 自衛隊機の場合



ウ 米軍機の場合



3 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4 搜索活動（防災関係機関の措置）

(1) 自衛隊の措置

自衛隊機又は米軍機の事故が発生した場合は、搜索活動を実施することとし、民間機の事故が発生した場合は、東京航空局三沢空港事務所長の要請により出動し、搜索活動を実施する。

(2) その他関係機関の措置

緊密に協力の上、ヘリコプター等多様な手段を活用して搜索活動を実施する。

5 救助・救急活動

(1) 市長の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(2) 防災関係機関の措置

ア 空港管理者の措置

空港及びその周辺における航空機事故について、速やかに被害状況を把握するとともに、迅速に救助・救急活動を行う。

イ 八戸警察署の措置

救助・搜索活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。また、大規模航空災害が発生した場合は、関係機関と連携の上、警察災害派遣隊等による救助活動を行う。

ウ 第二管区海上保安本部（八戸海上保安部）の措置

海上における災害に係る救助・救急活動を行うとともに、東京航空局（三沢空港事務所）、自衛隊、市等の救助活動を支援する。

エ 自衛隊の措置

自衛隊機又は米軍機の事故が発生した場合は、搜索活動を実施することとし、民間機の事故が発生した場合は、東京航空局三沢空港事務所の要請により出動し、救助活動を実施する。

オ 県の措置

市町村の実施する救急活動について、必要に応じて助言等を行うとともに、市町村からの要請により、他の市町村に応援を依頼する。

6 医療活動

(1) 市長の措置

医療活動については、第4章第15節「医療、助産及び保健」による。

(2) 公益社団法人青森県医師会の措置

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合には、「青森空港医療救護活動に関する協定書」に基づいて相互協力のもと医療救護活動を適切に実施する。

7 消火活動

(1) 市長の措置

消火活動については、第4章第6節「消防」によるほか、防災関係機関、関係公共団体の協力を得て消火活動を実施する。

(2) 防災関係機関の措置

ア 自衛隊の措置

自衛隊機又は米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施する。

イ 県の措置

市（消防機関）の実施する消火活動について、必要に応じて助言等を行うとともに、市からの要請により、他の市町村に応援を依頼する。

8 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25-6節「交通対策」により実施する。

9 立入禁止区域の設定・避難誘導等

(1) 市長の措置

空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、市民等の立入制限、退去等を命ずる。

(2) 防災関係機関の措置

・八戸警察署の措置

空港事務所と協力して危険防止の措置を講じるとともに、市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。なお、その場合、この旨地元市町村へ通報する。また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、市民等に対する避難誘導を実施する。

10 災害広報・情報提供（市長の措置）

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

11 応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第29-30節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第4節 鉄道災害対策

[統括班、対策推進班、八戸消防本部]

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又はその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

I 予防対策

鉄道災害を未然に防止するため関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1 鉄軌道の安全確保

(1) 鉄道事業者の措置

- ア 事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じることができるよう、また、自然災害、列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保及び保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。
- イ 土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車に支障が生ずるおそれがあるときには、当該線路の監視に努める。
- ウ 植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。
- エ 国と協力して、踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。

(2) 市長の措置

県と協力して、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動又は生活への支障を防止するとともに、地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策及び海岸保全対策を重点的に実施する。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

(1) 鉄道事業者の措置

事故災害発生直後における乗客の避難等のため体制の整備に努めるとともに、医療機関及び消防機関との連絡・連携体制の強化に努める。

火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

(2) 市長の措置

県と協力して救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5 防災訓練の実施

東北運輸局、県、鉄道事業者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

II 応急対策

列車の衝突等が発生した場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、次のとおり応急対策を講じる。

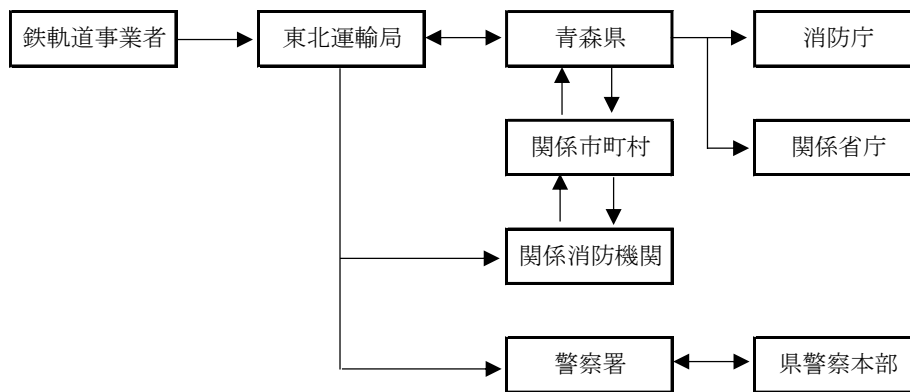
1 実施責任者

鉄道災害による被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は市長が行うものとする。

2 情報の収集・伝達

鉄道災害が発生した場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、列車火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。
(『火災・災害等即報要領』)



3 活動体制の確立

(1) 鉄道事業者の措置

発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。

(2) 市長の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4 救助・救急活動

(1) 鉄道事業者の措置

事故災害発生直後における負傷者の救助救急活動を行うよう努めるとともに、救助救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 市長の措置

救助・救急活動については、第4章第8節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

5 医療活動

医療活動については、第4章第15節「医療、助産及び保健」による。

6 消火活動

(1) 鉄道事業者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 市長の措置

消火活動については、第4章第6節「消防」による。

7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 鉄道事業者の措置

事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるとともに、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送に協力するよう努める。

(2) 市長の措置

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第2-5-6節「交通対策」による。

8 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

9 災害復旧

鉄道事業者は、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災状況に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。また、災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

復旧作業の際には、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資機材置場や土石の捨て場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

10 応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第2-9-30節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第5節 道路災害対策

[統括班、対策推進班、土木第二班、八戸消防本部]

道路構造物の被災、道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動、消火活動等が必要とされる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又はその軽減を図るため、次のとおり予防及び応急対策を実施するものとする。

I 予防対策

道路災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施するものとする。

1 道路交通の安全確保

(1) 道路管理者の措置

道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を実施するために、情報の収集および連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるとともに、道路における災害の予防及び道路施設等の安全の確保のために必要な措置を講じる。また、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

(2) 市長の措置

国及び県と協力して、交通施設の被災による広域的な経済活動、市民への支障や地域の孤立化防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策及び海岸保全対策を重点的に実施する。

(3) 防災関係機関の措置

八戸警察署は、道路交通安全のための情報の収集及び連絡体制の整備を図るとともに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制等の整備を行い、夜間休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

(1) 道路管理者の措置

医療機関、消防機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

(2) 市長の措置

災害時の救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努めるとと

もに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5 防災訓練の実施

- (1) 国の機関、県、道路管理者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。
- (2) 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応について周知徹底を図る。

6 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

道路管理者は、道路災害時に施設又は設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材の整備を行う。

7 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対して道路災害時の対応に係る防災知識の普及・啓発を図る。

8 再発防止対策の実施

道路管理者は、道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

II 応急対策

道路構造物が被災し、又は被害が発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、次のとおり応急対策を講じるものとする。

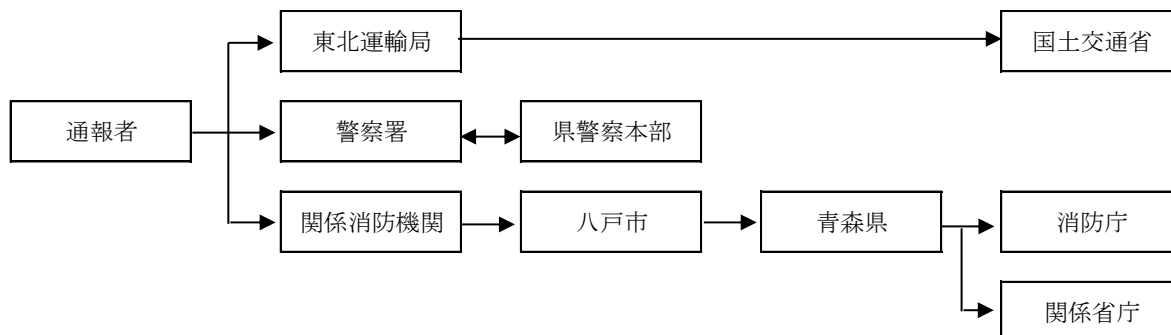
1 実施責任者

道路災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は市長が行うものとする。

2 情報の収集・伝達

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、トンネル内車両火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。(『火災・災害等即報要領』)



3 活動体制の確立

- (1) 道路管理者の措置
発災後、速やかに被害の拡大の防止のために必要な措置を講じる。
- (2) 市長の措置
発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要

な体制をとる。

4 救助・救急活動

(1) 道路管理者の措置

関係機関による迅速かつ的確な救助救出の初期活動が行われるよう協力する。

(2) 市長の措置

救助救急活動については、第4章第8節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

5 医療活動

医療活動については、第4章第15節「医療、助産及び保健」による。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

6 消火活動

(1) 道路管理者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 市長の措置

消火活動については、第4章第6節「消防」による。

7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第2-5-6節「交通対策」によるほか、被害の状況、緊急度及び重要度を考慮して、交通規制、応急復旧又は輸送活動を行う。

8 危険物の流出に対する応急対策

(1) 道路管理者の措置

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動及び避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

(2) 防災関係機関の措置

ア 消防機関の措置

危険物の流出が認められた場合は、直ちに防除活動を行う。

イ 八戸警察署の措置

危険物の流出が認められた場合等、道路災害が通行量の多い道路において発生し、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定し、避難誘導活動を行う。

9 道路施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者の措置

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設の緊急点検を行う。

(2) 八戸警察署の措置

災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るために必要な措置を講じる。また、災害発生後直ちに、被災現場及びその周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じる。

10 災害広報・情報提供

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

11 災害復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資及び資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

12 応援協力関係

市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

自衛隊への災害派遣要請については、第4章第2-9-30節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第6節 危険物等災害対策

[八戸消防本部、保健衛生班、統括班、対策推進班]

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物及び放射性物質）の漏えい、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害（放射性物質の大量放出の場合を除く）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又はその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施する。

なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域に係る防災に関しては、青森県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

I 予防対策

危険物等災害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

なお、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

1 現況

地域内の危険物施設等の状況を把握し、関係機関で共有する。

2 危険物施設

(1) 規制

消防法に基づき危険物施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備
- イ 危険物保安監督者、危険物保安統括管理者及び危険物施設保安員の選任
- ウ 予防規程の作成
- エ その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

立入検査等により危険物施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法
- ウ 危険物施設の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等が非常時にとるべき措置
- エ 災害による危険物施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育

ア 事業所の所有者、管理者、占有者、危険物保安監督者等は、危険物取扱者等に対し保安管理体制の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

イ 消防本部は、国が定めた危険物安全週間を通じ、危険物に関する意識の高揚と啓発を図る。

(4) 自主保安体制の整備

事業所は、火災、爆発、漏えい等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ 保安検査及び定期点検

- ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- オ 防災訓練の実施

(5) 事業所の協力体制の確立

危険物を取り扱っている事業所が一定地域に集中している地域にあっては、相互援助等自主的な防災活動を行うため、各事業所は相互に連携し総合的な防災体制を確立する。

3 高圧ガス施設

(1) 規制

県は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき、高圧ガス施設の所有者等に対して次の規制を行う。

ア 高圧ガス施設の位置、構造及び設置

イ 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造技術管理者、高圧ガス製造保安係員、高圧ガス製造保安主任者、高圧ガス製造保安企画推進員、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者、液化石油ガス業務主任者等の選任

ウ 危害予防規程の作成

エ その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

ア 高圧ガス施設の位置、構造及び設備の維持管理

イ 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、その他取扱及び消費並びに容器の検査及び取扱

ウ 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス製造保安統括者等が非常時に取りるべき措置

エ 災害による高圧ガス施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

ア 事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。

イ 県及び高圧ガス関係団体は、各種の保安講習等を実施する。

ウ 県及び高圧ガス関係団体は、国が設定した保安活動促進週間を通じ、関係者の防災意識の向上を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）

イ 定期自主検査

ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検

エ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

オ 防災訓練の実施

4 火薬類施設

(1) 県の規制

県は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の周知徹底を図り、火薬類施設の所有者等に対して次の規制を行う。

ア 火薬類施設の位置、構造及び設備

イ 火薬類製造保安責任者、火薬類製造副保安責任者、火薬類取扱保安責任者及び火薬類取扱副保安責任者の選任

ウ 危害予防規程の作成

エ その他法令で定められた事項

(2) 県の保安指導

県は、保安検査等により火薬類施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- ア 火薬類施設の位置、構造及び設備の維持管理
 - イ 火薬類の販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いの方法
 - ウ 火薬類施設の管理者、火薬類製造保安責任者等が非常時にとるべき措置
 - エ 災害による火薬類施設等への影響に対する安全措置
- (3) 保安教育等
- ア 事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。
 - イ 県は、研修会等を開催するとともに、国が設定した危害予防週間に基づき、関係者の防災意識の向上を図る。
- (4) 自主保安体制の確立
- 事業所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。
- ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
 - イ 定期自主検査
 - ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検
 - エ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
 - オ 防災訓練の実施

5 毒物・劇物施設

(1) 規制及び保安指導

県及び市は、毒物・劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき、毒物・劇物の業者等に対して次の規制及び保安指導を行う。

	県	市
対象者	毒物・劇物の製造業及び輸入業者	毒物・劇物の販売業者
規制	<ul style="list-style-type: none"> ア 毒物・劇物の製造業及び輸入業の登録 イ 毒物劇物取扱責任者の設置届出の受理 ウ 毒物・劇物の飛散、流出等の防止措置の確認 エ その他法令で定められた事項 	<ul style="list-style-type: none"> ア 毒物・劇物の販売業の登録 イ 毒物劇物取扱責任者の設置届出の受理 ウ 毒物・劇物の飛散、流出等の防止措置の確認 エ その他法令で定められた事項
保安指導	<ul style="list-style-type: none"> ア 毒物・劇物の運搬、貯蔵その他の取扱いの方法 イ 毒物・劇物の業者、毒物劇物取扱責任者等が非常時にとるべき措置 ウ 災害による毒物・劇物営業所等への影響に対する安全措置 	

- (2) 保安教育
- 業者等は、保安管理能力の向上を図るため、従業員に対して保安教育を実施する。
- (3) 自主保安体制の確立
- 業者等は、二次災害等の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。
- ア 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
 - イ 防災設備の維持管理、整備及び点検
 - ウ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
 - エ 防災訓練の実施

6 放射性同位元素使用施設

放射性同位元素使用施設の管理者は、法令で定める技術基準を遵守する。県及び放射性同位元素使用施設の管理者とともに、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防措置を行う。

7 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制等の整備を行い、夜間休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

8 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

9 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

災害時の救助・救急活動及び消火活動に備え、危険物の種類に応じた化学消火薬剤の備蓄及び化学消防車等の資機材等の整備促進に努める。

また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

10 危険物等の大量流出時における防除活動体制等の整備

危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制、危険物等の種類に応じた必要な防除資機材等の整備を行う。

11 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第10節「避難対策」により実施する。

12 防災訓練の実施

危険物施設等の所有者・事業者等と県及び国の機関等は、相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

13 防災知識の普及

危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、市民に対してその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

II 応急対策

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物及び放射性物質）の漏えい等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、次のとおり応急対策を講じる。

1 実施責任者

災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、市長、消防長及び知事が行う。

危険物等の施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行

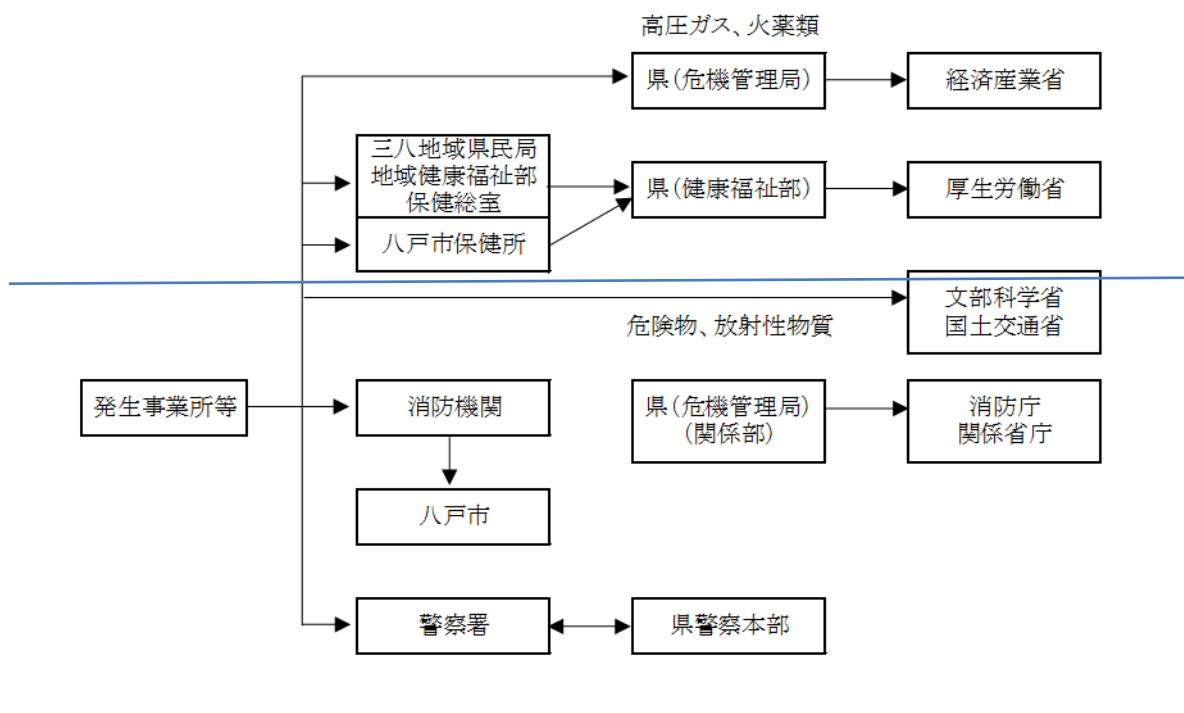
う。

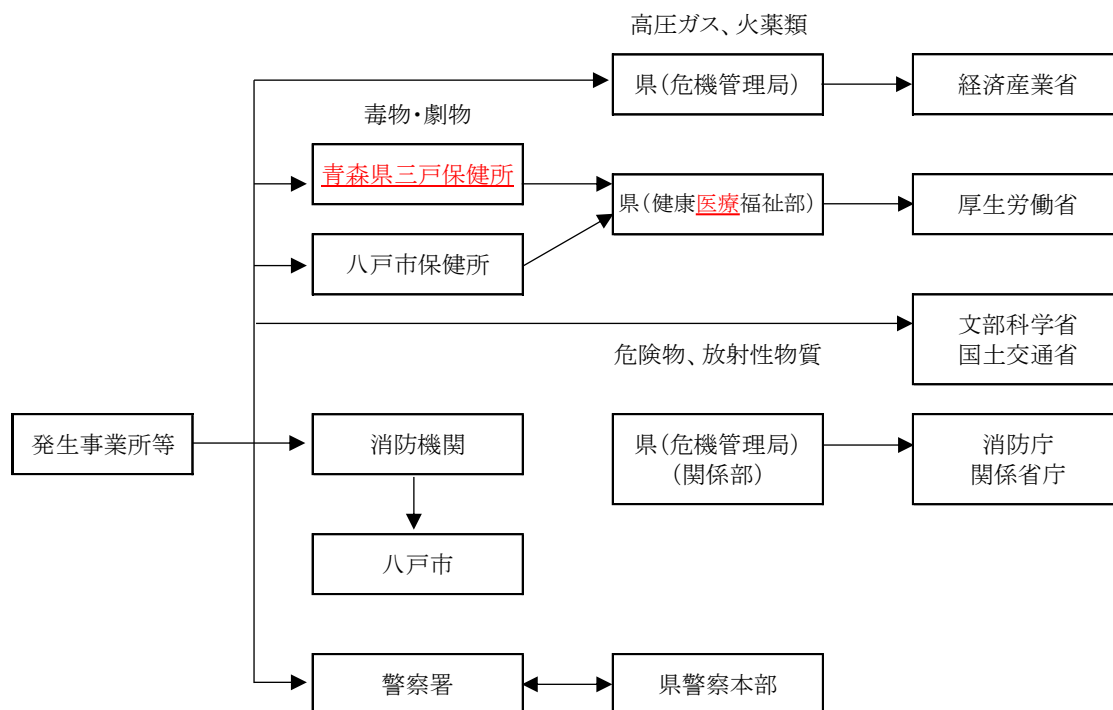
2 情報の収集・伝達

危険物等災害が発生した場合の情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、危険物等に係る事故で、次のものについては、第1報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。(『火災・災害等即報要領』)

- (1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (2) 負傷者が5名以上発生したもの
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- (4) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- (5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近市民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災





3 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4 危険物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 危険物施設の所有者、管理者又は占有者の措置

- ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類等の危険物を安全な場所に移し、又は注水冷却するなどの安全措置を講じる。
- イ 八戸消防本部及び八戸警察署へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。
- ウ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動等を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動等を実施する。
- エ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して誘導するとともに、消防機関に対し、爆発性、引火性又は有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動に協力する。

(2) 市長の措置

- ア 知事へ災害発生について、直ちに通報する。
- イ 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基準に適合させるよう命じ、又は施設の使用の停止を命じる。
また、公共の安全の維持、又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。
- ウ 危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。
- エ 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに及び、農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

オ 災害の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村（消防機関）に対して応援を要請する。

カ さらに消防力等を必要とする場合は、県知事に対して緊急消防援助隊等の応援又は自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。

(3) 八戸警察署の措置

知事へ災害発生について直ちに通報するとともに、危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し必要な警告を発し、特に緊急を要する場合は、危険防止のため通常必要と認められる措置をとるよう命じ、又は自らその措置を講じる。また、市（消防機関）職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、市民等の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市（消防機関）へ通知する。

5 高圧ガス施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 高圧ガス施設の所有者又は占有者の措置

ア 高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋めるなどの安全措置を講じる。

イ 知事、八戸警察署及び八戸消防本部に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

(2) 市長の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講じる。

(3) 八戸警察署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

6 火薬類施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 火薬類施設又は火薬類の所有者又は占有者の措置

ア 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には見張り人をつけてこれに移し、移す余裕のない場合には水中に沈め、又は火薬庫の入口を密閉し、防火措置等安全な措置を講じる。

イ 知事、八戸警察署及び八戸消防本部に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

(2) 市長の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講じる。

(3) 八戸警察署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

7 毒物・劇物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 毒物・劇物営業者の措置

毒物・劇物施設等が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散・漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講じるとともに、八戸市保健所又は[三八地域県民局地域健康福祉部保健総室](#)[青森県三戸保健所](#)、八戸警察署及び八戸消防本部に対して災害発生について直ちに通報し、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

(2) 消防長の措置

ア 火災に際しては、施設の防火管理者との連携を密にして、施設の延焼防止、汚染区域の拡大を防止する。

イ 大量放出に際しては、関係機関と連携をとり、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(3) 八戸警察署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

8 放射性同位元素使用施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 放射性同位元素使用施設の管理者の措置

ア 災害の発生について速やかに原子力規制委員会、八戸警察署及び八戸消防本部に通報する。

イ 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講じる。

ウ 被害拡大防止措置を講じる。

エ 放射線治療中の被災者から他の者が被曝しないよう必要な措置を講じる。

(2) 市長の措置

放射線源の露出（密封線源）、流出（非密封線源）等について速やかに知事に報告するものとし、被害状況に応じ危険区域の設定等、被害拡大防止措置を講じる。

(3) 八戸警察署の措置

知事や消防機関と連携し、市民に対する広報、避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等の措置を講じる。

9 医療活動

医療活動については、第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

10 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第2-5-6節「交通対策」により実施する。

関係機関は、交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度又は重要度を考慮して、交通規制、応急復旧及び輸送活動を行う。

11 危険物等の大量流出に対する応急対策

(1) 大量の原油等の油が海上に排出された場合は、事故の原因者等が防除措置を講じる。

(2) 八戸消防本部は、危険物等が海上に大量流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(3) 八戸警察署は、関係機関と緊密に連携して市民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施する。

12 施設、設備の応急復旧活動

専門技術をもつ人材等を活用して、施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

13 災害広報・情報提供

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

14 災害復旧

物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画をあらかじめ定め、環境に配慮しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設等の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

15 応援協力関係

市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

自衛隊への災害派遣要請については、第4章第2-9-30節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第7節 大規模な火事災害対策

死傷者が多数発生するなど大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施する。

I 予防対策

[統括班、対策推進班、都市計画班、公園緑地班、建築指導班、農林班、学校教育班、八戸消防本部]

大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施するものとする。

1 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物の耐震・不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、海水・河川水等を消防水利として活用するための施設整備の促進等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定等による防災に配慮した土地利用への誘導等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送、受入等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離着陸場等の緊急救助用のスペースの設置を促進する。

2 火災に対する建築物の安全化

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対し、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置及び適正な維持管理のほか、防火管理者の選任、消防計画の作成、当該計画に基づく消火、通報、避難訓練の実施等防火管理上必要な業務が適正に行われるよう指導を徹底する。

3 建築物の安全対策の推進

- (1) 火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。
- (2) 高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等の配置の適正化、防火区域の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料及び防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図る。

4 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

5 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

6 救助・救急、医療及び消火体制の整備

- (1) 医療機関等の関係機関との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の救助・救急活動及び消火活動に備え、資機材等の整備促進に努める。
- (3) 大規模な火事への備えとして、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用並びに水泳プール、ため池等の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- (4) 平時から消防団、自主防災組織等と連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保並びに消防体制の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

7 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第10節「避難対策」により実施する。

8 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材を整備する。

9 防災知識の普及

- (1) 火災予防運動、防災週間等を通じ、市民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及・啓発を図る。
- (2) 地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、市民の適切な避難及び防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施するなど防災知識の普及・啓発に努める。
- (3) 学校等においては、学級活動、ホームルーム及び学校行事を中心に、教育活動全体をとおして防災に関する教育の充実に努める。

10 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、第3章第9節「防災訓練」により実施する。

II 応急対策

[八戸消防本部、統括班、対策推進班、農林班]

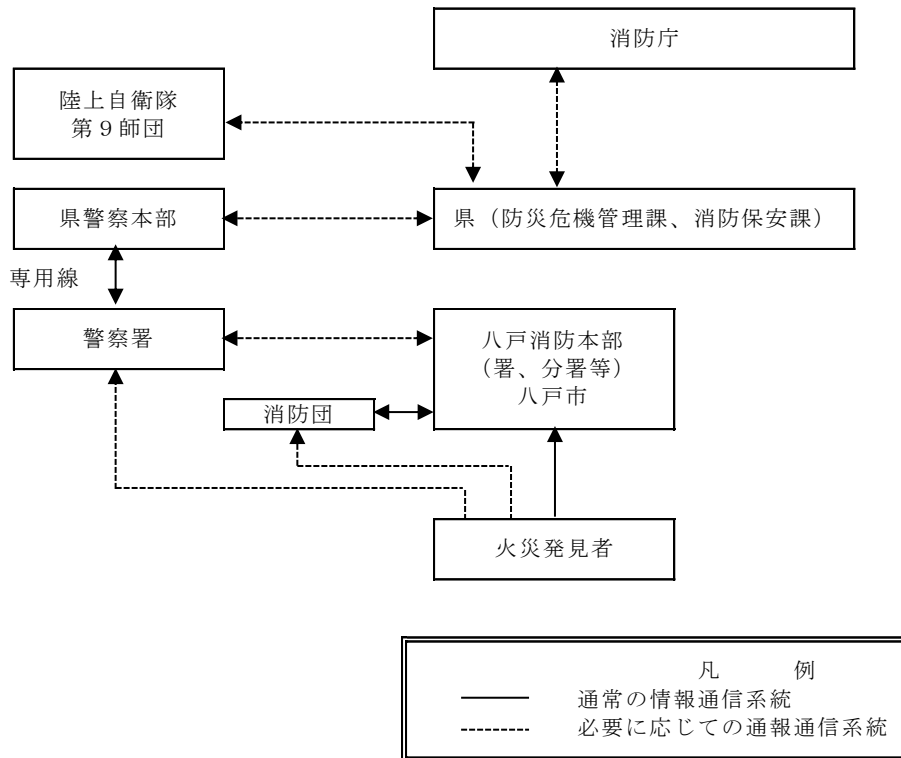
大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、以下のとおり応急対策を講じる。

1 実施責任者

大規模な火事の警戒及び防御に関する措置は、市長及び消防長が行うものとする。

2 情報の収集・伝達

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



3 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4 救助・救急活動

救助救急活動については、第4章第8節「救出」により実施する。

5 医療活動

医療活動については、第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

6 消火活動

消火活動については、第4章第6節「消防」により実施する。

7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第2-5-6節「交通対策」により実施する。

8 避難対策

避難対策については、第4章第5節「避難」により実施するものとする。

9 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

10 災害広報・情報提供

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関

等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

11 災害復旧

大規模火災に強いまちづくりへの復旧を行う。

12 応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第~~2-9~~30節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第8節 大規模な林野火災対策

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、又は被害の軽減を図るため、次のとおり予防及び応急対策を実施するものとする。

I 予防対策

[八戸消防本部、農林班、統括班、対策推進班]

林野火災を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生又は被害拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る計画を作成し、その推進を図る。

施設、設備の整備に当たり、第3章第3節「防災業務施設・設備等の整備」によるほか、次により実施する。

(1) 予防施設の整備

林野火災の発生を防止するため、林野内の道路、ハイキングコース等に火の取扱いの注意事項を記載した標識板の設置を推進するとともに、早期発見、初期消火等林野火災の被害の軽減を図るため、監視所、簡易防火用水等予防施設の整備に努める。

また、林道及び防火管理道の整備、防火線の敷設、防火水の確保等を実施するとともに、他の森林所有者等が行う事業に積極的に協力し、予防措置を講じる。

なお、予防施設の整備は、主として次により行う。

ア 消防用車両が通行可能な林道及び防火管理道の開設及び改良等を実施する。

イ 自然水利を利用した防火水を確保するとともに、堰堤等を利用し貯水施設を設ける。

ウ 防火線の設置及び整備を図るとともに、防火樹の植栽に努める。

(2) 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災特別地域対策事業を積極的に推進し、消防施設等の整備を図る。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

(1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

(2) 災害時の救助・救急に備え、資機材の整備に努めるとともに、林野火災に対する消防力の維持及び強化のため、積極的に防備資機材等を整備する。

ア 空中消火用施設の整備

空中消火を効果的に行うため、臨時ヘリポート等関連施設を整備する。

イ 消火資機材の整備

軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置等の林野火災用消火資機材を整備する。

5 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第10節「避難対策」により実施する。

6 施設、設備の応急復旧活動

所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材を整備する。

7 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、第3章第9節「防災訓練」による。

8 出火防止対策の充実

(1) 予防広報宣伝の充実

林野火災の出火原因は、たばこ、たき火等の不始末などの失火によるものが大部分を占めていることから、火災危険期に重点を置いて広報宣伝を実施し、防火思想の普及を図る。

ア 山火事防止強調期間の設定

林野火災の発生しやすい気象条件となる時期を山火事防止運動強調期間（4月1日～6月10日）として定め、関係機関が連携して各種の広域的な運動を展開する。

イ 山火事防止対策協議会の設置

[青森県三八地域県民局地域農林水産部農林水産事務所](#)その他関係機関と一体となり、山火事防止対策協議会を設置・開催し、関係機関及び団体の具体的実施事項を調整して山火事防止運動を強力に推進する。

ウ 新聞、ラジオ、テレビ等による広報宣伝

特に林野火災危険期及び山火事防止運動強調期間には、報道機関の協力を得て新聞、ラジオ、テレビ等により、林野火災予防の広報、宣伝を行う。

エ ポスター、看板等の設置

登山口又は林野内の道路・樹木等に防火標語等を掲示したポスター若しくは看板を設置し、又は横断幕等を掲げ注意を喚起するものとする。

オ チラシ、パンフレット等の作成・配布

林野火災予防に関するチラシ、パンフレット等を作成し、市民に配布するものとする。

カ 学校における標語等の募集

児童生徒の防火意識の高揚を図るとともに、家庭への浸透もあわせて図るため、林野火災予防に関する標語、ポスター等の募集を行う。

キ 広報車及びパレード等の巡回宣伝

山火事防止運動強調期間中に、広報車等による巡回宣伝、パレード等を実施し、山火事防止を呼びかける。

ク 火入れに関する条例の遵守

[農林業](#)従事者に対し、市火入れに関する条例を遵守させるとともに、作業火、たき火、たばこ火等についての注意を促すものとする。

(2) 巡視、監視の徹底

国、県及び森林所有者と連携をとり、定期的に巡視及び監視を実施するとともに、山火事防止運動強調期間には巡視員等を配置し、林野火災の早期発見及び初期消火に努めるほか、入山者等に対し、火気の取扱いについての指導を行い、火災発生の危険性を排除するものとする。

また、林野における治山、林道等請負工事については、火気の使用制限に配慮するとともに、作業現場における指導監視を徹底するものとする。

II 応急対策

[八戸消防本部、統括班、対策推進班、農林班]

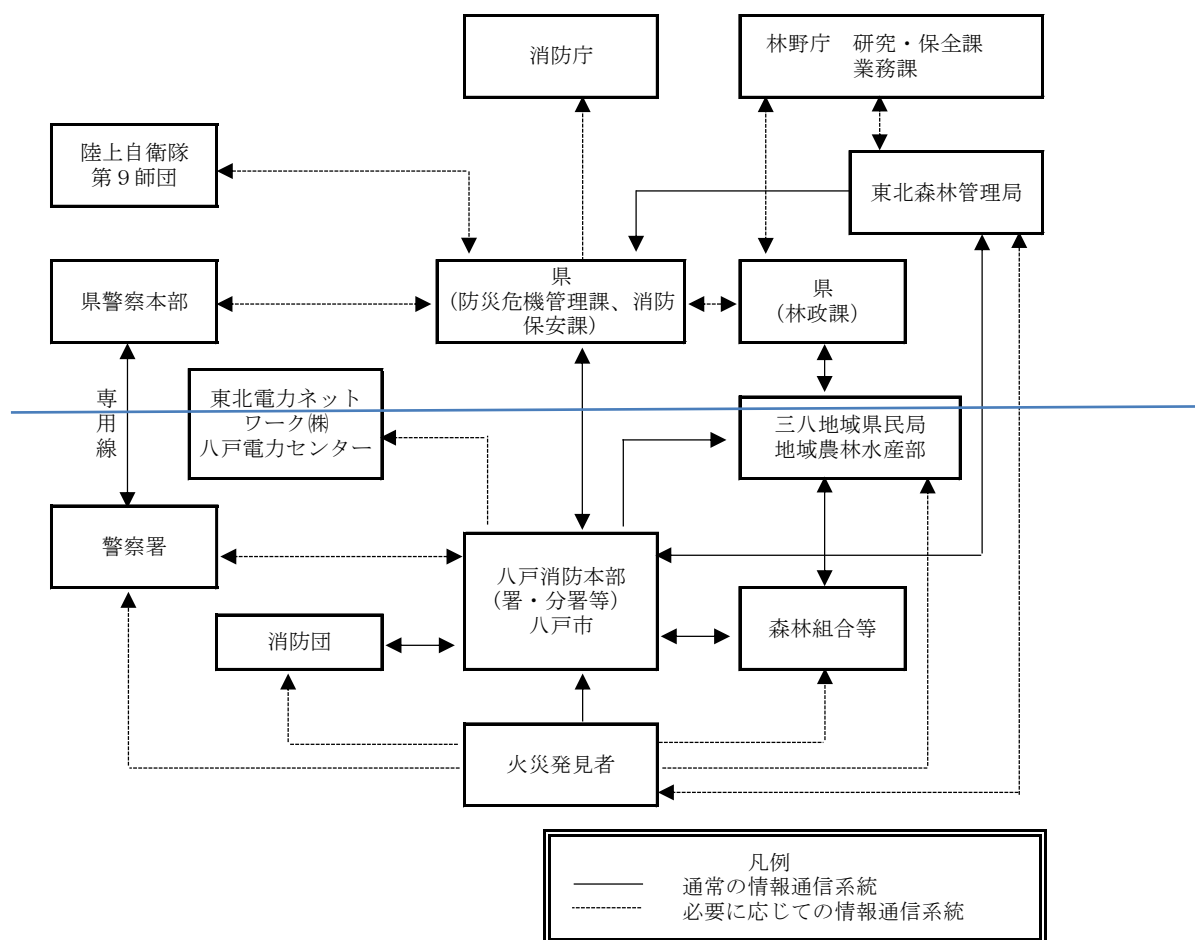
大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、延焼を防止し、被害を最小限に止めるため、次のとおり応急対策を講じるものとする。

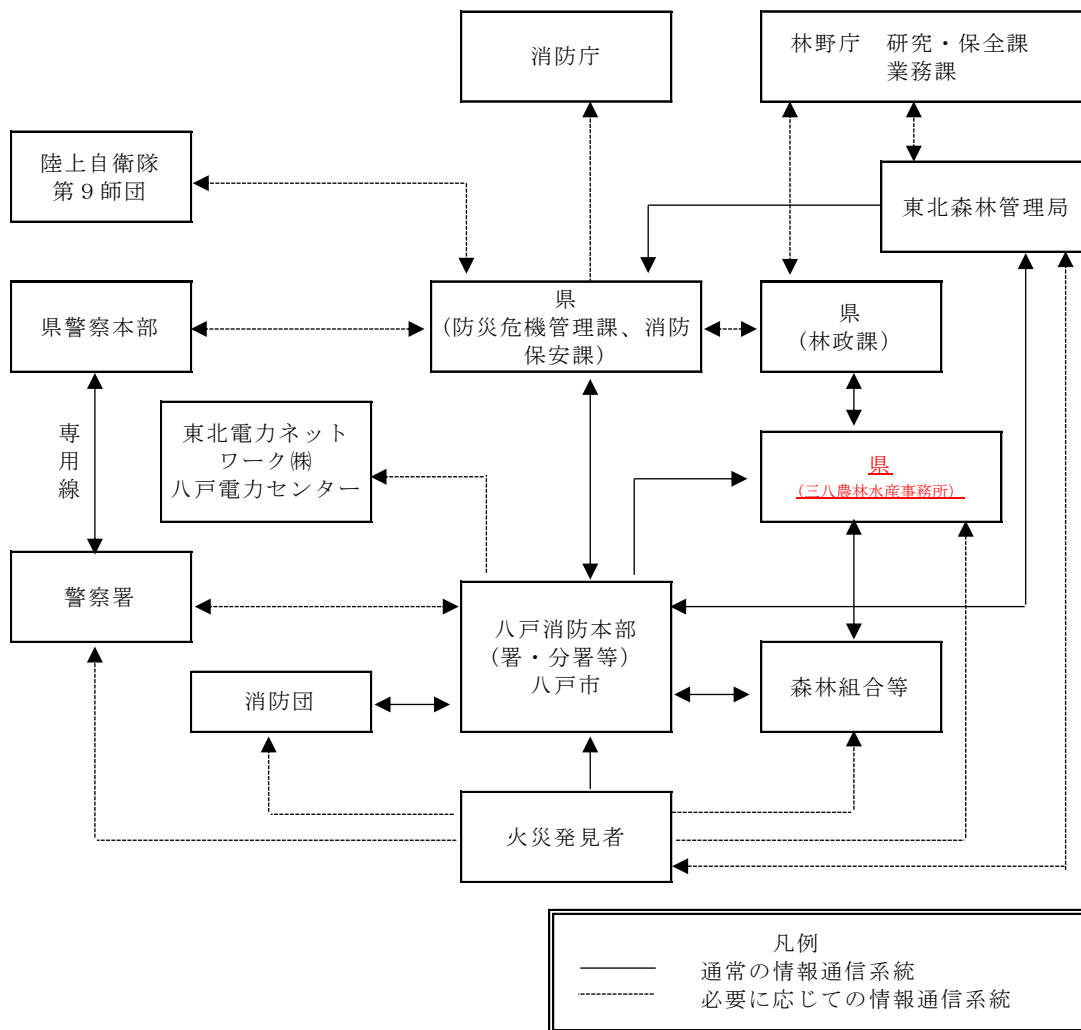
1 実施責任者

林野火災の警戒及び防御に関する措置は、市長及び消防長が行うものとする。

2 情報の収集・伝達

大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。





3 活動体制の確立

(1) 防御隊の招集、編成、出動等

林野火災が発生した場合の火災防御隊の招集、集合場所、編成、携行資機材及び出動については、消防計画の定めるところによる。

また、林野火災は、防御活動が比較的長時間にわたるため、食料、飲料水及び医療機材の補給確保を図る。

(2) 現場指揮本部の設置等

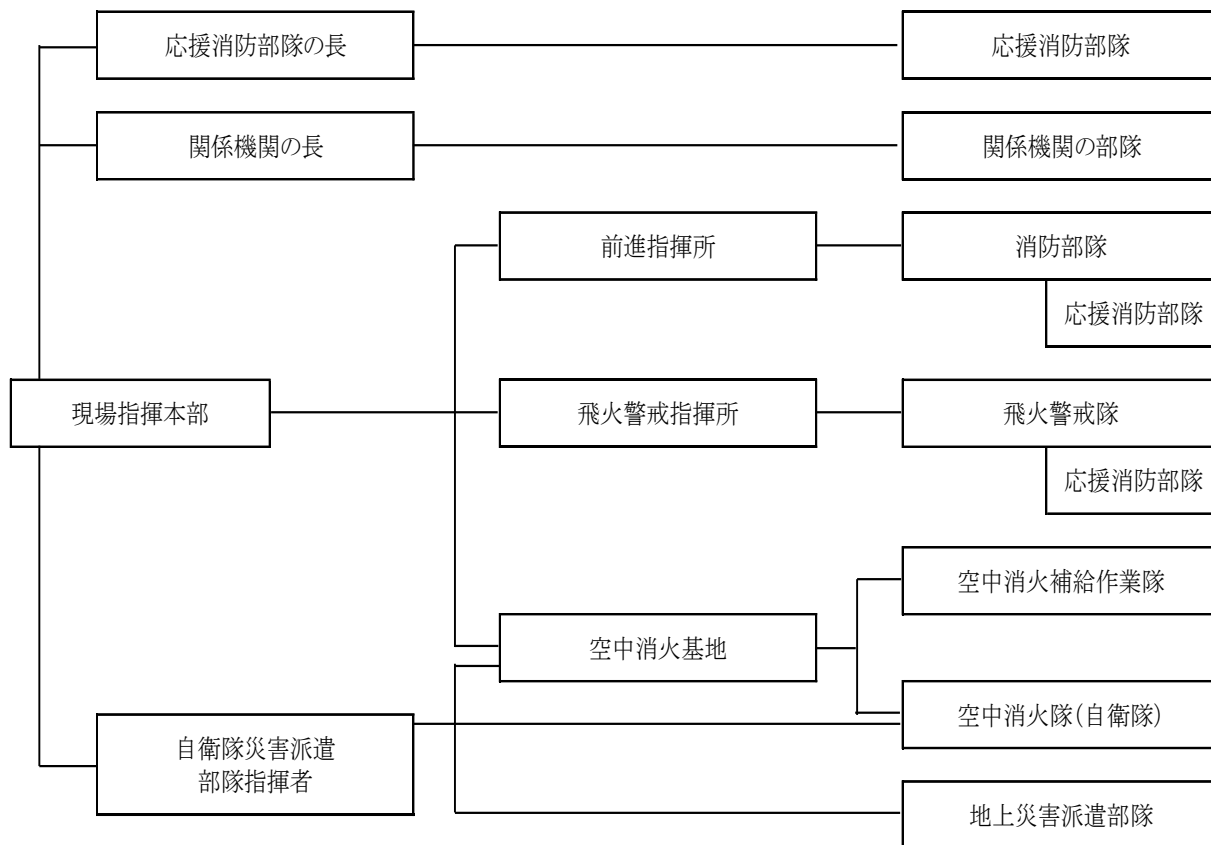
火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、県防災ヘリコプター、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるように現場指揮本部を設置し、関係機関の指揮者による連絡会議等を必要に応じて設け、消防長が現場最高指揮者として防御方針を決定し、有機的な組織活動を確保する。

火災の区域が二以上の市町村又は広域消防事務組合の区域にまたがる場合の現場最高指揮者は、当該消防長が協議して定める。

ア 現場指揮本部の指揮系統

現場指揮本部の指揮系統図は、おおむね次のとおりとする。

また、現場指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。

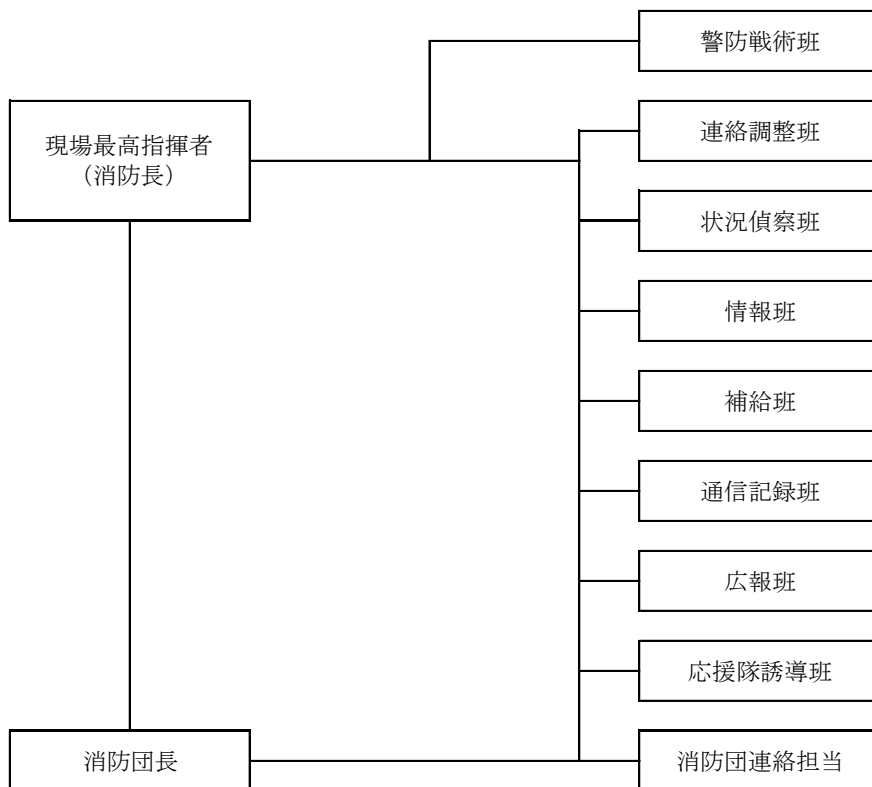


イ 現場指揮本部の設置場所

現場指揮本部は、付近一体が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等火災の状況及び防御作業の状況が把握できる位置に設置するよう努め、旗等により標示する。

ウ 現場指揮本部の編成及び任務

(ア) 現場指揮本部の組織は、おおむね次のとおりとする。



(イ) 任務

a 警防戦術班

防御線の設定、転進、空中消火、集落警戒等警防戦術について、次の事項に留意して現場最高指揮者を補佐する。

- (a) 消火隊の守備範囲を明確に指示する。
- (b) 交代要員を確保し、ローテーションを明確に指示する。
- (c) 予想される状況変化に応じた作戦をあらかじめ検討する。
- (d) 出動隊の車両の部署位置等を適正に指示する。

b 連絡調整班

市、八戸消防本部及び県との連絡調整、他市町村への応援要請等常時関係機関と連絡できるように体制をつくる。

c 状況偵察班

火災状況に応じ、延焼方向、入山路の状況、水利の有無等戦術上必要な情報を偵察収集する。

d 情報班

各方面の状況偵察班、前進指揮所、飛火警戒指揮所、空中消火隊等からの情報を収集整理する。

e 補給班

各出動隊に対する資機材、食料、燃料等の調達及び補給を行う。

f 通信記録班

各消防部隊との連絡を確実にを行うため、通信の確保及び混乱防止を図り、通信体制を確立する。

なお、記録責任者のもとに確実な記録をとる。

g 広報班

不確実な情報等による不必要な混乱を避けるため、火災の状況、消防部隊の活動状況、今後の見通し等について巡回広報、報道機関、町内会等を活用し、的確な情

報を市民に提供する。特に、報道機関に対しては、広報担当者が所定の場所で発表する。

h 応援隊誘導班

地元消防団員等地理精通者をもって編成し、応援隊を部署位置まで誘導する。

4 救助・救急活動

救助救急活動については、第4章第8節「救出」により実施する。

5 医療活動

医療活動については、第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

6 消火活動

消火活動については、第4章第6節「消防」によるほか、次により実施する。

(1) 地上消火

地上消火は、注水、叩き消し、土かけによる消火、防火線の設定及び迎え火により実施するものとする。

(2) 空中消火

空中消火は、次の場合のほか、火災の規模、火勢、気象条件、延焼速度、人的危険等の諸条件を考慮した上で、県防災ヘリコプターにより、又は自衛隊の災害派遣を要請して実施する。

ア 人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

イ 人命等の危険及び重大な事態があり、地形等の状況により地上の防御が困難な場合

ウ 人命等の危険及び重大な事態があり、火災規模に対して、地上の防御能力が不足し、又は不足すると判断される場合

(3) 残火処理

火災鎮火後、残火処理の徹底を期するものとする。

(4) 空中消火用資機材の活用

青森県防災資機材センター及び陸上自衛隊八戸駐屯地に備蓄している県の空中消火用資機材を活用する。

7 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第2-5-6節「交通対策」により実施する。

8 避難対策

林野火災発生時においては、次の事項に留意し、市民の安全を確保する。

(1) 入山者又は遊山者のあるときは、入山の状況、所在等について確認するとともに、携帯拡声機等を利用し、安全な場所に避難するよう呼びかけ誘導するものとする。

(2) 林野内の住家、山麓周辺の集落地等に延焼拡大のおそれがあるときは、飛火警戒隊等の消防隊が警戒区域を設定するとともに、建物及びその周辺に予備注水又は防御に適する防火線を設定し、居住者等の協力を得て防御に当たるものとする。

(3) 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、又は延焼するおそれのある場合、市民の生命又は身体を火災から保護するため特に必要があると認めるときは、市長は、当該市民に避難指示等を発令するものとし、避難の方法等は、第4章第5節「避難」によるものとする。

9 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

10 災害広報・情報提供

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」により実施する。

関係機関は、被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

11 二次災害の防止活動

林野火災により荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として、専門技術者を活用し、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係市民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山設備、地すべり防止施設等の整備を行う。

12 災害復旧

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

13 応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第2-9-30節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第6章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講じるべき措置は、次のとおりとする。

第1節 公共施設災害復旧

[共通]

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧体制を確立の上、災害復旧事業計画を作成し、実施する。

1 災害復旧体制の確立

- (1) 市長は、公共施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって県の関係部局に報告するとともに、県に準じて次の体制を整備するものとし、県と十分協議の上、迅速かつ適切な災害復旧対応を実施する。
 - ア 本庁舎、出先機関等との連絡を密にし、それぞれ報告責任者を定めておくこと。
 - イ 災害が発生した場合、本庁舎等の責任者は、できるだけ早急に被害箇所を巡視し、復旧工法の適否を確認すること。
 - ウ 被害箇所については、被災から査定申請までの経緯が分かるように事務処理を行っておくこと。
 - エ 査定を受けるための体制を確立しておくこと。
 - オ 被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生および拡大の防止等のため国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の受入体制を確立すること。
 - カ TEC-FORCEが出動した大規模災害で、現地において復旧方針などの助言を行うため、（公社）全国防災協会が派遣する災害復旧技術専門家の派遣要請および受入体制を確立すること。
- (2) 指定地方行政機関は、所管する公共施設に災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に対応できる体制を整備しておく。
- (3) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するものとする。

2 大規模災害における対応

市は工事の実施に高度な技術または機械力を要する場合の市道の災害復旧に関する工事について、必要に応じて国による権限代行制度に基づく支援を要請する。

また、市道（指定区間外の国道、県道又は市道のうち県が管理する道路と交通上密接な関連を有する者に限る。）について、必要に応じて県による権限代行制度に基づく支援を要請する。

3 災害復旧事業計画の作成及び実施

公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく災害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講じるとともに、その後の復旧事業については、次により計画を作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。

- (1) 公共施設災害復旧計画作成
 - ア 災害の程度による緊急の度合いに応じて、県を通じて国へ緊急査定又は本査定を要望する。

イ 災害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量及び設計を早急を実施する。
 ウ 緊急査定の場合は、国から事前に復旧計画指導のため現地指導官が派遣されることから、その指示に基づき周到な計画を作成する。

復旧計画の作成に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。

エ 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、原則として現年度内に完了するよう、施行の促進を図る。

オ 査定に失格したもので、再度災害の弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再調査の上、市単独債として実施する。

カ 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足若しくは質の低下又は資材の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討するとともに、工法にも検討を加えて計画する。

(2) 公共施設災害復旧事業の種類

県が実施する公共施設災害復旧事業の種類は次のとおりであり、必要に応じて県に事業の実施を働きかける。

ア 公共土木施設災害復旧（県農林水産部、県土整備部）

(ア) 河川災害復旧事業

(イ) 海岸災害復旧事業

(ウ) 砂防設備災害復旧事業

(エ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業

(オ) 地すべり防止施設災害復旧事業

(カ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業

(キ) 道路災害復旧事業

(ク) 港湾災害復旧事業

(ケ) 水道災害復旧事業

(コ) 漁港災害復旧事業

(~~ク~~) 下水道災害復旧事業

(~~シ~~) 公園災害復旧事業

イ 農林水産業施設災害復旧（県農林水産部）

ウ 文教施設等災害復旧（県教育委員会）

エ 厚生施設等災害復旧（県健康医療福祉部）

オ その他の公共的施設災害復旧（県関係部局、関係機関）

4 災害復旧資金の確保（県危機管理局財務部、東北財務局）

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講じるなど、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を県又は東北財務局青森財務事務所に働きかける。

(1) 県の措置

ア 災害復旧経費の資金需要額を把握する。

イ 災害復旧事業債により災害関係資金を確保する。

ウ 普通交付税の繰上げ交付及び特別交付税の交付を国に要請する。

エ 一時借入金、起債の前借り等により災害関係資金を確保する。

(2) 東北財務局青森財務事務所の措置

ア 必要資金の調査及び指導

関係機関と緊密に連携の上、県、市町村等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。

イ 金融機関の融資の指導

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、貸付の迅速化等被災

者の便宜を考慮した適時適切な措置をとるよう指導を行う。

ウ 災害つなぎ資金の融通

県、市町村に対し、災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）の融通を行う。

(3) その他の措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、国は公共土木施設、農地、農業用施設等、災害に係る地方債の元利補給を実施する。

5 計画的な復興

大規模な災害により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあっては、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した上、大規模災害からの復興に関する法律に基づいて、次のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。

(1) 復興計画の作成等

ア 被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し復興事業の円滑な遂行を図る。

イ 復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国、県、関係機関等との連携・調整を含む実施体制を確立するほか、必要に応じて県を通じて国に対し、財政措置、金融措置又は人的支援を求める。

ウ 復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復及び再構築に十分に配慮するものとする。

(2) 復興の理念、方法等

ア 復興は市民の安全と環境保全等にも配慮し、現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。

イ 市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。

ウ 市民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施施策等の情報を提供し、市民の合意形成を図る。

第2節 民生安定のための金融対策

[商工班、農林班、水産班]

災害により被害を受けた個人、団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のとおり金融措置を講じるよう県に働きかけるものとする。

1 農林水産業復旧資金の活用（県農林水産部）

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づく天災資金、株式会社日本政策金融公庫の農林漁業施設資金（災害復旧）等の円滑な融資について指導する。

2 中小企業向け復興資金の活用（県商工労働経済産業部）

県は、災害により被害を受けた中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、金融機関、商工団体等の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧に向けた資金の活用について周知徹底を図る。

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

[共通]

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。

国、県及び市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難者の情報管理に係る手続きのほか、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続きが円滑に行われるよう、デジタル化や先進技術の導入に努めるものとする。

1 被災者に対する職業のあっせん（青森労働局）

災害による勤務先の会社、事業所、工場等の滅失により、職業を失った者に対し、次のとおり必要な就職のあっせんを行い、被災者の生活の確保を図るものとする。

(1) 職業あっせんの対象者

災害のため転職若しくは一時的に就職を希望している者又は被災以前からの求職者であって被災に伴い求職活動の援助を特に行う必要があると認められる者

(2) 職業相談

被災地を管轄する公共職業安定所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

(3) 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、当該各公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、必要に応じて関係公共職業安定所及び他県に対しても求人開拓を依頼する。

(4) 職業のあっせん

職業相談又は求人開拓の結果に基づき、被災者の求職希望に応じた職業を紹介するよう努める。

2 租税の徴収猶予、減免

国、県及び市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求及びその他書類の提出並びに納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を実施するものとする。

3 郵便業務に係る災害特別事務取扱い（日本郵便株式会社）

災害救助法の適用を受けた災害地の被災者に対して、郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除措置を講じる。

4 生業資金の確保（福祉政策課、県健康医療福祉部、県・市社会福祉協議会）

災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。

(1) 生活福祉資金の貸付

実施機関：青森県社会福祉協議会

申込先：八戸市社会福祉協議会

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

実施機関：市

申込先：こども家庭相談室

(3) 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

実施機関：市

申込先：福祉政策課

5 生活再建の支援（国、県、市）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

被災者が遺漏なく支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策及び被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。あわせて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

6 義援物資、義援金の受入れ（県健康医療福祉部、県出納局、市）

(1) 義援物資の受入れ

県民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県に報告する。

(2) 義援金の受入れ、配分

県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県が受入れたものについては、県が配分委員会を組織し、協議の上、市を通じて被災者に配分する。また、市で受入れた義援金は市が適切に保管し、市配分委員会を組織し、協議の上、被災者に配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

7 住宅災害の復旧対策等（県国土整備部、市）

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の融通等を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(1) 災害復興住宅資金

県及び建築指導課は、災害復興建築物及び被災建築物資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る。

(2) 災害特別貸付金

建築指導課は、被災者の希望により災害の実態を調査した上で被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込の希望者に対して借入れの指導を行う。

(3) 住宅相談窓口の設置

住宅金融支援機構は、県と協議の上、必要と認められる市町村に住宅相談窓口を設置し、相談を受け付ける。

8 生活必需品、復旧用資機材の確保（~~県健康福祉部~~、~~環境生活部~~等各部局）

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実施するため、生活必需品及び災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するとともに、関係機関と緊密な連携協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講じる。

9 農業災害補償（県農林水産部）

県は、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、補償業務の迅速化、かつ適正化を図る。

10 漁業災害補償（県農林水産部）

漁業経営者の災害によって受ける損失を補償する漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく漁業共済について、補償業務の迅速化及び適正化を図る。

11 罹災証明の交付体制の確立（市、県関係部局）

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査及び罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行なうとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。

12 被災者台帳の作成（市、県関係部局）

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

13 被災者の住宅確保の支援（県県土整備部、市）

被災者の住宅確保のため、災害公営住宅を建設するとともに、既設公営住宅への特定入居を行う。また、できる限り早い段階から被災者の特性及びニーズを把握し、提供域間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

14 援助、助成措置の広報等（県関係部局、市）

被災者、被災中小企業等に対する援助及び助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。

第4節 罹災証明書及び被害届出証明書の発行

[商工班、調査班、農林班、水産班、建築指導班、八戸消防本部、動員班]

風水害の災害等により市内で住家等が被災した者に対し、被災者支援を適切かつ円滑に実施する前提となる罹災証明書及び被害届出証明書を遅滞なく交付するための体制を整備する。また、住宅被害の調査に従事する職員の育成や業務マニュアルの整備、他の地方公共団体等との連携確保等、罹災証明書及び被害届出証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に平時から努めるものとする。

1 実施責任者

罹災証明書及び被害届出証明書は、市長（火災の場合は消防署長）が交付する。

2 災害の種類

罹災証明書及び被害届出証明書で証明する災害の種類等は、次のとおりとする。

(1) 罹災証明書

災害により被災した住家等について、その被害程度を証明する。

(2) 被害届出証明書

被災者から被害の届出がなされたことを証明する。（被害の届出内容を証明するものではない。）

災害の種類	交付者	証明事項	
		罹災証明書	被害届出証明書
火災	消防署長	火災の程度	
暴風	市長	住家等の被害の程度	被害の届出の行為
竜巻			
豪雨			
豪雪			
洪水			
崖崩れ			
土石流			
地滑り			
高潮			
地震			
津波			
その他市長が必要と認める災害			

3 交付の手順

(1) 申請

罹災証明書及び被害届出証明書の交付を希望する者は、所定の様式に被害状況が確認できる資料を添えて、市長へ申請するものとする。ただし、市長により被害状況の確認を受けている住家等については、当該資料を省略することができる。

(2) 被害調査（罹災証明書のみ）

ア 市長は、罹災証明申請書に記載された災害による被害の内容について調査する。

- イ 住家等の被害調査に係る認定基準は、「災害の被害認定基準」、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等の国が示す被害認定基準を準用する。
- ウ 市長は、申請者に対し証明に必要な資料を求めることができる。
- エ 申請者は、市の調査結果に異議がある場合に再調査を求めることができるものとする。

(3) 交付

- ア 罹災証明書は、調査結果に基づき交付する。
- イ 被害届出証明書は、被害の届出を受理した証明として交付する。

4 業務実施体制

罹災証明書及び被害届出証明書の交付に必要な実施体制等を次のとおり定める。

(1) 申請窓口

- ア 罹災証明書の申請窓口及び交付は、調査班（住民税課）とする。
なお、「震災に伴う火災」の指定を受けた火災の場合は、申請窓口に八戸消防本部職員（予防課又は管轄署）が待機し、火災によるり災証明書交付に対応する。

イ 被害届出証明書の申請窓口及び交付は、調査班（住民税課）とする。また、事業用資産に関する被害については、商工班（商工業関係：商工課、産業労政課）、農林班（農業関係：農林畜産課及び農業経営振興センター）、水産班（漁業関係：水産事務所）とする。

(2) 調査の実施と調査人員の確保

- ア 調査班は、必要に応じて建築指導班の協力を得て、住家等の被害調査を行う。
- イ 調査財政部長は、災害の状況・規模に応じ動員班（人事課）へ建築技術職員の動員を要請する。
- ウ 調査財政部長からの動員要請を受け、動員班は、庁内各課の建築技術職員の動員を実施する。
- エ 動員班からの要請を受け、庁内各課長は、当該職員を被害調査事務に従事させるものとする。

5 その他必要な措置

(1) 職員の育成

担当班及び関係班は、平時から住家等の被害調査に係る研修を実施し、実務の習熟を行う。

(2) 業務マニュアルの作成

罹災証明書及び被害届出証明書の交付に関する業務を円滑に処理するため、担当班は、関係班と共同で罹災証明書及び被害届出証明書に関する規定や様式及び業務マニュアルを作成する。

6 応援協力関係

(1) 職員の派遣要請及びあっせん要求

- ア 市長は、被害調査に必要な専門的知識を有する職員等が不足する場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請する。
- イ 市長は、被害調査に必要な専門的知識を有する人員等を確保するため、建築士、不動産鑑定士あるいは土地家屋調査士等が組織する団体と連携する手法を検討する。

八戸市地域防災計画〔風水害等災害対策編〕

令和8年3月修正

作成・発行 八戸市防災会議 八戸市

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

TEL 0178-43-2111(代表) FAX 0178-45-0099